

PDF issue: 2024-11-25

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論 一語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の 変容一

石黒, 慶太

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2024-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8541号

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482289

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論 一語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容一

2023年1月

神戸大学大学院人間発達環境学研究科

石黒 慶太

序	章	• • •	• • • •	•••	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •			• • •	٠.	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	· • • •	•••	•••	• • •	·· 1	
	第	1	節		本	研	究	の	背	景	.					••				•••				•••						•••				· • • •				·· 1	
	第	2	節		本	研	究	の	目	的	J ··					••	•••			•••			•••	•••	•••				•••	•••			•••	· • • •				1	1
	第	3	節		本	研	究	0)	研	究	方	污污	きに	- 3	おり	ナ	る	特	徴	と	意	義						• • •		•••				· • • •				13	3
	第	4	節		本	論	の	構	成							•••	• • •						•••		•••			• • •	•••	•••	•••			· · · ·				22	2
	[引	用	文	献]	•••			•••						••				•••					•••		•••	• • •	•••	•••	· • •			· · · ·				26	6
第	1	部	5	知	的	障	害	の	あ	る	成	t J	、男	ま 作	生の	り	ſ.	性	の	自	己	決	定]	を	周	囲	が	ど	う:	支	える	る	カュ・				27	7
第	1	章		知	的	障	害	の	あ	る	,成	え ノ	、男	 1	生の	カ	性	的	欲	求	と	ボ	ラ	ン	テ	イ	ア	寸	体	が	実	施一	す	るき	学者	習:	会-	一瑪	北
と	そ	<i>(</i>)	意	義	_	•••	•••		•••	•••						••	•••	• • •		•••			•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	· • •			· • • •				27	7
	第	1	節		問	題	と	目	的	· • •						••	•••	• • •		•••			•••		•••		•••	•••	•••	•••				· • • •				27	7
	第	2	節		手	続	き	•	方	法	;					••	•••	• • •	•••	•••			•••		•••		•••	• • •	•••	•••				· • • •				29	9
	第	3	節		ボ	ラ	ン	テ	イ	ア	. 过	[存	カ	3	実方	拖	す	る	学	習	会	の	意	義	と	可	能	性	に	つ	٧٠.	て・		· • • •				3	1
	第	4	節		本	章	の	ま	と	X)) —	- 矢	口台	5 β	章言	丰	の	あ	る	成	人	男	性	の	性	的	欲	求	と	ボ	ラ	ンう	テ	イブ	ア	団(本力	ぎ 実	逐施
	す	る	学	習	会	に	つ	٧١	て	0)) 総	\$ {	}	子多	察-	_	•••	• • •		•••			•••		•••		•••	•••		•••				· • • •				…43	3
	[注		•••	•••		•••		•••	••						••	•••	• • •		•••			•••		•••		•••			•••				· • • •				4	4
	[引	用	文	献]	• • •	•••	•••	•••						••	•••			•••					•••		•••	• • •	•••	•••	· • • ·							4	4
第	2	章		知	的	障	害	の	あ	る	成	t J	、男	ま 作	生の	D 1	性	的	欲	求	を	語	る	ک	٤	^	の	忌	避	感	. ح	その	か	変え	容・			46	6
	第	1	節		問	題	と	目	的	· • •						••	•••	• • •		•••			•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••				· • • •				46	6
	第	2	節		手	続	き	•	方	法	<u>;</u>				•••	••	•••		•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••			•••	· • • •				48	8
	第	3	節		知	的	障	害	の	あ	っる	万	え ノ	Ę	男化	生	Ø) •	性	的	欲	求	を	め	ぐ	る	相	談	支	援	専	門。	員(カ i	語(り。	د ح	その	り構	造
	•••			•••	•••		•••	•••	•••	•••						••	•••	• • •		•••			•••		•••		•••			•••				· • • •				5	1
	第	4	節		本	章	の	ま	と	X)) —	- 矢	口台	ៗ [章言	丰	の	あ	る	成	人	男	性	の	性	的	欲	求	を	語	る	ر ح	노.	\sim (カネ	忌道	壁原	及と	そ
	の	変	容	の	総	合	考	察	_	. .						••	•••	•••		•••			•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	· • • ·							68	3
	[注		•••	•••	•••	• • •									••	•••	•••		•••								• • •	•••	•••	· • •							68	3
	ľ	引	用	文	献	1																																69	9

第	3 章 知	的障害のある成人男性の性を支援するとはどういうことか一結婚支援に関与す
る	女性職員	の語りから―71
	第1節	問題と目的71
	第2節	手続き・方法75
	第3節	知的障害のある成人男性の性をめぐる支援のエピソードの記述とメタ考察
		79
	第4節	本章のまとめ一結婚支援に関与する女性職員が知的障害のある成人男性の性を
	支援する	とはどういうことかについての総合考察―98
	【注】…	
	【引用文	献】102
第	2 部 知	的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会から認められるとはどうい
う	ことか…	
第	4章 知	的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識104
	第1節	問題と目的105
	第 2 節	手続き・方法109
	第3節	知的障害のある成人男性の射精をめぐるエピソードの記述とメタ考察112
	第4節	本章のまとめ―知的障害のある成人男性の射精に対する希求性についての総合
	考察—…	
	【注】…	
	【引用文	献】128
第	5 章 知	的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消一女
性	セックス	ワーカーに内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ―130
	第1節	問題と目的130
	第2節	手続き・方法135
	第3節	知的障害のある成人男性との性行為をめぐるエピソードの記述とメタ考察…
	第4節	本章のまとめ一知的障害のある成人男性との性行為に対して女性健常者がもつ
	内面化さ	れたフォビアから脱規範・越境的連帯への創造についての総合考察―161

	Ξ]				•••••		• • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • •			162
【引	用り	文献】·														·· 162
第3部	3 矢	印的障:	害のこ	ある月	成人男	性の性	生的欲	求をと	ビう ŧ	足える	5か…					164
第 6 章	直 南	商品化	され	た支担	爰関係	のもと	こでの	知的障	章害す	者の主		上一関	係論的	内主体(生概念	念から
連帯的	主体	本性概:	念へ-													·· 164
第 1	節	問題	と目に	的												·· 164
第 2	節	これ	まで	の主体	本性概	念の考	考察…									·· 166
第 3	節	現代	生会!	におり	ける知	的障害	言者に	関わる	る支担	援者の	シ主体	体性に	ついて	ての検討	計—=	中間考
察と	こして	<···														·· 180
第 4	節	関係	論的:	主体作	生概念	で支援	爰者の:	主体性	生が反	成立す	トるた	こめの	条件の	り検討・		180
第 5	節	本章	のま	とめ-	一商品	化され	た支き	援関係	系のす	もとて	ごの矢	口的障	害者の	の主体は	生に~	ついて
の総	合き	考察—·														·· 192
【注	E]															·· 193
【弓	用月	文献】·														194
第7章	ī į	ジェン	ダーラ	鉄序り	こおけ	る知的	 り障害	のある	る成っ	人男性	生の性	生の位	置づり	ナ―性に	的欲习	求と性
		ジェン _: 関係を														
	このほ	関係を	どの。	ようし	こ捉え	るかー										·· 197
的主体	の関節	関係を	どの。 と目i	よう! 的	こ捉え	る かー 										·· 197 ·· 197
的主体 第 1 第 2	節節	関係を 問題	どの と目! ンダ [、]	よう! 的…· 一秩!	こ捉え 字にお	るか- ける性	上的欲	 望概 <i>念</i>	 念にタ	 対する		·····································	 計一個		 望を加	…197 …197 扇動す
的主体 第 1 第 2	のりののりのである。	関係を 問題 ジェ: 規範と	どの と目1 ンダ [、] 生的?	よう! 的…・ 一 鉄望?	こ捉え 字にお を抑え	るか- ける性 る文化	 生的欲 : : 規範-	 望概 <i>念</i> 	 記に対	 対する	·····································	········· ······ ·······	 計一作		 望を加	…197 …197 扇動す …204
的主体 第 1 第 2 る	の節節に対	関係を 問題 ジェ: 規範と	どとン生産	よ 的 一 欲 の 秩 望 あ	こ 字 を る お え お え 人	るか- ける性 る 男性か	上的欲 上的欲 ご規範 ご性的	 望概 <i>念</i> 一 主体に	 念に対 	 対する るとに	 か批半 よどう	····································	 討一!! 	生的欲』	 望を加 	…197 …197 扇動す …204 …216
的主 第 1 第 3 第 3 4	の節節は節節	関係を 問題 ジェン 規範 知的	どとン生障の目が的害ま	よ 的 一 欲 の とう … 秩 望 あ めー	こ 字 を る 一 お え お え 人 ェ	る かー ける 性 る がっ また	 生的欲	望概 <i>念</i> 一 主体に	 念に対 こなる けるり	 対する るとに 知的障	 5 批半 よどう 章害の	········ ······ ······ · いうる	 討一性 ことな	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	望を加いた。 望を加いた。 性的領	··197 ··197 扇動す ··204 ··216 次求を
的 第 第 る 第 第 性体 3 2 文 3 4 的	の節節化節節主	関係を 問 ジ 範 知 本 章 (どとン生章の関の目が的害ま係	よ的一欲のとでり、秩望あめど	こ 字 を る 一 の捉 に 抑 成 ジ よえ 人 ェ う	る	上的 裁	望概 <i>念</i> 一 主体に につい	 念に対 こなる ナマー	 対する るとに 知的障	 る批半 まどう 章害の	······· ····· ····· ···· ··· ··· ··· ·	 討一性 ことな 成人与	生的欲。 か 男性の(望を加 生的領	・・197・・197扇動す・・204・・216次求を・・228
的第第る第第性【	の節節化節節主	関係を問いる。これを問いる。これを知りませる。これをいる。これをいる。これをいる。これをいる。これをは	どとン生章の関:の目ダ的害は係に	よ的一欲のとで:う:秩望あめど:	こ . ・ 字 を る 一 の	る… ける男ンに…か…る文性が、ないない。		望概 <i>念</i> 一 主体に におり	念に対 なる ナ	 対する る 的 	 5 批半 はどう 章害の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 討一性 ことな 成人!	生的欲望 別······· 男性の(望を加 生的領 	 ・・197 ・・197 扇動す ・・204 ・・216 次求を ・・228 ・・229
的第第る第第性【	の節節化節節主	関係 問 ジ 範 知 本 と … 本 …	どとン生章の関:の目ダ的害は係に	よ的一欲のとで:う:秩望あめど:	こ . ・ 字 を る 一 の	る… ける男ンに…か…る文性が、ないない。		望概 <i>念</i> 一 主体に におり	念に対 なる ナ	 対する る 的 	 5 批半 はどう 章害の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 討一性 ことな 成人!	生的欲望 別······· 男性の(望を加 生的領 	 ・・197 ・・197 扇動す ・・204 ・・216 次求を ・・228 ・・229
的第一第一条一件を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	の節節化節節主】用の節節	関係 問 ジ 範 知 本 と … 本 …	どとン生章の関::の目ダ的害は係	よ的一欲のとで::う:秩望あめど	こ .	る… ける男ンにか…る文性ダ捉		望概念 一 本 は に		 対する る 的 	 5 批半 はどう 章害の 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 討一性 ことな 成人身 	生的欲 男性の 	望を炒	 ・・197 ・・197 扇動す ・・204 ・・216 次求を ・・228 ・・229 ・・230
的第一第一条一件を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	の節節化節節主】用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関の関ので、関いて、観いない、観いない。 一、	どとン生章の男・・・・の目が的害ま係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	よ的一欲のとで:::う:秩望あめど	こ ・ 字 をる 一 の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る… ける男ンにか…る文性ダ捉		望概念 一主ににいい。		 対する る 的 		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 計一性 こ 及 人 ^身 	生的欲望 		 ・・197 ・・197 ・・197 ・・196 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【引用文献】		244
--------	--	-----

第1節 本研究の背景

1-1 日常における個人的な出来事から生起したマジョリティとしての揺らぎ「あなた、何しているの!」

数年前の夏、電車の車内において、正面に座っていた中年の女性二人組の一人が、筆者の右隣に座っていた女性に向けて放った言葉であり、筆者が本論をめぐる問いをもつ契機にもなった言葉である。

その日、筆者は普段通りに職場から帰宅するため、電車に乗った。車内は人が少なく、 快適に帰宅できると思い、いつものようにロングシートの端に座ることにした。しかし電 車が動き出す直前、車内には空席が目立っているも関わらず、20代半ばから後半と思われ る女性が、筆者の右隣に座ったのだ。不思議と嫌な予感がしたものの、筆者がその場から 移動することは何か違うし、もしかすると、隣に座った女性に対しても失礼になると思わ れたため、腕組みをしながら目を閉じてそのまま座り続けることにした。

電車が動き出してすぐ、筆者の右腕に何かが当たる感触があった。薄目を開けてちらっと右を見ると、筆者の右隣に座った女性の左腕が、筆者の右腕に当たっていたのだ。筆者は、女性の左腕が筆者の右腕に触れていたのは、おそらく電車の揺れによるものだと思い込もうとしたものの、言葉では表現できない恐怖が迫ってきた。徐々に筆者の右腕に触れる女性の左腕のかすかな感触は密着したものになったため、次の駅で別の車両に移ろうと考えていた。

間もなく電車が、次の駅に停まろうとスピードを落とし始めた直後、筆者の右腕が誰かに強く握られたため、驚いて閉じていた目を開いたところ、右隣に座っていた女性が筆者を睨みながら、筆者の右腕を掴んでいたのだ。筆者はこの状況が理解できず、身体は硬直し、頭のなかがパニック状態になった。その時の筆者の状況を違う言葉で表現するならば、これまで自分とは関係のない日常のところで起こっているものだと捉えていたものが、今、この場で、フィクションではない現実に、筆者を引きずり込んだと表現できるかもしれない。さらに、起きている状況を整理して他者に伝えるにしても、その他者が存在せず、筆者の右隣に座っている女性に対する抵抗や抗議の言葉を奪われていたということにもなろう。この時の状況に対する抵抗や抗議の言葉を奪われていたとは、筆者が右隣に座っていた女性や、周囲にまばらに座っていた人たちから発言の機会を物理的に奪われていたとい

うことを意味しない。そうではなく、今、この場で、フィクションではなく、現実として 起こっている状況に対して、筆者がどれだけ抵抗や抗議の言葉を発したとしても、周囲は 筆者の言葉を意味のないものとして棄却し、一方的に筆者を性的加害者として配置するこ とによって、社会の秩序を平穏無事なものとして回収しようと試みるのではないか、と筆 者の身体に感覚的にではあるが、伝わってきたということである。

筆者は、なぜ女性が隣に座ってきた時に移動しなかったのか、いや、少なくとも右腕に女性の左腕が触れている感覚があった時点で、別の車両に移ることをしなかったのか、と 筆者は自分を責めることしかできなかった。

後悔や反省、そして諦めといった言葉が、筆者をズタズタに傷つけているなか 「あなた、何しているの!」

と、正面に座っていた中年の女性二人組の一人が、筆者の右隣に座っていた女性に向けて放ったのだ。

筆者の右隣に座っていた女性は、その言葉に驚いたのか、それとも何か事前に計画していたことが上手く実行できないと判断したのかは不明だが、筆者の右腕から掴んでいた手を放し、電車を降りて改札の方へ走っていった。

「大丈夫だった?」

正面に座っていた二人組の女性が筆者にかけてくれた言葉は、筆者に生起した後悔や反省、そして諦めといった身体に伝わってきた感覚から救ってくれたものにとどまらなかった。むしろ、筆者自身のこれまでの事象に対する捉え方を改めて省察する契機につなげてくれたのだ。

なぜ、そもそも女性の腕が筆者の腕に当たった瞬間、嫌な予感が生起してしまったのか。 また、女性に腕を掴まれた状況が、筆者の身体を硬直させ、筆者の状況に対する抵抗や抗 議の言葉を奪ったのか。これらについて、そのように筆者自身が理解してしまうことにつ なげる社会的背景があるとすれば、それは何か、ということでもあろう。これらについて 一つには、筆者が男性/女性における関係性を性的加害者/性的被害者という関係で内面化 していたからだと考えられる。

しかしこれは一方で、筆者が男性/女性における関係性を性的加害者/性的被害者という 関係として内面化し、そのように理解することに合理性をもつ社会的背景があり、そうい った社会的背景そのものを社会規範や文化規範として筆者が理解し、従っていたからだと 考えることもできる。 たしかに社会において、男性/女性の関係は対等だとはいえない。明らかに女性は、男性との非対称性に基づいて、差別や抑圧を被っている。このことは、筆者が幼い頃から感じていた。筆者の両親は共働きであり、母親は女性が家事をするものと理解してはいけないと言いながら家事をしており、父親は男性も家事をしなければならないと言い、家事をしていた。幼い頃の筆者にとっては、男性であるか女性であるかということは関係なく、家事は家族が協力するものだと理解していたが、友人や家族以外の周囲の大人によって、筆者の家族はあくまでも珍しい家族のカタチ、すなわち一般的でない家族のカタチなのだと気づかされた。

周囲から家事をする父親は評価され、母親は羨ましがられていた。筆者はそのことについて不思議でしかなかった。なぜなら反対に、周囲の家事をしている母親が評価され、父親が羨ましがられるという状況に出会ったことがなかったからである。子どもながら、周囲からの反応に対し、筆者は自分の家族のカタチを知られることはいけないと感じ、他者から家族のことを聞かれたとしても、あまり応えなかった記憶がある。

そういった環境に対して敏感になっていたためか、筆者は幼い頃から、自分が何なら語ってもいいのか、何は語ってはいけないのかという取捨選択をしていた。そういった子どもは非常に珍しかったのだろう。周囲の大人たちから「いい子」として評価され、その「いい子」という枠組みから外れてはいけないと感じていた筆者は、「いい子」としての子どもを演じるという子どもらしくない子どもであり、疲弊していた記憶がある。しかし今になって思い返せば、周囲の大人たちにとっての「いい子」は、周囲の大人たちにとっての「都合のいい子ども」だったのかもしれない。

今、思い出してみると、そのような社会規範や文化規範を疑うことをしないまま、規範という枠組みに収まってしまっていたために、男性/女性における関係性を性的加害者/性的被害者という一方的な関係として内面化していたということは否定できない。だからこそ筆者は、女性に腕を掴まれたにも関わらず、自分が性的加害者として配置されたと理解することにつながったのだろう。

話を戻そう。正直、筆者は電車内での出来事にあうまで、男性/女性における関係性を性的加害者/性的被害者という関係でもって捉えてしまっていたといえる。このことは、これまで性的マイノリティといった LGBTQ の人たちと出会ったことがないということや、LGBTQ の人たちに対して、差別的な関わりをしてきたということではない。性的マイノリティの友人や知り合いはいるし、「性的な」ということに縛りがなければ、外国籍の友人も多くい

る。しかし彼ら彼女らが、社会や他者との関係において被っている差別としての「語り」を、自分は差別をしていないという前提をもちながら、どこか差別主義的な人たちによって、差別/被差別の事件や事象が生起しており、それが情報として自分の耳に入っていたということは、恥ずかしながら事実だっただろう。このことは、自分は差別をしているはずがない、ということを前提にしてしまっており、自己に潜む権力性や抑圧性についていちいち考えたことがなかった、ということでもあるだろう。いちいち考えなくてもよかったということは、他者を自己から切り離し、自己のマジョリティとしての権力性や抑圧性に気づいてしまうことから逃れようとしていたのかもしれない。

人と人との関係性における自己の権力性を疑う必要を感じなくても、平穏無事に日常を送れるということは、まさにマジョリティとしての特権ではないか。さらに言えば、マジョリティとしての権力性を支える社会や文化、そして規範をいちいち疑うことなく、日常を送っている筆者は、マイノリティに向けて発露されるマジョリティの権力性を支えてしまっていたと同時に、マイノリティとしての存在をマジョリティとの非対称性に基づいて創りだすという作業に関与してしまっていたのではないか。そしてこの経験は、自分自身も被害者になり得るという脆弱性、そしていかに自分が、シスへテロ健常者がもつ権力性に対して無自覚であったか、ということについても気づかせた。そのようなことを考え始めた筆者は、自分自身が情けなく、そして怖く感じられた。しかし自分自身が情けなく、そして怖く感じられたということは、筆者にとっては新たな自己の発見でもあり、新たな自分と出会えることにつながるという喜びでもあった。もともと社会を疑う姿勢をもち、思考するという作業が嫌いではなかったからこそ、マジョリティとしての自己の権力性や抑圧性を疑うことにつながったと考えられるからだ。

1-2 知的障害のある成人男性の性的欲求と健常者としての自己との関係

では、性的なことを自ら語ることが困難であったり、語ること自体が抑圧されたりしている人たちはどのような人たちなのか。さらに言えば、差別されたり抑圧されたりしながら不可視化され、さらに筆者を含めた人びとが、思考をめぐらさずに済ませることのできる人たちはどのような人たちなのか、ということである。ここでの不可視化とは、潜在化している事象を捉えようと努めているにも関わらず、その事象を捉えきれないという意味ではなく、自己や集団に帯びる権力性や抑圧性を用いながら、顕在化しているはずの事象を恣意的に潜在化させ、その事象を捉えようとする思考そのものを停止させる能動的な行

為と意味づけて用いている。そして本論全体において使用する「不可視化」は、その意味づけで使用している。

結論を先に述べれば、知的障害のある成人男性は、性的なことを自ら語ることが困難で あったり、語ること自体が抑圧されたりしている代表と考えられないだろうか。

学生の頃、筆者はガイドへルパーのアルバイトをしていた。ガイドへルパーをしていた理由は、誰かに誘われたからではなく、何か社会的に「いいコト」をしたかったという単純なものだったのだと思う。そして社会的に「いいコト」として評価されるガイドへルパーのアルバイトは、筆者を社会的に「いいコト」をしている健常者と捉えさせる機能もあわせもっていただろう。当時、筆者は「いいコト」をしている実感を得るため、障害のある人についての書籍や学会誌を読んだり、勉強会に参加したりしていた。そこから、障害のある人と関わる際の適切な対応策としての処方箋を得ていた。今でもその時の自分に対して、忸怩たる思いで一杯になるのだが、もちろん当時は、自分がしていることを疑うといったことはしなかったし、むしろ知識を蓄積し、専門用語を用いながら他者と会話ができている自分を誇らしくさえ思っていたと思う。しかし、知的障害のある成人男性のガイドへルパーをしていた時、これまでの処方箋としての障害者理解が、全く機能しなかったことがあったのだ。

被支援者である知的障害のある成人男性と電車に乗って、どこかに出かけていた時の出来事である。一緒に座席に座っていた時、膝を急にガタガタさせたため、その膝に視線を移した。手は股間にあり、勃起していたのだ。目の前には吊革をもった女性が立ち、そして被支援者である男性の隣には女性が座っていた。筆者は、被支援者である男性が勃起していることが周囲に知られてはいけないと思い、目的地であるはずの駅で下車せず、数駅乗り越した。そして、周囲に人が少なくなったタイミングで下車し、被支援者である男性をつれてトイレに向かった。

その時の筆者は、被支援者である男性の勃起を、トイレに行きたいというメッセージとして理解しようとしていたと思う。加えて、被支援者である男性に、トイレに行きたいか否かを確認しないまま、急いで駅構内のトイレに誘導した記憶もある。被支援者である男性がズボンとパンツを下げたものの排尿しない状況に対して、誰かがトイレに入ってきた時、自分はどのように振る舞えばいいのかということを考えてしまっていた。この時、筆者のガイドヘルパーとしての姿勢や役割、そして障害者支援に関わっている者としてのプライドを支えてきたこれまでの知識といったものが一気に崩れ、社会的に「いいコト」を

実行している学生としての自分自身が、むしろ当事者の生活世界に土足で侵入し、健常者である支援者の生活の枠組みに引きずり込もうとしていたのではないか、と恐ろしく感じられた。

この日の出来事は、筆者が社会人になってからも頭から離れなかった。この状態から解放されたかったのだろう。筆者は、知的障害があるとされている人(以下、「知的障害者」)の性教育に関する文献を読んだり、学習会に参加したりしていたものの、納得がいくものはなかった。理由は、どの文献も学習会も、知的障害者が社会生活に適応できるようにするための処方箋としてのものだったからである。換言すれば、知的障害者が適切な行動を学ぶための方法論のようなものであり、さらに誤解を恐れずに言えば、まるでサーカスの芸を動物に覚えさせるための手段を学ぶようなものが散見されたのだ。

他者に対して、性的な関心をもつことはあるし、性的な関心をもたないこともある。もちろん、性的な関心自体をもつことのないアセクシュアルな人も存在しており、これらは全て否定されるべきではない。今でも一部の政治家が、個々人の性的な事柄に対して、人権を無視した否定的な発言をすることがあり、その発言が問題発言として報じられることは珍しくない。

一方、知的障害者はどうだろうか。性的な欲求について、適切な行動を学ぶための方法 論のようなものが、健常者に対して使用されれば、人権の意味を揺るがす社会問題として 理解されることは容易に想像がつくものの、知的障害者に対しては人権の意味を揺るがす 社会問題として理解されない。むしろ先に述べたように、知的障害者が社会生活に適応で きるようにするための処方箋としての文献や学習会が散見され、それらから発信された情 報や知識を習得する健常者が存在し、そのことについて、疑う姿勢や批判的な姿勢をもつ ことさえしない状況が発生していることからも、性的な欲求をめぐる健常者と知的障害者 の関係性は、支援/被支援の関係を越えた、差別/被差別や抑圧/被抑圧の関係として捉えら れるのではないか。

筆者は、性的な欲求は、健常者であるか否かということや性別、そして個々人のセクシュアリティによって常に発露していい、などと主張したいのではない。なぜなら性的な欲求を受け取る側の了解がなければ、受け取る側を不快にさせるだけでなく、生涯を通して忘れることができない傷になる可能性があるからだ。もちろん性的な欲求を向けられた側は、明確に拒否することが困難な状況もあると考えられることから、性的欲求を発露する側は、そのことについても十分に留意を必要とする。そのことに加え、ここで述べたいこ

とは、知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者とは異なり、健常者によって、相手との同意や合意が理解できないと認識されているために、加害者の枠組に押し込められてしまい、常に不可視化にされていると考えられないか、ということである。換言すれば、知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者側による「学習」や「訓練」、そして「療育」や「支援」という言葉に基づきながら、健常者中心主義社会における規範によって疑われることなく、健常者に不可視化されているのではないだろうか。つまり、知的障害のある成人男性の性的欲求の不可視化は、健常者によって支えられているものなのではないか、ということである。

学生時代にガイドヘルパーをしていた筆者が、勃起をしていた被支援者である男性が、排尿しない状況に対して、誰かがトイレに入ってきた時、自分はどのように振る舞えばいいのかということを考えてしまっていたのは、筆者自身も知的障害のある成人男性と性的欲求とが結びついている状態を生起させてはいけないという規範を内面化しており、不可視化させる術をもち合わせていないということに気づいたと同時に、そういった術自体が存在しないことに気づかされたからだと考えられる。このことが、筆者が知的障害のある成人男性の性的欲求について、健常者との権力関係からの視座で捉えてみたいと思わせたのだ。

1-3 知的障害のある成人に対する性教育を実施している女性との出会い

ある日の夕方、知的障害のある成人に対する性教育を実施している女性の講演会がある ということを知ったため、その講演会に出席した。その女性は、第1章のボランティア団 体の代表者であるが、筆者がその女性と出会ったのはこの時が初めてだった。

大阪市内の会場は、想像していた以上に広く、また、想像していた以上の人が出席していた。人数としては、100 人以上はいたと思う。講演会では、女性が実施しているボランティア団体の説明や活動、そして意義が話された後、質疑応答の時間が設けられていた。女性の語りは、知的障害者の性的欲求を人としての権利として捉えたものであり、その権利が健常者によって侵害されているといった内容のもので、筆者にとっては新鮮なものだった。

講演会最後の質疑応答の時間では多くの挙手があった。筆者は、挙手した人たちが女性 に対する賞賛を話すものだと思っていた。司会者に指名された聴講していた女性は、司会 者からマイクを受け取り、特別支援学校の教員をしていることを述べた上で、次のような ことを言ったと思う。「知的障害のある児童・生徒や知的障害者の性的欲求を認めたり、教 えていったりすることは、問題行動を許すことになるし、保護者にも説明できません。特 に男子は」というものであり、この言葉は、筆者の身体を凍り付かせ、今でも頭の片隅に 残っている。今にして思えば、講演をしていた彼女は、怒り抑えながら、そして冷静にそ の発言に応答していたと思う。

筆者は、聴講している人たちがどのような反応をしているのか確かめようと、周囲を見渡した。筆者は後方に座っていたため、聴講している人たちの反応は確認しやすかったと思うが、筆者が確認した限りでは、質疑者の発言に対して頷く人たちが多かった。つまり、質疑者の考えに理解を示す者が多くいるということである。この後も何人かの人たちが司会者からマイクを受け取り、質疑をしていたと思うが、その内容は記憶に残っていない。筆者の記憶にあるのは、「知的障害のある児童・生徒や知的障害者の性的欲求を認めたり、教えていったりすることは、問題行動を許すことになるし、保護者にも説明できません。特に男子は」だけである。この発言が筆者の身体を凍り付かせ、今でも頭の片隅に残っているということは、この発言に含意される問題性が、筆者のなかで看過できない問いとして顕在化したからである。では、その問いとは何か。挙げればきりがないため、いくつかに絞ろう。

まず、知的障害と性的欲求の関係が、問題行動として捉えられてしまうということである。先にも述べたが、この発言の「知的障害」の箇所を「健常者」に入れ替えて発言してしまえば、それは差別問題や性別問題、そして人権問題として理解される。しかし質疑をした女性の発言は、差別問題や性別問題、そして人権問題として理解されることにつながる雰囲気はなかった。それは、知的障害のある男性は、相手と合意をすることができないという前提があるからではないか。

次に、そもそも性的欲求は誰かに教えられたり、許されたりすることによって成立する ものなのか、という点である。これに関しても、健常者に向けて述べられれば、問題発言 として捉えられるだろうが、知的障害児・者であれば問題発言にはならないのだ。

そして、「特に男子」という点である。知的障害があるということ、かつ、男という出生 時に割り当てられた性をもつ存在であることによって、いかに性的加害性を常にもつとい うことが健常者によって規定され、正当化されるというのか。

その上、「保護者にも説明できません」である。自分の性的欲求について、親に報告され、 さらに親から監視されるということは、健常者であれば考えられないのではないか。考え られるとすれば、性被害や性加害であったり、援助交際といったものだったりするだろう。 しかし定型発達の子どもを含む健常者の場合、性的欲求は年齢によって生起するものであ り、「思春期だから当たり前」とさえ言われるし、それについて理解が示される。つまり健 常者の場合、犯罪や危険につながらない限りでは、性的欲求は肯定的に意味づけられて捉 えられているものの、一方で、知的障害児・者の性的欲求は、親の監視の対象となり、さ らに「保護者にも説明できません」にもある通り、親以外の健常者からの監視の対象にも なるという否定的な意味づけが付与されているのだといえる。

最後に、知的障害児・者の性的欲求を人としての権利であると捉えている者について、 周囲を巻き込みながら、そして違和感なく同意を得られるような形で批判することができ る、ということである。

筆者は講演会の後、すぐに知的障害のある成人に対する性教育を実施している彼女に話しかけた。彼女は、筆者が話しかけたことを喜んでくれ、筆者は彼女が喜んでくれたことが嬉しかった。すぐに連絡先を交換し、やりとりが始まった。その彼女とは、今でも頻繁にやりとりをしており、非常に勉強させてもらっている。そして筆者が、知的障害のある成人男性の性的欲求について、研究したいと思わせてくれた存在でもある。今では、彼女を含め、彼女と一緒に活動している人たちとも関わるようになり、新たな発見ができたと思っている。それは、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐり人と人とがつながり、さらに人と人との関係性が変容するということである。

研究対象になる人や事象が、専門家の間で使用される言葉で説明されたり、その言葉によって理解されたりすればするほど、その対象となった人や事象は人と人との関係性から切り離され、周縁化されてしまう危険性はないだろうか。もちろん、専門家や研究者によって、新たに生み出された言葉や「関わり方」といった対応につながる理解は、差別や抑圧を被っている人をその差別や抑圧から解放するだけでなく、それまで無意識についつい差別や抑圧をしていた人たちに、自らの権力性や差別性を気づかせたり、差別や抑圧を被っている人たちとの関わり方自体を変容させたりするものになると考えられる。

しかし一方で、専門家の間で使用される言葉や「関わり方」といった対応につながる理解には、他者を容易に理解できると思わせたり、目の前にいる他者に眼差しを向けることなく、一方的にその人のことが理解できるという感覚をもたせたりしてしまうのではないか。つまり本来、差別や抑圧からの解放であるはずの研究が、むしろ差別や抑圧を再生産してしまうことにつながる危険性があると考える。では、健常者は、知的障害のある成人

男性の性的欲求と関わっていく時、さらに研究対象として捉える際には、どのような意識が必須とされるのか。換言すれば、知的障害のある成人男性の性的欲求に向ける健常者の肯定的な意味を帯びる「眼差し」をどのように意味づけ、それについて意識的にならなければならなのか、ということである。

そこで筆者は、本論全体を通して使用する肯定的な意味を帯びる「眼差し」には、次に 引用する最首の言葉を含意させることを考えた。

人間性善説を唱えるわけではないが、やはり人は、自発的に何か他の人のためにする ことが一番深い喜びを得るようになっているのではないか、と思うことがある。恋愛に ても育児にしても、根底はそのような喜びに帰着できないだろうか。

自発的に、内発的に、これは義務と思うようなことが自分の中に形成されてきて、その意義がか弱い存在、愛する存在に向けて行為化されるとき、相手の感謝などには関係なく、深い充足感がはらまれるのだろう。私たちは義務というと、他から押しつけられる、上から押しつけられるものと、反射的に反応してしまうので、よい感じはもっていないけれど、行動原理の根底は内発的義務であり、その内容は「かばう」とか「共に」とか、「世話する」とか、「元気づける」であって、それを果たすとき、心は無意識のうちに充たされるのかもしれない(最首, 1998, pp. 130-131)。

最首は内発的義務という言葉を使用しているが、本論全体を通して使用する肯定的な意味を帯びる「眼差し」には、最首の内発的義務を含意させたい。つまり、肯定的な意味を帯びる眼差しを「単に相手を自分の視界に入れたり、自分の視界に入ってきたりするもの」や「相手を否定的な意味づけで捉えようとする力動」ではなく、「相手の感謝や周囲からの承認に関係なく、差別や抑圧を被っている存在や事象について思考し、相手が被っている差別や抑圧によって生じている痛みを捉えようとする積極的な姿勢」と定義される意味づけをもち合わせることが、相手を否定的に捉え、その結果、差別や抑圧につながるといった否定的な意味を帯びる眼差しとは明確に区別することになると考えられる。

相手の痛みも含めて理解しよう試みる姿勢をもち合わせた眼差しがなければ、どのような差別や抑圧も解放にはつながらないと考える。この眼差しが成立する条件の一つが、他者の「語り」であり、他者の「語り」を自分事として反芻することではないだろうか。そして、他者の「語り」が自分事として反芻でき、眼差しによって気づかされる自己や社会

の権力性や抑圧性に意識的になることが、自己と他者との間に連帯を生み出し、これまで の関係性を変容させていくのだと考える。

これまで、知的障害のある成人男性の性的欲求について語られることはあったが、それを自分事としてどれだけの人たちが反芻してきたといえようか。また、研究対象にはなっているが、それは研究者のための研究になっていないだろうか。そして十分に、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる「語り」に眼差しを向け、健常者としての自己や社会に潜む権力性や抑圧性に意識的になってきたと言えるだろうか。

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容に焦点を当てることは、男性健常者中心主義といえる社会、そして知的障害があるということによる被差別や被抑圧を検討していくことにとどまらず、主体として存在する健常者としての「私」が、新たな主体に変容していき、新たなつながりを生む契機になると考えられる。筆者はそのような経験に基づき実感したからこそ、研究の俎上に載せたいと考えたのだ。

第2節 本研究の目的

本研究は、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的にも権利として認められ、保障すべき支援の対象となっていく際のプロセスを明らかにすることを目的とする。しかし、健常者によって不可視化にされている知的障害のある成人男性の性的欲求は、当事者による権利主張のみによって確立され、社会的に保障すべき支援の対象として理解を得るようになると考えることは極めて困難である。当然、他者と関係をもちたくない人や、性的欲求をもたない人も存在する。しかし社会のなかで他者と関係をもち、その関係のなかにおいて主体が確立し、性的欲求が生起する人たちには、性的欲求は他者との関係性の視点が必須になるといえる。そのため、性的欲求が他者との関係性と分かち難く結ばれているというところに「連帯」が発生すると考えられよう。よって、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りに基づく健常者との連帯が、重要な位置を示す視点を提起する。その際、本研究は、いわゆる本質主義の立場と対立する。

我々が、現実として理解しているさまざまな事象は、我々が理解する以前にそれ自体として成立しており、社会的現実として人びとに認識されるのではないという考えがある。 しかし、自己と他者との相互作用により、さまざまな事象が社会的現実として人びとに理解され、人びとの間に共有されているのだと考えることもできる。 社会的現実が、人びとの間で生じる言葉のやり取り、すなわち、自己と他者との間で生じる語りによって構築され得ると考えれば、語りは自己と他者との連帯を生起する契機になり得ると考えられる。これは、連帯は語りを契機に構築され得ることを示す。そのため、当然、本論において協力してくれたインタビュイーの語りも他者との連帯を生み出し得るものであり、いずれにしても、社会的現実を創ることに関与しているのだと考えられる。

臨床社会学を専門にしており、ナラティヴ・アプローチを研究している野口(2021, p. 37)は、社会構成主義について「社会構成主義(social constructionism)は、われわれが生きる現実が言葉を介した人々の共同作業によって成り立っているという認識から出発する。すなわち、『言葉は世界をつくる』。いわゆる『言語論的回転』をふまえて、社会現象全般に応用したのが社会構成主義であるといえる」と述べる。

ここでポイントになるのが、「われわれが生きる現実が言葉を介した人々の共同作業によって成り立っているという認識」である。社会的現実を創る言葉は、人びとから遊離しているのではなく、人と人とのつながりと深く関わっているということである。

日常会話にしても、昔話にしても「語り」は言葉を介し、他者との関係を基に成立するため、「語り」は社会的現実を創ると同時に、「語り」から人びとの連帯による共同作業によって創られた社会的現実を探り、人びとの連帯による共同作業によって創られた社会的現実を変容させていく契機となるのではないか。これは、人びとの間で社会的現実であると認識されている事象は、「語り」が変容の契機となるため、性の規範についても、それまでの認識に眼差しを向ける契機にもなると考えられる。

性の規範は、単に「上から」押しつけられ人々を拘束し抑圧するものではあり得ない。 むしろ人々は、近代の社会変動の中で近代人としての自己生成を行う中でみずからあらた な性の規範を創出し、相互に互いを「監視」し生を営んでいく(牟田, 1996, p. 78)。

まさに本論で扱う知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者によって共有されている性の規範による影響を避けられない。しかし性の規範が「語り」を用いた人びとの共同作業によって創られているのであるならば、異なる者同士の「語り」による共同作業によって、それまでの性の規範を批判的に捉え直すことも可能となるはずである。

なお、本論で対象とする知的障害のある「成人男性」とは、出生時に割り当てられた性が男性で、知的障害のある成人であることを断っておく。

第3節 本研究の研究方法における特徴と意義

3-1 質的研究の方法論

本研究は、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる事象について、健常者はどのような状況に置かれれば認識の変容が生じ、連帯に向かうのか、そして、知的障害のある成人男性の性的欲求を承認し、支援の対象として捉えることに至るのか、を明らかにすることを目指す。その結果として、本論で展開される知的障害のある成人男性の性的欲求の実相の開示と健常者による認識の変容が、社会において一石を投じるものとされ、知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として保障されるべき対象として認められるよう支援対象となっていく際のプロセスを明らかにすることの提起を試みる。

本論は、主に知的障害のある成人男性や知的障害者を支援する人たちから語られた、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる「語り」に焦点を当てたものであり、その「語り」を聞いた筆者の情動が揺さぶられた経験に基づいた質的研究である。では、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる「語り」を聞いた筆者の情動が揺さぶられた経験は、質的研究の方法論として成立するといえようか。その際、まずは「経験」をどのような概念として定義するのか、について明示しなければならない。ここでは、結城の「経験」の概念を採用する。結城は、「経験」を「体験」と並べながら以下のように述べる。

「体験」とは、「限定された特定の印象的な時間、場所、出来事における個人の行為として記憶され、身体化された事柄であると定義する。さらに「経験」を「さまざまな個人的体験の総和であり、さらに他者との共通体験として共有され統合化された事柄」であるとする。つまり、「経験」とは「他者の経験ともつながる共通の体験。エピソードの集合体であり、その中に存在する意味を解読もしくは解釈できる体験の総体」と定義しておきたい(結城, 2015, p. 72)。

本研究が、読み手の了解可能性を想定せず、あくまでも筆者の「体験」が記述されたものであれば、それはもはや研究とは言えず、筆者の個人的な感想を書き起こしたエッセイといえよう。しかし本研究は、読み手が書き手の経験について、自らの経験としても了解可能性をもつと理解でき、さらにその理解が論理的にも明らかになるよう試みることを要諦としている。

そもそも、自らの経験が他者の経験と重なり、両者の間で了解可能性をもつということ

は、人びとの間で共通して認識されている理論や規範、そして社会的・文化的に共通した ものが背景として基盤にあるからだと考えられる。そして人びとは、自らの経験を他者と 共有する手段として「語り」を日常的に使用したり、活用したりしている。

一方、他者の「語り」によって、自己の情動が揺さぶられることもある。その際、他者の「語り」が契機となり、それまで普遍的であると疑うことのなかった理論や規範、そして社会的・文化的に人びとの間で共通してもっていると認識していた暗黙知が崩れ、新たな捉え直しが迫られることになる。同様に、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りによって、知的障害のない自己の情動が揺さぶられるということは、健常者の間で共有された理論や規範、そして社会的・文化的に人びとの間で共通してもっていると認識させている暗黙知が揺さぶられたということであり、新たな捉え直しが迫られているということを意味すると考えられる。つまり、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる「語り」において、書き手である自己の情動が揺さぶられた体験を読み手である他者と共有し、読み手である他者が自らの経験としても了解可能性をもつと理解できることにつながることは、読み手である他者の認識枠組みを変容させる契機につなげたといえる。換言すれば、これまで人びとの間で自明とされてきた認識が「語り」によって覆され、変容する契機につながるよう論理的に検討されたものは研究として成立するということである。

そして本研究は、研究協力者の「語り」によって、筆者と研究協力者が共振している場面を扱っているという特徴をもつ。つまり、研究者と研究協力者が切り離されながら研究が進められ、数量的研究に代表されるような再現可能性を追求する研究とは質を異にする。

具体的には、本研究は、特に、第3章と第4章、そして第5章において、発達心理学者である鯨岡の「エピソード記述」という方法に依拠しており、聞き手である筆者の身体に感じられた場面に焦点を当てている。それは、この方法が、聞き手である筆者の身体を通じて感じたことを成立させている暗黙の背景に迫ることにとどまらず、人と人との間で認識され、疑われることなき文化的な規範意識や価値観そのものについて考察し、読み手のそれまでの認識を変容させる契機につなげる研究であるという点から、本研究の問い答えかつ目的を達成するために最適であるからである。

なお、鯨岡のエピソード記述と本研究におけるエピソード記述の構成は多少異なっている。しかし本質的には問題が生じないことを以下に述べておく。

鯨岡(2010a)は、エピソード記述の構成について、(1)「背景の提示」、(2)「エピソードの本体の提示」、(3)「メタ観察(考察)の提示」、という三段構えもしくは(A)「背景の提示」、

(B)「客観的なエピソードの流れの提示」、(C)「第1次メタ観察(考察)」、(D)「第2次メタ観察(考察)」、という四段構えとしている。鯨岡は三段構えで提示するやり方が、オーソドックスなエピソード記述であると述べ、エピソードの本体のなかに関与観察者が感じたこと、思ったこと、間主観的に摑んだことが一緒に描き込まれるとしている。しかしエピソード場面が複雑で、一本の流れで示しにくいときなどは、四段構えが分かりやすいことがあるとしている。その場合、三段構えの(2)「エピソードの本体の提示」を、(B)「客観的なエピソードの流れの提示」で、(C)「第1次メタ観察(考察)」に分け、(B)「客観的なエピソードの流れの提示」でエピソードの流れを明示した後、(C)「第1次メタ観察(考察)」でその流れのポイント、ポイントの部分で、自分はここでこのように感じていた、この流れのポイントの背景にはこういうことがあった、というような解説を加えていくこととし、(D)「第2次メタ観察(考察)」は(3)「メタ観察(考察)の提示」と同じとしている。そして、(3)「メタ観察(考察)」もしくは(D)「第2次メタ観察(考察)」で、観察者が、なぜ数あるエピソードの中からこのエピソードを取り上げたのか、その理由を観察者の抱える背景(暗黙の興味、関心、素朴理論など)との関連で提示し、エピソード記述を学問レベルにまで引き上げるとしている。

本研究のエピソード記述は、〈背景〉、〈考察を含むエピソード〉、〈メタ考察〉の三段構えで構成しており、鯨岡にはない〈考察を含むエピソード〉を含む。そのようにした理由としては、その時の語り手のエピソードを聞きながら、それに対して聞き手である筆者は、同時にその語りについて考察していたからである。つまり聞き手である筆者は、話し手が語るエピソードを聞きながら、話し手のエピソードについて考察し、対話を続けているため、話し手が語るエピソードには、筆者の考察も同時に含まれることになる。よって、本研究のエピソード記述は、〈背景〉、〈考察を含むエピソード〉、〈メタ考察〉の三段構えとした特徴をもつ。

そして本論におけるエピソードは、本研究のもう一つの方法であるインタビューの場面 において生成されている。

本論でのインタビューは、社会的現実場面に基づいたインタビューであり、インタビュー場面自体が、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる事象を扱っている現場なのである。すなわち、本論におけるインタビューは、インタビュアーである筆者と現場を切り離し、インタビュイーから聞き取った事実としての「語り」をエピソードとしてまとめることを目的として実施したのではなく、インタビュー場面自体が現場であり、インタビュ

アーである筆者も知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる現場に関与している者として自己に生じた情動を捉え、エピソードに記述していることを明示しておく。

本研究は、筆者がインタビュアーとして、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる 語りについて聞き取る形式をもつ。また、インタビューについては、解釈的客観主義アプローチをとる。

解釈的客観主義アプローチは、帰納論的な推論を基本としながら、語りを解釈し、ライフストーリー・インタビューを重ねることによって社会的現実をあきらかにしようとするものである。語り手の語りから、その社会的基盤と意味内容をさぐって、語られたこと whatにもとづいて意味構造を解読し、規範的、制度的現実を記述することを目的としている(桜井, 2002, p. 25)。

すなわち、解釈的客観主義アプローチとは、研究協力者の語りに対し、事実か否か、や 正確か否かといった判断を下すのではなく、研究協力者の語りの背景を支える社会的現実 の実相に迫る研究方法なのである。

また、研究協力者には、事前にインタビューのテーマを伝えていたが、インタビューの開始前には、研究協力者の経験に基づく語りを聞くことが、筆者自身のこれまでの知的障害のある成人男性の性をめぐる事象についての捉え直しの契機につながるということと、研究協力者の経験に加え、研究協力者自身の知的障害のある成人男性の性についての考えも語ってほしいと伝えた。なお、インタビュー中において、具体的に聞きたい内容や気になる語りがあったとしても、研究協力者の語りを途中で遮ることはせず、研究協力者の語りたいという能動性が維持されるよう留意した。よって、インタビューのスタイルについては、先に記述したことに留意しながら、研究協力者が自由に話せるような半構造化インタビューのスタイルをとった。

本研究の研究協力者は、能動的に語りたいという人たちである。しかし、インタビューにおけるインタビュアーである筆者の態度によっては、研究協力者の能動的に語りたいという欲求が抑圧されたり、制限されたりする可能性は避けられないと考える。なぜなら、筆者はインタビュアーとしてだけでなく、研究者という立場と分かち難く結ばれているからである。そのため、インタビュー実施の際には、次の点に留意した。1)今回の研究協力者は、能動的に語りたいという思いをもつ。しかし、インタビュアーかつ研究者である筆者は、研究協力者であるインタビュイーの積極的に語りたいという能動性を抑圧したり、制限したりする権力性をもつと考える。そのため、自己のインタビュアーかつ研究者とし

ての権力性を常に自覚し、インタビュイーが自由に話せるように話した内容について否定や修正はしないことは当然のこと、自らの聞く際の態度にも注意する、2)インタビュイーが語る内容が、筆者によって誤って解釈される可能性は否定できない。そのため、インタビュイーが語った内容と筆者が理解した内容に齟齬がないか、インタビュー中も確認する。確認の際、研究協力者は、筆者の解釈に合わせようと努める可能性は否定できない。そのため、確認の際には筆者が聞き取ったり、理解したりした内容を修正したとしても、インタビュイーに不利益は生じないことを繰り返し説明し、加えて、修正のための時間は設定しないこととした。

3-2 インタビュー場面で現れる権力性をいかに扱うか

しかし知的障害者がインタビュイーとなる際、インタビュアーである健常者かつ研究者 としての自己に留意すべきことがあると考える。つまり、それは健常者であり研究者であ る者と知的障害者の関係において存在する権力性というものである。すなわち、健常者・ 研究者/知的障害者における権力関係である。

知的障害者は、健常者による「適切な」や「好ましい」といった判断によって、日常生活における発言や行動が制限されたり、棄却されたりすることは珍しくない。そして場合によっては、健常者の恣意的な決めつけや解釈によって、知的障害のある当事者が本来、伝えようとしている思いが、健常者にとって都合のいい文脈に回収されるといったことも考えられなくはない。これらは、健常者にとって善意か否かということに関係なく、知的障害者に対するパターナリズムであるといえる。

インタビューを実施する上で、筆者は健常者として生活しており、健常者として知的障害者と関わる以上、自分にも内在していると考えられる知的障害者に対する権力性について、蔑ろにすることは避けられない。

では、知的障害者に対して、権力性をもつ健常者としての筆者が、インタビューにおいて当事者の発言や振る舞いといったものに可能な限り影響を与えないような姿勢や意識とはどのようなものか。換言すれば、知的障害のある当事者がインタビュアーである健常者としての筆者の権力性を意識してしまい、語ろうとする内容を制限せず、本音で語ることが可能となるインタビュアーの姿勢とはどのようなものか。

このことについて、被差別部落の人たちにインタビュー調査を実施した桜井の指摘には、 重要な示唆があると考える。 私たちインタビュアーは、たしかに文脈的には異なるが、インタビューにあたって一定の構え(志向性)を保持していたという点では、この調査が始まったころとなんら変わりはない。ここで注意を喚起しておきたいのは、インタビュアーはそうした構えから自由になって無心でインタビューを遂行したほうがよい、と主張したいわけではないということだ。そうではなくて、私たちは意識するしないかにかかわらず、またそれが一貫しているかどうかにかかわらず、インタビューに際して一定の構えをもっていることを常態であると認め、むしろその構えがどのようなものであるかに自覚的でなければならない、ということなのである(桜井, 2002, p. 171)。

桜井は、部落出身者に対する権力性は避けられないということを前提とした上で、インタビュアーは、その権力性について常に意識的でなければならない、ということを述べている。桜井はインタビューにおける一定の構えを「志向性」としているが、インタビュイーが知的障害者である場合も同様に、インタビュアーが知的障害のないマジョリティである場合、両者の関係は権力関係であるため、インタビュアーとなる者は自らの権力性に自覚的でなければならないといえよう。

筆者は、健常者に潜む知的障害者に対する差別や排除、そして抑圧を抉り出すことにとどまらず、そこから健常者の認識を変容させ、健常者と知的障害者の新たな関係性を築いていこうとする研究を試みている。しかし健常者として生活している筆者は、健常者によって設けられている文化規範や社会規範を批判的に捉えているものの、その影響から完全に逃れることはできない。そうであれば、自らにも潜むと考えられる知的障害者に対する権力性を自覚した上で、その権力性が発露しないよう意識しながらインタビューを実施していく覚悟が必要となる。

よって、本論の第1章と第4章では、知的障害のある当事者にインタビューを実施しているが、インタビュー実施においては、自己に潜むと考えられる健常者としての権力性が当事者の語りに影響を与えるものであることを常に意識し、当事者の語りを誘導したり、制限したりしないよう、当事者が安心して自由に語ることができるように努めている。

3-3 本研究の意義

本研究は量的研究とは異なり、インタビューに基づく質的研究から、いかに知的障害のある成人男性の性的欲求が健常者との連帯に基づきながら承認され、そして保障されるべき支援の対象として認識されるのか、そして、インタビューで明らかになった事象から、知的障害のある成人男性の性的欲求と健常者の関係性をめぐって生じる「主体」や「連帯」とは何か、ということに焦点を当てている。そのような本研究における研究意義は、どのような点にあると考えられるのか。本研究における意義は2点あると考える。そのことについて以下に述べる。

まず、一点目は、質的研究における対象化についてである。

山竹(2021, p. 66)は「質的研究とは、たとえばインタビューした内容や文章、映像など、数値化できないデータを対象とした研究であり、おもに研究対象となる人物の語られた内容、言葉の分析を中心に、その主観的な内面世界を理解したり、そこから何らかの理論を導き出すものです」と述べる。

自然科学や量的研究が数値化できるデータに重点を置き、いかに再現可能であるかを求めるのに対し、質的研究は数値化できない人間の機微に焦点を当てる研究であるといえる。そのような意味では、本研究は質的研究であり、また本論と同様に、知的障害のある人の性をめぐって、知的障害のある当事者や家族などにインタビューを実施した研究と質的研究であるという共通点をもつ。そして、知的障害のある人の性をめぐる研究は、蓄積されていることは間違いない。しかし質的研究において、研究対象や研究協力者となる者は、研究者によってどのように扱われていると考えられるのか。

これまで質的研究が研究として成立するためには、研究対象が研究者によって対象化され、そして研究者間で合意され、確立された認識枠組みや理論枠組みの筋道に違和感なく、また、問題なく手順が踏まれているのかが重要であると認識されていると考えられる。そして、量的研究が数量的なデータを収集し、統計手法を用いて有意差を導き出して、変数間の関係を明らかにしていくことを試みている一方、質的研究が研究として成立するためには、先に述べた研究者間で合意され、確立された認識枠組みや理論枠組みの筋道は非常に重要となり、無視することは当然できない。

しかし、研究対象となる者を研究素材として対象化することは、一度、自己と他者を切り離す作業をともなう。そのような意味において、研究対象者を対象化する質的研究は、 量的研究と共通点をもつといえる。 本研究はインタビューを用いた質的研究であるものの、研究協力者となる他者を自己との関係から切り離して対象化し、対象化された研究協力者について研究者間でいかに実証的研究として認められるのか、ということを目指した質的研究ではない。本研究は研究協力者と筆者の関係を切り離し、研究協力者を研究対象として対象化するのではなく、研究協力者との語りにおいて生じた筆者自身の情動を研究対象として、問いを立てる。そして、その問い自体を成立させる暗黙の背景となる社会規範や文化規範を考察し、他者を捉えるという特徴をもつ。換言すれば、本研究の質的研究は、自己と対峙している他者を研究対象として捉えることを出発点にするのではなく、他者と対峙している自己に生じた情動を出発点にし、問いを立て、自己に生じた情動を成立させる社会規範や文化規範といった背景を通して、他者を捉えるという特徴をもつ。

さらに先の「3-1 質的研究の方法論」において、第3章と第4章、そして第5章において、鯨岡の「エピソード記述」という方法に依拠していると述べたが、第1章から第5章における本研究の質的研究における方法的態度については、鯨岡が示す以下の考えに依拠している。

これまでの方法論は一つの手続きを踏めばあるデータが得られるという性質のものです。そこから、厳密な方法論に従えば直ちに一般化可能な言説が導かれると考えられてきました。これに対して、私の提唱する方法論は手続きに還元されることはできません。人の前にどのように立つか、どのようにことばをかけるのかは、一般性や普遍性の認識のための手続きではなく、人の生き様に関わるものです。そしてそれはその研究者の態度と密接に結びついています。尊大な態度のまま人前に立つなら、研究協力者はそっぽをむいてしまうことでしょう。フィールドでの立ち位置の取り方、接し方を含め、何かを感じ取ろうとする態度、相手への深い配慮、等々、人間としてのさまざまな態度が求められます。「一個の主体として受け止める」のは養育者ばかりではありません。研究者こそ、研究協力者を「一個の主体として受け止める」ことができなければならず、相互主体的な関係を明らかにする研究者は、相互主体的な関係を研究協力者とのあいだに築けないとだめなのです。

そのように考えると、私の主張する関与観察とエピソード記述の方法論は単にこれこれの手続きを踏む方法というふうに表現することができません。人間として研究者としての態度が求められます。単にフィールドに赴いて、何かを観察し、それを間主観性と

いう概念を振り回して分析し、両義性を語れば私の研究に近いものになるわけではないのです。そのような意味から、私は方法的態度の重要性を前面に押し出し、その一部に関与観察とエピソード記述という狭義の方法論を提示しようとしてきました(鯨岡, 2010b, pp. 53-54)。

そして本研究は、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象が生起している現場にインタビュアーとして関与した筆者の自己そのものを対象化することは、これまで知的障害のある成人男性の性をめぐる事象に関与したことのない者の認識枠組みを変容させるために意義があると考えており、方法的態度においても、語ってもらう内容が性をめぐる事象についてであることからも、自分のフィールドでの立ち位置の取り方、相手への接し方を含め、相手の会話や雰囲気から何かを感じ取ろうとする態度、研究協力者に対する深い配慮、等々、人間としてのさまざまな態度が求められる。よって、研究者の質的研究における方法的態度としては、鯨岡と同じ研究姿勢をもつ。

そして、二点目であるが、本研究は既に健常者によって可視化され、顕在化している差別や排除、そして抑圧に対して焦点を当てたものではなく、健常者が差別し、排除し、そして抑圧し、と認識していないことを支える社会規範や文化規範を抉り出し、健常者が当たり前としてこれまで気づかなかった自己の権力性に気づかせるという特徴をもつ。換言すれば、本研究は表面化している差別や排除、そして抑圧を捉えたり、そこから差別排除、そして抑圧を消失させるための制度を提言したりするというものではない。社会規範や文化規範によって、健常者や支援者が、それまで疑うことのなかった自己から知的障害のある成人男性の性的欲求に向けられる権力性や抑圧性の発露について自覚することを求めている。つまり、本研究は、これまで差別や抑圧をしたことがないと認識し、加えて知的障害のある成人男性の性的欲求について理解をしていると考える健常者についても、自己に潜在化する権力性や抑圧性を顕在化させるという意義をもつ。

なお、本論を通して「支援者」という言葉が何度も出てくる。そのため、本論のタイトルは「健常者」ではなく「支援者」を用いた方が適切ではないか、と考えることもできる。たしかに、健常者といっても、家族として知的障害のある成人男性に関わっている者もいれば、仕事で関わっている者がいる一方で、知的障害のある成人男性に関わること自体を拒否する健常者もいると考えられる。そういった意味からすれば、「健常者」が示す範囲が広すぎるため、「支援者」とした方がいいのかもしれない。

しかし、知的障害のある成人男性の「支援者」も同様に、知的障害のある成人男性を支援しているものの、知的障害のある成人男性の性的欲求に対しては意識を向けていない支援者もいれば、一方で、意識を向け、理解しようと努めている支援者もいる。すなわち、知的障害のある成人男性に関わる「支援者」であったとしても、知的障害のある成人男性の性的欲求となれば、このような多様性があるといえる。また、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して意識を向け、理解をしているという支援者であっても、当事者に関わる「支援者」となる以前から、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して理解していたわけではなく、当事者や同じ支援者との関係を通し、「知的障害のある成人男性の性的欲求に対して理解をするようになった支援者」といえるのではないだろうか。つまり、どのような支援者であったとしても、健常者から支援者になったのであり、初めから支援者であったのではないといえる。そのようなことから、知的障害のある成人男性に関わる「支援者」も「健常者」に存在する権力性から逃れられないのであり、そのことについて看過してはならないと考える。よって、本論においては「知的障害のある成人男性の性的欲求について理解のなかった『健常者』が、理解をする『支援者』になる」ということについても検討する必要があるため、そのプロセスについて焦点を当てた章も設けている。

以上の理由により本研究は、知的障害のある成人男性に関与する「支援者」か否かに関係なく、健常者としての権力性からは逃れられないということを明確に示すため、「支援者」ではなく「健常者」を焦点化している。

第4節 本論の構成

本論文は、3部構成7章立てである。

第1部「知的障害のある成人男性の『性の自己決定』を周囲がどう支えるか」では、性の自己決定が、健常者によって支援されるまでの過程に焦点を当てる。先にも述べたが、支援者である健常者は、健常者であることによって、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して権力性をもつと考えられる。よってインタビュー時、知的障害のある成人男性の性的欲求を肯定的に捉えている支援者は、他者との関係性に基づきながら、それまで気づかなかったり、意識していなかったりする自己に内在する権力性について自覚的になり、認識の変容が生じたのだと考えられる。これは普段から知的障害者と関わっている健常者が、知的障害のある成人男性の性的欲求に直面した際、そのことについて意識化していくプロセスが存在していたということである。そのため、本研究のタイトルである『知的障

害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論―語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容―』について論じていく上で、まずは個別具体的な知的障害のある成人男性の性的欲求が、知的障害のある成人男性本人と当事者の目の前にいる支援者の二者関係からではなく、社会的関係のなかで広がりながら連帯し、支援の対象と認識されるまでの過程に焦点を当てた事例を第1章から第3章で取り上げている。

第1章は、筆者自身の体験である。筆者は、現在も所属しているボランティア団体の活動に関与することがキッカケとなり、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識の変容が生じ、筆者自身も含めた関係性のなかで、周囲とどのように知的障害のある成人男性の性的欲求を支えることができるのか、と深く考える契機となった。第1章は、筆者が所属しているボランティア団体が実施する性教育の学習会に参加していた知的障害のある成人男性とその父親の会話を分析し、ボランティア団体で行われている性的欲求をめぐる学習会に焦点を当てたものであり、正規教育学校ではなく、ボランティア団体が行う学習がどのような意義をもつのかについて検討した。なお、この章は、【初出:石黒慶太、高橋眞琴「知的障がいのある人のセクシャルライツとボランティア学習一現状とその意義一」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』29、pp. 110-123. 2017 年(査読有)】を一部改変したものである。

第2章では、知的障害のある成人男性から射精についての悩みを聞いた男性の相談支援専門員の語りについて考察する。知的障害のある成人男性の性的な事象は、当事者が日常生活を送る上で生起するものである。そのことからも、当事者の日常生活に関わっていく相談支援専門員は、当事者の性的な事象が生起する場面から逃れることはできないといえる。研究協力者である相談支援専門員は、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、両者の関係性を越えたところの何かに拘束され、制約を受けているのではないか。その場合、相談支援専門員が、知的障害のある成人男性の性的欲求を承認し、支援の対象として捉えることができるようになる変容過程においては、どのような条件が必要と考えられるのか、ということについて、相談支援専門員の語りに基づき検討する。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の性を語ることへの忌避感とその変容」『人間関係学研究』25, pp. 97-112. 2020 年(査読有)】を一部改変したものである。

第3章では、知的障害者の結婚支援に関与している研究協力者の女性職員の語りを考察する。知的障害者の結婚支援をしている「ぶ~け」の職員である女性は、知的障害のある成人男性が示す性的欲求について、知的障害者の結婚を支援するという組織に属すること

により、どのように学び、どのような捉え方をし、自らの理解が変容したのか、について考察する。その際、組織文化が知的障害のある成人男性の性的欲求にどのような意義をもち得るのかについても検討する。「ぶ~け」は、女性職員も知的障害のある成人男性の性を健常者と同様に保障すべき対象として捉えていこうとすることについて積極的に関わっている組織である。組織として、男性職員も女性職員も互いに学びながら知的障害のある成人男性の性を健常者と同様に保障すべき対象として捉えていこうとすることについて積極的に関わっており、筆者は以前から「ぶ~け」について関心があった。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の性を支援するとはどういうことか―結婚支援に関与する女性職員の語りから―」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』16(1)、pp. 1-17. 2022 年(査読有)】を一部改変したものである。

第2部「知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会から認められるとはどういうことか」では、第1部とは異なり、当事者の支援者ではない健常者が、知的障害のある成人男性の性的欲求を目の当たりにした際の場面を取り上げている。目の前にいる知的障害のある成人男性を支援する組織に属していない健常者は、知的障害のある成人男性から性的欲求を自分に対して向けられたり、語られたりしたものと感じとった時、当事者の性的欲求を肯定的に受け止め、向き合おうとすることは困難であると考えられる。また、知的障害者を支援する組織に属している健常者とは、性的欲求を感じとった時の葛藤に加え、理解するまでの変容の過程も異なると考えられる。

知的障害のある成人男性を支援する組織に属していない健常者と知的障害のある成人男性の間に、後者の性的欲求についての認識に関する差異がある時、その差異が埋められ、理解や共感へと変容した場面に着目することは、知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会に認められるとはどういうことか、について考える際には不可欠である。また、健常者が支援者になりゆくプロセスに着目する上でも重要である。したがって、当事者と支援者である健常者の二者関係における知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識の変容や過程にとどまらず、個人的なものとして経験した知的障害のある成人男性の性的欲求が、他者と連帯しながら権利として社会に認められる必要があるという認識に至った際の変容についても検討する上で、第4章と第5章で取り上げた。

第4章では、知的障害と身体障害のある成人男性の射精を希求する語りに焦点を当て、 研究協力者である当事者が射精に希求している語りと、健常者が、当事者が射精を希求し ているだろうと想像している語りの間にはどのような差異があるのかについて明らかにす ることを試みる。そして、射精に対する認識の差異を埋め、当事者の射精に対する希求の意味に近づくことを試みる。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』14(2), pp. 11-21. 2021 年(査読有)】を一部改変したものである。

第5章では、性風俗店に勤務し、客として訪れた知的障害のある成人男性と性行為をした経験のある女性セックスワーカーの語りに焦点を当てる。セックスワーカーである研究協力者の女性は、知的障害のある成人男性の性的な自由を獲得していくため、一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって当事者と連帯するに至った。通常、健常者と比較し、知的障害のある成人男性は、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させると考えられる。この女性の場合もそうであった。しかしこの女性は、その認識を変容させ、加えて連帯するに至った。本章では、ここに至る経過と、何が契機となったのかについて明らかにすることを試みる。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消一女性セックスワーカーに内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ一」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』15(2),pp. 1-18. 2022 年(査読有)】を一部改変したものである。

第3部「知的障害のある成人男性の性的欲求をどう捉えるか」では、これまでに取り上げてきたそれぞれの章を基にして、まず、健常者を中心とする社会において、知的障害のある成人男性の性的欲求が被差別や被抑圧の状況にあるのか、ということについて触れる。そしてそこから帰納法的に、どのように知的障害のある成人男性の性的欲求を主体と連帯の視点から捉えていく必要があるのか、ということについて理論化し、新たな概念構築を試みる第6章と第7章により構成されている。

第5章では、連帯を「脱規範・越境的連帯」として捉えることが、性的欲求をめぐって健常者が障害者との連帯に至ることについて述べた。このことから、当事者の主体性自体も他者との関係性に基づく連帯によって成立しているのではないか、と考えられる。そこで第6章ではさらに、抑圧された欲求の主体としての知的障害者と当事者の欲求をめぐる支援者との関係に着目し、結果として「連帯的主体性概念」を導き出した。そこでは、知的障害者と知的障害者支援現場に関与する支援者の関係において、これまでの主体性概念では、主体性自体が成立しないということを整理し、主体性を「連帯的主体性概念」として理解していく必要性を述べた。なお、この章は、【初出:「商品化された支援関係のもとでの障害者の主体性一関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ一」『神戸大学大学院人

間発達環境学研究科研究紀要』13(2), pp. 15-27. 2020 年(査読有)】を一部改変したものである。

第7章では、ジェンダー秩序における男性の性の位置づけから知的障害のある成人男性 の性的欲求が、差別や抑圧の対象として捉えられている現状を示しながら、性的欲求の主 体を「語り」を介在する性的欲求から捉えることの意義や必要性について深慮する。

終章では、本論文の総括を行い、今後の課題と展望を示す。

【引用文献】

鯨岡峻(2010a)『エピソード記述入門―実践と質的研究のために―』第 5 刷, 東京大学出版会

鯨岡峻(2010b)『ひとがひとをわかるということ―間主観性と相互主体性』第4刷,ミネルヴァ書房

牟田和恵(1996)「セクシュアリティの編成と近代国家」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・ 見田宗介・吉見俊哉編著『セクシュアリティの社会学』, 岩波書店, pp. 77-p93.

野口裕二(2021)『ナラティヴと共同性―自助グループ・当事者研究・オープンダイアローグ―』第4刷,青土社

最首悟(1998)『星子が居る一言葉なく語りかける重複障害の娘との20年一』,世織書房 桜井厚(2002)『インタビューの社会学―ライフストーリーの聞き方―』,せりか書房 山竹伸二(2021)「質的研究における現象学の可能性」小林隆児・西研編著,竹田青嗣・山 竹伸二・鯨岡峻著『人間科学におけるエヴィデンスとは何か―現象学と実践をつなぐ―』 第4刷,新曜社,pp.61-p118.

結城俊哉 (2015)「社会福祉実践における『ナラティブ(語り)研究』の可能性の検討―臨床研究における質的研究の方法論として―」『コミュニティ福祉学部紀要』17, pp. 71-88.

第1部

知的障害のある成人男性の『性の自己決定』を周囲がどう支えるか

第1章

知的障害のある成人男性の性的欲求とボランティア団体が実施する学習会 一現状とその意義一

本章では、知的障害のある成人への性教育を実施しているボランティア団体の学習会に 焦点を当て、そこに参加していた知的障害のある成人男性とその父親の会話記録をもとに 分析を行う。本章のボランティア団体は、現在も筆者が関与している団体である。このボ ランティア団体が実施する学習会に関与することが契機となり、第2章から第5章の研究 協力者につながることになった。つまり、本章のボランティア団体への関与が、筆者が知 的障害のある成人男性の性的欲求について深く思考していくキッカケになっただけでなく、 知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる他の当事者や支援者と関係をもつキッカケに もなっている。換言すれば、本章のボランティア団体への関与が、知的障害のある成人男 性の性的欲求について、研究の俎上に載せたいと思わせたともいえるのだ。

本章は、筆者の体験に基づいたものであり、筆者自身が知的障害のある成人男性の性的 欲求について、意識化することに導いたものである。そこでまずは、このボランティア団 体が実施する性教育の学習会に焦点を当てる。

第1節 問題と目的

 の内容を把握している学校教育関係者、福祉教育やボランティア学習の関係者はどのくらい存在するだろうか。

知的障害者たちの性や恋愛、結婚の問題について、大井ら(1989)が幼児期からの指導の必要性を訴えてきており、研究としての蓄積はある。しかし他領域・他職種にまたがったボランティア活動プログラムにおける実証的・体系的な視点からの見当は十分であるとは言えない。平山(1985)は、社会的抑圧によって、知的障害者の性的表現の自由と権利が与えられていないことを述べており、倉本(2005, pp. 12-13)もまた「…障害者は性的弱者だ、障害者だからもてないのだ、といったおおざっぱな言葉で語ること、単純な図式に還元してよしとする風潮に疑問を覚えるのだ」と述べるが、福祉教育やボランティア学習の領域では、ごく一部の関係者が問題意識をもち、取り組もうとしている現状がある。

例えば、和歌山市の「麦の郷」や東京都の「クッキングハウス」などが、障害者の居場所を介して、恋愛や結婚のボランタリーな支援を行っているのがその例といえる(障害者の生と性の研究会,2001, p. 232-233)。また、長崎県雲仙市にある社会福祉法人の南高愛隣会では、障害者総合支援法には存在しないサービスとして、2003年より知的障害者の「ふつうの場所で愛する人との暮らし」を実現することを目的として、結婚推進室「ぶ~け」を開設し、知的障害者の出会いのチャンスを創り、交際が始まった後も、交際のフォローアップ、性支援そして子育て等の支援をしている。加えて「ぶ~け」では、知的障害者自身の意見と親・家族との意見が違った場合、知的障害者本人の意見を優先にする姿勢を取っており、知的障害のある人の当事者性の尊重にも重きを置いている。

三井(2012, p. 25)は「<場>とは、ある特定の空間における、さまざまな人やモノが織りなす関係性である」と述べるが、ボランティアが中心となって活動する<場>において、利用者同士が好意を抱き、恋愛に発展する場合もあると考えられる。

上野(2011, p. 171-172)は、日本高齢者生活協同組合連合会と全国自立生活センター協議会の協力のもとに2004年に実施された「高齢者・障碍者のサービス利用の実態・意識調査」に言及している。そこでは、障害者の社会参加の希望について聞いているが、障害者の場合「買い物(85.5%)、泊りがけの旅行(78.9%)、趣味を楽しむための外出(76.4%)、学校や仕事に行く(53.6%)、友人との外出・デート(50.1%)」(前掲書, p. 172)のニーズを掲げている。これらのニーズは、最近、余暇活動や就労支援という形でボランティアが関与する場面も増加していると予測されるが、特に、障害者の恋愛や結婚に一般のボランティアが関与することは、課題であると考えられる。

河合(2004, p. 234)は「障害を持っていると不自由なことも多いことは事実だろう。しかし、それら障害から来る不自由さの壁を一枚一枚引き剝がしていくと、障害者、健常者という境界はどんどん曖昧になっていくような思いにとらわれた」と述べる。

しかし恋愛や結婚は、買い物や旅行、そして趣味を楽しむための外出とは質そのものが 異なるのではないか。恋愛や結婚というニーズは、他者に向けられる感情であり、性的な 欲求であるといえる。つまり、買い物や旅行、そして趣味を楽しむための外出などは、社 会資源や制度によって、ある程度は補うことができるものの、恋愛や結婚といった性的欲 求は、社会資源や制度によって補うことはできない。また、知的障害者の場合、健常者に よって自己の性的欲求を他者に向けて表出する機会を不可視化されてしまうことも考えら れる。

先に述べた通り、性的欲求は他者に向けられる感情であるため、社会資源や制度によって補うことはできない。そうであれば、社会資源や制度といった枠組みから離れた健常者による支援によって、知的障害者の性的欲求を認め、保障していくことが必要となる。そのように考えると、制度の枠組みから離れたボランティア団体が実施している知的障害のある成人を対象にした、性についての学習会の場面に着目することは、非常に意義があるといえる。そして、障害のある人もない人も生き生きと生活できる共生社会のためには、知的障害者の性的欲求に視点を向けることは、今後の福祉教育・ボランティア学習でも焦点群の一つにもなるのではないだろうか。

そこで本章では、フィールドワークに基づき、知的障害のある成人男性の性的欲求に焦点を当て、それを支えるボランティア団体が実施する学習会の現状や意義を明らかにすることを目的とする。

第2節 手続き・方法

2-1 研究協力者

本章での分析調査対象は、初めて性教育に関する学習会に参加した知的障害のある 20 代の成人男性である A 氏と A 氏の父親である。

A 氏は、以前から自分や他者の性に関心があり、本やインターネットを用いて情報収集を試みていた。A 氏の父親曰く、在籍していた特別支援学校の個別の教育支援計画や個別指導計画においては、性教育に関する支援や指導についての記述は見当たらなかったという。

また A 氏の父親は、日常生活において、A 氏が性に関心をもっていることに気づいていたが、A 氏の気もちを傷つけることなく、性に対する関心をいかに尊重できるのか悩み続けていた。A 氏が在籍していた特別支援学校の他の保護者とは、性に関する会話をしたこともなく、保護者同士でも話題にしてはいけない雰囲気を感じていたという。

2-2 研究方法―ケース・スタディ―

本章においては、質的調査法であるメリアム(2004[1998])のケース・スタディを参照した。ケース・スタディの定義について、メリアム(2004[1998], p. 38)は「質的なケース・スタディとは、あるひとつの事例や現象や社会的単位の集約的、全体論的記述と分析である」としている。したがって、知的障害のある成人男性の性的欲求を支えるボランティア団体でのフィールドワークに基づき、活動に参加する知的障害のある成人男性当事者、その保護者、そしてボランティア団体が実施する学習会の活動に参加した筆者の間で交わされた会話記録を分析対象とした。そのなかから、知的障害のある成人男性の性的欲求を支えるボランティアの現状や意義に関するトピックスを抽出し、考察を加えた。

この研究法を用いた理由は「フィールドの外側からはわからない関係性のなかで生起する事象を捉え、これらを言語化することによって、フィールドの外の人々に理解できるようにフィールドで起こる事象の解釈を提示する」(松永, p. 11)ためであり、ボランティア学習に関心がある筆者らと読み手が、三者間において交わされたここでの語りを共有することによって、知的障害のある成人男性の性的欲求について考察する機会を得たいと考えたからである。

2-3 データ

1) インタビューの手続き

2014年9月の午後から実施された学習会でのA氏とA氏の父親、そして筆者との間で交わされた会話の記録を使用した。インタビュー後は、学習会の代表者を通じて、A氏と A氏の父親に確認していただき、了解を得た。

2) 分析テーマの検討

ボランティア団体が実施する知的障害のある成人を対象にした性教育の学習会に初めて 参加した親子とのやりとりを分析対象にすることとした。焦点に当てたのは、知的障害の ある成人男性の父親としての語りと、ボランティア団体が実施する性教育の学習会に参加 した当事者の様子についてである。

本章において、A氏とA氏の保護者である父親の語りを取り上げることは、A氏の性的欲求をめぐる学習会に参加した前後における変化や、A氏の父親が学習会に何を求めて参加したのかといったものを考察することができると考えた。

2-4 倫理的配慮

フィールド調査については、団体の代表者及びA氏とA氏の父親に調査趣旨及び調査協力及び学術論文の執筆に関して文書で了解を得た。また個人及び団体が特定できないように匿名化を行い、語りに関しては、趣旨を損ねない程度に一部改変を加えている。さらに、厚生労働省の福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインにも従った。

第3節 ボランティア団体が実施する学習会の意義と可能性について

3-1 対象とするボランティア団体の活動内容

対象とするボランティア団体(以下、「団体」)は現在に至るまで、17年間、毎年9月から翌年の2月までの半年間、月一回のペースで土曜日か日曜日の休憩時間を含めた2時間を利用し、知的障害者のある成人に対して性教育に関する学習会を地域の福祉センターの会議室を使用して開催している(表1)。学習に参加する知的障害のある成人は、本人の自発的参加希望に基づいている。学習会の参加者は、県外からの参加者もおり、男女問わず気軽に参加でき、性的欲求をめぐる性に関心がある知的障害のある成人なら誰でも参加することができる開かれた場となっている。学習会では、他者を攻撃するような発言を除き、自分の思ったことや感じたことを何でも自由に発言できることになっている。また、参加者は続けて学習会に参加してもかまわないし、自分の関心のある回のみの参加でもよい。

そして学習会に関与するスタッフは、団体の職員だけではなく、特別支援学校の教員、中学校の教員、そして障害者の支援に関与する作業所の職員といったさまざまな領域の人たちも参画している。また参加者は、性教育の学習会開催に関心をもった保護者や職場の同僚からの情報提供によって参加している。加えて参加者と講師の関係においては、言動の制限や抑圧はなく、講師は参加者の伴走者として対等な関係性を保つように心がけている。参加費は無料で、運営するスタッフは無償ボランティアとして10名近くが活動している。学習会に参加する知的障害のある成人は、1回12名から20名程度である。筆者は、

この団体にボランティアスタッフとして携わり、フィールドワークを行っている。

3-2 学習会の意義

本章で扱う学習会は、障害者権利条約の第23条「家庭及び家族の尊重」の理念のもと、 障害者支援に携わるボランティアによって学習会が実施されている。また障害の有無に関 わらず、見学のみの参加も歓迎しており、オープンな学習会となっている。進行及び使用 教材等については、表2の通りである。性的欲求をめぐる性の学習を促すため、性器の模 型を使用したり、夫婦ともに知的障害があって結婚した人の体験談を聞いたりする場面設 定など工夫を凝らしている。

ボランティア学習の実践は、あらゆる人間のエンパワメントとそれによる社会変革が目標にされているといえる。通常、知的障害者の性的欲求をめぐる性に関する学習は、内容及び方法面で家庭や学校教育において充実することが難しく、成人になってからの福祉現場でも同様であると考えられる。その結果、知的障害者に係る実践現場において、当事者の性的欲求の確立に対して否定的で、固定化された状況が長期化すれば、性的欲求をめぐる性に関する学習は実施されなくてもいいものとして扱われ、実践者の思考停止を引き起こしてしまう。

表 1 ボランティア団体が実施する知的障害のある成人向けの性的欲求をめぐる性についての学習会の内容

開催日	内容
201 x 年 9 月	からだについて知ろう
201 x 年 10 月	つきあいについて考えよう
201 x 年 11 月	好きな人とつきあうとどんな気持
	ちになりますか?
201 x 年 12 月	お父さん、お母さん体験
201 x 年 2 月	自分のことが好きですか?

月1回、土曜日か日曜日に開催。

毎年、ほぼ同じ内容。

表 2 ボランティア団体が実施する知的障害のある成人向けの性的欲求をめぐる性につい ての学習会の進行と使用教材等

タイトル	手順	教材
第1回 「からだについてしろう」	アンケート 学習紹に仕組 アンケーを が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	・男女の絵 ・プライベートゾーンの絵 ・生殖器の絵 ・ナプキン ・スージー人形 ・生殖器の模型 ・セルフプレジャーの模型 ・ティッシュ
第2回 「つきあいについて考えよ う」	自己紹介、前回の復習→付き合い方についてで話しる ものもえ方に一二次で話しる ものもらおる性交渉 体憩(5~10分程度) 避妊について→性交渉に関連 絶についてすとめ	・カード(好き、嫌、話し合う等) ・生殖器の模型 ・性交渉の絵 ・避妊具 ・ティッシュ ・IUDの絵 ・妊娠検査薬 ・性交渉に関連する疾患の 写真
第3回 「好きな人とつきあうとど んな気持ちになります か?」	自己紹介、前回の復習→知 的障害のある夫婦の話→質 問タイム 休憩(5~10 分程度) DV について考えよう→デ ートコースを考えよう→ま とめ	・携帯電話
第4回 「お父さん、お母さん体験」	フォークダンス→自己紹介、前回の復習→生命の誕生について→妊娠体験→出産について(出産のビデオを観る) 休憩(5~10 分程度) 赤ちゃんとの生活→まとめ	・受精の絵 ・胎児の写真 ・胎児の人形 ・胎児の成長の図 ・妊娠体験エプロン ・出産のビデオテープ ・ベビーバ人 ・赤ちゃん ・着替え ・バスタオルセット
第 5 回 「自分のことが好きです か?」	自己紹介、前回の復習→自分について→性交渉につか性で→性でで→性でで→性でで→性でで→性ででがに関連する疾患は場所についてはがでいる。 性交渉に適した場所についてはがでいる。 はがでする。 はでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・避妊具 ・避妊薬 ・生殖器の表示をしたエプ ロン ・○×カード

しかし本章で取り上げる当学習会では、ボランティアを中心にそのような状況を打破すべく取り組まれている。学習会の展開とプログラムに焦点を当ててみても、その取り組みは明確なものである。従来、知的障害者の性的欲求をめぐる性に関して、福祉教育・ボランティア学習の文脈から論じた研究は十分ではないため、今後の福祉教育やボランティア学習での新たな領域として可能性を広げるものにもなると予測される。

3-3 ボランティアによる学習会への参加のキッカケ

ここでは、ボランティアの関与者としての記録や考察を加え、A氏とA氏の父親、そして筆者との間の語りを中心に分析を加えていきたい。

筆者はこれまで、障害のある人たちの性的欲求に関する文献を収集した経験はあったが、 実際に知的障害のある成人に対して性的欲求をめぐる性の情報提供をする場に参加する機 会はなかった。したがって、参加する知的障害のある成人やその保護者の生の声や表情を 捉えることは、重要であると考えていた。学習会には複数の参加者がいたが、参加者のな かで唯一、A氏とA氏の父親が今回の学習会が初めての参加であった。そこで、まず、A 氏の父親に本研究の趣旨を説明し、接点をもつこととした。以下は、学習会への参加のキ ッカケに関する語りである。

A氏の父親:今回は初めて、あそこに座っている息子(A氏)を連れて、他の市から参加し にやってきました。

筆者:遠くからここに来られたんですね。どういった経緯でこの学習会を知ったのですか。

A 氏の父親:以前からお世話になっているボランティア団体の世話人さんとつながりがあ があって、息子のことを話したら、「よかったらおいで」って言われたんで すよ。

筆者:あつ、そうなんですね。

A 氏の父親:特別支援学校では、なかなか教えてもらえなかったようで。息子は、性に関 心があるようなんですが、どうしたらいいか困っているようだし、私も親と してもどう教えたらいいのかわからないのです。

筆者:学校も教えることに抵抗感があるというより、どこまで具体的に何を教えて

いいのか困っているのでしょうね。

A氏の父親:うん、あれ、以前あったでしょ?中学校かどこかで性に関する授業をした際に、世間がバッシングしたとか…。

筆者: そういうこと、ありましたね。

A氏の父親:あれがあったから、学校も教えない方が安全というのがあるんでしょうね。

筆者:本当は、知らないということが危険なことにつながることが多いのに。

この語りからは、知的障害のある成人男性が性的欲求をめぐる性に関する学習を受けたい気もちがあるにも関わらず、学校教育において、そのような機会が得られなかったため、ボランティアによる学習会に参加することで知識を得ようとしていることが見てとれる。一般的に、小学校、中学校の段階においては、理科や保健体育の分野で学習が進められることが多いが、特別支援学校では、特別支援学校学習指導要領に沿って、児童・生徒の発達状況に応じながら、性に関連する内容の学習が進められることが多い。例えば「自分や友達の性別が分かる」「トイレが女性用、男性用で異なる」「自分の身体の成長に気付く」「異性に話しかける場合の距離感」「身だしなみ」などが学校教育で用いられることが多いのである。知的障害特別支援学校においては、学校間の差は多少あるが、これらの学習は、発達状況に応じたグループ学習が中心であり、個別指導計画においても実年齢に基づく学習という形よりも発達状況に基づく学習が多いのである。かつて、特別支援学校において、独自の性教育の学習プログラムの内容が不適切であるといったことから教育委員会が処分を下し、処分を不服として訴訟が起きたが、学校教育においては、これらの経緯から、性に関する学習に対して、向き合いにくい状況も生じていることが予測できる。それらの状況を担っているのが今回の事例では、ボランティア団体ということなのである。

3-4 性的欲求に関連する情報収集に対するボランティアへの相談

ここでは、知的障害のある成人男性である A 氏の性に関する情報収集の方法について、A 氏の父親が筆者に相談をしている場面を取り上げた。筆者が想像していた保護者の知的障害のある我が子に対する思いとしては、子どもと性的欲求のつながりをいかに断ち切るかということに必死になっており、それに苦慮しているものであった。しかし A 氏の父親はそうではなく、子どもと性的欲求とを望ましい形でつなげたいといったものであった。

A氏の父親:息子は、なんか知らない間に、何ていうか、SNS というか、パソコンからいろいろと調べているみたいですし。

筆者:パソコンも使われているんですか?息子さん。

A 氏の父親: そりゃ、もう、めちゃくちゃ使いますよ。私なんかよりも上手く使います。 だからね、私とか親のいない間に、いろいろパソコンで調べてるみたいです よ。それが怖いんですよ。

筆者:たしかに、そういった情報って、歪んでいたり、課金請求などにもつながったりすることが多いですもんね。

A 氏の父親:コンビニとか行って、あの、隅に並んでいる本あるでしょ?あれも買っているようですし。

筆者:やっぱり、興味があるんですね。

A 氏の父親: そりゃ、もう。息子も興味があるんだけど、うーん、家でも結婚したいとかっていう話もするし。どうしたらいいのか分からないことが困っているようです。

筆者:そうなんですか。

ここでの語りは、インターネットに接続できるツールを A 氏が巧みに使いこなすことや コンビニエンスストアで性的興奮を煽る雑誌を購入していることに対して、A 氏の父親が どのように感じているのかが示されている。

筆者が参加したボランティア団体は、事前に知的障害のある成人が参加していると聞いていたこともあり、当事者は認知面からそういったツールは、巧みには使えないというバイアスがあった。しかしA氏の父親の発言を受け、筆者のこれまでの思い込み、つまりそこには「支援する側/支援される側」という非対称性があり、知的障害のある成人男性は、認知面で「支援される側」であるという一方的な認識があったことに気づかされたのだ。しかしながら、今日の情報社会において、知的障害のある成人男性が情報に容易にアクセス可能であり、使いこなしているということについて、筆者は、今回、A氏の父親から受けた相談事例の複雑さに戸惑い、ボランティアという立場でどこまで何が適切に支援でき

るのか思慮したのである。

3-5 知的障害のある成人男性の性的欲求とボランティア学習

最後に、学習会の休憩時間にA氏が、A氏の父親と筆者がいる所に赴いた際の様子とその時の会話の場面に焦点を当てた。筆者は、知的障害のある成人男性が学びの場に参加した際、どうしても参加している場から当事者自身が何かを積極的に得ようとするのではなく、一方通行的に受け身の形で情報を伝えているボランティアらから教えられてしまうものになってしまう危険性があり、情報を伝えているボランティアや、参加の機会を提供した者にとっての単なる満足感を得る場になってしまう危険性が含まれていると考えていた。しかしA氏の表情は生き生きとしており、A氏の父親曰く、普段は口数が少なく、自宅に引きこもって不登校になった過去もあるA氏の姿は想像もできないものであった。

A氏:(筆者とA氏の父親の方へ近づいてくる。)

筆者:(A氏を見て)こんにちは。

A氏:(筆者を見て)こんにちは。

筆者:お父さんとお話をしていたんですよ。

A氏:(父親を見ながら恥ずかしそうに微笑む)

筆者:初めてで、知らない人ばかりで緊張してませんか?

A氏の父親:大丈夫だよね。

A氏: うん!

筆者: すごく楽しいそうですね。楽しいですか?

A氏:はい。

筆者:何の話が一番楽しかったですか?

A氏: うーん…。全部!

筆者: それはすごい!

A氏の父親:(笑顔で A氏を見ながら)知らないことばかりだったよね!今まで知りたかっ

たけど勉強できなかったからね!

A氏: うん。

筆者: 反対に、何の話が難しかったですか? 例えば、身体の話とか、知らない人に

声をかけられた時には、こう言いましょうとかあったと思うんですけど。

A氏: うーん、えーっと、知らないことが多くて、すごく難しかった!だから、知らないことばかりで、これからも勉強していきたいです!!あっ、お父さん、次ね、来月にもあるって言ってたよ。

A氏の父親:(笑顔で)言ってたね、また来る?

A氏:うん、また来ていっぱい勉強したい。

筆者:またいろいろわかったことがあったら、私にも教えてくださいね。

A氏:はい。

司会者:では、休憩終わりです。みなさん、始めますよ。

A氏:じゃあ、お父さん、行ってくる!

A氏の父親:はい。行ってらっしゃい。

ここでは、三者間での会話が繰り広げられている。筆者はこれまで、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して、自分自身がどのように感じており、考えているのかを思考したことはなかった。知的障害のある成人男性の性的欲求については、関心があり、当事者やその家族に聞いてみたいと思っていても、非常にデリケートな領域であり、聞いてはならないと考えていた。

しかしA氏の「うーん、えーっと、知らないことが多くて、すごく難しかった!だから、知らないことばかりで、これからも勉強していきたいです!!あっ、お父さん、次ね、来月にもあるって言ってたよ」「うん、また来ていっぱい勉強したい」「じゃあ、お父さん、行ってくる!」といった笑顔の発言からは、当事者が性的欲求をめぐる性について、今まで知らなかったことについての学びや気づき、これから進んで学んでいこうとする学習意欲というものが読み取れる。

筆者にとっても、A氏とA氏の父親との三者間の会話によって、知的障害のある成人男性の性的欲求に関するインフォーマルラーニングが生じていたのだと考えられる。

3-6 知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる性の学習における無力化とボランティア団体の意義

知的なハンディキャップをもつ人々の性に対する偏見を助長するような社会的諸問題は、

19世紀末から今世紀初頭にかけて吹き荒れた「優生学的思想」と「無性の存在」としての彼らに対する差別的人間観が影響しており(河東田,1999, p. 126)、過去においては、優生思想に基づき、結婚制限や去勢(卵巣・精巣・子宮摘出)が実行され、知的障害者の発生抑制策が行われた(中村,2003, p. 39)。そのような思想から、社会は知的障害者を隔てようとし、本人の同意もなく、性を奪おうとしてきた事例も存在する(高橋,2016)。クックら(2014[2001])は、障害のある人のディスエイブリング(無力化)について述べるが、知的障害者は「無力化」され、性的欲求を取り扱おうとする学校が批判される事例もあった。

A 氏の父親の「あれ、以前あったでしょ?」という発言は、筆者に対して質問をしているのではなく、筆者が発した「(学校現場は)困ってるんでしょうね」という発言を受けたものであり、筆者の発言に共感し、学校現場が知的障害者の性的欲求を取り上げることについては抑制がかかっており、暗黙の意見の一致があると考えることができる。また同様に、A 氏の父親の会話の「学校も教えない方が安全」という発言からは、社会は知的障害者の性的欲求を容認しておらず、取り上げないことが適切であると捉えている眼差しが社会のなかに存在しているということも理解できる。そして、この「安全」という言葉にはどのような意味が存在しているのかを考えた時、そこには二つの意味が存在していることが明らかになってくると考えられる。

まず一つは、社会においては、知的障害者の性的欲求を取り扱わないことが適切であるとされているという点である。これは換言すれば、知的障害者が性的欲求をめぐる事象に興味・関心をもった場合、社会成員がそれを受け入れ、また、それに応えることは社会的に逸脱行動として捉えられているということである。学校教育においては、知的障害者の性的欲求に関する内容を取り扱うと、社会から逸脱行動であると批判される。逆に知的障害者の性的欲求に関する内容を取り扱わないことは、社会から適切と判断されている。つまり知的障害者に対しては、性的欲求に関する内容を学校教育では取り扱うべきではないという社会の期待に応えることが、学校やそこで働く教員たちの立場性を守るということになるということが、A氏の父親の「安全」という発言に含意されていると考えられる。ここでは、A氏の父親は「学校は」ではなく、「学校も」という発言をしている。この発言には、性的欲求に関する内容を積極的に扱わない学校に対して批判的な姿勢が存在しているというよりも、むしろ知的障害者が性的欲求に関する興味・関心をもつことに対して、社会成員の理解がなく、また寛容ではない態度が存在しているために、学校側は性教育を扱うことができないのだという学校やそこで働く教員側の苦しさに対して、その立ち位置

を理解しているという姿勢が現れているのだと理解できる。

逸脱とは、行動それ自体に属する性質ではなく、ある行為の当事者とそれに反応する人びととのあいだの相互作用に属する性質なのである(ベッカー,2006[1963],p.24)。このことに従えば、知的障害者の性的欲求を取り扱うことが、現在の日本において逸脱行動として捉えられているということは、知的障害者に対して学校が行う性教育の教育内容に対して問題があるというのではない。そうではなく、いわゆる健常者と呼ばれているマジョリティが「知的障害者の性的欲求をめぐる性に関する内容については、学校教育では、通常は行わないものである」という反応によって、これらの内容を取り使うことは逸脱行為と決められてしまっていると考えられる。学校としては、社会的に逸脱行為と扱われている知的障害者の性的欲求をめぐる性の取り扱いが非常に困難である現状が存在しているということが、保護者の「学校も教えない方が安全」という発言から読み取ることができる。

そしてもう一つの「安全」は、健常者が身を守るという意味での「安全」と考えることができる点である。ここには、知的障害者が性的欲求に関する知識を得ると、健常者に何らかの危険が及んでしまい、日常生活における「安全性」が脅かされる可能性があるという意識が社会に存在しているということではないだろうか。

ある人間を1つのカテゴリーを用いて理解する時、私たちはカテゴリーをあてはめるという営み以上のことを理解し、認識し、行為している(好井,2011)と考えられる。例えば「知的障害者」というカテゴリーには、社会における知的障害者をめぐる価値や感情、そして知的障害者とそれ以外の人びととの間に相互作用が存在しており、そうした過程で培われた知が誰かを「知的障害者」と規定するなかで喚起され、具体的な場面で使用されるという一面がある。日常会話のなかで「あの人は知的(障害)があると思う」と発言する人と出会ったことがある。この発言からは、知的障害があると物事を理解できなかったとしても仕方がないという社会にある、また周囲の多数の人びとに言わんとしていることが伝わるであろうという「知的障害」に対するカテゴリーが存在しているということが十分に読み取ることができる。

人が他者に対してカテゴリーを設ける時、そこには一対一という二者間のみの関係は存在しない。カテゴリーには、カテゴライズを行う人やそういった人が存在する社会は集団性をまとっているといえる。それだけでなく、カテゴライズされる側は異質な者や集団としてカテゴライズをする側に認識され、カテゴライズを「する側」と「される側」には立場性の優劣や強弱が発生してしまう。父親の「学校も教えない方が安全というのがあるん

でしょうね」という発言から、「知的障害」をカテゴライズし、そこに意味をもたせた側は、知的障害のある児童・生徒が性教育を学ぶと、何らかしらの影響がカテゴライズをした側に及んでしまい、その影響は、学校の教員も含め、健常者と呼ばれている人びとにとっては危険性を伴う可能性があるため、許してはならないという社会の認識が存在しているということが分かってくる。このような状況から学校教員で、知的障害者の性的欲求を保障するために内容の取り扱いが必要であると考えている人は、葛藤が生じることとなる。

一方、本章で取り扱っているボランティア団体は、知的障害者の性的欲求を保障するために、無償で知識や情報を伝達しようとしている。本来なら学校教育、特に知的障害教育において、日常生活や自立活動、そしてキャリア教育といった文脈で担うべき学習をボランティア団体が担い、ボランティアによる学習が進められている。そこには、知的障害のある成人男性に知識を伝達することについて、「危険」という意識はなく、さらに社会からの非難を回避する様子もなかった。

3-7 性的欲求に関するメディアからの情報とボランティア学習

次にA氏の父親の「それが怖いんですよ」の発言に注目する。この発言の「それ」が示しているのは、A氏がパソコンを使用して、身体の構造について調べており、パソコンを巧みに使用して女性の身体を調べていることについてであり、A氏の父親はそのことについて面白おかしく思っているのではなく、戸惑っている様子が理解できる。しかしA氏の父親は、A氏が女性の身体の構造について学習しようとしていることを否定せずに、ボランティア団体の学習会にはA氏と同伴し、参加している。つまり氾濫するメディアから知識を得ることよりも性的欲求に関する情報提供を行っているボランティア団体から知識を得ることが正当であるという考え方である。

社会は、人と人との「関わり」によって生まれるが、その関わりを媒介しているのが、メディアである(中橋,2014)。つまりメディアからの情報には、人と人とをつなげる力が存在し、他者に対する関わり方までも操作する力が存在しているのである。人が取捨選択し、恣意的に流しているメディアからの情報は、決して正確なものではなく、そのまま受け入れ、納得してしまうことは非常に危険なことである。A氏の父親の「それが怖いんですよ」という発言には、A氏がパソコンというツールを通して、決して正確とは言えない性的欲求に関する情報について、正確なものだと認識をしてしまうことに対しての発言であるということができる。

昨今、パソコンを通して情報を簡単に得ることができるようになり、知らないことを知った時、それを学習ということはできるかもしれない。しかしそこには、情報を得る側と情報を流している側の間には相互作用はなく、また情報を得る側の主体性に対する尊重は存在していない。つまり情報を得る側は、情報を流している側に意見を述べることはできず、一方的な関係性が存在している。換言すれば、メディアには人を操作する力が存在するため、メディアからの情報を得る場合は、批判的な視点をもち合わせていることが必要になってくる。知的障害者の多くは、流された情報を鵜呑みにしてしまうことが多く、偏った理解をしてしまう危険性が高い。そのセーフティネットとしてのボランティア団体の意義というものは非常に大きいと考えられる。

3-8 知的障害のある成人男性当事者を含んだ性的欲求に係る主体的変容学習

最後にA氏の「楽しかったです」や「これから勉強していきたいです」という発言に注 目したい。A 氏が発言した「勉強」とは、このボランティア団体が定期的に知的障害のあ る成人を対象に実施している性的欲求をめぐる性教育に関する学習会に次回も続けて参加 し、そこで学習したいということである。そこには、A 氏の積極的な参加が現れている。 このボランティア団体が実施している性的欲求をめぐる性教育の学習会は、個々に時間を 設けて悩み相談に応じるといったものでなく、性的欲求をめぐる性に関する学習を受ける 側も実施している側も複数人いる集団学習である。その集団学習には、知的障害のある成 人男性の性的欲求の保障、そして知的障害のある成人男性の正確な情報集取の機会の必要 性についての認識があり、成員の同調性が存在している。加えて、このボランティア団体 が実施している性的欲求をめぐる性教育の学習会では、参加者が積極的に発言できる機会 を設けている。メジロー(2012[1991], p. 36)は「私たちにとり、事実となりえるものは、私 たち自身が自分の経験の性質をどのように定義するかによっている」と述べるが、当該学 習会は、知的障害のある当事者が、性的欲求に関する知識を省察的に捉え、また主体的に 変容させる働きがあるのではないかと推察される。このような「自ら主体的にこれまでの 経験を通して身に付けていた知識を省察的に捉え、変容させていくこと」を「主体的変容 学習」と操作的に定義する。この主体的変容学習は、他者によってカテゴライズされてい る枠内においては成り立つことはない。なぜなら、先に述べたように、その枠内にいる限 りにおいては、他者との相互作用は生まれず、カテゴライズされた枠外との相互作用は生 まれないからである。逆に、カテゴライズされた枠から抜け出し、それまで関係をもたな かった者同士の連帯が生まれることが、主体的変容学習につながるということである。

主体的変容学習の視点は、学習を受ける側は、A 氏の発言に示されているように、自らの積極的な学習を引き出すものであると考えられる。また、この視点は、それまでカテゴライズされていた枠から抜け出す力ももっているといえる。この主体的変容学習の視点は、知的障害のある成人男性の性的欲求に関する権利を保障していく上でも非常に重要であり、大きく前進させるものであると考える。

第4節 本章のまとめ―知的障害のある成人男性の性的欲求とボランティア団体が実施する学習会についての総合考察―

本章では、知的障害のある成人男性の性的欲求を支えるボランティア団体でのフィールド調査に基づき、活動に参加する知的障害のある成人男性である A 氏、A 氏の父親、ボランティアスタッフである筆者の語りのフィールドノーツを分析対象とした。そのなかから、知的障害のある成人男性の性的欲求を支えるボランティアの現状や意義に関するトピックスを抽出し、考察を加えてきた。

結果として、知的障害のある成人男性の性的欲求の保障に関しては、日本においては、 未だ、学校教育において課題が存在することや、性的欲求に関する学習を支援するボラン ティア団体が存在することが明らかになった。また、知的障害のある成人男性の性的欲求 の確立には、健常者や社会が知的障害のある成人男性に対してもっている意識の変革、加 えて知的障害のある成人男性と社会成員との相互作用により、知的障害のある成人男性と の連帯を生起する主体的変容学習やお互いの省察、そして性的欲求をめぐる学習の機会の 保障につなげていく必要があると考えられることが示唆された。

しかし当然、知的障害のある成人男性の性的欲求は、ボランティア団体が実施する学習会によってのみ保障されればよいものではない。また、知的障害者に積極的に関与する存在は、ボランティアとして活動している者だけでなく、仕事で関与する者もいる。本章のボランティア団体には、そういった仕事上で知的障害者と関わりをもつ者が多くいる。しかし仕事上で関わるとしても、当事者がどのような生活を送るのか、というところまで関与することができる者はいない。そのため、知的障害のある成人男性と関わりのある相談支援専門員の語りに焦点を当てる必要があると考える。なぜなら、相談支援専門員は、当事者の生活そのものに深く関与しており、そのことを考えれば、当事者の性的欲求に直面する機会から逃れることはできないと考えられるからである。よって、第2章では、知的

障害のある当事者の日常生活に関与する相談支援専門員の語りに焦点を当て、知的障害のある成人男性の性的欲求について検討する。

【注】

1) WHO (世界保健機構) では、Sexual rights について、同機構の Web サイト Sexual and reproductive health のページ

http://www.who.int/reproductivehealth/topics/sexual_health/sh_definitions/en/ (閲覧日:2017. 2.22) にて定義している。

【引用文献】

ベッカー, H. (2006[1963])『新装 アウトサイダーズ―ラベリング理論とはなにか―』第 5 刷, 村上直之訳, 新泉社

クック, T. スウェイン, &J. サリー, S. (2014[2001])「分離教育からの声―インクルーシブ教育制度に向けて―」堀正嗣監訳・高橋眞琴訳『ディスアビリティ現象の教育学―イギリス障害学からのアプローチ』, 現代書館

平山尚(1985)『知的障害者の性と結婚―アメリカのセックス・カウンセリングから―』, ミネルヴァ書房

河東田博(1999)「性の権利と性をめぐる諸問題」松友了編著『知的障害者の人権』,明石 書店

河合香織(2004)『セックスボランティア』第9刷,新潮社

倉本智明(2005)「性的弱者論」倉本智明編著『セクシュアリティの障害学』,明石書店,pp. 9-39.

松永愛子(2012)『地域子育て支援センターのエスノグラフィー―「親子の居場所」創出の可能性―』,風間書房

メリアム, S. B. (2004[1998])『質的調査法入門―教育における調査法とケース・スタディ』 堀薫夫・久保真人・成島美弥訳,ミネルヴァ書房

メジロー, J. (2012[1991])『おとなの学びと変容―変容的学習とはなにか―』金澤睦・三輪建二監訳, 鳳書房

三井さよ(2012)「〈場〉の力 ケア行為という発想を超えて」三井さよ・鈴木智之編著『ケアのリアリティ―境界を問いなおす―』, 法政大学出版会

中橋雄(2014)『メディアリテラシー論―ソーシャルメディア時代のメディア教育―』,北 樹出版

中村満紀男 (2003)「障害児教育の本格的始動—市民革命・産業革命期の障害児教育」中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』,明石書店

大井清吉, 山本良典, 河東田博編著 (1989)『ちえおくれの子の親と教師に―男子の性と生活のガイド―』第5刷, 大揚社

障害者の生と性の研究会 (2001) 『ここまできた障害者の恋愛と性』,かもがわ出版 高橋眞琴 (2016) 『知的障がい教育と社会モデル―文化に根ざした教育を考える―』,ジア ース教育新社

上野千鶴子 (2011) 『ケアの社会学―当事者主権の福祉社会へ―』, 太田出版 好井裕明 (2011) 『排除と差別の社会学』第2刷, 有斐閣選書

第2章

知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることへの忌避感とその変容

相談支援専門員は、障害のある当事者の生活全般に関わることになる存在である。相談 支援専門員は、当事者とはあくまでも仕事上で関わることになるのだが、生活全般に関わ るかぎり、当事者の性的欲求について直面する場面から逃れられないといえる。その際、 相談支援専門員は、知的障害のある成人男性の性的欲求をどのように理解し、どのような プロセスを経て承認し、支援の対象として捉えていくと考えられるのか。

第1節 問題と目的

1-1 人と人とのつながりのなかでの知的障害のある成人男性の性的欲求と相談支援

近年、知的障害のある児童・生徒の性についての研究も散見されるようになってきている。例えば、知的障害のある児童が在籍する特別支援学校の性教育の実態を調査したもの(原,2010)や、教員間のコンセンサスや知的障害のある児童・生徒の個人差によって性教育の実施が困難なものにつながっていることを示したもの、教員が性教育を進めていく上で、内容や方法などの指導場面で困難を抱えていることを示したもの(児島ら,1996)、そして自閉症児・者の保護者を対象に子どもの性教育に関するニーズ調査を実施したもの(大久保ら,2008)がある。さらに平尾(2014)は、従来の抽象的な内容の多い性教育ではなく、具体的な内容で行動の獲得を目指した性教育プログラムの開発を行い、実際に知的障害のある特別支援学校高等部3年生男子を対象に実施し、生徒が性に興味をもつことは自然なことであるとの認識が育まれた研究成果を述べている。これらの研究からも、知的障害のある児童・生徒を対象とした性教育が、特別支援学校を含む複数の正規教育において実施されることの重要性が捉えられるようになってきているといえる。換言すれば、これは、知的障害のある児童・生徒に対する性教育が注目され、人と人との関係性のなかで知的障害のある児童・生徒の性を捉えることが必要であるということを示している。

そして一方で、学校教育現場とは違った場で、知的障害者の性を権利として保障していこうとしている研究や団体も存在している。例えば、学校卒業後の知的障害者たちに対する性教育についての研究については、第1章で取り上げた。また、性教協障害児・者サークル^{注1)}は、障害者も健常者と同様に性的存在であるということから、障害者の性を人権・共生の視点で捉えようとしている。しかし知的障害のある成人に対する性についての学び

の機会や場は、まだまだ十分であるとはいえず、知的障害のある当事者が主体的に性についての情報を得たり、語り合ったりできる機会や場がほとんどないと言っても過言ではない。

障害当事者である倉本(2005, p. 24)は、障害者をめぐる現実が、メディアや専門家の用意したストーリーに沿う形でのみ解釈されがちであることはよくいわれると述べた上で、「ただ、〔健常者の障害者に対する〕支配的な価値観が内面化されている場合、一般的にそうであるべきだと考えられている行為を遂行できないことが自身への否定的な評価につながり、積極的なふるまいが抑制されるといったことも考えられる(〔〕内筆者)」と述べる。つまり倉本の述べていることを用いれば、女性は性的被害者になりやすい一方、男性は性的加害者になりやすいという価値観が内面化されている社会において、支援者は知的障害のある男性の性も尊重すべき権利の一つとして存在していることを理解していたとしても、男性は性的加害者になりやすいという社会規範に敏感になり、当事者や支援者自身をとりまく周囲に対して積極的に知的障害のある男性の性について寛容になるよう働きかけたり、そのことを当事者に主張するよう伝えたりすることが困難になる。そして支援者自身が、知的障害のある男性の性に対して寛容になっていくことや、他者とのつながりのなかで、知的障害のある男性の性を保障していく視点を見えなくさせ、結果的に知的障害のある男性の性が社会において反故にされてしまう危険性がある。

アメリカでは、Ousley ら(1991)が自閉症の成人 21 人と、自閉症のない軽度から中度の知的障害のある成人 20 人にセクシュアリティとデートについてインタビューし、性的知識と関心について、セクシュアリティの語彙チェックリストと複数選択のアンケートによって評価した。結果、知的障害のある成人の間でより多くの性的経験があり、IQ は知識スコアと正の相関があり、男性は女性よりもセクシュアリティに有意に関心があることを示した。またイギリスでは、Lindsay ら(1998)が、男性知的障害者の児童に対する性犯罪に関する治療について、1 年の治療よりも 2 年の治療の方が、効果があるため、裁判所は 1 年間の保護観察を下すのではなく、2 年間の保護観察を下して、その間で治療を実施すべきと提案した。

我が国は障害者権利条約に批准しており、第23条^{注2)}の条文において、障害者の性を権利として保障することが謳われている。しかし性的な欲求は、同時に私的な領域に入り込んでしまう。つまり私的な領域とは切り離せない性的な事象に関する研究は、これまで十分に蓄積されてきたとはいえない。私的な領域に入らざるを得ない相談支援専門員は、障

害者本人の暮らしそのものに深く関与し、当事者に影響を与える存在である。支援者である相談支援専門員は、当事者の意思決定にも深く関与する存在であることからも、知的障害のある男性の性をめぐる相談支援専門員のリアルな状況について焦点を当てながら考察していくことは、知的障害のある男性の性的欲求も、性差に関係なく、社会において保障されるものであり、また支援者が、知的障害のある男性の性的な事象を人と人との関係のなかで捉えていくことを深化して考えていく契機にもなる。その一つとして、知的障害のある成人男性当事者が抱えている性的欲求についての相談に関わっている支援者を取り上げ、支援者が当事者の性的欲求を他者に語ることへの忌避感とその変容について焦点をあてることも、社会が知的障害のある成人男性の性的欲求に対して寛容になっていくことを検討していく上で重要なポイントとなる。

1-2 本章の目的

本章は、知的障害のある成人男性の性的欲求について、担当している相談支援専門員の 葛藤の内実と、そこからの解放と承認、そして支援の対象と捉えることになったプロセス について深く考察することを本質的な研究目的とする。

本章の目的は、次のような問いを導く。第一に、知的障害のある成人男性を担当している相談支援専門員は、なぜ、当事者の性的欲求を捉えることに困難を示すのか。第二に、相談支援専門員としての立場ではない別のところで、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する忌避感が生じているのか。これらについて、相談支援専門員がいかに知的障害のある成人男性の性的欲求に対する忌避感から解放され、当事者の性的欲求を承認し、支援の対象として捉えていくのか、ということについて考察していく。

相談支援専門員が、当事者の性的欲求を権利として、そして保障すべき対象として捉えるようになった変容の容過は、重要なものである。当事者の生活に深く関わり、当事者から直接、相談を受けることになる相談支援専門員の語りに焦点を当てた点が、本章の特色である。

第2節 手続き・方法

2-1 研究協力者

B氏は、知的障害のある成人男性から自慰について相談を受けたことのある 30 代の男性の相談支援専門員^{注3)}である。

本章での分析調査対象としたのは、20代の知的障害のある成人男性から自慰についての相談を受けたことのある B 氏の語りであり、B 氏は、大学時代に心理学を専攻しており、同級生が卒業論文で障害者の性を扱ったことから、これまで障害者の性を埒外として扱っていた自分に気づいた。加えて大学卒業後、相談支援専門員になってから、障害当事者から自慰について相談を受けたことをキッカケに、障害者の性的欲求について関心をもつようになった。

B氏は、相談支援専門員として、障害のある人たちが自立した生活を送れるよう本人や家族からの日常生活に関する相談を受けている。しかしB氏は、相談支援専門員だとしても障害者の性的欲求については、どこまで尊重できるのか悩み続けていた。B氏の職場では、それまで障害者の性的欲求に関する会話をほとんどしたこともなく、何となくではあったが、職場内で、特に女性がいる前では担当している被支援者が抱えている性的欲求に関する悩みであっても話題にしてはいけない雰囲気を感じていたという。

B氏は、これまで知的障害のある成人男性から性的欲求に関する相談を受けた経験はなく、今回、B氏が語ってくれた当事者の相談が初めてのものであった。

2-2 研究方法―ナラティヴ分析―

本章は、行為のシークエンスに着目するナラティヴ分析を用いる。

ナラティヴ分析は、意図と言葉を突き詰める。つまり単に言葉が表している内容ではなく、ある出来事がなぜ、どのように語られるのかを問うのである。このストーリーは、誰に対して、何の目的で構築されたのか。その一連の出来事は、なぜそのように配列されたのか。そのストーリーは、どのような文化資源を利用しているのか。あるいはそれを自明視しているのか。それはどんなプロットの宝庫を呼び覚ますのか。ストーリーは何を成し遂げているのか。もっと好ましい、別のナラティヴや、対抗的ナラティヴ counter narrative が求められるような祖語や矛盾はないのか(リースマン, 2014[2008], pp. 21-22) などに着目した事例中心の研究方法である。

一般的な対人援助の方法では、きちんとしたアセスメント(診断、評価)にもとづいて「問題」の「原因」を明らかにし、それにもとづいて支援を展開するのが「科学的」な方法であり、「クライエントのため」になると信じられている。しかし、ナラティヴ・アプローチでは、「原因」にこだわることを危険だと考える(荒井, 2017, p. 11)。そうではなく、ナラティヴ・アプローチは、語り手の「常識」から距離をとり、語り手の常識を成り立たせてい

る構造に焦点を当てていく。

人間と性は切り離すことができない反面、社会では、性について他者に語ることはタブーとされている。自らのさまざまな権利を主張することが困難な知的障害者の性的欲求を権利として語ること、また、これまで歴史的にも女性のさまざまな権利を抑圧してきた男性が、男性の性的欲求を語ることは権利であると社会に向けて主張することは、現代社会において、周囲からの否定的な眼差しに晒されるであろうことは容易に想像できる。さらに知的障害者であることと、男性であることとが重複している知的障害のある成人男性の性的欲求となれば、たとえ知的障害者を支援している支援者であったとしても、当事者の性的欲求を権利として捉え、それを周囲に語ることは非常に困難であると考えられる。この場合、支援者は社会に存在しているタブー視を内面化し、「いま、目の前にいる」当事者ではなく、その内面化されたタブー視と向き合い、周囲からの批判を受けないよう意識しながら知的障害のある男性を支援していくと考えられる。筆者自身、知的障害のある成人男性の生活支援員をしていた経験があり、加えて、知的障害のある成人の性教育のボランティア団体にも所属している。しかし筆者自身、以前より知的障害のある成人男性の性的欲求について語る際に、女性健常者の眼差しを意識してしまい、語りに制約を感じていた。

本章のテーマである知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることへの忌避感とその変容に着目することは、同時に、その細部の変容過程において、どのようなストーリーがあったのかということに焦点を当てて考察していくことが不可欠である。この視点から、本章においてはナラティヴ分析による考察を行う。

2-3 データ

1) インタビューの手続き

2019年11月7日に、2時間ほどのインタビュー形式で、筆者が知的障害のある成人男性を支援している男性の相談支援専門員であるB氏の語りを録音し、エピソードの形で書き直したものを採用した。インタビューはB氏の許可を得て録音し、逐語に起こした。逐語に起こしたデータは、速やかにB氏に確認と、逐語データに対する修正意見を求めた。

2) 分析テーマの検討

本章では、男性の相談支援専門員であるB氏が、知的障害のある成人男性の性的欲求を 語ることについて、女性健常者の眼差しを意識せずにはいられなかった状態について語る ことができるようになった変容の場面に着目したエピソード1、2を描き出した。

2-4 倫理的配慮

聞き取り調査については、男性の相談支援専門員であるB氏と、知的障害者の性的欲求の権利に対して思考するキッカケになったB氏が担当している知的障害のある成人男性当事者に調査趣旨及び調査協力及び学術論文の執筆に関して文書で了解を得た。B氏が、その当事者が契約している施設や、施設の理事長の方針に従わずに性的欲求の問題に関わっているのであれば、施設やその知的障害のある成人男性当事者、そしてB氏自身に損害を与えかねない。しかしこの施設全体の方針のなかで支援がなされており、また当事者である知的障害のある成人男性に研究協力に関する判断力が十分にあるため、B氏とB氏が担当している知的障害のある成人男性当事者の二者から文章で了解を得ることとなった。また個人及び法人が特定できないように匿名化を行い、語りに関しては、趣旨を損ねない程度に一部改変を加えている。さらに、筆者が所属している神戸大学大学院人間発達環境学研究科の研究倫理審査委員会による審査も通過し、承認(受付番号381)を得ている。

第3節 知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる相談支援専門員の語りとその構造 3-1 背景

筆者は学生の頃にガイドヘルパーをしていた経験があり、過去には知的障害のある成人 男性が入所している施設の生活支援員として勤務していた。そして現在は、第1章の知的 障害のある成人に対して性教育を実施しているボランティア団体に所属している。つまり 学生の頃から現在も障害児・者と関わり続けているが、これまで、知的障害児・者との関 わりにおいて、常に意識していることがある。

一つは、知的障害児・者の多くは自分の思いを上手く相手に伝えることが困難であり、 そのことから当然、権利主張をすることも困難であるため、目の前にいる知的障害児・者 が「いま、この瞬間」何を感じ、何をしたいのか、何を求めているのか、何か苦痛を感じ ているのではないだろうか、何に喜びを感じているのかなどを思考しながら支援するとい うことである。

もう一つは、知的障害児・者は健常者による支配を受けやすいということである。これ までさまざまな支援者からの「知的障害があるから」という知的障害児・者に向けられた 言葉や、職員間における「社会に適応できるように」や「何としてでも地域移行するため に」という言葉を耳にする度に、知的障害児・者は健常者によって恣意的に扱われてしまうことがあり、また、そのことが問題にされることなく支援が継続されてしまっていることがあると感じていた。こういった知的障害児・者と健常者との間に存在している支配的とも表現できる関係性の変容は、どのようにして実現できるのかについても上記に加え、今も意識し続けている。

そういった問題意識がありながらも、葛藤を抱えてしまうものがあった。それは知的障害のある成人男性が性について悩みを抱えており、その相談を受けた際、それを女性健常者に語るということである。筆者は、同じ支援者である女性支援者に知的障害のある成人男性の性的欲求について語ることができない自分と向き合い、何に制約を受けているのか考え続けていたが、答えが見つからなかった。それ以降、知的障害のある成人男性の性的欲求について関心をもつようになり、現在は知的障害者の性教育をしているボランティア団体に所属している。

そこのボランティア団体には、特別支援学校の教員や作業所の職員などが所属しており、 知的障害のある成人が抱えている性的欲求に関する相談を聞くだけでなく、避妊具の使い 方やメディアリテラシーについての説明も実施されている。筆者は、このボランティア団 体に所属して数年が経ち、ボランティアメンバー間においては、知的障害のある成人男性 の性的欲求について女性支援者に語ることに抵抗がなくなり、障害者権利条約の第23条で も示されているように、障害者の性的欲求を権利として捉えられるようになった。しかし この活動を通して、筆者のなかに新たな疑問が生じてきた。

それは、これまで、筆者が所属しているボランティア団体のメンバーには、相談支援専門員が所属していたことはなく、障害者の日常生活について、他者や他機関と連携しながら密接に関わっている相談支援専門員は、知的障害のある成人男性の性的欲求をどのように捉えているのか、ということである。そして成人男性当事者から性的欲求について相談を受けた相談支援専門員が男性である場合、女性職員や女性支援者にそのことを語ることはできるのか、また、そのことを女性に対して語ることに制約を受けているとすればそれは一体何なのか、ということである。

この疑問についてボランティア団体のメンバーに語った際、知り合いに知的障害のある成人男性から自慰について相談を受けた男性の相談支援専門員がおり、女性支援者ともそのことについて語り合っているから紹介すると言っていただき、男性の相談支援専門員であるB氏から知的障害のある成人男性の性的欲求についての語りを聞くことができた。

本章で選んだ注目すべき語りが含まれるエピソードは二つである。エピソード1は、相談支援専門員であるB氏が担当している知的障害のある成人男性のグループホームを運営している法人の理事長との関係性を意識してしまい、担当している知的障害のある成人男性当事者の自慰についての悩みについて検討事項として扱えずにいたという語りの場面を描写したものである。エピソード2は、相談支援専門員であるにも関わらず、その成人男性当事者の性的欲求について語る際に、女性支援者の眼差しを意識せずにはいられなかったという語りの場面を描写したものである。

3-2 エピソード1

相談支援専門員であるB氏には以前会ったことがあるものの、その時にはB氏の相談支援専門員としての仕事における葛藤や、本章のテーマである知的障害のある成人男性の性的欲求についての話はしなかった。

B氏と会うのは、7か月ぶりであり、メールにて今回のテーマである知的障害のある成人男性の性的欲求について話を聞く時間を確保していただくことについて快く承諾を得ていた。しかしこれまで、相談支援専門員から知的障害のある成人男性の性的欲求をどのように捉え、どのように関与しているのかについての話を聞く機会はもったことがなく、加えて筆者の話を聴く態度によっては、B氏が話を途中で中断したり、語っている間に語りを取捨選択し、本章のテーマである知的障害のある成人男性の性的欲求についての核心部分がみえてこなくなったりする可能性があると考えてしまい、筆者は緊張を抱えていた。そのため、まずは待ち合わせ時間に遅れることを避けるため、B氏が指定した待ち合わせ場所でもあるB氏の勤める事務所の近くのホテルに前泊し、当日は10:00からの聞き取りだったが、9:30には到着し、事務所の周りをうろうろしていた。

9:55 になり、緊張した気もちを抱えたまま事務所の扉をノックすると、すぐにB氏が扉を開け、「お久しぶりです。遠いところからわざわざありがとうございます」と笑顔で筆者に声をかけてくれた。その笑顔を見た瞬間、B氏は今回の聞き取りに対して好意的に了解してくれていたのだと理解できた。しかし同時に、相談支援専門員としての本音を知るためにも、筆者の質問が誘導的な質問にならないよう意識しなければならないとも思った。

すぐに相談室に通され、改めてB氏から「遠いところからありがとうございます。けど、 私の話なんかで役に立てるのでしょうか?」と言われ、B氏が何か筆者の役に立ちたいと 思っていると同時に、B氏自身も筆者の聞き取りに対してプレッシャーを感じていたのだ ということ、そして知的障害のある成人男性の性的欲求について、相談支援専門員の立場 で語ることについて抵抗を感じているのではなく、積極的であるということが筆者に伝わ ってきた。

まずは、B氏が障害者福祉に関心をもつようになったキッカケを聞いた。続いて、B氏が 担当している知的障害のある成人男性の話をしながら、B 氏にその当事者が自慰について 悩んでいたり、性的欲求について関心をもっていたりすることについて、抵抗をもつ支援 者はいるのかという質問をした。筆者がその質問を言い終わる前にB氏は「います、いま す、もちろん。特にヘルパーさん。女性のヘルパーさんは多かったですね。それに、一般 的にみたら、なんかタブー視じゃないけども、そういった見方もあるので(担当している知 的障害のある成人男性当事者の自慰やその当事者が性に関心をもっていることについて) ヘルパーだけじゃなくて、女性の職員にも言いにくい、言い出しにくいところはありまし た」とB氏自身も知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることに対して制約を受けてい たことを教えてくれた。この語りのなかの「女性」というキーワードに、筆者もこれまで 女性支援者に対して、知的障害のある成人男性の性的欲求について語りにくくさせている 制約の正体のヒントがあると思い、「自慰やその他の性に関心をもつことは自然だと思うの ですが、一緒に考えていきましょうと発信するのは難しかったのですか?」と質問をした。 するとB氏が「その時は、ヘルパーが退職してしまうかもしれないという心配があったん です。でも、彼(B 氏が担当している知的障害のある成人男性当事者)のグループホームを 運営している女性の理事長と会議後の食事をしている時に、その女性の理事長が『障害者 の性について考えていかなければならない』と発言されたのを聞いて、この人(女性理事長) なら彼(B 氏が担当している知的障害のある成人男性当事者)の件について話をしても平気 だと思えたんです」と語ってくれた。この語りを聞いた筆者は、男性の相談支援専門員で ある B 氏が、知的障害のある成人男性の性的欲求の話題を男性支援者であれば語ることに 制約を受けないが、女性支援者であれば語ることに制約を受けるのだと捉えた。

そこで B 氏に男性健常者ではなく、女性健常者だからという理由で知的障害のある成人 男性の性的欲求について語ることが困難だったのか、ということを質問しようとしたが、 この質問をすると、B 氏の回答を恣意的に誘導してしまうかもしれないと思い、女性とい うキーワードをあえて外して、「ということは、もし、その理事長が知的障害者の性につい てタブー視していたり、そういう態度だったりしたら、なかなか彼(B 氏が担当している知 的障害のある成人男性当事者)の性についての話は進んでなかったと思われますか?」とい う質問をした。するとB氏は、筆者が質問を言い終わる前に明らかにこれまでとは違った強い口調で、「進んでないです。進んでないです」と筆者の質問に答えてくれた。筆者は、B氏のこれまでとは違った語りの口調の変化から、相談支援専門員は知的障害者と関わっていく際、当事者が契約している施設の理事長という存在の影響を受けずにはいられないということを感じとった。

3-3 エピソード 1 の考察―知的障害者の性的欲求の認識をめぐる理事長と相談支援専門 員の関係性―

相談支援専門員の役割は、障害者やその家族の相談にのり、各種サービスを紹介しながら、必要に応じて連絡調整を行っていくことである。その際、当事者とその家族の間で要望に齟齬が生じることもある。その場合、当事者に不利益が生じない範囲において、相談支援専門員は、当事者の要望に応じていかなければならない。

しかし相談支援専門員は、組織のあくまでも一員であることを考えると、当事者やその家族といった個々人とのやり取りだけでなく、自らが所属している組織や、当事者が所属している組織の眼差しや関係性を意識せずにはいられない。つまり組織の代表者がもっている価値観や規範意識を蔑ろにしながらでも、相談支援専門員は、自らの役割を果たしていくことは容易なのだろうか。そういったことから、ここでは、知的障害者の性的欲求の認識をめぐって相談支援専門員が理事長の影響を受けずにはいられないということに着目する。

職員は「利用者のため」に働いているのではなく、組織の利益を追求する姿勢が必要とされ、ジレンマを抱えているのではないだろうか(長谷部ら,2005, p. 274)。本来、相談支援専門員は、障害当事者が自立した生活を送れるよう当事者本人から話を聞いたり、当事者の代弁者として当事者を取り巻く周囲の人びとから話を聞いたりしながら、また、地域の社会資源を活用したりしながら、当事者本人が生き生きとした生活ができるように支援していくことが役割である。

しかし社会福祉基礎構造改革によって、2003 年に措置制度から契約制度になったことにより、相談支援専門員は、障害当事者に加え、当事者以外の当事者を取り巻く人びとの存在を気にせずにはいられなくなったといっても過言ではない。さらに障害当事者が知的障害者となれば、身体障害者や精神障害者以上に当事者を取り巻く人びとが契約に際して強く影響してくることからも、その存在を看過することができなくなることは容易に想像で

きる。筆者の「理事長が知的障害者の性についてタブー視していたり、そういう態度だったりしたら、なかなか彼の性についての話は進んでなかったと思われますか?」という質問に対して、筆者が言い終わる前に口調を強めながら、「進んでないです。進んでないです」と答えてくれた様子からも、相談支援専門員という立場でありながらも、知的障害のある成人男性当事者の存在以上に、理事長の存在を意識せずにはいられなくなっているB氏の様子が明らかとなっている。

これは、相談支援専門員としての役割を知的障害のある当事者に果たしていくことは、 同時に、周囲の人びとの期待に応えながら実現させていくことでもあるといえるのではな いだろうか。しかしそこには、連帯しながら知的障害のある当事者の生活を支援していこ うとするということでは済ますことのできないものがあると考えられる。

スコット(1992[1969], p. 25)は「われわれについて他者が行う評価、そしてわれわれ自身の自画像の一部として内面化された評価は、他人がわれわれにどう振舞うか期待するのと関連してわれわれがどう振舞うかを決めるめやすとして、つまり、行動の期待の表現として考えられうるものである。こうした期待は、画一的なものになりやすい」と述べ、他者からの評価によって、自己の振舞いが制限され、他者によって自己の振舞いが付与されていることを指摘している。スコットが述べていることを用いれば、B氏が担当している知的障害のある成人男性当事者の悩みである自慰や性的欲求について情報を提供し、相談に乗ることは、周囲の人たちに対して、B氏のとった行動は逸脱行動として受け取られる。そして理事長が障害者の性的欲求に対して否定的であるとすれば、それは同時に、B氏がこれまで理事長に期待されていた健常者としての役割期待を失う可能性も含んでいるといえる。

B 氏は「…一般的にみたら、なんかタブー視じゃないけども、そういった見方もあるので(B 氏の自慰や B 氏が性に関心をもっていることについて)へルパーだけじゃなくて、女性の職員にも言いにくい、言い出しにくいところはありました」と発言しており、また、先に述べた理事長が、B 氏が担当している知的障害のある成人男性当事者が抱えている性的欲求の悩みについて理解を示していると分かったことによって、B 氏が担当している知的障害のある成人男性当事者の性的欲求の支援が進んだとも発言していることから、たとえ、相談支援専門員として知的障害者の性的欲求を権利として捉えなければならないと頭では理解できていても、身体では理解できないという状態に陥ってしまっていたということができる。つまり支援者は、知的障害者を支援している同じ支援者として、不動な一点

に収斂することはできず、知的障害者が所属している組織の理事長という存在からの眼差 しを意識し、目の前にいる知的障害者の存在を越えて、理事長との関係性をまずは優先し て考慮しなければならなくなっていると考えられる。

相談支援事業は契約であり、契約解除になるということは、相談支援専門員が勤めている事業所の経営に大きく影響を与える。契約の存続は、いかなる瞬間にも一方の契約者が常に契約先に対して好意を示すことに依存する。そして知的障害者の場合であれば、契約をする者の多くが当事者ではないことから、相談支援専門員は実質的な契約者となる健常者と対等な支援者としての立場を築きにくく、相談支援専門員から見たこの実質的な契約者との関係は、脆弱な関係性を包含しているといえるだろう。つまり相談支援専門員は、知的障害者との間で築かれた関係性を越え、契約当事者となる第三者に拘束され、制約を受けているといえる。

理事長という存在は、第三者のなかでもB氏が担当している知的障害のある成人男性当事者を取り巻く支援者の代表として捉えることが可能となる存在である。換言すれば、相談支援専門員としてのB氏を拘束し、制約を与えていた一番大きな存在ということができる。この理事長によるB氏が担当している知的障害のある成人男性当事者の自慰や性的欲求に理解を示しているという表明が、相談支援専門員としてのB氏を拘束状態から解放させることにつなげたと考えられる。そして、この解放されたことが契機となり、相談支援専門員であるB氏が、担当している知的障害のある成人男性当事者からの性的欲求の相談や支援に介入することができたと考えられる。

しかしB氏は、語りのなかで女性というキーワードを何度か出している。これは、男性支援者ではなく、女性支援者といった女性性を反故にできないという意識があるということだろう。換言すれば、健常者としてのB氏が、女性健常者に対して、B氏が担当している知的障害のある成人男性当事者の性的欲求を語ることについて、忌避感があるということではないだろうか。そして、その忌避感からの解放こそが、B氏が担当している知的障害のある成人男性当事者のこれまで抑圧されてきた性的欲求の権利が解放されることにもつながったといえるのではないだろうか。そこで次に別のエピソードを取り上げ、知的障害のある成人男性の性的欲求を保障していく上で、男性が女性に性的欲求を語ることへの忌避感と男性健常者であるB氏が女性健常者に対して性的欲求を語ることが可能になった変容の過程について検討していく。

3-4 エピソード2

しかし筆者は、理事長ということだけが理由ではないと思った。そこで「B さんの話に 『女性』という発言が何度か登場していますが、理事長が女性ということ、女性が理解してくれたということも大きなポイントだと思われますか?」という質問をした。すると B 氏は頷きながら、「そうですね。それはあるかなと思いますね」と語ったので、筆者も B 氏と同様に頷いていると続けて、「まぁ、そこ(理事長が女性であるということ)を意識していたかは分からないですけど。自分から話せる人がいるというところは大きかったかなと 思いますね」と筆者に語った。

筆者は、その瞬間、女性支援者が知的障害のある成人男性の性的欲求について理解を示したことが、重要なポイントであり核心部分でもあることを「まぁ、そこ(施設長が女性であるということ)を意識していたかは分からないですけど」によって、なかった発言として修正しようとしているのではないかと感じた。

先の発言は、相談支援専門員と自分の職場以外の理事長という関係性のなかでの遠慮のようなものであったが、B 氏の語りには、男性と女性との関係性におけるようなものを感じた。つまりそれは、男性健常者であるB氏が、女性健常者である他者の眼差しを意識せずにはいられないということ、さらにいえば、女性健常者の眼差しによって、相談支援専門員であるB氏が、知的障害のある成人男性からの性的欲求についての相談を取り上げることに制約を受けていたということではないかと思った。

筆者自身、勤めていた職場で知的障害のある成人男性の生活支援をしていたことがあり、当然、自慰をする入所者もいた。外で自慰をしようとした際には、男性職員間で自慰の際には居室に行くように声をかけるよう話し合いができていた。しかし女性職員には積極的に入所者の自慰を含め、性に関心を示した際にどのように連帯しながら応えていくのか、ということについての話し合いはできていなかった。これは、話し合いの場を設けて、当事者の性的欲求をめぐる事象を検討していくこと自体を放棄していたのではない。そうではなく、知的障害のある成人男性の性的欲求についての話題を取り上げた際、たとえそれが当事者の権利として保障されるべき問題であったとしても、女性がどのようにその話を捉えるのかを気にせずにはいられない男性としての自分が存在していた、ということを B 氏の語りを聞いて思い出した。

B 氏の語りと、筆者自身の経験が一致したような気がし、不思議と仲間意識のような感

覚があった。それは、B 氏を同じ知的障害のある成人男性の支援者というよりもむしろ、 女性健常者、たとえその女性健常者が知的障害者を支援している支援者であったとしても、 知的障害のある成人男性の性的欲求について語る際には、女性という存在や女性の眼差し を意識せずにはいられないというものである。

聞き取りの最後に、B 氏から「(聞き取りが)こんなのでよかったんですか?」と笑いながら問いかけられた。この笑いながらの筆者に対する問いかけの姿に、障害者権利条約の第23条でも謳われているように知的障害者の性を権利として保障していくことは重要であり、義務であるものの、女性健常者の眼差しを意識せずにはいられないという葛藤を解消できずにいたB氏が、笑いながら「こんなので」という言い方によって、今は女性健常者の眼差しは大きく影響していないと、筆者に理解し直してほしいと訴えているようにも聞こえた。

筆者は帰宅後、今回の聞き取り協力のお礼のメールをした。その日のうちにB氏から、 今回の聞き取りに対して、楽しく話ができたという旨の返事をいただくことができ、今回 の聞き取りがB氏の気分を害したようなものではなかったと理解した。

3-5 エピソード 2 の考察―知的障害のある成人男性の性的欲求と女性健常者の性に対する理解―

B 氏は知的障害者の相談支援専門員である。本来、相談支援専門員という役割を遂行するというのならば、B 氏は、担当している知的障害のある成人男性当事者が公言している射精というキーワードを男女といった性差に関係なく、相談支援専門員の立場で周囲の人たちに伝えることができるはずである。

しかし先述で述べた通り、B 氏が女性というキーワードを何度か出しているということは、相談支援専門員でありながらも、相談支援専門員の立場を越えた女性性を意識せずにはいられない何かがあるということなのだろう。

これまで、相談支援専門員の役割をめぐっては、当事者に寄り添うべきといった研究は 蓄積されてきている。しかし知的障害のある成人男性の性的欲求を男性健常者が女性健常 者に語ることに関する研究の蓄積は十分とはいえない。この視点は、知的障害のある成人 男性の性的欲求を語ることへの忌避感を明らかにしていく上でも、また、その忌避感を変 容させていくプロセスを検討していく上でも不可欠である。

そういったことから、先述したように、知的障害のある成人男性の性的欲求を保障して

いく上で、男性が女性に性的欲求を語ることへの忌避感と、男性健常者であるB氏が女性 健常者に対して知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることが可能になった変容、そし て知的障害のある成人男性の性的欲求の権利との関係性について検討していく。

1) 男性が女性に性を語ることへの忌避感をめぐる意味

1995年9月の第4回世界女性会議において、これまで抑圧されてきた女性の権利と人権の解放について謳われ、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の参加など38項目から成る北京宣言と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における目標及び行動を提示した行動綱領が全会一致で採択された。

この会議において、女性の権利や人権、そして男女間の平等性が謳われているということは、これまでの歴史において男性が会議で述べられている女性の権利などを搾取してきたということを含意しているということができる。

これまでにも、我が国は 1979 年 12 月に採択された女子差別撤廃条約に翌年 1980 年に署名し、1985 年に批准したり、1986 年には男女雇用機会均等法を施行させたりしてきた。しかし第 4 回世界女性会議で謳われている内容においては "暴力" という言葉が使用されており、世界中にインパクトを与えたといえるだろう。つまりそれまで、男女間において存在していたものの、潜在化していた男性による女性への差別や抑圧、そして暴力が顕在化する契機をもたらせたといえる。

そして法律により、これまで男性によって搾取されてきた女性の権利を保障しようとする動きが活発化しているだけでなく、さまざまな採用試験においても、男性ではなく女性を優先して採用すると明言している企業などもある。これは、女性に生じていた、また現在も生じている女性に対する抑圧や支配に社会全体が意識的になり、社会全体が女性に対して敏感になることを要求しているからであるといえるだろう。例えば現代社会において、男性ではなく女性を優先して採用すると明言している企業は評価されるが、女性ではなく男性を優先して採用すると明言している企業があるとすれば、社会から否定的な眼差しが向けられ、その眼差しから逃れられないということを容易に想像できることからも明らかである。つまり女性であることによって、男性から受けてきたこれまでの差別や抑圧、そして暴力を排除していかなければならないという意識が社会全体にあり、その実現には男性や男性がこれまでもっていた規範意識の変容が求められているといえる。

中村(2014, p. 75)は、男性が問題になる背景について、「一つはフェミニズムのインパク

トである。これは家父長制のもとでの男性の加害者性を告発し、男性の反省を求めるということを中心とする。『告発と反省』という構図である。外的契機は、女性という差別された性からの告発、内的契機は、男性という差別する性の反省である。『加害者としての男性』という発想である」と述べる。中村が述べていることを用いれば、男性が男性ということを問題視されないためには、女性からの告発を避けることが必須となる。さらにそのためには、男性自身が男性を客体化し、女性が男性に向ける眼差しをもち合わせた男性であることが要請されるといえるだろう。

当然、上記で述べたような男女間における女性に対する男性の意識は個人間においても存在する。筆者の「施設長が女性ということ、女性が理解してくれたということも大きなポイントだと思われますか?」という質問に対して、B氏は頷きながら「そうですね。それはあるかなと思いますね」と語っている。B氏の「それもあるかなと思いますね」の発言には、男性であるB氏が、障害者の支援者であるまえに、目の前にいる女性の存在を意識せずにはいられないということが示されている。つまりB氏は、担当している知的障害のある成人男性当事者に対して、相談支援専門員としての役割を果たしていく以前に、男性として女性からの告発から逃れなければならなくなっているといえる。

上野(2019, pp. 146-147)は「男性のほうは、性的なファンタジーの対象をどんどん客体化していっています。当の女性自身を客体にしてしまうという部分もあれば、女性を部分化したり、断片化したり、それから換喩に置き換えたり、転倒したりという形でやっています」と述べており、田崎(2003, p. 85)は、マッキノンの『女性の定義』を用いながら、「女性とは家父長制の犠牲者、つまり男性の欲望の対象として、モノとして扱われる存在のことであった。いいかえるならば、犠牲者ではない、人権を、あるいは、市民としての権利を侵害されていない女性というのは、ほとんど語義矛盾なのである」と述べる。B氏が女性からの告発を避けるためには、B氏自身が女性をファンタジーや欲望の対象として扱っていなことを女性に認識させることが必要となる。つまりB氏において、女性に女性をファンタジーや欲望の対象として扱っていなことが正当化されていたといえる。

しかしB氏は、担当している知的障害のある成人男性当事者の自慰についての相談を拒否していたのではなく、また、不必要であり、不適切なものと捉えてはいない。むしろ、「自分から話せる人がいるというところは大きかったかなと思いますね」と発言していることから、知的障害のある成人男性の性的欲求は秘め事として、つまり男性である相談支

援専門員である B 氏と、担当している知的障害のある成人男性との間で、知的障害のある成人男性の性的欲求についての語りは、女性の前では話せない秘め事として扱われていたことが明らかとなっている。性の商品化自体については、さまざまな議論がなされているが、男性向けの女性の商品化が問題となっており(飯野,2015, p. 38)、男性である B 氏が性的欲求についての話題を女性の前で公言することは、女性を性の対象として、また、商品として捉えているという可能性を女性に生じさせる。

つまり男性は、性的搾取の構造に対して過剰に敏感になるため、知的障害のある成人男性の性的欲求は男性間における秘め事になってしまい、知的障害のある成人男性の性的欲求が男性健常者により解放されず、恣意的にみえなくさせられるという構造が創られるのだ。知的障害のある成人男性の性的欲求の語りが、男性間において秘め事として語られるものであれば承認されるが、女性に対して語られた瞬間、その語りは忌避感をともなう否定的な語りになってしまうということである。B氏が、知的障害のある成人男性の性的欲求を反故にしていたのではなく、この構造に暗澹とし、遊離せずにはいられなかったからこそ、相談支援専門員でありながらも、担当している知的障害のある成人男性当事者の性的欲求に関する相談を女性には話せなかったと考えられる。

では、この構造から男性支援者が解放され、知的障害のある成人男性の性的欲求について女性と連帯しながら積極的に語り合うことができるようになるための条件は何なのか、そして、知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることへの忌避感から解放されるということには、どのような意義があるのか、ということについて検討していく。

2) 男性支援者の知的障害のある成人男性の性的欲求に対する忌避感からの解放―社会規範における男性に存在する男性健常者中心主義からの脱却―

B氏は、担当している知的障害のある成人男性当事者の自慰についての相談を「まぁ、そこ(施設長が女性であるということ)を意識していたかは分からないですけど。自分から話せる人がいるというところは大きかったかなと思いますね」と筆者に語っている。しかしエピソード1においてB氏は、筆者の「彼(担当している知的障害のある成人男性当事者)が自慰について悩んでいたり、性について関心をもっていたりすることについて、抵抗をもつ支援者はいるのか」という質問に対して、筆者がその質問を言い終わる前に「います、います、もちろん。特にヘルパーさん。女性のヘルパーさんは多かったですね。それに、一般的にみたら、なんかタブー視じゃないけども、そういった見方もあるので(担当してい

る知的障害のある成人男性当事者の自慰やその当事者が性的欲求に関心をもっていることについて)へルパーだけじゃなくて、女性の職員にも言いにくい、言い出しにくいところはありました」と語っている。この発言から、B 氏は、以前から担当している知的障害のある成人男性当事者がもつ性的欲求に対する関心や、自慰についての相談を同じ男性である男性職員には語っていたことが明らかになっている。つまりこれまで述べてきたように、B 氏は、障害者を支援する同じ支援者であったとしても、性的欲求についての話題になると、異性である女性には語ることができず、女性に性的な話題を語ることに対して忌避感があったといえる。

フーコー(1991[1976], p. 70)は、性を語るということについて、これまで科学がそれを異常と見なすもの、すなわち性倒錯や病的な悪化であると捉え、好んで科学の対象としてきたことを述べた上で、「真実を語るという口実のもとに、それは至るところで恐怖を掻き立てていた。性的欲望にほんの僅かな変動を認めるや、それこそ、幾世代にもわたって悪影響をもたらす様々な悪が支配権を振るっているに違いないと想像した」と述べる。つまりフーコーが述べていることを用いると、男性であるB氏が、担当している知的障害のある男性当事者がもっている性的欲求についての話題を女性に聞かせるということは、担当している知的障害のある成人男性当事者に内在している男性の性的な欲望を明示する可能性をもち、先に述べた女性に対する男性の加害者性ということも同時に考えると、それは女性に恐怖を与え、男性としての支配権を振舞っているということにつながる。つまりB氏は、男性がもつ性的な欲望に包含されている暴力性に過剰になっているがために、担当している知的障害のある成人男性当事者がもつ性的欲求に対する関心や、自慰について、女性には知られてはいけないという忌避感が含意された男性間での秘め事としての構造から抜け出せず、対峙すること自体が困難になっていたのだと考えられる。

秘め事には、秘め事を設けた人たちの間において、それを秘密にしておく義務が生じ、 それ以外の他者に知られてしまうと、秘め事を設けた人たちが何らかの制裁を受けるといった単純なものではない。そこには、秘め事を設けた人たちと、それ以外の人たちにおいて境界が生じることも意味する。

例えば、職場内で忘年会をする際、全員に声をかけることもあるが、気心の知れた仲間 のみでということで、上司にはあえて声をかけないことがある。この場合、参加者の間に おいて、忘年会は参加者の間での秘め事になる。先に述べたように、この秘め事が声をか けなかった上司に知られてしまうと、上司との関係において何らかの悪影響が生じること は避けられない。つまり参加者の間において、上司に知られてはならないというリスクが生じる。それと同時に、秘め事は、参加する者と参加しない者との間において境界を創り、この秘め事によって創られた境界が解体しないよう忘年会に参加した人たちは、その境界を維持しようとし、秘め事によって「こちら側とあちら側」のカテゴリー化が生じる。これは、上司に忘年会で声をかけなかったということを知られてはならないことからしても、参加した者の間において、秘め事にされ続けるのだ。つまり「こちら側とあちら側」のカテゴリー化は、参加者によって意識的に維持され続ける。逆に、忘年会に参加した者が、実は忘年会があったことを上司に報告すれば、それまで維持され続けたカテゴリー化は崩壊し、参加した者と上司との関係に悪影響が生じる。さらに、それだけでなく、上司に報告した者は、秘め事としての「あちら側とこちら側」の「こちら側」の者たちから裏切り者としての扱いを受けることは想像に容易い。

知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることの忌避感が含意された秘め事についてであれば、B 氏は女性と男性を「あちら側とこちら側」にカテゴリー化しており、担当している知的障害のある成人男性当事者の悩みである性的欲求に関する関心や自慰についての語りは、「こちら側」である男性の間での秘め事として女性と男性の間に境界を設けていたことになる。そして男性による性的欲求の語りが、女性に対する暴力や支配性の表明につながる可能性が包含され、加えて女性に知られることが、「こちら側」の男性から裏切り者として扱われてしまう恐れから、それまで担当している知的障害のある成人男性当事者の悩みである性的欲求に関する関心や自慰についての語りを抑えていたと考えられる。

水藤ら(2015, pp. 143-169)は、知的障害者による性加害行為に関する支援者の意識について、支援者は知的障害と性加害行為の関連においては、個人内要因、そのなかでも知的障害に直接依拠する個人内要因をより原因と考えている傾向があり、社会的要因が性加害の原因と考える支援者は少数であることをアンケート結果から示している注4。つまり支援者は、知的障害者による性加害を人と人との関係性や当事者を取り巻く社会システムから捉えるのではなく、あくまでも個人的なものに帰結させているといえる。人と人との関係性から切り離された知的障害のある成人男性当事者の性的欲求が、個人の問題として帰結されるということは、健常者の知的障害のある成人男性に対する偏見と切り離して考えることはできない。私たちの日常において、同じ男性でも男性健常者には存在しないが、知的障害のある男性には存在する特有の偏見がある。例えば、電車の車内において次のような光景は珍しくない。

空席がある場合、その周囲に高齢者や身体障害者というような、立っていることが困難であったり、立っていることによって苦痛をともなったりすると考えられる人がいなければ、その空席に座るが、座った本人も座るところを見た人たちもその行動に違和感をもつことはない。そして男性健常者が空席を見つけて座ったとしても、その空席の隣が男性なのか女性なのかということに意味をもって座ることはないだろうし、男性健常者が座った隣の人が男性か女性かに関係なく、なぜこの人が自分の隣の空席に座ったのかということを考えることはしないだろう。

しかし知的障害のある成人男性が空席に座ろうとした際、その空席の隣が女性である場合、同行している保護者や支援者は、過剰に動揺した様子で、空席に座らず立っているよう当事者に求めたり、保護者や支援者の促しを拒否して本人が空席に座った場合、その保護者や支援者が「すみません」と頭を下げたりする場面をよく見かける。これは、男性健常者とは違って、知的障害のある男性は、理性を抑えることができず、女性を触るということを前提にする健常者の間での、先に述べた男性の女性に対する暴力性が顕在化し、女性が男性から差別や抑圧を受けている現状を包含した男性健常者中心主義と表せる規範意識が存在しているからだと考えられる。それゆえに、理性を抑えることができないと判断されやすい知的障害のある成人男性が、女性を触ることがないように当事者の保護者や支援者は、その当事者と女性の距離が一定に保たれるよう必死になるのだろう。

私たちは、平均からの逸脱者に対して、あの人変な人だよねといったり、それが学校や会社といった組織の中だと指導を加える対象として認識したりもする。それは、複雑な社会の中で集団の調和を保つ、人と人との関係性を維持していくうえでは重要な心の働きだが、一方で、障害のある人のような少数の人たちを異質であると捉える眼差しにも繋がる(栗田, 2017, p. 13)。

また、社会において適切とみなされている対人行動が習得できるように訓練するソーシャルスキルトレーニングが知的障害児・者に対して行われているが、今やソーシャルスキルトレーニングは特別支援学校や特別支援学級といった正規教育場面だけでなく、セミナーや勉強会という形で保護者や支援者がソーシャルスキルトレーニングの重要性を学ぶ場が設けられたり、知的障害のある当事者が通所や入所で利用している福祉施設においても積極的に取り入れられたりし、職員によって当事者の行動が社会において適切とされるものに変容するよう実施されたりもしている。

社会において求められる適切とされる言動を身につけさせ、それまでの行動を変容させ

ることは、表層の場面においては、知的障害児・者が他者と関係を築いていく上で円滑な関係作りになるだろうし、健常者にとっては、健常者が理想とする言動を知的障害児・者が身につけることになるため、これまで健常者と知的障害者の間に生じていた緊張が可能な限り緩和したり、生起しなくなったりすることにつながる。そして学校現場や福祉現場では、性行動の変容を目的に、教員や支援者がその行動を常に確認、修正そして指導していく PDCA サイクルや、事前に性加害の再発を防ぎ、社会において適切とされる対人関係に変容させていこうと認知行動療法が活用されたり、心理教育・心理治療のプログラムの一部としてワークブックが作成されたりしている。これらは性加害をした、また、性加害をするだろうと想定されている知的障害児・者に対して、学校現場や福祉現場において積極的に使用されている。

しかし換言すれば、ソーシャルスキルトレーニングや PDCA サイクルや認知行動療法、そしてワークブックといったツールや心理療法を用いて、これまで性的なものを健常者に感じさせていた言動から、健常者中心の社会にとって適切とされる性的なものを含まない言動ができるように知的障害児・者に変容を求める背景には、知的障害児・者は性的なコントロールが不可能であり、支援者が当事者の性的欲求をコントロールしなければならないといった社会規範があるからだといえる。

こういった社会規範に対して敏感になっている支援者は、知的障害のある成人男性による性加害の可能性を人に想像させないためには、当事者から性的欲求に関するあらゆる事象をないものとすることで、知的障害のある成人男性による性加害の可能性に対する社会の眼差しから逃れることが可能になっているといえる。加えて、正規教育を受けている知的障害児童・生徒の性加害行為に関してであれば、支援者は保護者や教員と連携しながら取り組むことも可能だが、正規教育を離れた知的障害者の場合、過去に当事者が通っていた学校の教員に相談することも難しく、また、先に述べたように実質的な契約者となる保護者との関係が悪化することを避けようとすることから、相談支援専門員は、当事者の性的欲求について話題にしないということも考えられる。

しかしB氏のエピソード1における女性の理事長からの「『障害者の性について考えていかなければならない』と発言されたのを聞いて、この人(女性理事長)なら彼(担当している知的障害のある成人男性当事者)の件について話をしても平気と思えたんです」の語りと、エピソード2における「まぁ、そこ(施設長が女性であるということ)を意識していたかは分からないですけど。自分から話せる人がいるというところは大きかったかなと思います

ね」という語りから、女性の理事長の「障害者の性について考えていかなければならない」という発言が、B氏における男性としての支援者と知的障害のある成人男性の性的欲求を秘め事とする「あちら側とこちら側」の境界線、すなわち、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐって、B氏が敏感に意識していた男性健常者を中心とした社会における男性健常者と女性健常者のカテゴリー化を解体し、さらに、知的障害者による性加害の可能性に対する過剰な意識を、性的欲求も含めた人と人との関係性のなかで捉えるという認識に変容させたといえる。

これは、理事長が男性であれば、B 氏からこのような語りは生まれなかったということである。要するに、同じ支援者であったとしても男性健常者ではなく、女性健常者の知的障害のある成人男性への性的欲求に対する理解を示した発言が、これまでB氏が敏感に意識していた男性健常者中心主義ともいえる社会規範の視点で捉えていた男性支援者と知的障害のある成人男性との間で秘め事とされていた構造から解放させ、また同様に、男性健常者中心主義から捉えられていた男性健常者が、知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることは、女性に対する暴力であるという認識からも解放させたともいえる。さらに、これまで公的領域において、男性が女性に対して性的欲求を語ることへの忌避感に共振していた男性健常者中心主義といえる男性を、女性の語りが公的領域において男性に知的障害のある成人男性の性的欲求を語らせる契機になった、ということである。

この女性健常者による知的障害のある成人男性の性的欲求に理解を示す発言が、これまで男性健常者であるB氏に存在していた男性は女性の前では性的な事象を語ってはいけない、という男性のなかで内面化されていた認識から解放させ、これまで抱えていた男性健常者中心主義の構造を変化させたといえる。この構造の変化によってB氏の認識が、これまで、知的障害のある成人男性を支援していく際に、女性の前では知的障害のある成人男性から性的欲求を抜きにした人と人との関係性の視点で支援をせずにはいられないというものから、知的障害のある成人男性の性的欲求に関する事象は、男性支援者と知的障害のある成人男性当事者における男性の間での秘め事ではなく、知的障害のある成人男性が抱えている性的欲求は、女性支援者も含めた人と人との関係性の視点で、当事者の主体性を尊重する支援をしていく必要性があるものへと変容したといえる。

第4節 本章のまとめ―知的障害のある成人男性の性的欲求を語ることへの忌避感とその 変容の総合考察―

本章では、ナラティヴ分析を用いて、男性の相談支援専門員であるB氏の語りに基づき、 男性の相談支援専門員が知的障害のある成人男性の性的欲求を周囲に語ることができるようになり、知的障害のある成人男性の性的欲求が抑圧から解放された変容の過程を考察した。結果として、相談支援専門員は、実質的な契約者となる健常者と対等な支援者としての立場を築きにくく、相談支援専門員から見たこの実質的な契約者との関係は脆弱性を包含しているといえ、相談支援専門員は、知的障害者との間で築かれた関係性を越え、契約当事者となる第三者に拘束され、制約を受けていることが明らかになった。そして、社会規範に存在する男性健常者中心主義に対する否定的な眼差しに拘束されている男性の相談支援専門員は、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して忌避感を抱えている。

しかし女性健常者が知的障害のある成人男性の性的欲求に理解を示しているということの表明が、男性の相談支援専門員が敏感になっていた男性健常者中心主義ともいえる社会規範の構造を変化させ、これまで、知的障害のある成人男性を支援していく際に、女性の前では知的障害のある成人男性から性的欲求を抜きにした人と人との関係性の視点で支援をせずにはいられないというものから、知的障害のある成人男性の性的欲求に関する事象は、男性支援者と男性当事者における男性の間での秘め事ではなく、女性支援者も含めた人と人との関係性の視点で連帯しながら支援をしていく必要性があるものへと変容したことが示唆された。

本章においては、これまで反故の対象にされてきたともいえる知的障害のある成人男性 の性的欲求に焦点を当て、男性の相談支援専門員が、男性当事者の性的欲求を語ることへ の忌避感とその変容について検討できたことには一定の成果があると考えられる。

【注】

- 1)性教協障害児・者サークルは、人間が性的存在である限り障害者も性的存在であることは当然であるとし、障害者の性を人権・共生の視点で考えようと 1996 年 3 月に誕生したサークルである。
- 2) 障害者権利条約の第23条は『家庭及び家族の尊重』について規定されており、そのなかで障害者が、性に関する情報や教育が享受されるようしなければならない義務について述べられている。

3) 相談支援専門員は、指定相談支援事業所や基幹相談支援センター、市町村の相談センターに配置され、大きく4つの業務(計画相談や相談支援、地域移行支援、地域定着支援)を担っている。また、3年~10年の障害者の相談支援・直接支援などの実務経験があることと、各都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を受講していることが、相談支援専門員の要件となっている。

4)水藤らは知的障害者への支援を行っている 188 事業所へ 5 部ずつ合計 940 部のアンケートを郵送し、所属する支援者に自記式の質問紙を用いた郵送調査を実施した。回収できた 370 部のアンケートの結果、知的障害者による性加害行為に関して多くの支援者が、「社会的に失うもの(社会的地位や職業など)がない」という社会的要因ではなく、「自分の行為が相手に与える影響についての理解が難しい」「自分の行為が自分自身に与える影響についての理解が難しい」「性衝動を抑える力が弱い」「相手の気持ちに共感することが難しい」「行為の善悪の判断が難しい」といった、知的障害に直接依拠する個人内要因が原因であると捉えていたと述べている。

【引用文献】

荒井浩道(2017)『ナラティヴ・ソーシャルワーク─ "〈支援〉しない支援"の方法─』第3 刷,新泉社

フーコー, M. (1991[1976]) 『性の歴史 I 知への意思』渡辺守章訳, 新潮社

原恵美子(2010)「知的障害児に対する特別支援学校における性教育実施の状況と,教諭と保護者の意識」『治療教育学研究』30,pp.61-69.

長谷部慶章, 中村真理 (2005)「知的障害施設職員のバーンアウト傾向とその関連要因」『特殊教育学研究』 43(4), pp. 267-277.

平尾太亮 (2014) 「知的障害をもつ学生に対する性教育プログラムの開発と実践 I 」 『中国学園紀要』 13, pp. 17-21.

飯野智子(2015)「多様化するセクシュアリティの消費形態—女性向けセクシュアリティ産業の調査より—」『実践女子大学短期大学部紀要』36, pp. 37-48.

児島芳郎, 越野和之, 大久保哲夫 (1996)「知的障害児の性教育に関する一考察—養護学校全国調査より—」『奈良教育大学紀要』 45-1、pp. 201-217.

倉本智明(2005)「性的弱者論」倉本智明編著『セクシュアリティの障害学』,明石書店,pp. 9-39.

栗田季佳(2017)「見えない偏見─障害者を取り巻く問題に現れる心の働き─」『対立を乗り越える心の実践─障害者差別にどのように向き合うか?』,大学出版部協会,pp. 6-19.

Lindsay, W. R., &Smith, A. H (1998) Responses to treatment for sex offenders with intellectual disability: a comparison of men with 1-and 2-year probation sentences.

Journal of Intellectual Disability Research, 42(5), pp. 346-353.

水藤昌彦, 山﨑康一郎, 我藤諭(2015)「障がい福祉領域における支援者の性犯罪・性加害行為に関する意識―性加害行為のある知的障がい者への福祉と心理教育による支援に関する調査より―」『山口県立大学学術情報』8, pp. 143-169.

中村正 (2014) 「男性性・男性問題をめぐる臨床社会学―親密な関係性研究に焦点づけて―」 『立命館産業社会論集』 50, pp. 73-94.

大久保賢一, 井上雅彦, 渡辺郁博(2008)「自閉症児・者の性教育に対する保護者のニーズに関する調査研究」『特殊教育学研究』46, pp. 29-38.

Ousley, O. Y., &Mesibov, G. B. (1991) Sexual attitudes and knowledge of high-functioning adolescents and adults with autism. *Journal of autism and developmental disorders*, 21(4), pp. 471-481.

リースマン, C. (2014[2008])『人間科学のためのナラティヴ研究法』大久保功子, 宮坂道夫 監訳, クオリティケア

スコット, R. (1992[1969])『盲人はつくられる―大人の社会化の一研究―』金治憲訳・三橋修監訳, 東信堂

田崎英明(2003)ジェンダー/セクシュアリティ,岩波書店

上野千鶴子(2019)『スカートの下の劇場―ひとはどうしてパンティにこだわるのか―』, 河出文庫

第3章

知的障害のある成人男性の性を支援するとはどういうことか 一結婚支援に関与する女性職員の語りから一

第2章では、障害のある当事者の日常生活に関与する男性の相談支援専門員の語りに焦点を当てた。一方、第2章とは異なり、女性健常者が、知的障害のある成人男性の性に積極的に関わっている団体もある。その団体が、社会福祉法人南高愛隣会が運営する知的障害者の結婚支援事業「ぶ~け」である。社会福祉法人南高愛隣会が運営する「ぶ~け」は、知的障害のある人の結婚支援のみでなく、夫婦生活や子育て支援、そして金銭管理といった日常生活全般にスタッフが関わっている。筆者は以前から、社会福祉法人南高愛隣会が運営する「ぶ~け」に関心があり、知的障害のある成人男性の性の自己決定を周囲がどう支えるか、という点において非常に重要な役割を担っていると思っており、また、研究を進める上でも非常に注目していた。

ただし、支援者が女性である場合、知的障害のある成人男性の性的欲求についての理解や受け止めは、男性とは異なると考えられる。社会福祉法人南高愛隣会が運営する「ぶつけ」の女性職員の知的障害のある成人男性の性をめぐる語りに着目することは、社会福祉法人南高愛隣会が運営する「ぶつけ」を通して、女性職員にどのような認識変容があったのか、ということについて明らかにしていくことにつながる。

よって、本章では、知的障害者の結婚支援をしている社会福祉法人に所属する女性職員の語りに焦点を当てる。

第1節 問題と目的

- 1-1 社会における知的障害者の性に対する健常者の眼差し
- 1) 知的障害者間における性的な関係性

社会福祉基礎構造改革により、「自己選択」「自己決定」が尊重される社会となった。このような状況のなかで、知的障害者の地域生活が地域で生活することがゴールではなく、地域で生活をすることを基盤に、結婚「する」、「しない」が知的障害者と語らえる社会が到来することが真のノーマライズされた社会と言えるのではないだろうか(杉本ら,2018, p. 493)。

そもそも結婚を含む他者との性をめぐる親密な関係性は、障害があるか否かに関係なく、

両者によって自由に選択されるものであり、他者の価値観によってその選択が依拠されてはならない。しかし自立生活運動^{注 1)}が数十年をかけて脱施設化を求めてきた結果として、障害者は施設ではなく、さらに親の監視から解放された環境のもと、健常者と同様に障害者も地域で生活することが望まれるようになり、「自己選択」や「自己決定」の尊重を重視することが目指されるようになってきたにも関わらず、知的障害者の性的な関係性については十分に考慮されているとはいえない。

厚生労働省が実施した『平成 28 年度生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査結果)注20』によると、知的障害者の婚姻率は 4.3%となっている。これは、同調査から身体障害者が 52.1%、精神障害者が 27.1%であることが示されていることと比較しても、知的障害者と他の障害者との間において、結婚における隔たりが明確に著しく存在していることを示す。

知的障害者の恋愛や結婚に対する障壁を明らかにし、支援のあり方を探るため、親や施設や作業所の職員、そして一般社会の人たちに質問紙調査を用いて意識調査を行った井上ら(1999)によると、結果として、当事者の結婚に対して肯定した親の割合は 43%であり、一般社会の人が 90%、施設や作業所の職員が 76%であった注30。これは日々、知的障害者と関わる機会が多かったり、関係性の密度が高かったりする人ほど、当事者の恋愛や結婚といった性的な他者との関係性に対して否定的であるということが示唆されている。さらに井上ら(2001)は、知的障害のある当事者 33 名に恋愛や結婚に関しての面接調査を行ったところ、デート願望をもつ当事者は 63%であったがデート経験がある当事者は 27%、結婚願望をもっている当事者は 66%であり、そのうち 78%が二人での生活を望んでいたことが明らかになった注40。井上らの調査から、多くの知的障害者がデートや結婚といった他者との性をめぐる親密な関係性を望んでいたとしても健常者、とりわけ知的障害のある当事者にとって直接の支援者になる人びとが障壁になっているといえる。

2) 知的障害のある男性に対する〈性をめぐる支援〉の捉えられ方

当然、結婚は両者の間で性交渉が交わされる(交わされている)ということが前提に考えられるため、結婚には性的行為が含意されているといえる。では、男性の性的行為に焦点を当てると、そこにはどのような意味が付与されていると考えられるのか。横須賀(2005, p. 113)は「セックスの一つの目的は快楽を得るところにある。男性であれば射精することで快楽がもたらされる。セックスするのに射精をせずに終えるということは男性に

とっておよそ考えられないことである。射精をすれば、当然のことながら、妊娠の可能性が出てくる。子どもをもうけようと両者が考えているのなら問題はないが、どちらか一方、あるいは双方が妊娠を望んでいないのなら避妊をしなくてはならない。これが作法というものである」と述べる。横須賀が述べている通り、男性の性的行為の達成には快楽が必要不可欠となるだろう。しかし同時に、女性との性的行為においては女性の妊娠を考えながら、どのような性的行為をするのかということについて、女性の了解も不可欠である。しかし横須賀が述べている性的行為は、知的障害者を対象にしたものではないが、相手に自分と性的行為をするのかということや、性的行為の際に子どもをもうけるのか否かという互いの確認が困難ではないかと想像されやすい知的障害者は除かれているのではないか。Gi1-Llarioら(2018, p. 72)は「知的障害者は、障害のない人びと同じ性的欲求とニーズをもつが、彼らのセクシュアリティは、科学的証拠がないにもかかわらず、多くの神話、ステレオタイプ、誤った信念によって特徴付けられている」と述べており、健常者によって、恣意的に知的障害者の性的な事象が規定されている現状を指摘している。

知的障害者は日常生活において健常者による支援が不可欠であるため、日常の生活スタイルそのものが健常者によって決定されてしまう危険があるといえる。そのように考えると、知的障害者の場合、健常者によって彼らの性的欲求が喚起すると思われるあらゆる機会から恣意的に切り離されてしまう可能性が十分にあることは否定できない。特に健常者によって生活が管理されてしまう入所施設となれば、職員によって知的障害のある男性の性的欲求は監視の対象となることが十分に考えられる。

一般的に言って、現在の生活施設の多くは利用者のセクシュアルな面について十分な配慮がなされているとは言いがたい。個室は希である。デートする空間もない。極論するならば、施設(社会福祉、障害者福祉)が暗に想定している生活(者)像は、「セクシュアリティ無き生活」―デートをしない、マスターベーションもしない、セックスもしない―ではなかったか(旭,1993, p.138)。

旭が指摘していることは、施設で生活している知的障害のある男性にはデートやマスターベーション、そしてセックスがしたいという欲求が存在しないということではないと考えられる。そうではなく、そのような欲求があることを健常者が認識していながらも、健常者によって忌避され、不可視化にされているという状態を指摘しているのだと理解できる。これは、障害者支援において、知的障害者の性的欲求は支援の対象外であるということに加え、タブーであり、フォビアの対象であるという認識が健常者間に存在しているか

らではないか。では、タブーやフォビアの認識が生起しないよう、支援者はどのような関わりを知的障害のある男性ともっていると考えられるのか。

例えば、施設で生活している知的障害のある男性が、日常生活において女性に対して性 的欲求が喚起されないようにする一つの方法として考えられるのが、女性と接触する機会 そのものを禁止にすることである。知的障害者の入所施設では、男性と女性の生活エリア が区別されていることは珍しくない。これは、健常者によって知的障害のある男性が、女 性に性的欲求や恋愛感情を抱かないようにさせられているだけでなく、そういった欲求や 感情はリスクのある行為につながると捉えられているからではないか。Crocker ら(2006) は、ケベック州の3つのリハビリテーション機関からサービスを受けている知的障害者の 加害性を調査したところ、知的障害のある女性に比べ、知的障害のある男性は加害性を示 す可能性が高く、運営上の問題を引き起こすことを指摘している。知的障害のある男性に よる性的加害によって、女性が妊娠することは、知的障害のある男性ではなく、施設側の 責任が問われることになる。そのため、知的障害のある男性は、性的欲求がコントロール できない存在であると認識され、性的欲求が生起しないようにされているのだと理解する ことには一定の合理性をもつことにつながる。換言すれば、知的障害のある男性の性的欲 求が顕在化し、可視化されることは、健常者に女性の妊娠や施設運営のリスクを想起させ るのだ。その結果、知的障害のある男性の恋愛感情や性的欲求については、問題行動とし て扱われてしまうことが珍しくないといえる。

しかし当然、健常者によって設けられたこのような認識構造は、当事者の主体性を関却したものである。障害者福祉の現場、とりわけ入所施設だけでなく、グループホームも含め、日常生活全体が健常者に関与されている知的障害のある男性の性的欲求を検討するには、当事者の性的欲求に対して否定的な意味が付与された構造に抗いながら現場に関与している支援者の存在が不可欠であると考える。

この否定的な意味が付与された構造自体に疑問をもつようになった福祉現場の女性職員がいる。異性である女性職員の知的障害のある成人男性が示す性的欲求に対する認識の変容に焦点を当てることは、先に述べた構造を変容させ、知的障害のある成人男性を性的主体者と捉えることにつながる一石になると考えられる。

そこで、知的障害のある成人男性が示す性的欲求に対して、恐怖や恥ずかしさを感じていた女性職員が、その恐怖や恥ずかしさから解放されることにつながった契機は何だったのか、について焦点を当てる。そして、そもそも知的障害者の性を支援する際の〈支援〉と

は何なのか、について考察していく。なぜならそこには、他の支援とは異なる意味が付与され、それが障壁となり、支援者は知的障害者の性を支援することができなくなったり、支援すること自体に抵抗を感じたりしていると考えられるからである。本章は、まず、女性職員の知的障害のある成人男性が示す性的欲求に対する捉え方の変容の契機について考察する。次に、そもそも知的障害のある成人男性に対する性をめぐる支援に存在している特殊性は何か、そして、そこにはどのような意味が付与されており、何が当事者の性をめぐる支援に関与することを困難にさせているのかを明らかにし、知的障害者の性をめぐる支援における〈支援〉の輪郭を明確なものにしていくことを目指す。

1-2 本章の目的

本章は、これまで看過されてきた知的障害のある成人男性の性の支援の内実について深く考察することを本質的な研究目的とする。

この研究目的は、次のような問いを導く。第一に、支援の現場で知的障害のある成人男性の性的欲求はどのように理解されるべきか。第二に、他の障害者支援と比較して、性の支援にはどのような特殊性があるのか。第三に、支援者は性の支援に対する否定的な眼差しをいかに乗り越えるのか。これらについて、健常者が知的障害者に対して行っているく支援〉というものをもとに、入れ子状に組み合わさっている性をめぐる視点から考察していく。

健常者が当事者の性的欲求について恣意的に捉え、当事者と関わるのではなく、当事者 に対する性的欲求をめぐる支援は、当事者の主体性において重要なものであり、当事者の 主体性に影響を与えるものであると捉えようとする点が、本章の特色である。

第2節 手続き・方法

2-1 研究協力者

本章で調査対象としたのは、社会福祉法人南高愛隣会に入職して7年目になる20代後半の女性職員であるC氏。

C氏は大学3年生の時、ゼミ単位で教員に連れられ社会福祉法人南高愛隣会が運営する 知的障害者の結婚支援事業「ぶ〜け」(以下、「ぶ〜け」)の見学に行った。その時、「ぶ〜 け」の職員から知的障害者の結婚支援をしているということを聞き、衝撃を受けたという。 その衝撃とは、今までC氏のなかで、知的障害者と結婚というものが結びついたことがな かったということに加え、知的障害者の結婚を支援している人たちが存在しているということであった。それは、C 氏が自分自身の無知を自覚し、落ち込むことにつながるものではなく、むしろ、それまで関心が高かった児童福祉から障害者福祉へと関心の対象がシフトする契機になったという。

そして大学卒業後、社会福祉法人南高愛隣会に正規職員として入職し、「ぶ〜け」をサポートする支援員として配属され、現在もグループホームの支援のなかで知的障害者の結婚支援のサポートをしている。

2022年5月27日時点、「ぶ~け」には、172名の軽度の知的障害のある成人が登録しており、管理者を除き、22名のスタッフで運営を行っている。結婚支援の具体的な内容としては、結婚式場を貸し切ってのお見合いパーティーといった集団での出会いの提供に加え、個別に恋愛相談や結婚相談にも応じている。そして結婚後には、法人が運営するグループホームを提供し、夫婦生活や子育て支援、そして金銭管理といった日常生活全般にスタッフが関わっている。

C 氏は「ぶ~け」の支援員として働くまでは、知的障害のある成人男性が示す性的な事象に対して恐怖を感じていたという。しかし同僚と仕事をしていく過程で、それまで恐怖の対象であった知的障害のある成人男性が示す性的な事象が、支援の対象に変容したという。

知的障害のある成人男性の性的欲求に対する女性健常者の認識変容を考察していくことは、知的障害者の性をめぐる支援を検討していくことに加え、健常者がもつ認識構造そのものを明らかにしていくことにつながると期待できる。そこで本章では、「ぶ~け」の職員として働くC氏の語りを扱うことにした。

2-2 研究方法—エピソード記述—

本章では、社会福祉法人南高愛隣会に正規職員として入職し、「ぶ〜け」 をサポートする支援員として配属され、現在もグループホームの支援のなかで知的障害者の結婚支援のサポートをしている女性職員である C 氏の語りに焦点を当て、当事者の実相に迫った考察を行う。

知的障害者を支援する教育や福祉の現場では、当事者が支援者との関わりを通して微笑 んだ瞬間、支援者は「今、すごく楽しそう」「自分(支援者自身)との関わりに喜んでくれて いる」等の感情が生起する。一方、当事者が支援者との関わりを通して怒りを表出すれば、 支援者は「嫌な思いをさせてごめんね」「自分(支援者自身)の何がいけなかったのか」等の 感情が生起する。このような人と人との間で生起する感情は、日常茶飯事に起こっており、 こういった感情の往復があるからこそ、人と人との関係が形成されているのだといえる。

本章で用いるエピソード記述について鯨岡(2010, pp. 21-22)は、数量的・実証的アプローチに代表される客観主義=実証主義が主張する操作的定義と再現可能性を重視する立場を批判し、生の実相に伴われる「人の思い」や「生き生き感」など関わり手の身体に感じられた場面に焦点を当てることを特徴とする質的研究であると定義している。

エピソード記述は、関わり手の身体に感じられた場面を記述するため、一見、他の記述 と同じように感じられる。しかしエピソード記述は他の記述とは異なり、相手とのやりと りにおいて書き手に生起した印象深い感情の場面に焦点を当て、そこから問いを立ち上げ、 さらにその問いについて、それを成り立たせている背景を考察することを必須とする。人 と人との関係によって生起する感情は、文化的な規範意識や価値観に大きく影響を受けて いる。これは、エピソード記述が、人が「今、この瞬間」に感じたことを成り立たせてい る文化的な規範意識や価値観そのものについても考察する質的研究であるともいえる。こ れは、書き手の「今、この瞬間」に感じた場面の記述を通して、読み手自身にそれまで意 識することのなかった文化的な規範意識や価値観について思考させ、書き手だけでなく、 読み手の認識枠組みをも再構成することにつながる。エピソード記述は、さまざまな量的 研究や質的研究とは異なり、関与観察者が関与観察対象者とのやりとりにおいて揺さぶら れたエピソード(エピソード記録)に焦点を当てることによって、なぜ、そのように関与観 察者が間主観的に捉えたのかという背景(暗黙の理論)を考察することに特徴がある。鯨岡 (2010, p. 22)は「生の実相のあるがままに迫るためには、その生の実相を関わり手である自 分も含めて客観的に見る見方と、その実相に伴われる『人の思い』や『生き生き感』など 関わり手の身体に間主観的に感じられてくるものを捉える見方が同時に必要になる」と述 べる。鯨岡が述べていることを換言すれば、そもそも客観性というもの自体が主観性を排 除した上で成立しているのではなく、自分自身の主観性を通した上で客観性自体が成り立 っているということなのだ。

ことさら性の問題は、研究者の無自覚な規範による意味づけが影響されることが危惧されるテーマである。研究者自身の主観を対象化することのできる方法として、エピソード記述は有効だと考えられる。

本章では、関与観察者が揺さぶられた当事者の性的欲求が含意された語りを取り上げる。

関与観察者が間主観的に捉えた背景(暗黙の理論)について考察し、関与観察者と読み手の認識枠組みを再構成していくなかで、当事者の性が生き生きしたものとして間主観的に把握できるようになっていくと考えられる。よって本章においては、鯨岡のエピソード記述による考察を行う。また、本章のエピソード記述では、鯨岡(2010, p. 130)がオーソドックスなやり方として述べる〈背景〉、〈エピソード〉、〈メタ観察(考察)〉の3段階にならい、〈背景〉、〈考察を含むエピソード〉、〈メタ考察〉で構成した。まず〈背景〉では、読み手が個別具体的な事象のなかにより深く降りていくための関与観察者の関心や、加えてどういった経緯でC氏とつながったのかについての内容が述べられている。次に、〈考察を含むエピソード〉では、看護記録のような主観を除きながらその時に起こった出来事だけを記述した記録ではなく、関与観察者自身が感じたこと、思ったこと、間主観的に摑んだことと、その時に関与観察者がそれらについて考えたことが一緒に描き込まれている。最後に、〈メタ考察〉では、〈考察を含むエピソード〉の場面において、関与観察者自身が感じたこと、思ったこと、間主観的に摑んだことについての理由を明らかにすることにとどまらず、それ自体を成立させる文化的な規範意識や価値観の影響を受けた背景(暗黙の理論)に迫った高次の考察をしている。

2-3 データ

1) インタビューの手続き

2020年10月に3時間のインタビューを2日間実施した。インタビューはコロナ感染予防のため、web会議ツールであるzoomを使用した。インタビューはC氏の許可を得て録画し、逐語に起こした。逐語に起こしたデータは、速やかにC氏に確認と、逐語データに対する修正意見を求めた。

2) 分析テーマの検討

筆者が着目する「性」「知的障害のある男性」「恐怖」「支援」「変容」の箇所を逐語から 抽出し、それらに関する2つのエピソードを分析することとした。エピソード1では「知 的障害のある成人男性の性的欲求とC氏の職場の組織文化」について分析する。さらにエ ピソード2では「性を支援するということの特殊性」について分析する。

2-4 倫理的配慮

聞き取り調査については、入職して7年目になる20代後半の女性職員であるC氏と、C 氏が勤める社会福祉法人南高愛隣会の理事の方に調査趣旨及び調査協力及び学術論文の執 筆に関して文書で了解を得た。また、インタビュー協力者である個人が特定できないよう に匿名化を行い、語りに関しては、趣旨を損ねない程度に一部改変を加えている。さらに、 筆者が所属している神戸大学大学院人間発達環境学研究科の研究倫理審査委員会の承認 (受付番号448)を得ている注5)。

第3節 知的障害のある成人男性の性をめぐる支援のエピソードの記述とメタ考察 3-1 背景

筆者は、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体のメンバーとして活動している。活動内容は、交際や結婚、そして性行為に関心のある知的障害のある成人男性と知的障害のある成人女性に対し、性に関する情報や学びの場を提供している。具体的には、相手に嫌われないための好意の伝え方やデートコースを支援者と一緒に考えたり、避妊のやり方や、福祉制度の仕組みなどを伝えたりしている。その活動への参加は支援者による強制ではなく、当事者の意思に委ねられているにも関わらず、当事者の参加は年々増加している。

ボランティア団体のメンバーは、知的障害児・者の性について関心のある支援者で構成されている。支援者らは、自分の価値観を当事者に対して一方的に教え込むという姿勢ではなく、支援者自身も知らなかったり、気づかなかったりすることが多々あるという前提をもちながら、当事者に対する性教育を通して、支援者自身も自らの思考を省察している。要するに、筆者が所属している団体の性教育活動は、当事者だけの学びの場ではなく、ボランティアメンバーである支援者にとっての学びの場にもなっている。

性教育では年に数回、外部から講師を招いている。例えば、知的障害のある成人男性と 知的障害のある成人女性の夫婦から、本人たちの出会いから子育てまでの経緯を聞いたり、 助産師を招いて命の尊さについて語っていただいたりするというものである。

数年前、社会福祉法人南高愛隣会にある「ぶ~け」の職員を外部講師として招き、「ぶ~け」の実態や取り組みなどについて話を聞かせていただいた。「ぶ~け」の活動に感銘を受けた支援者が多く、その日の活動の振り返りの場で、話を聞くだけでなく、実際に「ぶ~け」に行き、活動を見せていただこうという話になった。早速、その日にボランティア団

体の代表者が社会福祉法人南高愛隣会に連絡し、「ぶ〜け」の職員が外部講師として話をしてくれたことに対する感謝と、実際に「ぶ〜け」が活動しているところを見たいという旨を伝えたところ、社会福祉法人南高愛隣会が快く申し出を受け入れてくれ、数か月後に「ぶ〜け」に訪問し、活動を見せていただくことになった。

見学させていただいた当日は、知的障害のある当事者のお見合いパーティーだった。パーティーは、実際の結婚式でも使用されるホテルで行われており、筆者が想像していた以上の華やかなパーティーだった。参加者の表情は緊張もあったが、それ以上に楽しんでいるということが伝わってくるものがあり、また、「ぶ~け」の職員らも一緒になって、その空間を楽しんでいるということが、筆者に伝わってきた。

その様子を見ながら、何が知的障害のある成人に対して結婚支援をしようと支援者らに 思わせたのか。また、何が知的障害のある成人に対する結婚支援というもの自体に関心を もたせ、知的障害者が結婚をするということについて、支援者はどのように理解している のか。そういった状況を成立させる条件とは一体何か、ということが筆者に問いとして現 れた。筆者は帰宅後、社会福祉法人南高愛隣会に連絡し、個別に「ぶ~け」の職員から話 を聞きたい旨を伝えたところ、快諾をいただいた。

筆者が再度、数回、「ぶ〜け」に伺って職員から話を聞く予定になっていたが、コロナの影響を受け、感染予防のため、web 会議ツールである zoom を使用し、職員から話を聞くこととなった。法人からは、学生時代から「ぶ〜け」に関わり続けている女性職員である C氏を紹介していただいた。インタビューは、筆者と C氏とで日時を決めて実施することになったが、インタビュー実施直前に再度、C氏には、C氏がどのような語りをしても批判をしないということや、語りの途中で体調不良になった場合はインタビューを中断する旨を伝え、了解を得た。

C 氏の語りは、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる内容であった。本章で選んだ二つのエピソードは、C 氏の語りを聞いた際の印象的な場面を抽出したものである。エピソード1では、知的障害のある成人男性に性的欲求を示された際の捉え方の変容について印象的な場面を描写した。次に、エピソード2では、知的障害のある成人男性の性を支援するということについて、C 氏と筆者が語り合った際の印象的な場面を描写した。

3-2 エピソード1

C 氏は、知的障害のある成人男性に対する捉え方が、学生時代と社会福祉法人南高愛隣

会に入職してからとでは大きく変わったということについて繰り返し、何度も説明してくれた。その時のC氏の口調は、明らかに早口になっていた。そんなC氏の様子を見ていて、C氏の一体何が大きく変わったのかを知りたいと思い、C氏に「学生時代と入職してからは、具体的に何が大きく変わったんですか?」と質問をした。するとC氏は、視線を天井に向け、学生時代を思い出しているという表情をしながら、先ほどとは異なり、ゆっくりとした口調で、「学生時代に、知的障害のある成人男性に好意をもたれてしまったことがあったんですよ。その時は大学3年生で、今の法人に就職したいと思っていたし、障害者福祉に関心が向いていた時なんですが、本当に怖かったし、恥ずかしかった。だって、複数の知的障害のある男性から、本当にストーカーのように何度もSNSを介して連絡がきたり、バイト帰りに後ろを歩かれて視線を向けられたりしていると感じることがあったので。でも今は、怖いとか、恥ずかしいとかないんですけどね」と説明してくれた。その時のC氏の表情は、過去の自分を思い出して恥ずかしくなっているというものではなく、入職してから何かを身につけ、自信をもったという表情をしていた。

通常、障害があるか否か、そして男性か女性かといった性別に関係なく、好意のない他者からストーカーのように頻繁に連絡がくると恐怖を感じるだろう。しかして氏は、入職してから何かを身につけ、自信をもったという表情をしながら、「でも今は、怖いとか、恥ずかしいとかないんですけどね」と言っている。そしてその語りの後、無言が続いた。その無言は、C氏が私に、なぜ、恐怖や恥ずかしさが消失したのかを聞くように促しているように私には捉えられたため、私は「ストーカーのような行為をされることは、何度経験しても怖いと思うんです。それは、障害があるか否かということや、男性か女性かに関係なく。一体何が怖さとか、恥ずかしさを無くさせたんですか?」と質問をした。

C氏は嬉しそうに、その質問をしてほしかったという口調で、「そうでしょ。そう思いますよね。当時は、男性に襲われたらどうしようかと怖かったし、そのことを友人にも話せなかったんですよ。話してしまうと、自分のことを性的対象として見ている男性がいるんだと言っているのと同じことですし。ゼミの先生にしか相談できませんでした。やっぱり、友人には相談できませんでしたね。このことを話すと、知的障害のある男性は、女性を襲うんだということを確認し合うことになる気がしたんです。知的障害のある男性が、女性を襲うというようなことがステレオタイプ化するのは避けたかったんです」と話してくれた。私は、学生時代のC氏の知的障害のある成人男性をめぐる恐怖心、そして教員にはそのことを話せても友人には話せないということは聞けたものの、私の質問には応えてもら

えていなかったため、再度、「知的障害のある成人男性に対する恐怖心や、そのことを相談することに対する恥ずかしさが学生時代にはあったということですが、どうして今はそういった恐怖心だったり、恥ずかしさというものだったりが無くなったのでしょうか?」と質問をした。

C 氏は恥ずかしそうな表情で「そういった質問でしたね。それは単純なことだったんで すよ」と私に言った。私は、C 氏の「単純なことだった」という発言は無視できないと思 った。なぜなら、知的障害のある成人男性の性的な事象をめぐる恐怖心は、単純という言 葉では片づけられないイメージが私のなかにあり、また女性が知的障害のある成人男性か ら性的な欲求を示され、それを相談できる友人がいない状況では、知的障害のある成人男 性に対する捉え方は悪くなることはあっても、良くなることはないからだ。C氏は続けて、 「今の職場に入職した際に、先輩職員から『障害者だって好きな人ができたり、性欲をも ったりすることは当然よ。そういったことを私たちは支援していくのよ』と言われたんで す。その時に、私は自分の経験とかを話していいんだと思ったんです。職場の方が、安心 させてくれたんです。今でも他の施設の職員から『そちらの施設では、知的障害者の結婚 支援をしたり、性的なことを教えたりしてますが、大丈夫なんですか?』と聞かれること があるんです。今の私は、そんなことを言う方に対して『私の施設に見学に来てください』 とはっきりと言います。昔の私だったら、言えなかったと思いますが」と話してくれた。 それを聞いた瞬間、他の職場である C 氏の語りであるにも関わらず、C 氏の語りに納得し、 嬉しいという感情と羨ましいという感情が同時に出てきた。それは、私が自分の職場と C 氏の職場を比較し、差異を発見したことによって生起した感情であり、その感情に対して 私は違和感なく受け入れることができたからこそ、納得ができたのだろう。C 氏は、私の 表情から私が何を思ったのか察知したように「でしょ?」と言った。互いが同じことを思 ったのだろう。

3-3 エピソード1のメタ考察―知的障害のある成人男性が示す性的欲求と「ぶ~け」の組織文化―

1) 知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる組織文化の捉え方と支援者の正統的周辺参加

まず、C氏が先輩職員の発言を受けて、自分自身の経験を話すことができるようになり、 他の施設職員からの発言に対して抗えるようになったということを聞いた瞬間、なぜ、筆 者は「嬉しいという感情と羨ましいという感情」をもったのかについて探る。

他者の語りを聞いて、嬉しいや羨ましいといった感情が生起するということは、聞き手が語り手に対して共感したり、聞き手が語り手とは異なった立場や状況に置かれたりしていることから生じる。筆者が嬉しいや羨ましいという感情をもったのは、C氏の職場におけるC氏と先輩職員とのやりとりについてと、C氏の臆することなく他者からの否定的な眼差しに抗える姿勢についてである。つまりC氏の職場である「ぶ~け」には、筆者の職場も含めた他の職場とは異なった職員間のやりとりがあるからこそ、筆者は「嬉しいという感情と羨ましいという感情」をもったのだ。では、「ぶ~け」には、知的障害のある成人男性の性をめぐって職員間でどのようなやりとりがあるのか。

C 氏は、障害者福祉に関心が向いていた学生時代、複数の知的障害のある成人男性から 好意をもたれ、それに対して恐怖心や恥ずかしさがあった。しかしC氏は、それを大学の 教員と「ぶ〜け」の先輩職員にしか相談できなかった。C 氏は、その理由について知的障 害のある男性は、女性を襲うというステレオタイプ化を避けたかったからだと説明してい る。これは、C 氏が自らの語りによって知的障害のある成人男性は女性を襲うのだという ステレオタイプ化を避けたかったということを示す。

集団に対するステレオタイプは「能力」と「人柄(あたたかさ)」の2次元上で表すことが可能だと考えられており、障害者は「能力は低いが、人柄はあたたかい」という両面価値的なステレオタイプ次元に位置している(Fiske ら, 2002)。C氏は、知的障害のある成人男性に対してもった恐怖心や恥ずかしさを語ることにより、周囲における障害者像が「能力は低いが、人柄はあたたかい」から「能力が低く、人柄はつめたい」に変容する可能性を感じ、その障害者像の変容に障害者福祉に関心が向いている自分自身が関与したくなかったのだと考えられる。このことは、C氏の「(友人に話してしまうと)知的障害のある男性は、女性を襲うんだということを確認し合うことになる気がしたんです」の発言からも明らかである。しかし一方で、大学のゼミ教員と「ぶ〜け」の先輩職員には自らの経験を語ることができている。つまり、C氏が知的障害のある成人男性の性について、否定的なステレオタイプの影響を受けやすい立場の者とそうでない者を取捨選択していることになる。これは、C氏が友人を知的障害のある成人男性の性について否定的な影響を受けやすい立場として位置づけ、大学のゼミ教員と「ぶ〜け」の先輩職員を知的障害のある成人男性の性について否定的な影響を受けやすい立場として位置づけているからこそ、大学のゼミ教員や「ぶ〜け」の先輩職員には、自らの経験を語ることができたのだと考えられる。

しかして氏は、知的障害のある成人男性の性的な事象をめぐる恐怖心や恥ずかしさが無くなった契機を「ぶ〜け」の先輩職員としており、大学のゼミ教員とは言っていない。つまりて氏は、ステレオタイプ化を避けるために語る相手を取捨選択しているものの、C氏が知的障害のある成人男性の性について語ることの不安を払拭することができ、加えて知的障害のある成人男性の性的な事象をめぐる恐怖心や恥ずかしさからも解放できたのは、大学という高等教育の組織の人間ではなく、「ぶ〜け」という職場組織の人間なのだ。では、両者には何の違いがあるのか。

私たちは、生まれてから死ぬまで、誰かにとやかく言われずとも、あらゆる場面で学び続けているのである。学んでいないことに気づかないことも山ほどあるが、自分の姿を対象化する機会さえあれば、いかに私たちの生活が状況のなかでの学びに支えられているかということに気づくだろう。学校は、社会のなかに普遍的に存在していた教育の機能を建物のなかに押し込め、学ぶべき内容や方法を系統づけ、教育者対学習者というわかりやすい構図に置き換えたものだといえる(津田,2012, p. 152)。津田の言葉を用いるならば、C氏は知的障害のある成人男性の性的欲求に対する捉え方を教育者対学習者という学ぶべき内容や方法が系統づけられた構図のなかでは、自分の姿を対象化することができなかったのだといえる。これは多くの場合、実践から切り離された高等教育機関という組織における学生に一方的に知識を伝えるゼミ教員と、教員から一方的に知識を伝えられる学生という関係で築かれる知の枠組みのなかでは、知的障害のある成人男性の性をめぐっては、学生であった C 氏は自分自身を社会的実践のなかで対象化できなかったのだといえる。

一方、C 氏が「今の職場に入職した際に、先輩職員から『障害者だって好きな人ができたり、性欲をもったりすることは当然よ。そういったことを私たちは支援していくのよ』と言われたんです。その時に、私は自分の経験とかを話していいんだと思ったんです。職場の方が、安心させてくれたんです」と述べていることからも、「ぶ〜け」における職場の先輩/後輩の関係においては、C 氏は自分自身を社会的実践において対象化できたのだといえる。そして、C 氏は「安心させてくれたんです」と語っていることからも、「ぶ〜け」という組織文化によって、知的障害のある成人男性に対する恐怖心や、そのことを相談することに対する恥ずかしさが不可視化にされているのではなく、「ぶ〜け」という組織文化自体に女性職員をサポートする体制があるということも明らかである。つまり C 氏が、安心して自らの経験を語ることができ、知的障害のある成人男性の性的欲求を社会的実践において対象化できるようになったのは、「ぶ〜け」の組織文化^{注 6)}があったからこそなのだ。

「ぶ〜け」には先輩/後輩の関係を、一方的に知識を教え込む/教え込まれるという系統づけられた教育者対学習者という関係ではなく、社会的実践において互いに学び続ける学習者であることを基盤にした教育者対学習者という関係から築かれるという知の枠組みが存在しているからだと考えられる。これは、レイヴ&ウェンガーの正統的周辺参加と共通しているものがある。

正統的周辺参加の中心的な主張は、学習を個体による知識、技術の獲得過程としてではなく、実践共同体(community of practice)への参加(participation)過程として理解、叙述するということにある(高木,1999, p. 3)。つまり学校教育場面のような系統づけられた教育者対学習者という知識や技術の獲得を目的とする関係性においては、いくらそこから知識や技術を得たとしても、社会的実践場面における知的障害のある成人男性の性的欲求に対する恐怖心は解消されない。一方、「ぶ~け」のような知的障害のある成人男性が示す性的な事象は当然のこととして捉え、それを実際に支援していく組織文化がある実践共同体では、知的障害のある成人男性が示す性的な事象が恐怖であったり、それを他者に語ることは恥ずかしいことだと認識したりしていたとしても、その組織文化への参加過程を経て、知的障害のある成人男性が示す性的な事象に対する恐怖心や恥ずかしさが解消されていくのだといえる。

正統的周辺参加を提唱したレイヴ&ウェンガー(2017[1991], p. 28)は「参加は、常に世界の意味についての状況に埋め込まれた交渉、さらには再交渉に基づく。これはすなわち、理解と経験は絶えざる相互作用のうちにあるということであり一実際、相互構成的なのである。参加の概念はかくして、脳の活動と身体化された活動の二分法、観想(contemplation)と参入(involvement)の二分法、抽象化と経験の二分法を解消する。すなわち、人、行為、さらに世界は、思考、発話、知ること、学ぶことのすべてに関係づけられている」と述べる。「ぶ~け」における先輩と後輩の関係は、先輩が後輩に知識を一方的に伝え、後輩はそれに従順に従うことによって個人を組織にとって、また、後輩を先輩にとって都合のいいように埋め込んでいくのではなく、先輩職員が後輩職員とともに絶えず更新される理解と経験の世界に参加し、連帯しているからこそ、C氏は知的障害のある成人男性の性的な事象に対する恐怖や、それを語ることの恥ずかしさについて、納得をもって語っていいものだと思え、それがC氏にとって安心感につながったのだと考えられる。これが「ぶ~け」に存在する他の職場とは異なった職員間のやりとりであり、他の職場にはない組織文化だといえる。

しかし他の組織文化と対峙した場合、それに抗うことは容易ではない。C氏は、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して向けられた他者からの否定的な眼差しに対して、なぜ、抗うことができたのか。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求に対して向けられた他者からの否定的な眼差しに 抗う支援者―制度的文脈依存型支援と実践的文脈依存型支援―

C 氏の「今でも他の施設の職員から『そちらの施設では、知的障害者の結婚支援をしたり、性的なことを教えたりしてますが、大丈夫なんですか?』と聞かれることがあるんです。今の私は、そんなことを言う方に対して『私の施設に見学に来てください』とはっきりと言います。昔の私だったら、言えなかったと思いますが」の語りに注目する。ここには注目すべきポイントがある。それは、「ぶ〜け」の性をめぐる支援に対して、否定的な眼差しを向けている障害者施設の職員がいるということであり、また、実践共同体である「ぶ〜け」の一員となったC氏が、他の障害者施設の職員からの発言に抗っているということである。C氏が「今の私は、そんなことを言う方に対して『私の施設に見学に来てください』とはっきりと言います」と言っていることからも、「ぶ〜け」と他の障害者施設とでは、知的障害者に対する性をめぐる支援についての捉え方に違いがあることがわかる。

この場合、C 氏は他の障害者施設の職員からの発言を無視することもできる。むしろ、あくまでもその場限りなのだからと割り切って無視する方が、その場の流れは円滑に進むだろうし、他の施設職員との関係が安定したものとして保たれるのかもしれない。しかしC氏は、反論している。では、なぜ、「ぶ~け」という実践共同体の一員であるC氏は、他の障害者施設の職員の発言に対して抗ったのか。

障害者運動について、飯野(2020, p. 52)は「2006 年に国連で採択された障害者権利条約は、障害者運動が長年にわたり蓄積してきた議論と実践の一つの結実点である。その反面、障害者運動に対しては、障害者の公共領域へのアクセスやそこでの権利獲得ばかりを優先し、障害者が私的領域で直面する問題を後回しにしてきたという批判もある」と述べる。この飯野の指摘には、知的障害者の性をめぐる支援に対して否定的な立ち位置を示す障害者施設の職員と、知的障害者の性をめぐる支援に積極的に取り組んでいる「ぶ~け」という実践共同体との非対称的な関係を考えていく上で有効ではないだろうか。

障害者運動が、障害者の公共領域へのアクセスやそこでの権利獲得ばかりを優先してき たということは、換言すれば、社会で障害者の権利として容認されるもの(容認されている もの)は、あくまでも当事者の生活世界における個別具体的な事象に焦点が当てられているということを意味していない。つまり大げさに言えば(少なくとも我が国においては)、健常者を中心とするマジョリティから理解を得たり、公共領域の範疇で扱えたりするものだけが当事者の権利として顕在化するが、マジョリティから批判されたり、公共領域の範疇で扱ったりできないものは、当事者の権利として顕在化せず、潜在化したままとなる。このように障害者運動などを通じ、マジョリティから理解を得たり、公共領域の範疇で扱えたりするものが支援対象となり、制度の枠組みにおいて支援化したものを、ここでは操作的に「制度的文脈依存型支援」と定義する。移動支援や入浴介助は、当事者や支援者が生活に不可欠であると主張した場合、社会からの理解は得やすい。一方、性をめぐる支援についてはどうだろうか。

性とは、不潔なもの、賤しい動物的なもので、そうした欲望を抑えつけ克服することにこそ人間らしさがある。フロイト的にいえば、性の抑圧の上にこそ人間文化は成り立つ、と道徳・習俗は教えてきた(片岡,1974,p.85)ということを前提にすれば、知的障害者の性をめぐる支援は、マジョリティからの理解を得ることはできず、公共領域の範疇で扱う対象ではなくなる。つまり人間文化の成立条件として、あらゆる顕在化する性の抑圧が不可欠であるならば、障害者支援に関わっている者は、当事者が表出するあらゆる性を抑えつけなければならないし、そうしなければ、組織としては社会からの批判を避けられない。「ぶ~け」ではない他の障害者施設の職員からの「そちらの施設では、知的障害者の結婚支援をしたり、性的なことを教えたりしてますが、大丈夫なんですか?」という発言は、知的障害者の支援に関わる者として、当事者の性を扱うことは社会規範から逸脱しているのではないのか、という指摘が含意されているのだ。つまり知的障害者支援における<支援〉には、当事者の性を抑えつけ、当事者が表出するあらゆる性を潜在化する制度的文脈依存型支援であることが、「ぶ~け」以外の他の知的障害者施設における支援では正常であるとされており、そういった視点をもち合わせていることが、社会から組織文化として正常と扱われるためには不可欠なのだといえる。

しかし「ぶ~け」では、知的障害者の性をめぐるあらゆる支援をしていることからも、 その支援が制度的文脈依存型支援ではないことは明らかである。知的障害者の地域生活移 行を進めてきた社会福祉法人南高愛隣会が、2003年に「ぶ~け」という自主事業を立ち上 げ、希望する利用者の恋愛、結婚・パートナー生活、子育ての継ぎ目のない支援を行って きた(平井・「ぶ~け」共同研究プロジェクト,2016,p.30)ことからも、「ぶ~け」の支援は、 実践を通した当事者と職員とのやりとりのなかで生まれたものであり、また、それは常に当事者本位の視点から更新され続けているものである。これは、これまでに述べた制度的文脈依存型支援とは対立する支援であり、「実践的文脈依存型支援」といえる。つまり実践的文脈依存型支援を実行している組織文化に属しているC氏は、制度的文脈依存型支援を実行している組織文化に属している形員から投げかけられた否定的な発言を看過できなかったということを「そんなことを言う方に対して『私の施設に見学に来てください』とはっきりと言います」という語りによって筆者に明示したのだ。

筆者自身、C 氏と同様、福祉という領域において障害者支援をしている。しかしその支 援は、あくまでも法によって定められた範疇で実施されることが求められ、効率性や生産 性、さらには、当事者以外の者の機嫌を窺い、職場や自分自身の批判を避けながら仕事が できたか否かによって、上司から一方的に評価されるという環境にいる。筆者は、このよ うな典型的な制度的文脈依存型支援では、当事者が日常生活場面で直面している性的な事 象は扱えないと思っていたからこそ、実践的文脈依存型支援を実行している「ぶ〜け」の 組織文化の存在を知った際に、他の職場である C 氏の語りであるにも関わらず、C 氏の語 りに納得し、嬉しいという感情と羨ましいという感情が同時に出てきたのだと理解される。 以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。「ぶ~け」には、知 的障害のある成人男性が示す性的な欲求は当然のこととして捉え、それを実際に支援して いく実践共同体としての組織文化があり、それまで知的障害のある成人男性が示す性的な 欲求が恐怖であったり、他者に語ることが恥ずかしいことだと認識したりしていたとして も、「ぶ~け」という組織文化への参加過程を経て、知的障害のある成人男性が示す性的な 欲求に対する恐怖心や恥ずかしさは解消されていく。その上、「ぶ〜け」は実践的文脈依存 型支援を実行しており、制度的文脈依存型支援に対する対峙の姿勢は、職場の利害関係に 絡めとられ、当事者本位の支援ができず葛藤している支援者を羨ましくさせ、当事者支援

3-4 エピソード2

私は、その後もC氏の発言から何度も出てくる〈支援〉という言葉が気になっていた。仕事でも仕事以外の場面でも障害者と関わることが多い私にとって、支援という言葉は当然、日常会話として使用されない日はないといっても過言ではない。しかし支援という言葉が健常者間で使用されればされるほど、私にとっては、支援の意味が不得要領なものとなっ

の本質を見つめ直す契機につなげるということができるのではないか。

ていたのだ。さらに、C 氏と話している知的障害者の性をめぐる支援となれば、その支援の意味自体がそもそも存在するのだろうか。これに加えて、知的障害のある成人男性の性をめぐる支援となれば、健常者が障害者に対して行っている〈支援〉というものは、もはや幻想なのかもしれないとも思えた。それだけに私は、C 氏の知的障害のある成人男性との関わりの発言から何度も出てくる〈支援〉という言葉が気になっていたのだ。

しかしC氏に対して「あなたが言っている〈支援〉とはどういう意味ですか?」と突然聞いてしまうと、私がC氏の揚げ足を取っているとC氏に捉えられてしまう危険があると思ったため、C氏に「結婚支援をするということは、当然、当事者間の性行為も同時に支援者としては関与しなければなりませんが、そういったことについてはどうですか?」と質問をした。C氏は「男性利用者には男性職員が避妊のやり方を支援していますし、女性利用者には女性職員が避妊のやり方を支援していますよ」と話してくれた。私は、C氏が〈支援〉という言葉を〈教える〉という意味で使用しているのだと理解した。

しかしそれは、あくまでも私が間主観的に理解したことであるため、C氏に「Cさんにとって、性的なことを支援するとは何でしょうか?」と質問をした。C氏は間をおかずに「日常の支援と一緒ですよ」と言った。私は、このままだとC氏が〈支援〉という言葉をどのように捉えているのか掴めないと思ったため、躊躇することなくC氏に「そもそも、Cさんにとって〈支援〉とは何ですか?〈支援〉という言葉をどのような意味で使っているのですか?」と質問をした。C氏は頭を抱えながら下を向き、「言われてみれば、〈支援〉についてそんなに考えてみたことがありませんでした」と言って数秒の沈黙が続いた。C氏は目線を下げながら自信なさそうな口調で、「サポートということですかね。できるところや、できないところを一緒になってやっていくこととでもいいますか。学び合う場のことであったり、相手と一緒に学び合ったりしていくような」と言った。C氏の発言は、何か迷いがあるように感じた。私にとって、C氏が迷いながら発言しているように捉えられたのは、C氏自身が先ほど述べた〈支援〉とは意味が違っていることに気づきながらも、私の質問に答えているように思えたからだろう。

私はC氏に「まず、〈支援〉という言葉がどういう状況で使用されるのかについて、一緒に考えてみませんか」と伝えた。C氏は顔を上げ、何かを思い出し、スッキリしたような表情で「そういえば、保育ではあまり〈支援〉という言葉は使いませんね。〈援助〉とか、〈お手伝い〉という言い方はします。でも、障害のある幼児だと、〈支援〉という言い方をしますね」と言った。私もC氏と同様に〈支援〉という言葉は、障害者/健常者の非対称性の関係

において成立するものだと捉えていたが、C 氏の発言は、私をさらに〈支援〉について思考させてくれた。

私にとって〈支援〉は、障害者/健常者の非対称性の関係で収まるような単純なものではな いとどこかで思っていたからだ。また、〈支援〉を障害者/健常者の非対称性の関係の視点で 捉えてしまうと、障害者と健常者は互いに理解し合えない存在として帰結されてしまう危 険性がある。私の父は身体障害者であるが、日々の生活において、父に対して<支援>とい う言葉を使ったことがない。そして男性健常者と女性健常者とでは、知的障害のある成人 男性の性をめぐる<支援>の捉え方は違うだろう。加えて、女性である C 氏が知的障害のあ る成人女性の性を支援することと、知的障害のある成人男性の性を支援することは違うだ ろう。そのことを C 氏に伝えると、C 氏は「今まで<支援>という言葉について、ここまで 深く考えたことがありませんでした。その理由は、あくまでも仕事だからっていう意識が 強かったからだと思います。家族や友人に障害者がいても、たしかに<支援>という言葉は 使わないと思います。知的障害のある男女に対する支援についてですが、私たちが行って いる支援のなかで男女の大きな違いはあまりないのです。でも、これは私の偏見があるか もしれませんが、男性はどちらかといえば加害者になりうる可能性が大きくなってしまう ため、私たち職員は性的な部分も取り入れながら『地域でより良く生活するためのマナー』 ということを題材にして、一人ひとりと詳しく話をすることもあります。女性でいえば生 理や妊娠、子育てなど自分の体に大きな変化も見られるため、産婦人科への同行や同性職 員との相談の場を設けたりしています。特に女性で難しいケースでは、実の父親や義理の 父親からの性的虐待を受けている利用者も多くいらっしゃいます。その人たちは『性』に ついても知識が早くからあるため、出会い系でのマッチングや避妊をしない性行為などさ まざまなケースが取り上げられます。そのため過去の経験や精神的なケアも考えながら支 援を行っています」と語った。

C 氏の「あくまでも仕事だから」の発言を聞いた瞬間、これまでモヤモヤしていた知的障害者の性をめぐる〈支援〉における特殊性を整理することができたという感触を得て、清爽な感情になった。通常、「あくまでも仕事だから」という発言は、聞き手に冷めた印象を与えるだろうが、現場での実践を通した C 氏の率直な発言だったからこそ、私は知的障害者の性をめぐる〈支援〉における特殊性を整理することができた、という感触を得ることができたのだろう。

そんな清爽な感情をもった私は、C 氏に「そういうことか。ありがとうございます」と

言った。私が何について「そういうことか。ありがとうございます」と言ったのか、C氏は理解できたかどうかは不明だが、C氏も「私も話をしていて、自分がこれまでやってきたことを整理できました。話をしていて、知的障害者の性について考えることは大切だと再確認できました。ありがとうございます」と恥ずかしそうに笑顔で言ってくれた。

3-5 エピソード 2 のメタ考察—「知的障害のある成人男性の性を支援する」際の〈支援〉 とは何か—

1) 性をめぐる支援に内在する特殊性―他の支援とは何が異なるのか―

次に、筆者がC氏の「あくまでも仕事だから」という発言を聞いた瞬間、それまで筆者のなかでモヤモヤしていた知的障害者の性をめぐる支援における特殊性を整理することができた、という感触を得た場面に焦点を当てる。C氏のこの発言には、どのような意味があり、なぜ、筆者はこの言葉によって清爽な感情になったのだろうか。

現在、障害者に対する福祉サービスは、移動支援や入浴介助といった当事者の日常生活に関するものが多く存在する。それらは、障害者総合支援法に基づきながら実施されており、それらのサービスを当事者に提供する側にとっては、賃金労働として成立している。これは翻って考えると、法によって仕事として定められているということであり、その法が定める範囲において行われる当事者に対する行為は正当なものであると社会から承認されていることを意味する。つまり、これは先に述べた制度的文脈依存型支援である。また、〈支援〉という言葉は、特別支援学校をはじめとして、教育場面においても使用されており、もはや健常者から障害当事者に対して使用される言葉として社会に広く浸透している。

また近年、障害者の性に関しても〈支援〉という言葉が使用されてきている。その代表的なものが、ホワイトハンズという団体が行っている障害当事者に対する射精介助である。ホワイトハンズは重度身体障害者に対する射精介助を行う非営利組織として 2008 年に登場し、エロや娯楽ではなく介護という視点から、利用者の QOL=生活の質を向上させることを目的として性的支援を実施した、国内で初めてのサービス事業体である(坂爪, 2016, p. 59)。ホワイトハンズは、射精という一見私的に見える行為も、実は本人の社会参加や自立の度合いが反映される社会的な行為であるということと、それゆえに性的な自立こそが社会的な自立につながるということから、障害者に対する性的支援と社会参加の支援は、車の両輪であると捉えている(坂爪, 2016, p. 45)。また、ホワイトハンズの代表理事を務める坂爪(2012, p. 170)は「『結果の平等』ではなく『機会の平等』に価値を置く現代

社会においては、障害者が、健常者と同じスタートラインから、恋愛・セックス・結婚という目標に向けて走り出すこと(もしくは走り出さないこと)を自己決定するために、最低限必要な社会資源(情報、教育、サービス、制度)のみを提供し、後は自己責任と自己判断に任せる、という姿勢が、最も公正です」と述べていることからも、社会における障害者の性的支援を社会的資源と結びつけることによって、当事者の問題解決を目指していることが理解できる。

ホワイトハンズが行っている性支援は、これまで人びとが関心の対象としていなかった 男性障害者の性をめぐる支援として、社会全体に大きなインパクトを与えたことは間違い ない。しかしホワイトハンズが、〈支援〉という形で障害者の性に介入しているからといっ て、また、対象としていない知的障害者も支援対象とするようになり、制度として知的障 害のある成人男性の性をめぐる支援が組み込まれたとしても、移動支援や入浴介助といっ た支援とは性質が異なるのではないか。

まず、移動支援との比較で考えてみる。移動支援は福祉サービスとしてあるものの、それは福祉サービスとしてしかできないものではないし、むしろ福祉サービス以外の状況で実行されれば、周囲から賞賛を受ける。例えば、知的障害のある人が映画館に行きたいと言ったとする。これを当事者のニーズとして、移動支援のなかで実行することはできるが、これは、労働の扱いになる。しかしこれを移動支援としてではなく、ボランティアとして、また、善意として無償で当事者の願いとしてその期待に応えることもできる。後者の場合、当事者の期待に応えた人は周囲から賞賛されることはあっても、批判されることはない。一方、知的障害のある成人男性が、性的欲求があるから、それを満たしてほしいと健常者にニーズを伝えたとする。この期待に対し、健常者は移動支援と同様に当事者の期待にボランティアとして、また、善意として応えることはできないと考えられる。そこには、当事者の期待に応えた場合、支援者は他者から批判されることが容易に想像できてしまうということもあるからだと考えられる。

次に、入浴介助との比較で考えてみる。入浴介助も射精介助を含む性をめぐる支援もともに当事者の身体に触れる支援という意味においては同じである。しかし入浴介助は、決められた時間から時間において実行され、スタートからゴールまでの見通しがある。また、当事者が「気もちよかった」と言えば、それは知的障害者の身体に触れることに関与した支援として評価され、職場内での引継ぎとして同様の支援が繰り返し実行されていく。しかし性をめぐる支援だと入浴介助とは異なり、スタートからゴールまでの見通しはなく、

支援者は当事者の性的欲求のみならず、結婚や子育てといったライフスタイル全体に関わることから逃れることはできない。つまり入浴介助は、決められた時間内で当事者の満足感が満たされ、事故が起こらないよう安全が保たれれば成功したといえるが、性をめぐる支援は、周囲の人たちの規範意識の影響を受けるため評価ができないだけでなく、支援者としての責任の質が入浴介助とは全く異なってくる。

つまり性をめぐる支援は、制度によって保障されるようになったり、制度の枠組みに組み込まれたりしたからといって、先に述べた移動支援や入浴介助のようにはいかないのだ。むしろ、制度の枠組みに入れられることによる弊害を忘れてはならない。崎山(2010, p. 11)は「制度的資源が表面上行き渡ることによって、人はたやすく問題が『解決』されたと思い込み、そこでの困難経験を忘却してしまう」と述べ、「『苦しみ』を経験する人々が『見えなくなる』ことすらある」と、当事者が抱えている困難が容易に人と人との関係から切り離され、制度的・物理的・資源的なものに帰結されてしまうことの危険性を指摘している^{注7}。では、性をめぐる支援には、他の支援とはどのような異なる特殊性が内在しているのか。

ホワイトハンズが性的な事象を取り扱っているものの「エロスとしての性」の側面を切り離し、社会的な承認を得ることによって成立させようとしていることについて疑問を呈している草山(2011, p. 5)は、「性的サポートの問題を考えるにあたって、そこから『エロスとしての性』を切り離すことが可能なのかどうか、あるいはより根本的に、性的なサポートから『エロスとしての性』を切り離す必要があるのかということについて考えることの必要性が、ここには示されている」と述べる。この草山の指摘には、これまでに述べた移動支援や入浴介助と異なり、性をめぐる支援に内在する特殊性を考えていく上で重要な視点になると考えられる^{注8)}。

ここで草山が述べているエロスとしての性とは、相手やモノを通じてペニスが勃起し、射精につながる性的興奮のことを指していると解釈できる。つまりホワイトハンズが、男性障害者はそのような性的興奮なしに射精ができると結びつけていることに、草山は無理があると疑問を投げかけているのだ。「ぶ~け」の支援は、先に述べた通り、恋愛、結婚・パートナー生活、子育ての継ぎ目のない支援を行っている。これらは、友人関係には生じないと考えられているエロスとしての性、すなわち、ペニスが勃起し、射精につながる性的興奮と切り離すことはできない。しかし知的障害者は、未だに性的興奮と切り離した視点から他者との関係性が捉えられてしまっている現状がある。人間が有している性的な潜

在力は、自然(繁殖)の直接の必要とは別に、社会関係を創出するためのエネルギーに充当されている(橋爪,2017, p. 88)。換言すれば、エロスは、社会関係を創出する契機にもなるのだ。障害当事者の性について直接、当事者にインタビューをしてきたフリーライターの河合(2004, p. 234)は、「障害者の性に限らなくても、そもそも、それぞれの性体験とそれに裏打ちされた性に対する考え方は千差万別といっていいだろう。その差異は、埋めなければいけないものではなく、想像力を働かせて、認め合っていくものだと思っている」と述べる。

移動支援や入浴介助に関しては、当事者のニーズに沿って支援を行うことは可能であるし、求められたことをその通りに行うこともできる。しかしそれは、単純にニーズを満たせばよいというものではないだろう。例えば、移動支援であれば「自分も楽しめるのだから、楽しめたといえるだろう」、入浴介助であれば「身体の汚れも取れたし、『気もちがいい』と言っているから、本人は満足しているのだろう。自分も気もちがいいと思えるから」というように、自分のあらゆる経験から想像し、何が当事者にとっていいのかを判断するだろう。性をめぐる支援についても同様に、エロスとしての性がそこには分かち難く結びついているのだという前提に立てば、河合が指摘している通り、支援者は、自らの性をめぐる体験を通した想像力をもってのみしか支援ができない。つまり性をめぐる支援は、エロスとしての性、すなわち、ペニスが勃起し、射精につながる性的興奮と切り離せないことに加えて、支援者は自らの性のエロスを用いることも必須となる。これは支援者自身のエロスの表明ともなり、また、エロスによる他者との関係性の創出であり、性をめぐる支援に内在する他の支援にはない特殊性だといえる。

ではなぜ、「ぶ〜け」は、自主事業でありながらも、そういった特殊性をもつ性をめぐる 支援を〈支援〉として成立させることができているのか。

2) 性を支援するということが成立するには一支援者による性的親密圏への介入一

筆者が C 氏に支援という言葉をどのような意味で用いているのか確認した際、C 氏は最終的に「今まで〈支援〉という言葉について、ここまで深く考えたことがありませんでした。 その理由は、あくまでも仕事だからっていう意識が強かったからだと思います」と言っている。 通常、他者に対する支援を考えた際、支援者が被支援者やその家族に対して「自分がやっていること、つまり支援は、あくまでも仕事だからという意識が強い」と言えば、その言葉は相手を傷つける発言として理解されてしまう。

例えば、先に取り上げた移動支援にしても入浴介助にしても、被支援者が支援者に「一 緒にいて楽しい」や「あなたに入浴介助してもらうと、本当にサッパリする」と言った際、 支援者が「あくまでも仕事ですから」と言えば、被支援者はその言葉によって、これまで 想像していた支援者との関係に対し、それまでにはなかった否定的な意味を付与すること が考えられるだろう。被支援者の家族も同様である。被支援者の家族が支援者に対して「本 人(被支援者)が自宅に帰ってきた時は本当に機嫌がいいんです」や「入浴介助をしてもら って、家族としても助かっています」と言った際に、支援者が「あくまでも仕事ですから」 と言えば家族は、支援者は被支援者に嫌々関わっているのだと判断するだけでなく、家族 が見ていない場面では、支援者は被支援者とどのような関わりをしているのだろうかと不 安になったり、両者の関係を疑ったりするだろう。これは、当事者家族以外の健常者に対 しても同様ではないだろうか。聞き手である健常者に対し「あくまでも仕事として支援を している」と言えば、冷たい印象がもたれてしまうだろう。一方で、支援者が被支援者や その家族、また、健常者に対し「(被支援者と)一緒にいると楽しい」や「(被支援者は)自 分自身のことや、自分の家族のように感じる」と言えば、被支援者は嬉しいだろうし、そ の家族は両者の関係に安心するだろう。また、健常者は支援者に対して、肯定的な印象を もつだろう。

そのように考えれば、支援者は被支援者に対して、仕事として被支援者の支援をしていたとしても、実行している支援は、仕事の枠組みから外れた親密な関係性のなかで実施されていることが周囲の人たちから望まれているといえる。つまり支援には、制度的文脈依存型支援と実践的文脈依存型支援があるものの、両者はともに周囲に支援者が実行している〈支援〉が仕事として実行されているということが知られてはならないのだ。換言すれば、〈支援〉は被支援者の親密圏において行われているということが望まれているのだ。

親密圏は、さしあたり、具体的な他者の生への配慮/関心を媒体とするある程度持続可能な関係であると定義することができる(齋藤, 2020, p. 221)。つまり他者によって、親密圏において実行されていない支援と判断される支援は、他者への生への配慮/関心をもち合わせておらず、いつ中断される分からない不安定な支援というものに置き換えられる。そのように考えると、支援者が被支援者やその家族、家族以外の周囲の健常者に「あくまでも仕事ですから」と言った場合、非難されることから逃れられないということが容易に理解できる。

支援が親密圏の枠組みで実行されるべきならば、「ぶ~け」が行っている知的障害者の性

をめぐる支援について、他の施設の職員から「そちらの施設では、知的障害者の結婚支援をしたり、性的なことを教えたりしてますが、大丈夫なんですか?」と否定的な言葉を投げかけられることはない。「ぶ~け」が行っている性をめぐる支援は、性をめぐる事象は連続性があるということを前提にしており、それは他者の生への配慮/関心を欠くことはできない。そのことからしても、本来であれば、「ぶ~け」が行っている性をめぐる支援こそが、支援の本質であるともいえる。しかし、同じ障害者支援をしている他の職場の支援者から否定的な眼差しが向けられるということは、親密圏において実行されるべき支援にも他者の判断によって許されるものと許されないものがあるのだと考えられる。それこそが先に述べたペニスが勃起し、射精につながる性的興奮と分かち難く結びついているエロスなのだ。

入浴介助は密室の空間で被支援者は全裸になり、支援者はその被支援者の全裸を自分の 視界に入れる。しかし、これはエロスとは切り離されている。入浴介助がエロスと切り離 され、性的な支援にはならないのは、入浴介助は性的興奮につながる性的な事象を含まな い支援であるということに依拠されているからだといえる。つまり入浴介助は、そのこと が前提になっているからこそ性的な事象から逃れられることに加え、他者からの否定的な 眼差しからも逃れることができるのだ^{注9)}。

しかし「ぶ〜け」の支援は、支援者が被支援者の性的な事象、つまり知的障害のある成人男性の場合であれば、ペニスが勃起し、射精につながる性的興奮というものが含意されるエロスとしての性に絡めとられていることに加え、支援者自身のエロスがそこには介在してしまうため、他者からの否定的な眼差しから逃れられない。それでも「ぶ〜け」は、自主事業でありながらも知的障害者の性をめぐる支援をしている。なぜ、「ぶ〜け」の知的障害者の性をめぐる支援は、〈支援〉として成立できているのか。これを考えていく上で参考になるのが、福井が行った地域で暮らす刑余者へのインタビューからの考察である。福井は、次のように述べる。

彼らにも誰かに訴えたい「声」はある。給料が低い、健康状態が悪い、車が欲しい、 友人がいない等、それは「ニーズ」と呼び換えてもいいかもしれない。だがその「声」 はどこにも届けられない。「声」を誰かに聞いてもらうには、どうしても自分のことを話 さなくてはならないし、それは必然的に「有微性」を晒すことでもある。「声」や「ニー ズ」そのものは、誰もがもつ不安や不満である。だが、それを誰かに伝えられる人一あ るいはそれを問題化し公共圏的言説空間を立ち上がらせることができる人一と、そうでない人がいる。彼らは自らの有微性ゆえに口を閉ざす(福井, 2018, p. 75)。

福井が述べている有微性というものが成立する状況を考えた場合、そこには自己に対する他者からの否定的な眼差しが必須となる。つまり、他者からの否定的な眼差しから逃れるための手段の一つが、否定的な眼差しが向けられる可能性のあるあらゆる事象を自ら語らないようにすることである。当然、語らなければ、福井が述べている自己に存在する有微性を他者に晒すことにはならない。この他者に語らない、語りたくても語らないでおこうとすることが、口を閉ざすということである。逆に、そこに〈私〉という唯一無二の存在が介在しているからこそ、必然的に有微性を晒すということにつながるのであれば、自己の語りのなかに〈私〉という唯一無二の存在が介在しなければ、他者から否定的な眼差しが向けられる可能性のあるあらゆる事象を語ることができるということになる。その手段が、語りのなかに〈個人的な私〉を介入させるのではなく、〈仕事としての私〉を介入させることである。

「ぶ~け」が、他者である知的障害者の性的な親密圏への介入が支援として成立できるのは、職場の事業として実行されているからであり、そのことが職員にとっては〈個人的な私〉が当事者の性的な親密圏に介入しているのではなく、あくまでも〈仕事としての私〉が当事者の性的な親密圏に介入しているのだということに置き換えることが可能になる。それが、自己が他者から向けられる否定的な眼差しから逃れられる手段となるのだ。

筆者は仕事以外の場面で、知的障害のある成人への性教育ボランティアの団体に属している。そこでの活動は、当事者の性をめぐる事象を扱っており、支援者は性に関するあらゆる言葉を発している。その際、筆者も含めた支援者らは、男女問わずそれを語ることに抵抗がない。しかし筆者は、これまで仕事として知的障害のある成人男性の支援をしてきたが、その際、当事者の性をめぐる事象に関する発言をすることに対し、同僚から否定的な眼差しが向けられてしまうかもしれないという意識があった。これまで、他者から否定的な眼差しが向けられても構わないと思い、当事者の性をめぐる事象に関する発言をしたことがあった。やはり、当事者に関する性的な話題をもちだすのは不適切であると周囲から非難され、当事者の性をめぐる主体性を語ることに制限がかかった。しかし筆者が、知的障害のある成人への性教育を実施するボランティアの団体に属していることを前置きにしてから話すと、周囲から「その視点も大切だよね」と言われるようになった。その時、

筆者にとっては、他者から向けられる否定的な眼差しから逃れることができたということ に対する安心と、当事者の性をめぐる主体性について語ることができたという思いがあっ た。

C 氏の「あくまでも仕事だから」の発言を聞いた瞬間、清爽な感情になったのは、性を めぐる支援は C 氏の個人的な行いではなく、あくまでも仕事として行っているのだという 明白な語りを聞き、性をめぐる支援から〈個人的な私〉を切り離しているという目の前の C 氏の姿が清々しいと感じ、筆者自身の経験がそこに重なったからだと理解できる。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。知的障害のある成人男性の性をめぐる支援には、ペニスが勃起し、射精につながる性的興奮が内在するエロスとしての性が分かち難く結びついており、支援者自身、自らの性のエロスも用いることが不可欠になる。これは、他の移動支援や入浴介助といった障害者支援には存在しない特殊性である。そのため、性をめぐる支援は、障害者支援をしている健常者からも否定的な眼差しが向けられやすくなり、当事者への性的な親密圏に介入する性をめぐる支援は、〈支援〉として成立し難くなる。だが、性を支援することが事業として成立するための、換言すれば、支援者が他者からの否定的な眼差しを意識せず当事者に対し、性をめぐる支援が実行できる条件は、〈個人的な私〉として当事者の親密圏に介入するのではなく、〈仕事としての私〉として当事者の親密圏に介入しているのだということを明言することが、聞き手にエロスとしての支援者を介在させているのではないと理解させることにつなげることができるのではないか。

第4節 本章のまとめ―結婚支援に関与する女性職員が知的障害のある成人男性の性を支援するとはどういうことかについての総合考察―

本章では、エピソード記述を用いて、社会福祉法人南高愛隣会にある「ぶ〜け」に関与する女性職員であるC氏の知的障害のある成人男性との性をめぐる関わりや、支援についての考え方が変容した語りの場面に焦点を当てながら、支援の現場で知的障害のある成人男性の性的欲求はどのように理解されるべきか。他の障害者支援と比較して、性の支援にはどのような特殊性があるのか。支援者は性の支援に対する否定的な眼差しをいかに乗り越えるのかについて考察を試みた。

結果として、まず、性は不潔なもの、賤しい動物的なものであり、公共圏では隠すべき ものとする文化がある。公共圏では性的な言動を慎み、親密圏ではそれが許されるという 規範のある社会において、「ぶ〜け」は公共圏の規範が適用される。しかし「ぶ〜け」には、知的障害のある成人男性が示す性的な事象は当然のこととして捉え、実際に同僚と連帯しながら支援していく実践共同体としての組織文化があった。この組織文化は、公共圏の規範に対する対抗的価値を示しているということもできるのではないか。その結果、制度的文脈依存型支援に対する対峙の姿勢を示す「ぶ〜け」の支援は、職場の利害関係に絡めとられ、当事者本位の支援ができず葛藤している支援者を羨ましくさせ、当事者支援の本質を見つめ直す契機につなげる。

次に、性をめぐる支援は、障害福祉サービスで行われる支援とは異なり、他者からの批判が容易に想像できることに加え、スタートからゴールまでの見通しはない。支援者は当事者の性的欲求のみならず、結婚や子育てといったライフスタイル全体に関わることから逃れることはできず、知的障害のある成人男性の性をめぐる支援では、ペニスが勃起し、射精につながる性的興奮が内在するエロスとしての性が分かち難く結びついており、支援者自身、自らの性のエロスも用いることが不可欠になる。そして、知的障害のある成人男性の性をめぐる支援は、エロスによる他者との関係性の創出でもあり、これらは、他の移動支援や入浴介助といった障害者支援には存在しない特殊性がある。

そして最後に、性をめぐる支援は、文化的な規範意識の影響を受けるため、障害者支援をしている健常者からも否定的な眼差しが向けられやすくなり、当事者への性的な親密圏に介入する性をめぐる支援は、〈支援〉として成立し難くなる。だが、性を支援することが事業として成立するための、換言すれば、支援者が他者からの否定的な眼差しを意識せず当事者に対し、性をめぐる支援が実行できる条件は、〈個人的な私〉として当事者の親密圏に介入するのではなく、〈仕事としての私〉として当事者の親密圏に介入しているのだということを明言することが、聞き手にエロスとしての支援者を介在させているのではないと理解させることにつなげる。「ぶ~け」は、この〈仕事としての私〉の視点があるからこそ、性的な事象は〈支援〉のなかで扱うべきではないという文化的な影響を受けている他者からの否定的な眼差しが向けられたとしても、知的障害者の性をめぐる支援が実行できるということが示唆された。

知的障害のある成人男性の性は、健常者によって恣意的に語ってはならないこととして不可視化されており、制度的枠組みにおいても対象外とされているだけでなく、支援する側に対し、否定的な眼差しが向けられる現状がある。しかし知的障害のある成人男性の性を支援するということは、支援者自身が自己の性を見つめながら、当事者のライフサイク

ルにおいて、それまで不可視化されてきた性を介在させることにとどまらず、知的障害のある成人男性の性を顕在化させ、それまで文化や規範によって規定されてきた価値観を覆していく契機につながるといえる。換言すれば、知的障害のある成人男性の性を支援するということに焦点を当て、検討することは、他者からの否定的な眼差しに抗いながら、抑圧されている多様な性に対する構造そのものについて、健常者にマジョリティとしての健常者性を思考させるという意義が存在するのだ。

本章においては、知的障害のある成人男性の性をめぐる支援について焦点を当て、知的 障害のある成人男性の性をめぐる支援について検討できたことは、知的障害のある成人男 性当事者をいかに変容させるのかではなく、知的障害のある成人男性の性に対する健常者 側にある価値観や規範意識の再考を迫るという点において、一定の成果があると考えられ る。

【注】

1)自立生活運動の起源については、その起源をアメリカに求め、1980年代以降、アメリカから日本に情報が流入したとする立場と、日本にも自立生活運動があったとする立場とがある(廣野, 2012, p. 1)が、本章では自立生活運動の起源については考証しないこととする。

2) 『平成28年度生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査結果)』 における知的障害者の婚姻率については、

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf の19頁を参照とする。

(情報取得: 2020/11/2)

3)調査は、兵庫県、京都府に在住する障害者の親 147名、施設・作業所等の職員 151名、一般の人 122名を対象としている。一般の人は、ジャズダンス教室、日本舞踊教室、N 株式会社、その他であり、それぞれの回収率は親 75%、施設作業所等の職員 74%、一般の人84%で、合計回収数 323名、回収率 77%であった。

4)結婚に関して、無回答や「考えていない」と答えた当事者のなかには、自分の障害のため結婚を諦めたり、考えないようにしたりしていると思われるケースもいくつかみられている。

5)法人名を明記するか否かについては、法人より明記するということで確認がとれている。 また C 氏には、事前に法人名を明記することを伝えたうえで、C 氏の性別や年齢は明記す るが、氏名は明記せずにアルファベットで表記するということで確認がとれている。

6)組織文化概念について、松尾(1985, pp. 405-406)は「メンバーによって習得、共有、伝達される、外面的および内面的行動様式の体系」であると述べ、組織文化の内面的側面を組織メンバーが共有している価値とし、外面的側面を組織のもつ理念、儀式、儀礼、コミュニケーションの方法、管理スタイル、特有の言語等を具体的なものとして挙げている。また、内面的側面は、外面的側面にも大きな影響を与えるとしており、本章で述べている組織文化は、松尾の組織文化概念を用いている。

7)ここでは性をめぐる支援において制度や物理的障壁、そして社会的資源に関して取り上げたり、構築していったりすることは無意味であると言いたいのではない。制度や物理的障壁、そして社会的資源では解決できない、解決できると考えてしまうことの危険性を強調している。

8) 橋爪(2017, pp. 13-41)は、エロスと猥褻との関係について、「人間の性行動は、観念的な傾向が強く、エロティシズムのさまざまな幻想によっていろどられている。これも、人間の性現象に、大脳が深く関与している事実と関係する。動物には猥褻現象はみられないが、それは、動物の場合、性的刺戟を与えることだけによって、個体と個体が関係づけられているからである。人間の場合、性的刺戟を与えることと同様、それを隠すことも重要なのであり、ひとは隠されたことがらのなかに性的刺戟を読み取る能力をもっている。猥褻現象は、性的刺戟を与えること/隠すことの微妙なバランスのうえに成立している」と述べる。要するに、エロスは個々人の抱えている単純な性行動というだけではなく、猥褻という社会から容認されないものとも結びついているため、性的刺激を得ている状態だとしても、それを他者に見つからないようにすることが、社会的に容認されない猥褻という状況から逃れる手段になるということである。本章におけるエロスは、動物における性行動としての意味ではなく、橋爪が述べているように社会的に容認されない猥褻が含意されたものとして用いる。

9)入浴介助において男性障害者のペニスが勃起して射精した場合、支援者は、被支援者である男性障害者は入浴介助の過程で性的な興奮を得たと理解することが可能になる。しかし、ここでは、あくまでも入浴介助は男性障害者のペニスが勃起し、射精する行為であるということを社会は想定していない介助であるということを強調している。

【引用文献】

旭洋一郎 (1993)「障害者福祉とセクシュアリティ―問題の構造とケアの課題―」『社会福祉学』 34(2), pp. 129-145.

Crocker, A. G., Mercier, C., Lachapelle, Y., Brunet, A., Morin, D., &Roy, M. E. (2006) Prevalence and types of aggressive behaviour among adults with intellectual disabilities. *Journal of intellectual disability research*, 50(9), pp. 652-661.

Fiske Susan, T., Cuddy Amy, J. C., &Glick Peter, X. J. (2002) A Model of (often mixed) Stereotype Content: Competence and Warmth Respectively Follow from Perceived Status and Competition. *Journal of Personality and Social Psychology*, 82(6), pp. 878-902. 福井栄二郎 (2018)「社会的排除と親密圏―地域で暮らす刑余者の事例から―」『山陰研究』 11, pp. 57-82.

Gil-Llario, M. D., Morell-Mengual, V., Ballester-Arnal, R., & Díaz-Rodríguez, I. (2018). The experience of sexuality in adults with intellectual disability. *Journal of Intellectual Disability Research*, 62, pp. 72-80.

橋爪大三郎(2017)『性愛論』,河出文庫

平井威・「ぶ〜け」共同研究プロジェクト (2016) 『ブ〜ケを手わたす―知的障害者の恋愛・ 結婚・子育て―』, 学術研究出版

廣野俊輔(2012)「自立生活運動における海外情報受容の系譜―1970 年代前半から 1980 年代前半の素描―」『大分大学大学院福祉社会科学研究科紀要』17, pp. 1-19.

飯野由里子 (2020)「『省略』に抗う一障害者の性の権利と交差性一」『思想(1151)』, 岩波書店, pp. 52-69.

井上和久,郷間英世 (1999)「知的障害者の結婚とその援助に関する調査研究」『発達障害研究』 21(3),pp. 214-220.

井上和久,郷間英世(2001)「知的障害者の結婚と性に関する調査研究」『発達障害研究』 22(4),pp. 342-353.

片岡啓治(1974)『性とは何か―エロスの社会学―』,ダイヤモンド社

河合香織(2004)『セックスボランティア』第9刷,新潮社

鯨岡峻(2010)『エピソード記述入門―実践と質的研究のために―』第 5 刷, 東京大学出版 会

草山太郎(2011)「障害者の性へのサポートについて考える―ホワイトハンズの理念とサー

ビスの検討をとおして一」『追手門学院大学社会学部紀要』5, pp. 1-21.

レイヴ, J., ウェンガー, E. (2017[1991]) 『状況に埋め込まれた学習―正統的周辺参加―』 第 21 刷, 佐伯胖訳, 産業図書

松尾陽好(1985)「組織文化と個人」『關西大學商學論集』30(4-5), pp. 401-420.

坂爪真吾 (2012) 『セックス・ヘルパーの尋常ならざる情熱』, 小学館 101 新書

坂爪真吾(2016)『セックスと障害者』,イースト新書

齋藤純一(2020)『政治と複数性』, 岩波書店

崎山治男(2010)「〈支援〉の社会学に向けて」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編著『〈支援〉の社会学―現場に向き合う思考―』第2刷,青弓社,pp.9-17.

杉本明生,末光茂(2018)「知的障害者の結婚と子育ての困難さに関する家族への支援体制の文献的検討」『川崎医療福祉学会誌』27(2),pp. 491-494.

高木光太郎 (1999)「正統的周辺参加論におけるアイデンティティ構築概念の拡張―実践共同体間移動を視野に入れた学習論のために―」『東京学芸大学海外子女教育センター研究紀要』10, pp. 1-14.

津田英二 (2012) 『物語としての発達/文化を介した教育—発達障がいの社会モデルのための教育学序説—』,生活書院

横須賀俊司(2005)「自分のセクシュアリティについて語ってみる」倉本智明編著『セクシュアリティの障害学』,明石書店,pp. 93-125.

第2部

知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会から認められるとはどういうことか

第4章

知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識

健常者として位置付けられる自己は、知的障害のある成人男性の性的欲求をどのように 肯定的なものとして理解できると考えられるのか。

第1部では、既に知的障害者を支援する組織に属する支援者としての健常者による気づきや語りを取り上げた。しかし、知的障害者を支援する組織に属していない健常者は、知的障害のある成人男性から性的欲求を個人的に向けられたり、語られたりしたものとして感じとった時、当事者の性的欲求を肯定的に理解しようと努めたり、積極的に向き合おうとしたりすることは困難であると考えられる。

本章は、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りに焦点を当てたものである。本章では、知的障害のある成人男性当事者が、筆者に向けて当事者自身の射精について語っている場面を取り上げたものであるが、その語りは、当事者と介助者の二者関係による「射精介助の方法」や「個人的なクレーム」ということを越境した次元の語りであり、社会全体の認識が変容してほしいという当事者の願いが込められた語りであった。筆者は、これまで知的障害者のある成人男性当事者から、性的欲求をめぐる当事者の語りのなかで、当事者から射精という言葉を向けられた経験がなく、既に知的障害のある成人男性の性的欲求について研究を進めていたものの、当事者から発せられた射精を含む語りに衝撃を受けた。既に知的障害のある成人男性の性的欲求について研究を進めており、その領域での研究者を目指している筆者自身に生起した情動の場面に着目し、考察することは、知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会から認められるとはどういうことか、について検討していく上で、非常に重要であるといえる。

そこで本章では、筆者自身が知的障害のある成人男性から直接、射精をキーワードにした性的欲求をめぐる語りについて聞いた場面を取り上げる。

第1節 問題と目的

- 1-1 知的障害のある成人男性の射精を「性問題行動」として捉える社会
- 1) 障害の個人モデルから統合モデルへ

2006 年 12 月の国連総会で障害者権利条約が採択されてから約 7 年後の 2014 年 1 月 20 日、我が国は、ようやく障害者権利条約に批准した。我が国は、障害者権利条約に批准するため、これまでさまざまな取り組みを実施してきた。

例えば、1975年には、障害者権利宣言の共同提案国になり、翌年には、1981年を国際障害者年とすることが決議された。また、1993年には、障害者の機会均等化に関する標準規則が採択され、障害者の社会的障壁を取り除くべきとの理念が示されるようになった。加えて、我が国が障害者権利条約に批准する直前の2011年6月に障害者虐待防止法を、翌年2012年には障害者差別解消法と障害者雇用促進法を制定した。

一方、世界における障害そのものに対する捉え方の変化に視点を向けると、大きな変化を促したものの代表として、WHO(世界保健機関)が2001年に発表したICF(国際生活機能分類)を挙げることができる。これまでICIDH(国際障害分類)が、障害者が抱えている身体上の障害や生活機能上の障害、そして、それに付随する社会的不利益を当事者に起因する問題として帰結していたのに対し、ICFは、環境因子や個人因子といった背景因子の視点を加えて、社会が障害を作るという視点を明確に打ち出して障害を捉えるという衝撃を人びとに与えた。要するに、これまで障害は本人の問題であり、治療すべき対象としての医学モデルのみの視点で捉えられていたものを、ICFは、障害は社会によって作られるといった社会モデルとの統合モデルの視点で障害を捉えるという新たな視点を世界中に広げた。この社会モデルへの関心の高まりは、知的障害者福祉支援現場における障害者の権利擁護ニーズの高まりでもあり、今日の知的障害者支援従事者にとって求められる重要な視点であると言える(小笠原ら, 2014, p. 96)。

我が国は、障害者権利条約批准後も、2016年5月には、発達障害者支援法の改正を成立させたり、2018年4月1日からは障害者雇用義務の対象に精神障害者を加えたりしている。 当然、それぞれの法律においては、問題点は指摘できるものの、これまでの障害者に対する法律の動向からも、障害者に対する社会の姿勢が一歩前進したといえる。この社会的弱者である障害者に対する寛容ともいえる姿勢には、先に述べた社会モデルの視点が含意されており、現在では、障害を治療すべき対象としてのみ捉えていると表明すれば、当事者からは当然のこと、社会全体から批判されることは避けられないと容易に想像できる。 しかし知的障害児・者が、性に対して興味や関心を示すことに、社会は寛容であるといえるだろうか。換言すれば、法律の上位法規である障害者権利条約のなかで、「権利」という言葉が散見されているものの、マジョリティである健常者は、社会的弱者である知的障害児・者の性に対して、寛容な姿勢を示しているといえるだろうか^{注1)}。

2) 知的障害児・者の性的な事象を問題と捉える社会

まず、知的障害児童・生徒と性教育をめぐる代表的なものとしては、七生養護学校事件を挙げることができるだろう。この七生養護学校事件は、もともとは、知的障害児に対する性教育という困難な課題につき、一部の都議会議員が「ふしだら」などという評価基準を振り回し、養護学校を管轄する東京都教育委員会をして懲戒処分や厳重注意等の指導措置を発せしめ、権力的に妨害した事例である(西原, 2013, p. 42)。

また、本多ら(2019, p. 18)は、正規教育における知的障害児童・生徒の性問題行動への支援について、「支援を行う目的は、対象となる人が性問題行動をしないでその人生をよく生きることです」と述べ、知的障害特別支援学校高等部での性教育については、井澤ら(2020, p. 71)は「性的な課題に対して、予防的な支援(一次支援)と問題解決型の支援(二次支援)の両建てが必然的に求められる状況にあると言える」と述べる。

このように知的障害のある児童・生徒への性教育をめぐっては、児童・生徒が示す性的なものは性問題行動として捉えられ、それが社会生活において表出しないよう支援が実施されたり、検討されたりしている傾向がある。これは、知的障害児童・生徒と関わる教員や支援者の意識として、知的障害児童・生徒が、正規教育修了後も性問題行動を表出させず、一般社会に適応できるようにと願っているからだろう。そこには、知的障害のある女子生徒に関しては、性的被害者にならないよう教育していくという視点がもたれている一方、知的障害のある男子生徒は、性的加害者にならないよう教育していくという視点がもたれているのではないだろうか。この視点は、正規教育において、卒業後に女子生徒には性的加害者にならないよう指導し、男子生徒には性的被害者にならないよう指導していると聞いた際には、知的障害のある生徒に対する性教育としては成立し難いものを感じる。一方、卒業後に男子生徒には性的加害者にならないよう指導し、女子生徒には性的被害者にならないよう指導していると聞いた際には、知的障害のある生徒に対する性教育が適切な性教育^{注2}として違和感なく成立する。

この違和感なく成立する知的障害のある男子生徒の性的加害者性には、男性知的障害者

は女性の身体を衝動的に触ってしまったり、女性に望まぬ妊娠をさせてしまったりする攻撃性をもっていると一般社会において認識されているからだと考えられる。それゆえ、性教育は、正規教育修了後の成人期のことを想定された視点が含まれたものであり、一般社会において、知的障害のある成人男性における性的な事象は、攻撃的なものであると帰結される。また、このように認識された公共の場面における知的障害のある成人男性に対する眼差しによって、保護者はリスクを恐れるがゆえに、当事者に存在する性的なあらゆる事象を表出させないよう、当事者に過干渉になったり、性的な事象を引き起こす原因と考えられるメディアや人間関係まで取捨選択したりするよう努めるだろう。

しかし本来、性的な事象は知的障害があるか否かに関係なく、生涯において個々人の主体性から切り離せないものである。そのように考えると、知的障害のある成人男性が示す性的な事象を、攻撃性を含む性問題行動としての視点で捉えることは、あくまでも健常者によって捉えられた視点であり、当事者が同じように望んでいるとは断言できないのではないだろうか。

3) 射精をめぐる知的障害者と健常者の差異

知的障害のある成人男性が示す性的な事象を性問題行動として捉えた場合、妊娠につながる射精も当然、性問題行動として捉えられることになる。しかし知的障害のある成人男性が射精を希求することは、男性健常者と同様であり、生涯において切り離せないものである。

泌尿器科医である小堀ら(2012, p. 549)は「性機能外来や不妊外来において、射精障害の 患者を診察する機会は少なくない」と述べ、マスターベーションエイドツールを用いて射 精障害患者へのリハビリテーションを実施している。近年、射精に困難を抱えていたり、 悩んでいたりする男性当事者の射精への医療的支援や、不妊治療における男性の射精障害 についてメディアで報じられることがある。しかし射精をめぐる取り組みや報道は、成人 の男性健常者が前提とされたものであり、知的障害のある成人男性をめぐる射精について は反故にされているといっても過言ではない。

このように考えてみると、知的障害のある成人男性の射精をめぐっては、当事者自身が 射精に希求しているものと、健常者が、当事者が希求しているだろうと想像しているもの の間には大きな差異が存在していると捉えることもできる。

しかしこの射精をめぐる健常者と知的障害のある成人男性の希求性の差異には、多様性

を尊重する寛容な姿勢で捉えられる差異ではない。換言すれば、人はそれぞれ違う存在だから差異があって当然であり、その差異に対して寛容な姿勢でいようとしているのではない。そうではなく、男性健常者の射精は正常なものであり、知的障害のある成人男性の射精は性問題行動と表現されていることからも異常なものとして捉えられており、射精をめぐっては、この正常性と異常性が差異として存在しているということである。正常性を成立させるためには、異常性が不可欠であり、異常性に対して排除の姿勢を示していくことが正常性の成立条件となる。つまり常に正常性は、異常性に対する対立の構図を恣意的につくり出しているといえる。

一方、正常性と異常性における対立の構図を変更可能とさせ、両者の差異を埋めることも可能だといった考え方もある。梶尾(2017, p. 67)は、正常と異常は互いにネガとポジの関係にあり、日常生活世界において正常性はまさに経験のネガであって、我々の経験のなかに何らかの異常を自覚した時、初めて、異常がそれとして立ち上がってくるということを述べる。さらに続けて梶尾(2017, p. 68)は「正常と異常との間の対立状況を超えた非相対的なものを真理と呼ぶならば、それは正常性の再調整において構成の端緒に就くのである」と述べる。しかしこの正常性と異常性における対立の構造は、どのようなことを契機として変化するのか、というところまでは言及されていない。

梶原が述べていることを用いれば、知的障害のある成人男性の射精に対する異常性は、健常者による認識の変容によって、両者の間に存在する正常と異常の構造を変化させる契機になる。しかし、どのようなものを正常と捉え、また、異常と捉えるのかについては、それぞれ個々人の家庭環境や教育環境、そして、どのような人とつながりをもっているのか等にも依拠されており、それらと切り離して正常性や異常性を捉えることは困難である。つまり正常性や異常性を考察していく際には、現実に存在しているものの、これまで看過されてきた異常として扱われている人と、異常として扱っている人、さらに、そういった状況が成立している場面に焦点を当てながら考察しなければ、そこにリアルとして存在している正常性と異常性における対立の構造を変化させることはできないだろう。

射精が男性にとって切り離せないものであるにも関わらず、知的障害のある成人男性の 射精をめぐっては、当事者が射精に希求しているものと、健常者が、当事者がそれに希求 しているだろうと想像しているものには、正常性と異常性が含意された差異が存在すると 考えられる。この差異を埋めていき、知的障害のある成人男性と健常者に存在する射精を めぐる非対称的な正常性と異常性の対立構造の変化、そして知的障害のある成人男性の射 精に対する希求性の意味に近づいていくということが本章のポイントとなる。

1-2 本章の目的

このように本章で中心的に扱うのは、知的障害のある成人男性が射精を希求することの意味についてである。本章は、当事者と健常者との間で生じている差異のアクチュアリティについて、正常性と異常性の構造に焦点を当てながら、なぜ、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性が異常であり、逸脱したものとして捉えられているのか。さらに、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性に新たな意味を付与できるよう、社会に一石を投じる。そして、その差異がなぜ、生じているのかということを考察し、両者の間の差異を埋めていくことによって、知的障害のある成人男性が射精を通して他者との関係性において性的主体者として自分自身に向き合える研究を目指す。

また、当事者が語る射精に伏在する意味を掘り起こし、新たに当事者の射精の意味を捉え直し、当事者が自らの性に主体的に向き合えるよう、これまでの性問題行動の視点ではなく、射精を当事者の主体性や他者との関係性において重要なものであると積極的に捉えようとする点が、本章の特色である。

第2節 手続き・方法

2-1 研究協力者

本章での調査対象としたのは、A 判定の療育手帳と脳性麻痺による上肢機能と移動機能にも障害があり、身体障害者手帳 6 級を取得している 20 代の成人男性である D 氏。

D氏は子どもの頃、父、父方祖母、姉、双子の兄と暮らしていたが、特別支援学校の小学部に入学することを機に、寄宿舎で生活することになり、週末と長期休暇のみ帰省していた。日常生活ではオムツをしており、トイレ介助やオムツ交換の支援を受けていた。その支援の際には勃起することがあり、小学部4年生の時に夢精を経験した。夢精のことを知らなかったD氏は、自分の身体に何か異常が生じたのではないかと不安になり、養護教諭に相談した。その時に、養護教諭から射精、夢精、そして自慰についての説明を受け、射精について関心をもつようになった。

D 氏は自慰をする際、射精時に緊張のためペニスから手が離れてしまい、精液を周辺に 撒き散らしてしまうことが悩みだった。また、帰省した際のヘルパーによるオムツ交換時 にも射精をしてしまうことがあった。当時の D 氏の担当であった男性相談支援専門員から 「射精をしてはいけません」と言われ、帰省した際のヘルパーによるオムツ交換時には、 射精をしてしまわないように意識していたという。

特別支援学校卒業後、グループホームで一人暮らしを始めたD氏は、自慰をする際、男性相談支援専門員から言われた「射精をしてはいけません」の言葉を想起してしまい、射精に対する罪悪感が強くなっていった。

3年後、別のグループホームに移ることになった D氏は、そのグループホームの女性の理事長が、複数の職員と一緒に障害者の性支援の研修に行ったことを研修に参加した職員から聞いた。職員が障害者の性支援の研修に行ったということで、障害者としての自分の射精が否定されない可能性を感じた D氏は、理事長との面談の際に、射精がしたい気もちを伝えた。この時が初めて、障害者としての自分の射精が否定されない可能性を感じながら、支援者に射精の相談ができたという。

2-2 研究方法―エピソード記述―

本章では、知的障害のある成人男性の語りに焦点をあて、当事者の実相に迫った考察を行う。

エピソード記述はエピソードの単なる記録とは違って、あくまでもその場面を体験した人がその体験を描き、そこには必ず「私は〇〇と思った」「私は〇〇と感じた」というような一人称の記述が入る。要するに、エピソード本体のなかに、関与観察者が感じたこと、思ったこと、間主観的に摑んだことが一緒に書き込まれる(鯨岡, 2010, p. 130)。さらに、本章で取り上げるエピソード本体のなかには、関与観察者である筆者が、その時その瞬間に間主観的に捉えた際の印象的な出来事に対する考察も含んでおり、本章のエピソード記述は、〈背景〉、〈考察を含むエピソード〉、〈メタ考察〉の3段階で構成した。そのため、従来の誰が書いても一緒のような「客観的な記録」とは趣を異にし、書き手の心が揺さぶられたことが中心にくる(鯨岡, 2012, pp. 4-5)。

生の実相のあるがままに迫るためには、その生の実相を関わり手である自分も含めて客観的に見る見方と、その実相に伴われる「人の思い」や「生き生き感」など関わり手の身体に間主観的に感じられてくるものを捉える見方が同時に必要になる(鯨岡, 2010, p. 22)。つまりエピソード記述は、事象への密着性(つまり「あるがまま」性とでもいうべきもの)や情景の表象化可能性(つまり読み手がその情景をどれほど鮮やかに思い描けるか)といった基準、あるいは事象の意味構造そのものに迫っているかを基準にしている(鯨

岡,2010, p. 40)。さらに、従来のさまざまな質的研究とは異なり、エピソード記述は、関与観察者が関与観察対象者とのやりとりにおいて揺さぶられたエピソード(エピソード記録)に焦点を当て、その揺さぶられた際の捉え方について、なぜそのように関与観察者が間主観的に捉えたのかという背景(暗黙の理論)を考察することに特徴がある。これは、価値観、規範意識、他者の眼差し等の関与観察者がもつ認識枠組みを対象化することでもあり、さらに、読み手とエピソード記述を共有することで、関与観察者だけでなく、読み手のそれまでの認識枠組みをも再構成することができる。

本章では、関与観察者が揺さぶられた当事者の射精に対する希求性が含意された語りを 取り上げ、関与観察者が間主観的に捉えた背景(暗黙の理論)について考察し、関与観察者 と読み手の認識枠組みを再構成していくなかで、当事者の射精に対する希求性が生き生き したものとして間主観的に把握できるようになっていく。この視点から、本章においては 鯨岡のエピソード記述による考察を行う。

2-3 データ

1) インタビューの手続き

2019年8月26日にD氏の自宅にて約2時間のインタビューを実施した。

自らの性的欲求を他者に語るとなれば、相当な疲労感が生じるだけでなく、聞き手の態度によっては、語るということに制限がかかり、D氏が射精を通した性的欲求の経験を他者に語るということをD氏自身に否定的に受け止めさせてしまうことにもつながってしまいかねないということが強く意識されたため、筆者は事前に半構造化面接の形で質問をいくつか用意していた。

しかし実際は、D 氏は約 2 時間の間ずっと話し続けており、筆者が途中で休憩しなくても大丈夫なのか確認したほどであった。また、筆者が事前に準備した質問は必要なかったといえるほど、詳細に生い立ちから現在に至るまでの経過や射精をめぐる支援者とのやりとりについて話してくれた。

2) 分析テーマの検討

本章で選んだ二つのエピソードは、D氏の自宅にて、D氏の語りを聞いた際の印象的な場面を抽出したものである。エピソード1では、D氏が射精をめぐって支援者との間で葛藤している印象的な場面を描写した。次に、エピソード2では、支援者から射精について悩

んでいることを語るよう促された際の印象的な場面を描写した。

2-4 倫理的配慮

聞き取り調査については、知的障害のある 20 代の成人男性である D 氏と、現在の D 氏の 担当者である相談支援専門員に調査趣旨及び調査協力及び学術論文の執筆に関して文書で 了解を得た。

筆者が所属している第1章のボランティア団体の代表者から、D氏は、自分の経験を筆者に語りたいという思いが強いことを聞いていた。そのため、インタビューでは、D氏の能動的に語りたいという欲求を抑圧しないよう留意した。また、個人及び法人が特定できないように匿名化を行い、語りに関しては、趣旨を損ねない程度に一部改変を加えている。さらに、筆者が所属している神戸大学大学院人間発達環境学研究科の研究倫理審査委員会による審査も通過し、承認(受付番号 381)を得ている。

第3節 知的障害のある成人男性の射精をめぐるエピソードの記述とメタ考察 3-1 背景

筆者は、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体に所属して数年が経つ。そのボランティア団体は、現役の特別支援学校や特別支援学級の教員や元教員、作業所の職員といった障害児・者に関わっている人たちで構成されている。そこでは、特別支援学校などを卒業した知的障害のある成人を対象に、愛する人から好かれるためのマナーや、愛する人と性行為をする際の避妊方法に加え、愛する人と結婚した後の行政サービス、さらに、実際にこのボランティア団体に参加して結婚に至った知的障害のある当事者夫婦を招いて、結婚生活における素晴らしさや苦労を参加している当事者や支援者に対して語る場なども設けられている。要するに、このボランティア団体は、正規教育課程や家庭において、知的障害のある人たちが、これまで十分に性教育や性に関する情報を得ることができなかった現状に対して疑問をもち、当事者も性に関して知る権利があるという姿勢で、積極的に知的障害のある成人の当事者に対する性教育を実践している団体として全国的にも広く認知されている。

しかし筆者は、知的障害のある当事者が、このボランティア団体で性に関するあらゆる情報を得たとしても、自分の性的欲求を他者に語るということには、容易にはつながらないだろうと思っていた。このボランティア団体の活動では、障害者権利条約の第23条を根

拠に、知的障害者にも性的欲求についてのあらゆる権利が保障されていることを当事者や 支援者に伝えている。しかし性は同時に、他者の眼差しを意識してしまうことで容易に自 らの性をありのままに語ることができない領域であり、他者の立場からすれば聞きたくな い、知りたくない領域でもあるデリケートな性的欲求としてのせめぎ合いが存在すると考 えられる。

つまり性的欲求を権利として捉える視点には、このような両義性があるため、性的欲求 に関しては、障害者権利条約で保障されているからといって、他者から批判されるべきで はない当然の権利だと伝えられたとしても、当事者が自らの性的欲求を他者に語ることは、 これまで続いてきていた支援の継続が、性的欲求を語ったことが原因で中断される可能性 もあることを考えてみても想像に難くない。

筆者が、この問いに悶々としながらボランティアの活動に参加していたところ、ボランティア団体の代表者から、一人暮らしをしている知的障害のある成人男性であるD氏が、射精について悩んでいたものの、そのことを支援者に語ったことが契機となり、射精について悩まなくなったという話を聞かせていただいた。さらに加えてD氏は、自分の経験を他者に話したいという思いが強く、よければ、筆者にも聞いてもらいたいと言っている、という内容であった。

筆者は、知的障害のある成人男性当事者から直接、このような話を聞く経験をしたことがなく、何よりも先に述べた筆者が悶々と抱えていた問いとの関連もあり、即座にD氏の話を聞きたい旨を伝えた。

ボランティア団体の代表者が、D氏とD氏の担当者である相談支援専門員に連絡をとったところ、快諾していただけた。約束当日は、筆者とボランティア団体の代表者に加え、ボランティアスタッフの3名でD氏の自宅に伺い、D氏の担当者である相談支援専門員の4名を前にD氏が、自らの射精をめぐる経験を語るという形で実施されることになった。

3-2 エピソード1

D 氏は、呼吸をしているのだろうかと感じさせるような少し興奮した様子で、自分の成育歴と小学部 4 年生の時に初めて夢精をしたことについて話をしてくれた。その時の D 氏は、語ることに苦痛を感じているという姿は全くなく、むしろ自分の話を聞いてもらいたくてたまらなかったという語りのエネルギーとでも表現できるような迫力が、私にひしひしと伝わってきた。この D 氏の語りのエネルギーとでも表現できる迫力が、私が D 氏に対

して遠慮なく何でも質問してもいいと思わせてくれた。

そんな D 氏の語りにおいて、射精介助という言葉が何度も出てきた。この何度も出てくる射精介助という言葉を聞いた私は、D 氏が私に対して、射精介助について何か質問をしてほしいと思わせた。そのように理解した私は、遠慮することなく、D 氏に「これまで射精介助を否定されたことはありますか?」と質問をした。D 氏は、その質問を待っていましたと言わんばかりの嬉しそうな表情で、「あります、あります」と言い、「特別支援学校高等部卒業後に、当時の男性の相談支援専門員から『女性のヘルパーさんからオムツ交換の時に、射精がしたいと D さんに言われたと聞きましたよ。射精をしてはいけません』と厳しく言われたんです。男性のヘルパーさんに射精介助のことを相談した時は、射精をすることを手伝ってくれて、射精ができてストレスがなくなったのに」と話を聞かせてくれた。話をしている時の D 氏の目線は、私を含む 4 人の聞き手に対して平等に配られているのではなく、明らかに私のみに向けられていた。

それはおそらく、D氏が、自らの射精を他者から否定された経験を語り始めるのではなく、聞き手からの質問により、語り始めることを望んでいたからだろう。さらに、通常、男性健常者は、日常生活において、自分の射精を他者から肯定されたり否定されたりすることはない。しかし私の「これまで射精介助を否定されたことはありますか?」という質問には、D氏は射精介助を否定された経験があるのではないだろうかといったことが含意された質問であったため、D氏は私を、この人だったら自分が射精介助を否定された経験に対して、共感や理解をしてくれるだろうと思ったことにもつながったのだろう。

そんな私にのみ向けられた D 氏の目線を意識しながら、D 氏の話を聞いた時、当時の相談支援専門員が「射精をしてはいけません」と D 氏に言ったことに対して、私は、当時の相談支援専門員から D 氏に向けられた発言に対して、その発言は不適切であり、当事者本位の支援にはなっていない等と厳しく指摘するような感情は生じなかった。そうではなく、恥ずかしいという感情が瞬間に出てきた。

D 氏は続けて「自分では射精後の処理を適切にできないことを認識しているんです。そして、これに困っているんです。だけど、射精をすることでイライラした感情を解消できるため、射精がしたいんです。射精をしたい自分と、それを許そうとしない支援者との間で葛藤することが、一番疲れるんです」と話してくれた。その語りを聞いた瞬間、私は、D 氏の直接の支援者ではないにも関わらず、責められている気もちにもなった。私は、知的障害者が射精をすることに対して否定的ではない。むしろ、当時の相談支援専門員の「射

精をしてはいけません」という発言に対して納得がいかないものの、その当時の相談支援 専門員に対して、「射精の手伝いを一緒にしましょう」とは言えない自分自身を想像してしまった。

しかしここで、D 氏の話の流れが途絶えてはならないという思いから、私は「射精したいと思うことも自然なことなのに」とD氏に伝えた。その時、D 氏は満面の笑みを浮かべ、「そうですよね」と言いながら身体を上下に動かし、私に握手を求めてきた。握手を求められた私は、すぐに握手を交わした。その時のD 氏の手は、私が思っていたよりも小さかった。そして、D 氏の手を包み込むように握手を交わした際、私は自分が D 氏と一緒に裸になったような気もちになった。

3-3 エピソード1のメタ考察―感受し、感応する身体による日常性と非日常性―

1) 介助場面における裸を見る/見られる関係による恥ずかしさ

まず、D 氏が当時の男性相談支援専門員から「射精をしてはいけません」と言われたということを聞いた際、その当時の男性相談支援専門員の発言は不適切であり、厳しく指摘するような感情ではなく、「恥ずかしいという感情」が瞬間に出てきた場面に注目し、筆者がもった「恥ずかしいという感情」はどこからきたのかについて探ってみたい。

性に関する恥ずかしいという感情は、それを経験している人たちにとっては、好ましくないものとしての経験であったり、はっきりと肯定できないことを遠回しの言い換えで用いたりすることが多いのではないだろうか。例えば、友人と一緒に温泉旅行をした時の「恥ずかしさ」で考えてみる。

温泉に浸かる際には、当然、服を脱いで全裸になる。これは、自明なこととされているが、日常生活においては考えられない、相手の全裸を自分の視界に入れると同時に、自分の全裸を相手の視界に入れるという状況が成立する。温泉に入る前、不思議と恥ずかしさが生じることがある。この恥ずかしさは、性的興奮を生じさせることにつながる恥ずかしさではなく、普段見ることがなかったり、見たことがなかったりする裸を見てしまう/見られてしまうことから生じる恥ずかしさといえる。筆者が友人と一緒に温泉旅行をした際、脱衣所で友人から服を脱ぐ前に「俺、鍛えてないから」と言われたことが何度かある。この発言は、服を脱いだ時にみすぼらしい身体だと筆者に思われるだろうということを想定し、服を脱いだ時に生じる恥ずかしいという感情を事前に可能な限り抑えておこうと伏線を張っているのだと考えられる。

要するに、友人と温泉に入る際に生じる、裸を見てしまう/見られてしまうという出来事は、日常性から解放される経験であるとともに、日常においては好ましくないとされる状況でもあるため、恥ずかしいという感情を生起させる。

D氏より当時の男性相談支援専門員から「射精をしてはいけません」と言われたということを聞いた際、筆者に瞬間に出てきた恥ずかしいという感情も、温泉での恥ずかしさと同様に、日常と非日常との交錯において生じたといえる。またD氏は、射精について面白おかしく語っているのではなく、知的障害者代表とも表現できる態度で、知的障害のある当事者の射精をめぐる問題について健常者に向けて語っている。筆者にとって、D氏の射精をめぐる語りを聞いた際、恥ずかしいという感情が生じたことに筆者は居心地の悪さを感じ、印象的な場面として記憶されたのだといえる。つまり筆者は、この場において射精介助を、恥ずかしさを感じさせる行為であると同時に、恥ずかしさを感じてはいけないという抑制が働く特殊性をもった行為としてイメージされたのである。

次に、射精介助が介助行為の一種であるという点からさらに考察を深めたい。そもそも、 介助というもの自体がどのような状況において成立するのかを考えた際、介助者と被介助 者の存在が不可欠となる。筆者は知的障害者の日常生活に関わる仕事をしたことがあり、 勤務中は、職員用のジャージを着ていた。筆者の経験として、毎日、仕事で知的障害者の トイレ介助の際、当事者のズボンとパンツを下げ、排便後には尻を拭くということをして きた。これは、裸を見る/見られるという関係である。通常、障害があるか否かに関係なく、 友人や知らない他者から依頼されたとはいえ、その人のズボンとパンツを下げ、排便後の 尻を拭くという一連の行為はしないだろう。加えて、そのような依頼をされた際、依頼さ れた側は、その行為が非日常的な行為であることから恥ずかしさや否定的感情を生起させ、 居心地を悪くさせる。しかし筆者はトイレ介助に対して、非日常性を感じることなく、ま た、恥ずかしさや否定的感情や居心地の悪さをもたなかった。

被介助者の全裸を見ることは、介助行為において特殊ではない。しかし介助は日常の枠内で行われる行為であり、介助者が相手の全裸を見ることにいちいち非日常性を感じることは避けたい。前田は、入浴介助場面での介助者のこうした葛藤を描いている。彼は、男同士が下半身をさらして「身体距離」を侵犯する入浴介助から起こりえる否定感情を、介助者が履いているパンツ1枚によってかろうじて防いでいると述べる(前田,2009, p.99)。 筆者の場合であれば、トイレ介助において、非日常性を感じることなく、日常の文脈でとどめられたのは、職員が着る職員用のジャージが機能していたのだといえる。 射精介助においても、入浴介助におけるパンツや、トイレ介助における職員用のジャージのようなシンボルが、介助行為を日常の文脈にとどめておく技術として作用するはずだ。しかしトイレや入浴と異なり、行為そのものに対する規範意識が強く介在する射精に対しては、介助に伴う恥ずかしいという感情の質が異なるのではないか。

2) 生殖としての規律型射精と逸脱としての目的外射精

ここで一度、射精における恥ずかしいという感情を考察していくうえで、月経を取り上げてみる。両者は、成長過程における身体の変化で、自然で必要とされるものであり、子どもを産む上でも不可欠なものとして認識されている。しかし両者は、我々の文化的な規範意識において、明確に差別化されている。例えば、初経の際、女子は母親に初経があったことを伝え、母親は娘に対して生理用品の使い方を教える。この流れに対しては違和感や嫌悪感が生じるどころか、めでたいこととして、家庭で赤飯が作られることもある。そしてメディアでは生理用品のCMが流れており、介助の場面であれば、女性知的障害者の生理の介助を介助者がしていることは珍しくない。これについても同様に違和感や嫌悪感、そして恥ずかしさは生じない。日常会話においても「生理中でイライラする」などと、女性が生理という言葉を用いて会話をしても、そこには語っている側も聞いている側も恥ずかしさは生起しない。

しかし男子が初めて射精した際、それを母親に伝えないし、父親にも伝えることはないだろう。また、生理用品が存在しているのに対し、射精用品は存在していない。日常会話において「射精したくてイライラする」などと、男性が射精という言葉を用いて会話をすれば、聞いている側は嫌悪感が生じたり、語り手を危険人物と認識したりする。

猪瀬(2010, p. 12)は、中学生と高校生の男女に月経と射精のイメージについてインタビューをしている。そのインタビューから、月経の経験の語りが、自分自身が意識して引き起こすものではないため、「いきなり」自分の身体に起こること、外部から到来するという感覚で語られるものである一方、射精の経験は、自らが意図的に引き起こすものとして語られ、射精の語りには、月経の語りには見られなかった「罪悪感」に近い感情が存在しており、射精が「エロいこと」、つまり性的欲求や性的欲望の問題につながりやすいことが、特に自慰に関して否定的な感情を生み出している要因であることを指摘した。

また、明治後期の人びとのなかには、ある特定の性欲に関する考え方が存在していた。その性欲に関する考え方とは、性欲は生殖作用にのみ従属し、それ以外に何の意味ももた

ない、性欲は人間にとってきわめて動物的で下等な情動である、性欲はできるだけ抑制しなくてはならないという認識の仕組みであること。そして、性欲に関する知識を与えてそれを自発的にコントロールさせていかなければならないというものである(久保田, 2005)。

要するに、生殖と深く結びついている月経は、自分ではコントロールできないものであり、性欲や快楽といったものを想起させる自慰とは切り離されて捉えられている一方、文化的な規範意識において射精は、自己コントロールできるため、生殖に関わる射精のみが正常とされ、それ以外の射精は、不可視化されなければ恥ずかしさの対象となり、罪を感じさせる逸脱として捉えられているということになる。このように生殖に関わることのみを目的とした射精を、「規律型射精」と定義すれば、生殖を目的とせず、自己コントロールできずに快楽を求めたり、他者に可視化させたり、性欲や快楽といったものを想起させたりすることにつながるような射精を、「目的外射精」と定義できるだろう。

また、性欲や快楽といったものを想起させる目的外射精は、自慰と強く結びつく。例えば、「1 か月ぶりの生理」や「3 日間、生理が続いている」という会話を聞いたとしても、女性の自慰を想起することはないが、「1 か月ぶりの射精」や「3 日間、射精が続いている」という会話を聞けば、自慰を想起する者は少なくないだろう。そういったことからも、射精そのもの自体が、自慰と分かち難く結びついており、自己コントロールしなければならず、それができないことを他者に知られたり、ましてや、自ら他者に知らせたりすることは自慰の告白になり、加えて、自らの性欲や快楽の開示にもつながるといえる。

自慰をしている子どもが、母親から注意されたり、子どもが自慰をしていなくても、自慰を誘発すると思われる物を母親が見つけた際、母親はそれを捨てたりするということがある。逆に、子どもは、自慰行為が見つからないようにしたり、自慰を誘発する物を家族に見つからないように隠したりする。

これも、射精は自己コントロールによって不可視化することができるため、子どもが親を含む他者に射精をしていると判断されることにつながる一連の行為は、自分は理性をもって射精を自己コントロールすることができないという開示になり、恥ずべき存在であるとの告白にもつながる。当然、射精は自己コントロールしなければならないという文化的な規範意識において、母親は、自分の息子が規範意識から逸脱する行為に対して寛容にはなれない。

つまり、先に述べた相手の裸を自分の視界に入れるトイレ介助や入浴介助といったものは、我々の生活において切り離せないものであり、切り離してはならないものであり、そ

れらは日常生活のレベルで可視化せずにはいられないものであることから、不可視化は許されないというだけでなく、性的欲求や快楽を他者に想起させない。加えて文化的な規範意識において、トイレ介助や入浴介助は逸脱行為や恥ずかしさの対象ではないことから、トイレ介助や入浴介助をしている介助者自身も、他者から逸脱者として捉えられることはない。一方、射精は、文化的な規範意識において、生殖に関わる規律型射精でなければ逸脱行為であり、恥ずかしさの対象となることから、生殖に関わらない目的外射精である射精介助は、日常の文脈にとどめておく技術をもつことができず、介助者は非日常性を感じ、恥ずかしいという感情を生起してしまうことから逃れられないのだ。では、恥ずかしいという感情から逃れられないとしても、どのような技術で射精介助における恥ずかしいという感情を可能な限り抑えることができるのか。

3) 射精介助における介助者と被介助者のモノ化の関係

介助者と被介助者との関係においては、介助者は「無色透明な空気のような存在」であることが肯定される注3)。つまり、被介助者は介助者をあくまでも自分の生活に不可欠であるものの、目立ってほしくない存在として扱う。ここでは、介助者は被介助者にとって、人としてよりもモノとして扱われることが正当とされ、介助者はその時その時で感情が生起することは避けなければならない。つまり、被介助者は介助者をモノ化する一方で、介助者は被介助者との関係をモノ化された関係として認識することが必須となるため、介助者が非日常性を感じてしまうことから避けさせる。

相手の全裸を見る/見られるや、相手の裸に触れる/触れられる介助において、射精介助は私的な領域であり、非日常性を感じた際に、日常の文脈にとどめさせるシンボルをもち合わせていない。私的な領域である射精介助が、非日常性を感じてしまうことから避けるためには、介助者と被介助者との関係性を互いにモノ化せずにはいられなくなる。このモノ化された関係が、射精介助における介助者を非日常性での恥ずかしいという感情から避けさせるのだろう。

しかしD氏の語りを聞いていた際には、筆者はD氏との関係をモノ化することができなかったため、D氏が公的な場面において射精介助の話をするということに対して、筆者は射精介助の非日常的なイメージを日常化させることができず、戸惑いを覚えたのだといえる。筆者自身がD氏と握手を交わした際に裸になったような気分になったというのは、それまでの戸惑いから解放されたということを示していたのだといえる。それまでの戸惑い

を隠さなければならない状況において筆者は、被介助者の身体をモノとして認識しようとすることで葛藤を回避しようとしたのではないか。それゆえに、筆者が最後にD氏と握手したときにいっそうD氏の身体性を新鮮に感じたのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。射精介助は、裸になるという非日常性を伴う行為であることから恥ずかしさを感じさせる要素を含む。その上、一般的に介助は社会的に承認された行為であることから、裸になるという非日常性を日常化する技術があるものの、射精介助にはそうした技術を想起し難い。射精介助についての当事者の語りを聞くことによる戸惑いを回避する最終的な手段として、被介助者の身体をモノとして認識しようとする規制が働いたということができるのではないか。

3-4 エピソード2

D氏は「今の法人のグループホームに入る前にスマホを持ったんです」と話し始めた。 突然、スマホという言葉が D氏の口から出てきたものの、そこには何か意味があり、おそらくスマホで射精介助の存在を知ったということを筆者に言おうとしているのだろうと思った。D氏は「スマホで調べたら、障害者の射精介助をしている法人があることを知ったんですよ。だから、障害者でも健常者に射精の話をしている人がいると思ったら希望がもてました。けど、住んでいる地域には、射精介助をしてくれる法人はないし、そういう話ができる人もいなかったし」と話してくれた。その時の D氏の表情は暗く、明らかに声のトーンも小さくなっており、当時の D氏自身の苦悩を感じ取ることができた。

ここでD氏の話が途切れたため、私は何か質問をしなければならないと焦った。その焦りは、もし、無言のままでいれば、D氏のなかで知的障害者の射精は、健常者によってコントロールされており、私自身が支配/被支配の関係性における支配側にいるということになってしまうのではないか。そして、そのことを認めたくないというものだったと表現できるだろう。何か言わなければならないと思った私は「今の法人は、射精の話ができるとスマホで調べて、移ることに決めたんですか?」と質問をした。この質問は、D氏が「はい」と言うだろうと想像しながらの質問だった。しかしD氏は、右手を顔の前で左右に動かして「違う、違う。そんなわけない」と笑いながらのものだった。この時のD氏の嬉しそうな表情と笑い声は、私がD氏は「はい」と言うだろうと想像していたことを、D氏は見通していたと思わせた。私はまるで、ひっかけ問題にまんまとひっかかった時と同じ感覚だった。

D氏は「今のグループホームの理事長さんとスタッフさんが、射精介助をしている法人の研修に行くと聞いてチャンスだと思ったんですよ。そして、研修に行った男性職員さんから『同じグループホームの利用者で、射精介助をしてほしいという人がいる』と聞いて、自分だけでなく、他にも射精介助をしてほしい人はいるんだなと思いました。自分も同じように、射精介助をお願いしたいということを、その男性職員さんに思いきって言おうと思ったんです。そして、その男性職員さんに相談してみたら、『今の担当の相談支援専門員さんに相談したらいい』と言われたんです」と、筆者の質問からはズレているものの、これまでの経緯を教えてくれた。

私は思わず「ドラマのような展開ですね」と言った。その時は、その発言しか出てこなかった。D氏の現在の相談支援専門員曰く、D氏のグループホームの女性の理事長が、まともに考えられていない知的障害者の性の現状について考え直し、当事者たちから何か支援を求められたら、支援をしていかなければならないと既に話し合いをしていたとのことだった。D氏は「でも、昔のこともあるし、今の担当の相談支援専門員さんにも相談しにくかったんですよ。でも、さっきの研修に行った男性職員さんとか、他の職員さんから『隠さないで、言う時は言いなさい』と言われたんです。そして『必要だったら、その支援もしていく。だから、今の相談支援専門員さんに相談しなさい』と言われて、やっと相談することができたんです。そこから自分が出せるようになったんです」と私に説明してくれた。

私は、D氏の「自分が出せるようになる」の言葉の意味が理解できず、何が言いたいのかについて考えた。しかし私は「自分が出せるようになる」の言葉にとらわれている自分に気づいた。このとらわれているという感覚は、拘束されており、そこから逃れたいというものではなかった。むしろ、とらわれている状態の自分自身に心地よさを感じ、D氏とのつながりを感覚的に摑んだというものだった。私は、D氏が発した「自分が出せるようになる」という言葉は、丁寧に扱う必要があると思った。そう思いながらD氏の顔を見た。D氏は、嬉しそうな表情で私を見ている。私は、笑顔でD氏を見つめ返した。

3-5 エピソード2のメタ考察—射精をめぐって「自分が出せるようになる」とは何か—
1) 文化的な規範意識の下での目的外射精

次に、D氏の「自分が出せるようになったんです」の言葉に心地よくとらわれ、D氏とのつながりを感覚的に摑んだ場面に焦点を当てる。D氏のこの発言には、どのような意味が

あり、なぜ筆者は、この言葉に心地よくとらわれてしまったのだろうか。

そもそも「自分が出せるようになった」という状況とは何か。「自分が出せるようになった」ということは、「自分が出せない」状況があり、そこから解放されたということである。 では「自分が出せない」状況とは何か。そして、また、その状況からの解放とは何か。

当然、自分が出せるためには、出した自分の存在を受け取る他者が不可欠になる。つまり、他者の存在があってこそ、自分が出せるのだ。自己について語るとき、人は自身のさまざまな体験を想起する。人は他者とのやり取りのなかで生きている以上、この想起される体験に他者が含まれるのは当然であろう(坂上ら,2007,p.27)。要するに、自己と他者は切り離せないのだ。さらに、自己は他者との関係において、自己の言動によって、それまで継続していた他者との関係が変容することはよくある。そして、その変容によって、それまでの自己とは異なった自己が形成されることもよくある。そのことからも、他者の眼差しを意識せずに他者と関わることは困難なのである。つまり、「自分が出せない」状況からの解放とは、他者の眼差しが大きく影響しているといえるだろう。では、「自分が出せない」状況をのものは一体、何なのか。換言すれば、D氏の射精をめぐる性を抑圧するものは一体、何なのか。そのことについて、他者との関係の視点から述べていく。そのことを考察していく上では、文化的な規範意識について検討していかなければならないだろう。なぜなら、我々は文化的な規範意識の影響を受けながら生活し、社会そのものも文化的な規範意識によって構成されており、そのなかで他者との関係を構築しているのだから。

これまで、文化的な規範意識において、生殖に関わる規律型射精のみが正常とされ、不可視化すべき射精を可視化してしまったり、自己コントロールによって不可視化できず、恥ずかしさや否定的感情や居心地の悪さが生起したりする目的外射精は逸脱であり、非日常性を日常化する技術を想起し難いということを述べてきた。射精は不可視化しなければならないという社会における規範意識において、D氏の語りを聴いていた筆者は、D氏の射精を可視化してしまったため、エピソード1では、トイレ介助や入浴介助には存在しない特殊な恥ずかしさとして、筆者に迫ってきたのだといえる。では、なぜ射精は不可視化しなければならないという文化的な規範意識が成立するのだろうか。

不毛な活動を否定し、的外れの快楽を追放し、生殖を目的としない行動を減少あるいは排除しようというのではないか。これほど多くの言説を通じて、人々は、取るに足らぬ倒錯を法的にますます断罪するに至った。性的に不規則なものを精神病に結びつけた。

幼児期から老年に至るまで、性的発達の基準を決定し、全ての可能な逸脱を注意深く特徴づけた。教育上の管理と医学的治療法とを組織した。取るに足らぬ気紛れな行為のまわりに、道学者と、とりわけ医者とが、大袈裟な嫌悪の語彙を狩り集めた。こういうすべては、生殖に中心を定めた性行動のために、かくも多くの実りなき快楽を吸収するために仕組まれた様々な手段なのではないか(フーコー, 1991[1976], p. 47)。

フーコーが述べていることを用いれば、生殖を目的とせず、コントロールできずに快楽 を求めたり、他者に可視化させたりすることにつながるような目的外射精は、精神病に結 びつけられ、法的にも断罪され許されないのだ。

子どもを授かることを望む男女間における性行為、いわゆる規律型射精によって、女性が妊娠した場合、この男女間での性行為に対して、周囲は恥ずかしさを生起することなく、祝福の感情が生起するだろう。逆に、このような状況において、女性の妊娠を否定する者がいれば、その者は周囲からその者自身が否定されることは避けられない。逆に、子どもを授かることを望まない男女間における性行為、いわゆる目的外射精によって、女性が妊娠した場合や、先にも述べたが、自慰といった生殖以外の快楽を求めるような目的外射精(自分は決して快楽を目的としていないとしても、周囲が快楽を目的としているのだと判断した場合も含んで)は、周囲に嫌悪感や恥ずかしさを生起させ、場合によっては、法によって裁かれたり、医療の対象にされたりする。要するに、射精について語る際、我々の文化的な規範意識においては、規律型射精のみが正常な射精であると判断される。逆に、我々の文化的な規範意識において、目的外射精は、異常で逸脱した行為であると捉えられるのだ。だからこそ、目的外射精は、不可視化しなければならないという規範意識が成立するといえる。

しかしブラジルのリオのカーニバルでは、トラックの上からコンドームがばら撒かれる そうである。もちろん、エイズ対策として考えられるが、我々の文化的な規範意識からす ると、目的外射精を促すようなコンドームをばら撒くといったことは許されない。しかし ブラジルにおける文化的な規範意識においては、コンドームをばら撒くという文化が存在 する。また、海外の話でなくとも、我が国において、生殖を避けるために使用するコンド ームを購入した際、必ず、周囲にはコンドームを購入したことを知られないように店員は コンドームを透明でない袋に入れる。

つまり我が国の文化的な規範意識において、目的外射精は、他者に知られてはならない

恥ずべきことであるとされているが、これは、生得的なものではなく、社会的・文化的に 構成された産物であるといえる。換言すれば、目的外射精が恥ずかしいという感情を生起 させたり、精神病の対象とされたり、法の対象とされるのは、社会が目的外射精を精神病 の対象とし、法の対象とし、さらに聞き手が目的外射精を想像し、可視化してしまった際 には、恥ずかしいという感情を生起することが正常なのだという規範意識を創り上げたか らだといえる。

2) 差別構造のなかの自己抑圧―ゲイアイデンティティの視点を用いて―

目的外射精に限定することなく考えてみても、社会的・文化的に構成された産物として、正常/異常が創られ、それによって、被差別者が出現してくることは珍しくない。メンミ (1971[1968], p. 226)は「差別主義とは、現実上の、あるいは架空上の差異に普遍的、決定 的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告白者が己の特権や攻撃を正当化する ために、被害者の犠牲をも顧みず己の利益を目的として行うものである」と述べる。

現在、社会問題として提起されているにも関わらず、精神病の対象とされたり、法によってさえ平等に扱われなかったりしている存在としてハンセン病患者や黒人問題を挙げることができる。これらの差別は、本章で扱っている射精の語りとは違い、見た目によって自分とは違うということが明白であり、それが起因としてさまざまな差別が重層的・複合的に生じてくる。しかし本章で取り上げている射精は、当事者が語らなければ、それ自体が存在しないものとして扱われるし、当事者自身も語ることによって差別を被ることになると理解し、他者との利害関係のもとで存在しないものとして立ち居振舞うことも可能だと考えられるため、ハンセン病患者や黒人問題とは差別の質が異なる。

本章で扱っている射精と同様、当事者自身が語ることが契機となり、他者に忌避感が生じるだけでなく、これまで医療や法の対象とされてきたものとして LGBTQ を挙げることができる。LGBTQ の人たちの性に関する事象を扱う際、カミングアウトという言葉は無視できない。これは、D 氏が「自分が出せるようになった」という発言において、通底しているものがあると考えられる。ここで一度「自分が出せるようになる」を考察していく上で、D 氏と同じ戸籍上の性別が男性でありながらも、社会的少数者であり、社会から自らの性を抑圧されている存在ともいえる男性同性愛者のゲイアイデンティティを取り上げてみる。ゲイアイデンティティは、ゲイ男性の自我と定義(森山,2010)されるが、同性愛者は、自分のセクシュアリティに気づいたとき、それを否定的に考えて、悩んだり、自らのセクシ

ュアリティについては隠しておかなければならないと考えることが多い(風間ら,2015, p. 192)。ゲイ男性が、自らのセクシュアリティを隠しておかなければならないのは、他者から望んでいない扱いを受けるからに他ならないだろう。我々の日常生活においても、異性愛・異性愛者が正常であり、そうではないゲイ男性が異常であると捉えられている場面に出くわすことがある。例えば、恋愛の話をする際、男性異性愛者は「異性である女性が好き」とはわざわざ言わないし、女性異性愛者も同様に「異性である男性の彼氏がいる」などとは言わない。また、ゲイ男性が男性異性愛者に対して、自分がゲイであることをカミングアウトすると、そのカミングアウトが同時に恋愛の告白として受け取られることもある(風間ら,2015, p. 176)。つまりゲイアイデンティティは、自己を肯定することを許さない社会の差別性を理解しながら他者と関わることと深く結びついており、自己抑圧としてのアイデンティティともいえる。それゆえ、ゲイアイデンティティにおいて自己を肯定的に捉えるには、ゲイとしての自己を抑圧することが、自己を肯定的に捉えるための手段として必須となるのだ。

差別を考える際の基本について、好井(2007, p. 49)は「一つは私たちと他者との関係性のなかで、差別がどのようなかたちで現れてくるのか。関係性のなかの差別という考え方をとることだ。道徳や倫理として差別しないというメッセージが日常に安定し、『問題』として差別がどこかの棚に整理されるのではない。常に、日常的な他者とのやりとりやさまざまな社会の出来事をめぐる私たちの情報収集あるいは情報の取捨選択の営みのなかに、差別が息づいているという考え方である」と述べる。他者との関係を維持していく上で、他者に恥ずかしさや否定的感情や居心地の悪さを生起させないように意識しながら他者と関わることができなければ、他者から否定的な眼差しが向けられ、差別されたり、排除されたりすることは珍しくない。つまり自己は他者との関係において、差別というものから逃れられないが、自己を抑圧することによって、他者との関係が良好なものとなったり、差別を被ることから可能な限り逃れたりすることができる。だからこそ、「自分を出さない」のであり、「自分を出さない」ということが成立するといえる。これが、「自分が出せない」状況そのものであり、この「自分が出せない」状況を成立させている正体であるといえるだろう。

筆者自身、職場やプライベートといったさまざまな場面において、自分というものを駆け引きとでもいえる状況において使い分けており、どれが本当の自分なのか見失ってしまっている。要するに、D氏の「自分が出せるようになったんです」の発言は、筆者自身の

アイデンティティを考えさせるものだったといえる。だからこそ、D 氏の「自分が出せるようになったんです」という発言に、心地よくとらわれ、D 氏とのつながりを感覚的に摑んだのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。射精を述べる際の文化的な規範意識は、生得的なものではなく、社会的・文化的に構成された産物であり、ゲイアイデンティティと通底する他者との関係性における性の抑圧が存在する。そして「自分が出せるようになる」には、他者との良好な関係を構築していく上では、他者からの否定的な眼差しを意識しながら状況に応じて自己を抑圧し、自分という存在を多様に使い分けることを強いる「自分を出さない」ということを成立させる社会が存在するということを含意する。しかし、これまで自分を出さない状況から解放され、自分が出せるようになった当事者から他者との関係性において、その「自分が出せるようになった」という抑圧からの解放の語りを聞くことが、聞き手である自分自身のアイデンティティを考えさせる契機にもなるということができるのではないか。

第4節 本章のまとめ―知的障害のある成人男性の射精に対する希求性についての総合考 察―

本章では、エピソード記述を用いて、知的障害のある成人男性の射精をめぐる語りに基づき、知的障害のある成人男性と健常者との間で生じている差異のアクチュアリティについて、正常性と異常性の構造に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性が異常であり、逸脱したものであると捉えられているのかということ、そして、知的障害のある成人男性の射精に対する希求性について、新たな意味を付与できるよう試みた。

結果として、まず、射精介助は、裸になるという非日常性を伴う行為であることから恥ずかしさを感じさせる要素を含む。その上、トイレ介助や入浴介助といった一般的な介助は社会的に承認された行為であることから、裸になるという非日常性を日常化する技術があるものの、射精介助にはそうした技術を想起し難い。射精介助についての当事者の語りを聞くことには戸惑いが生じるが、それを回避する最終的な手段として、被介助者の身体をモノとして認識しようとする規制が働くということができる。

次に、射精を述べる際の文化的な規範意識は、生得的なものではなく、社会的・文化的 に構成された産物であり、差別の眼差しから逃れる手段としては、知的障害者側も介助者 側も周囲の眼差しに敏感になる必要があり、社会から否定される性的な行為については、 意識的に抑圧せずにはいられなくなる。換言すれば、周囲が恥ずかしさの対象として扱っ ているものから、さらに言えば、社会から不承認であると烙印を押されてしまう可能性の あるあらゆる事象から、逃れることに常に意識的にならなければ、自らが被差別の対象と なってしまうのだ。これは、ゲイアイデンティティと通底する社会や他者との関係性にお ける性の抑圧であるといえる。そして「自分が出せるようになる」には、他者との良好な 関係を構築していく上では、他者からの否定的な眼差しを意識しながら状況に応じて自己 を抑圧し、自分という存在を多様に使い分けることを強いる「自分を出さない」というこ とを成立させる社会が存在するということを含意する。しかし、これまで自分を出さない 状況から解放され、自分が出せるようになった当事者から他者との関係性において、その 「自分が出せるようになった」という抑圧からの解放の語りを聞くことが、聞き手である 自分自身のアイデンティティを考えさせる契機にもなるということが示唆された。

本章においては、現在も反故にされているともいえる知的障害のある成人男性の射精に 焦点を当て、当事者の射精に対する希求性の意味について検討できたことには、一定の成 果があると考えられる。

しかし知的障害のある成人男性が射精を希求する場面を考えると、女性との性行為について考えることは避けらない。そして当然、知的障害のある成人男性と女性との性行為について検討する上では、女性がどのように捉えているのか、について焦点を当てることは不可欠となる。しかしこれまで、知的障害のある成人男性との性行為場面から、知的障害のある成人男性の性的欲求について、十分に検討されてきたとはいえない。そこで第5章では、セックスワーカーとして働く女性健常者の語りに焦点を当てる。

【注】

- 1) 障害者権利条約の第23条では、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利が認められていることと、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されることが謳われている。
- 2)知的障害のある女子生徒は、性的被害者にならないよう振る舞うことができるようになり、知的障害のある男子生徒は、性的加害者にならないよう振る舞うことができるようになることが、正規教育現場に求められており、当事者を取り巻く健常者から批判されず、性差に応じたものであり、違和感が生じない性教育として、ここでは「適切な性教育」と

して示している。

3) 例えば、被介助者が、レストランで自分の食べたい物を決めて、店員に注文しようとする。それにも関わらず、店員が被介助者ではなく、介助者に被介助者の物を確認した場合、介助者はその店員を無視するか、被介助者に直接、確認するよう店員に伝えることが求められる。

【引用文献】

フーコー, M. (1991[1976])『性の歴史 I 知への意思』第 14 刷, 渡辺守章訳, 新潮社本多隆司, 伊庭千惠 (2019)『性問題行動のある知的・発達障害児者の支援ガイド―性暴力被害とわたしの被害者を理解するワークブック―』第 2 刷, 明石書店

猪瀬優理(2010)「中学生・高校生の月経観・射精観とその文化的背景」『現代社会学研究』 23, pp. 1-18.

井澤信三,大江孝則,谷川毅,村松宏記,原康行,山本真也(2020)「知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害及び発達障害生徒への性教育に関する文献検討」『兵庫教育大学研究紀要』 56, pp. 71-81.

梶尾悠史(2017)「真理の希求と異常の忌避―フッサールにおける『正常性』概念をめぐって―」『奈良教育大学紀要』66, pp. 63-70.

風間孝,河口和也(2015)『同性愛と異性愛』第2刷,岩波新書

小堀善友,青木裕章,西尾浩二郎,佐藤両,芦沢好夫,八木宏,宗成浩,新井学,岡田弘(2012) 「膣内射精障害患者に対するマスターベーションエイドを用いた射精リハビリテーション」『日本泌尿器科学会雑誌』130(3),pp. 548-551.

鯨岡峻(2010)『エピソード記述入門―実践と質的研究のために―』第5刷,東京大学出版会

鯨岡峻(2012)『エピソード記述を読む』,東京大学出版会

前田拓也 (2009) 『介助現場の社会学―身体障害者の自立生活と介助者のリアリティ―』, 生活書院

メンミ, A. (1971 [1968]) 『差別の構造―性・人種・身分・階級―』, 白井成雄・菊地昌実訳,

合同出版

森山至貴(2010)「ゲイアイデンティティとゲイコミュニティの関係性の変遷―カミングアウトに関する語りの分析から」『年報社会学論集』23, pp. 188-199.

西原博史(2013)「学習指導要領の解釈における教師の裁量権と「不当な支配」―七生養護学校事件を手がかりに―」『早稲田社会科学総合研究』13(3), pp. 41-61.

小笠原拓, 菅野敦 (2014) 「知的障害者福祉に求められる専門性に関する研究―知的障害者福祉の変遷の医学モデル・社会モデルの複眼的視点による検証―」『東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要』10, pp. 91-102.

坂上ちおり、片岡祥、園田直子、津田彰 (2007)「人は他者との関係のなかで自己をどのようにとらえているのか―語りの分析からみる『自己と他者』―」『久留米大学心理学研究』 6, pp. 27-42.

好井裕明(2007)『差別原論―〈わたし〉のなかの権力とつきあう―』, 平凡社新書

第5章

知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消 一女性セックスワーカーに内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ一

知的障害のある成人男性の性的欲求を検討していく上で、知的障害のある成人男性の性行為を埒外に置きながら、性的欲求について検討していくことは、知的障害のある成人男性を無垢な存在として意味づけることにつながるのではないか。また、これまでの各章から、知的障害のある成人男性の性的欲求についての健常者の認識が、抵抗や拒否、そして嫌悪といった否定的なものから、承認や理解、そして好感といった肯定的なものに変容したということは、知的障害のある成人男性と健常者との間において、これまでにはなかった連帯が生じている、ということが共通して示唆されている。知的障害のある成人男性の性的欲求に対して、抵抗や拒否、そして嫌悪をもっていた女性セックスワーカーが、知的障害のある成人男性との性行為を通して、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識が、承認や理解、そして好感に変容したということは、社会から疎外されやすい存在の間で生起する連帯について検討する上で重要であるといえる。この知的障害のある成人男性の性的欲求と女性セックスワーカーとの間に生起した連帯に着目することは、社会における知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる健常者との関係性について検討する上でも、非常に重要であると考える。

そこで本章では、知的障害のある成人男性と性行為経験のある女性セックスワーカーの 語りに焦点を当てる。

第1節 問題と目的

- 1-1 周縁化された者同士の間で交わされる性行為
- 1) 逸脱者として扱われる女性セックスワーカー

昨今、社会的弱者に関する議論は活発化しており、さまざまな分野から議論が行われている。また、これまで他者が差別や排除を被っていることについて、関心がなかったマジョリティが、他人事ではなく我が事として捉えるようになり、差別や排除の対象となっているマイノリティと協働し、社会変化を求めて運動している様子がメディアでも頻繁に伝えられるようになった。例えば、黒人やLGBTQに対する差別などが挙げられるだろう。これらと同様に、我が国において現在も差別や排除の対象となっており、社会規範が強く影

響しているものとして女性差別が挙げられる。

当然、女性差別はジェンダーからの視座のみならず、セクシュアリティの視座も含んでおり、ジェンダーとセクシュアリティは切り離せない。女性差別がセクシュアリティの視座を含むということは、女性がもつセクシュアリティは男女間において、対等ではない不平等な差異が存在しているということを示す。その代表が、セックスワークであると主張する研究者がいる。

セックスワーク否定論者である中里見(2007, p. 41)は「男女の平等を『性』の領域にまで拡げる一つまり男女の『性的平等』を求める一ジェンダーの視座からは、女性の性売買は重大な性の不平等(sex inequality)であり、かつ性売買のなかでこそ女性および男性が最もジェンダー化されるため、性差別(gender discrimination)を再生産する巨大な社会制度であると捉えられよう。女性の性売買が性的不平等と性差別の一大システムであるならば、女性への暴力(gender-based violence)が今日後を絶たない、唯一のではないが最も深刻な原因として、女性の性売買が社会的に許容されていることがあるのではないかと疑うことには合理性がある」と述べる。つまり中里見は、男女の性的平等性が実現することに加え、ジェンダーに基づく男女の性差別が無くなるためには、女性セックスワーカー注印という存在の消失が必須になるということを主張しているのだ。

また、家父長制に基づいた性の認識は、女性の平等意識が高まると、多くの批判に晒されるようになった。しかし、元々男性中心的な基準によって構成される社会は、これらの批判を無視できなくなってきた時、議論の矛先を変えるため、愛情が伴う場合のみ性行為を許すという前提つきで、愛情に関する部分開放を行い、性行為と愛情の切り離しを行った。その結果、人々の関心は愛情にのみ向けられ、それは女性の人権獲得運動が盛んになっても続き「愛のない結婚は売春と同じ」というレトリックのもので、ウーマン・リブが行った「性の商品化」の言論にまで引き継がれていった(柳原, 2001, p. 49)。性の商品化の視点は、男性が自らの性的欲求を解消するために、女性をモノとして使用していることに気づかせる装置となり、女性に対するあらゆる抑圧を男性自身に省察させると同時に、男性が女性に対してもつ権力性にも自覚的になることを促すといえるだろう。

しかしそうすると、自らの意思で主体的にセックスワークをしている女性セックスワーカーは、ジェンダーやセクシュアリティに基づく男女の性差別の解消を阻害する存在として、また、性の商品化を促す存在として扱われてしまうことから、本来は社会に存在しない方がいい逸脱者として認識されてしまう。

逸脱とは、行動それ自体に属する性質ではなく、ある行為の当事者とそれに反応する人びととのあいだの相互行為に属する性質なのである(ベッカー,2006[1963],p.24)。例えば、大麻を使用することや無免許で車を運転することは、法によって禁じられており、見つかれば法によって裁かれ、逸脱者として扱われる。また、法によって裁かれなくても、周囲の人たちの規範意識や文化意識によって逸脱者として扱われることはある。そういったことからしても、セクシュアリティの視座からすれば、女性セックスワーカーは、周囲の人たちの規範意識や文化意識にもよるが、男女の性的対等性やジェンダーに基づく男女の性差別の解消を阻害する逸脱者として扱われてしまうのだ。そのため、女性セックスワーカーは、社会から周縁化されやすい存在といえる。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求を周縁化する社会

性暴力やセクシュアルハラスメントという言葉を聞いた際、女性から男性や同性間でのことではなく、男性から女性に向けられる行為であると想起する(してしまう)。これは、性暴力や痴漢、セクシュアルハラスメントは男性のもつ性的欲求と結びついており、性的欲求をめぐる加害性/被害性という構図において、男性は加害者であり、女性は被害者であるという前提が存在しているからだろう。具体的に述べれば、満員電車で痴漢という疑いをかけられないために両手で吊革を握りしめている男性がいる。これは、周囲の女性を性的対象として見ていないことの表明であり、それによって生じる社会的制裁を回避する手段として機能していると考えられる。つまり、男性の性的欲求が社会的な意味において、暴力性を含むことなく、また逸脱したものではないと周囲から認識されるためには、女性から告発される可能性のあるあらゆるものから逃れることが必須となる注2)。これは、男性の性的欲求に内在する暴力性と女性に対する加害性というものが分かち難く結ばれており、男性のもつ性的欲求はコントロールされなければならないという社会規範が存在していることを示しているといえる。

日本の中学校における性教育の現状を調査した橋本ら(2011)は、年間計画の有無に関係なく、中学校では「思春期の身体の変化」「妊娠・生命の誕生」「性感染症」という項目が8割以上で実施されていることを述べている。しかし、この調査に加えて古賀ら(2015, p. 116)は「障害のある児童生徒では『排泄・着替えの仕方』や下着を見せないという『身だしなみ』の指導等を学齢期にきちんと行っていないと、子どもが大人になったときに性に関する問題行動としてあらゆる問題が顕在化してくる可能性がある。このように

特別支援学校においては性教育を広義に捉え、将来に向けて指導していくことが必要である」と述べる。

また西原(2013)は、正規教育現場における教員の裁量権について七生養護学校事件から検討しているが、そのなかで「知的障害児を対象とした場合、性教育に関する周囲の合意調達はさらに難しくなる。健常児の教育において用いられるような抽象的な言葉によって倫理観に訴えかける指導では、障害児にとり、自らの性欲をコントロールするために十分な理解を得られないことが少なくない。そのため、健常児との関係では曖昧化され得るメッセージ性が障害児にとっては顕在化せざるを得ず、その倫理的正当性をめぐる緊張関係は必然的に高まる」(西原, 2013, p. 42)と、知的障害児に対する性教育の困難性を述べ、続けて「知的障害児は、自らの心と体を守るために、性的発達を適切な形でリードする性教育に依存している。それがなければ、知的障害児たちは、簡単に性犯罪の被害者になり、加害者になる。そうした形で自らを傷つけるような行動へ誘惑されていくことを防ぐことは、周囲にいる大人たちの当然の責任であり、必然的な教育課題である」(西原, 2013, pp. 42-43)と述べる。

たしかに西原が述べる通り、知的障害児に対する性教育は学習指導要領においても明確に示されておらず、教員個人の性に対する価値観に大きく依拠しているといえるだけに、正規教育現場において、性教育を実施する際には児童・生徒と教員に加え、教員同士や教員と保護者間での緊張関係は必然的に高まるといえる。知的障害児に対する性教育をめぐっては緊張関係が生じるものの、西原が指摘する通り、個々に応じた性的発達を適切な形でリードする性教育によって、性犯罪の被害者や加害者になることから逃れる手段や方法にもつながると考えられる。

しかし西原が指摘する「適切な形」は当然、基準が設けられた明確なものではない。つまり現場の教員が知的障害児に対する性教育の必要性を感じて性教育を実施した後、その子どもが発する発言や行動が保護者や周囲によって「不適切」と判断されれば、その性教育は「適切な性教育」ではなく、問題行動を生起させる「不適切な性教育」になる可能性があるのだ。性教育は、他の教科と異なり事前に「適切な形」であるのか、「不適切な形」であるのかという予測をもちにくい。教員は性教育の必要性を感じていながらも、周囲から「不適切」な性教育を実施したと判断され、責任を負うことがないように、知的障害児に対する性教育が健常者にとって危険なものとして認識されない範囲に収めるという視点で捉えられてしまっていることは否定できない。

このように、正規教育現場においても健常者によって障害のある児童・生徒のあらゆる性が問題行動と結びつけられるということは、障害のある児童・生徒が主体的に表出する性は、健常者によって問題行動として解釈され、その都度、指導や矯正の対象になるということである。この視点は、将来にわたって、障害者の性は顕在化せずに潜在化し、健常者の下で不可視化され続けることが望ましいという社会規範を設けることにつながっていく。

当然、このような社会規範の下では、そもそも性的欲求をコントロールすること自体が 困難だという前提をもたれやすい知的障害のある成人男性は、身体障害者や精神障害者よ りも健常者によって恣意的に性的欲求が喚起されないように指導されたり、そもそも性的 欲求自体が存在しない無垢な存在として扱われたりする。健常者から発せられる「寝た子 を起こすな」には、そういった意識の表明と、健常者間における同調の現れだといえる。

しかしそれは別の視点から捉えれば、知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者に とってフォビアの対象として捉えられており、健常者は知的障害のある成人男性の性的欲 求に対して、どのような眼差しをもち合わせながら、つながっていけばいいのか未だに検 討がついていないということだと考えることもできる。これまで、知的障害者の性的欲求 については、健常者の視点から述べられているが、それは、これまで述べた社会規範に沿 った社会的強者である健常者と社会規範から外れたと認識される(認識されてしまう)社会 的弱者の視点から述べられたものである。この視点から述べることが、知的障害のある成 人男性の性的欲求をフォビアの対象として捉え、いかにして潜在化するかに終始してしま ったり、反対に権利で保障されているということだけを取り上げ、社会における障害者の 性的欲求を認めていくことを主張することにとどまっていたりするのであれば、両者の溝 は埋まるどころか、むしろ対立の構造が構築され、結果として、社会的弱者がますます周 縁化されてしまう危険性がある。そうならば、ここで一度、周縁化された者の間で知的障 害のある成人男性の性的欲求がどのように捉えられ、それが具体的に変容した場面に焦点 を当ててみることも必要となる。この周縁化された者同士における知的障害のある成人男 性の性的欲求に焦点を当てることは、社会的強者である健常者が捉えていた知的障害のあ る成人男性の性的欲求を捉え直すことにつながる契機になると考えられる。

そこで本章では、客として訪れた知的障害のある成人男性を対応した女性セックスワーカーの事例を取り上げ、女性セックスワーカーが知的障害のある成人男性をフォビアの対象として捉えずにはいられなかったのはなぜか、そして、その状況から解放され、女性セ

ックスワーカーが自分に内在していた差別性を自覚し、知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会が認識を改める必要があるという考えに至った契機は何だったのか、について焦点を当て、考察していく。

これまで述べてきた通り、社会においては、知的障害のある成人男性の性的欲求も、女性セックスワーカーも周縁化されており、その領域に触れることはタブーとされている。 しかし、そもそも周縁化されていない健常者がタブーを構築しているのであれば、周縁化された者の間で交わされるアクチュアリティに焦点を当てることが、タブーの構造を崩す一石になると考えられ、その両者の間で交わされた知的障害のある成人男性の性的欲求について考察していくことが本章のポイントとなる。

1-2 本章の目的

このように本章で中心的に扱うのは、社会において周縁化されている知的障害のある成人男性の性的欲求が、何が要因となり、女性セックスワーカーからフォビアの対象として扱われてしまうのか。また、フォビアの対象として扱われている知的障害のある成人男性の性的欲求は、何を契機としてフォビアの対象ではなくなり、女性セックスワーカーから肯定的に容認され、理解されていったのかということについてである。本章は、女性セックスワーカーであるE氏の知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識や、その認識について変容した場面に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビアとその解消、そして、その解消がどのように変容したのかということについて考察する。

女性セックスワーカーは、社会的に容認されにくいため、社会的に周縁化されやすい。 そういった意味において、知的障害のある成人男性と同じである。社会から周縁化されや すい両者の間で生起するフォビアが解消される過程に注目することは、単純化された健常 者/障害者というマジョリティ/マイノリティの枠組みを越えたものであり、本章の珍しい 事例のみで一般化できるものではないが、この視点から知的障害のある成人男性の性的欲 求について検討していこうとする点が、本章の特色である。

第2節 手続き・方法

2-1 研究協力者

本章での調査対象としたのは、セックスワーカーとして19年目になる30代後半の女性

で、男性との性行為は楽しいものだと筆者に伝えるE氏で、その語りである。

E 氏は十代からセックスワーカーとして働いているが、祖母の看取りをキッカケに高齢者介護の仕事にも関心をもつようになり、高齢者介護の現場でも働くようになった。介護の仕事を通して、高齢者はまるで性的なことから切り離された子どものように扱われ、性的な言動は職員によってあらかじめ禁止されていることに違和感をもったという。E 氏自身、セックスワーカーとして働いていることもあり、性的な言動をする男性に対しては抵抗感をもたないどころか、女性に対して性的な欲求を示さない男性は不健康であると考えていた。

そういった高齢者介護の現場で働く同僚に対して違和感をもちながらセックスワーカーとして働いていた時、明らかに知的障害のある成人男性が客として来店し、E 氏がその男性客の対応をすることとなった。その際、E 氏は、それまで性的な欲求を示す男性こそが健康的なのだと思っていたにも関わらず、知的障害のある成人男性を目の前にした瞬間、フォビアが生じたという。また数日後、別の知的障害があると思われる成人男性が客として来店した際、その男性客から「お母さんからお金を貰って来ました」と言われた瞬間、男性健常者の客にはもつことがなかった申し訳ないという感情が生じた。それ以降、知的障害のある成人男性の性行為がしたいという性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があるのではないかと思いはじめたという。このセックスワークを通した知的障害のある成人男性との出会いが契機となり、E 氏は障害者の性的欲求と社会とをつなぐ一般社団法人を立ち上げ、当事者や支援者とともに、障害者の性的欲求をめぐる活動をしている。

2-2 研究方法―エピソード記述―

本章では、鯨岡(2010)が提唱した「エピソード記述」に基づいた研究方法を活用し、女性セックスワーカーE 氏が働く店に客として訪れた知的障害のある成人男性との性行為に対して、E 氏がもったフォビアとそのフォビアの解消場面の語りに焦点を当て、当事者の実相に迫った考察を行う。

女性セックスワーカーは男性との性行為を仕事としているものの、客として訪れる男性は健常者であるという前提が設けられているとすれば、客として訪れた知的障害のある成人男性の性的欲求を目の当たりにした際、女性セックスワーカーは、男性健常者とは異なる感情が生起すると考えられる。つまり、これまで知的障害のある成人男性と性行為をしたことがなかった女性セックスワーカーは、知的障害のある成人男性から性的欲求を向け

られた瞬間、その性的欲求に対して、女性セックスワーカーは男性健常者の性的欲求とは 異なる意味づけをするのではないだろうか。

知的障害のある成人男性の性的欲求に対して生起する女性セックスワーカーの感情や、 その変容を考察していくことは、日常の生活世界から疎外された人と人との連帯に基づく 関係の形成に眼差しを向けることであり、また、男性健常者中心主義社会ともいえる構造 の枠組みを崩す一石にもつながると考えられる。

本章で用いるエピソード記述の特徴について、鯨岡(2010, p. 14)は「エピソード記述は単なる文章作成の技法論ではなく、相手にどのように接するのかという対人関係の機微に通じなければ、また関わっている自分の姿を自ら外側から眺めるという視点をもたなければ(単に自分の内面に生じた思いを描くのではなく)、エピソードそのものが描けないことが分かるはずです」と述べる。つまりエピソード記述は、他者との関わりの場面を通して生じたその時、その瞬間に感じたエピソードを記述した単なる記録や日誌ではなく、どのような価値観や規範意識に立脚して自分がそのように感じたり、理解してしまったりしているのか、自分自身を俯瞰しながら対象化することを必須とする。それによって読み手は、書き手の記述を個人的なものではなく、読み手自身も含んだ社会的なものとして記述を読むことができる。

本章で扱う女性セックスワーカーは唯一無二の存在であり、知的障害のある成人男性の性的欲求に対してもったフォビアやその変容は数量的・実証的アプローチによって再現可能なものではない。ことさら他者との性行為や他者から自分に向けられる性的欲求は、社会規範の影響を受けることは必須であり、研究者の無自覚な価値観や規範意識による意味づけが影響されることが危惧されるテーマである。これまで述べてきたことからも、本章で扱う内容は、エピソード記述が有効だと考えられる。

よって本章においては、鯨岡のエピソード記述による考察を行う。また、本章のエピソード記述では、〈背景〉、〈考察を含むエピソード〉、〈メタ考察〉の3段階で構成した。

2-3 データ

1) インタビューの手続き

2020年10月15日に約4時間のインタビューを実施した。インタビューは対面で実施となったが、新型ウイルス感染予防のため、筆者とE氏の検温が37.0℃未満であることと、インタビュー開始直前にも検温し、37.0℃未満であることを確認した上で実施した。加え

て、インタビュー中はマスクをつけ、インタビュー直前に筆者と E 氏は手洗いをし、さらに、手指のアルコール消毒をすることとした。

このような条件に加え、インタビュー内容が非常にデリケートなものであるため、語りの途中で気分が悪くなった場合はインタビューを中断する旨を伝えていたが、E氏から「むしろ話したい」という意向が伝えられた。

2) 分析テーマの検討

E氏の語りは、知的障害のある成人男性との性行為を通し、性的欲求を感じた場面での内容である。本章で選んだ二つのエピソードは、E氏の語りを聞いた際の印象的な場面を抽出したものである。エピソード1では、顧客として来店した知的障害のある成人男性にフォビアが生じた場面を描写した。次に、エピソード2では、顧客として来店した別の知的障害のある成人男性の発言により、E氏が知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思うようになった変容場面を描写した。

2-4 倫理的配慮

聞き取り調査については、30代後半のセックスワーカーである女性 E 氏に調査趣旨及び 調査協力及び学術論文の執筆に関して文書で了解を得た。また、インタビュー協力者であ る個人が特定できないように匿名化を行い、語りに関しては、趣旨を損ねない程度に一部 改変を加えている。さらに、筆者が所属している神戸大学大学院人間発達環境学研究科の 研究倫理審査委員会による審査も通過し、承認(受付番号 476)を得ている。

第3節 知的障害のある成人男性との性行為をめぐるエピソードの記述とメタ考察 3-1 背景

筆者は、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体のメンバーとして活動している。その活動のなかでは、望まない妊娠がないように当事者に避妊具の紹介や使い方を説明したり、実際に本物の避妊具を触ってもらったりする学習の機会を設けている。例を挙げれば、ペニスの形をした模型にコンドームを装着する練習がある。

そういったことに関して、学習会に参加した当事者たちにとっては興味があったものの、 正規教育場面では教えてもらえなかったということもあったためか、学習後のアンケート では「また、この時に参加したい」や「初めてコンドームを触ることができて嬉しかった」 という感想が多く、嫌悪感を示す記述はこれまでにない。

筆者が所属しているボランティア団体の姿勢としては、当事者に対して、交際や性行為をしてはならないものだと教えることはしておらず、むしろ、これまで親や教師に教えてもらえなかったと思われる性に関する情報を積極的に伝えるようにしている。

学習会では、デートプランを考えてみたり、結婚した場合の生活費や福祉制度について 説明したりする機会も設けているが、当事者にとっては性行為に関する話が何よりも新鮮 であり、興味もあるように思われたので、スタッフの間でも、スタッフ自身が性行為その ものについて学んでいく必要があるのではないかという話があった。

その話があった数日後、ボランティア団体の代表者から、セックスワーカーとして働いている女性の知り合いがいるので、その女性から話を聞かないか、という提案があった。その女性が、セックスワーカーとして19年目になる30代後半の女性E氏で、仕事で知的障害のある成人男性と性行為をした経験もあるということだった。筆者を含めたスタッフは、代表者の提案に賛成し、E氏の話を聞くこととなった。

E氏の話は、感染予防のため、web 会議ツールである zoom を使用し、10 時から 12 時までの 2 時間で話を聞くこととなった。まず E 氏から、セックスワークにはいろいろな種類があることと、E 氏はファッションヘルスという店舗型の店に勤めていることが説明された。その後、E 氏は性行為が好きでセックスワーカーとして働いていることや、来店した知的障害のある成人男性との性行為の経験から、当事者が性行為場面から排除されていると感じ、当事者の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思っているということを話してくれた。E 氏は顔を隠すことなく、実名を名乗っていることからも、プライドをもってセックスワークをしていることが筆者に伝わってきた。

その後、スタッフより意見や質問があったものの、それらは、当事者にとっては店の利用料金が高すぎるといったものや、来店する知的障害者の割合はどれくらいなのかというものであり、筆者の関心事であった E 氏自身が当事者の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思うようになった契機は何だったのか、というものはなかった。 筆者は、そのことについて E 氏に質問をしようかと悩んだが、インタビューの終了時間が12 時ということもあり、その場では質問せず、個別に E 氏に質問をすることにした。

筆者は、ボランティア団体の代表者に個別に連絡をしてもいいか確認をしたところ、既に代表者がE氏に筆者の紹介をしていたということだったため、すぐにE氏にメールをし、個別に話を聞きたい旨を伝えたところ、快諾をいただいた。

3-2 エピソード1

まず初めに E 氏から、セックスワーカーとして働いて 19 年目になることや、男性との性 行為は楽しいものだと思っていること、そして、高齢者介護の仕事のなかで、高齢者はま るで子どものように扱われ、性的な言動は職員によって禁止されていることに違和感をも ったということが話された。 E 氏は「私、本当にセックスが好きだし、遠慮なく何でも聞 いてね。聞いてくれる方が、私も勉強になるし、私と仲良くしたいんだなと思えるから」 と言ってくれた。その発言が私に、知的障害のある成人男性の性的欲求について、どのよ うな感情が生起したのか、ということを失礼のない範囲で躊躇なくインタビューできるも のだと思わせてくれた。

E 氏は、知的障害のある成人男性の性行為がしたいという性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思っていることを繰り返し主張し、障害者の性に関する法人を立ち上げる計画をしていることも教えてくれた。E 氏が、自分自身の経験から浮かび上がってきた疑問を解消していくために、自ら法人を立ち上げようとしていることを知った私は、E 氏に知的障害のある成人男性との性行為を通し、当事者の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思うようになった具体的な契機を聞いてみたいという気もちになった。

私は以前から、知的障害のある成人男性との性行為に対して拒否感や嫌悪感のようなものは生じなかったのか、ということについてE氏に質問をしたかった。なぜなら、男性である私自身、知的障害のある女性と性行為をしたことはないが、知的障害のある女性との性行為を想像してみた際、自然と拒否感と嫌悪感が生じ、いくら想像力を働かせても、その拒否感と嫌悪感を払拭することができなかったからだ。その拒否感や嫌悪感は、相手を恋愛対象として考えられないということから生じたものではない。そうではなく、知的障害のある女性との性行為は、不道徳なことをしてしまったという烙印を自分自身に押すことになると思えて仕方がなかったからだ。

私は E 氏に「最初に知的障害者と性行為をした時、怖くなかった?」と質問をした。E 氏は「もちろん怖かったよ」と当然のことのように言い放った。私は、E 氏は「怖くない」と言うだろうと思い、次の質問を用意していたため、スムーズに「もちろん怖かったよ」に続く言葉が出てこなかった。E 氏が「怖くない」と言うだろうと想像していたのは、「怖くない」と言った方が、知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を

改める必要があると考えている E 氏にとって、その後の話の流れがスムーズになるだろうと先読みしていたからだ。

私は E 氏の返事に困惑しつつも、E 氏の「もちろん怖かったよ」の発言は、知的障害者との性行為に対して、私と E 氏の間で共通の認識をもっていた時期があったということを示すものでもある。そのように思い、E 氏に「知的障害者との性行為について、何が E さんに怖いと思わせたんだと思う?」と質問をした。

E氏は「私はファッションへルスで働いているから本番行為はないの。そうなのに、お客さんは私を指名して、気もちよくなりたいと思ってくれてるんだよね。決められた時間、私はお客さんに非日常を感じながら気もちよくなってもらうために、いろいろ考えて工夫するんだけど、その非日常はお客さんと一緒に創っていくんだよね。だけど、知的障害のある人って、一緒に非日常を創って楽しむことはできないと思っていたの。それに、コンドームの存在も知らないだろうしね。最終的には、暴力を振るわれて、『ダメ』と言っても本番行為をされて妊娠するかもと思っていたかな。行為中は、とにかく怪我することなく無事に早く終わるようにと思った。問いかけに返事がないし、サービスをしていても反応がないから、射精できるのかも分からなかった」と説明をしてくれた。E氏の語りを聞き、E氏はセックスワーカーでありながらも、非日常の世界を男性と一緒に創っていくという術が、E氏を現実から引き離し、男性との性行為に対するフォビアを払拭させることに機能しているのだと思った。

しかしどうして、男性に知的障害があるということで、女性を襲うということが容易にイメージされてしまうのかということが聞きたくなった。私はE氏に「健常者にはないけど、知的障害者にはもってしまうイメージはあった?」と質問をしてみた。E氏は「正直、あったよ。小学校の時から知的障害の人って別のクラスで勉強していたよね。自分たちとは違う世界を生きている人なんだと思っていたかな。だから、よく分からない世界にいる分からない人たちって思っていたよ。電車の中なのに大声で叫んだり、身体を大きく揺らしたり、ジャンプしたり、走ったりしている人を見ても私には理解できないし、距離をとるようにしていたかな。そんな様子を見ていて、自分をコントロールできない人だと思っていたよ。そのイメージがあったから、初めて知的障害のある男性と性行為をする時に、この人とは一緒に非日常を創ることは無理と思ったし、自分をコントロールできずに力ずくで本番行為をしようとするかもしれないと思って怖かった」と、昔のE氏自身の経験も含めて教えてくれた。この語りを聞き、男性の私でもE氏の説明には説得力があり、E氏

にフォビアが生じてしまうことには合理性があると納得した。

3-3 エピソード 1 のメタ考察―知的障害のある成人男性の性的欲求に対するフォビアと その正当化―

1) 知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビア―性行為における役割と虚構性―

まず、知的障害のある成人男性との性行為が怖いと語った E 氏に対して、「知的障害者との性行為について、何が怖いと思わせたのか」という質問をしたところ、E 氏は知的障害のある成人男性とは一緒に非日常を創ることができないということに加え、暴力や妊娠といった知的障害のある成人男性からの被害性について語っている。この E 氏の語りを聞いた際、なぜ、筆者は「男性の私でも E 氏の説明には説得力があり、E 氏にフォビアが生じてしまうことには合理性があると納得した」のか、について探ってみたい。

聞き手である筆者が、合理性があると納得したということは、話し手であるE氏と聞き手である筆者の間において、互いに一つの出来事に対して理解し合えたということにとどまらず、E氏と筆者を互いに理解し合えるように導く社会規範が存在していることも示す。ここでは、E氏が知的障害のある成人男性との性行為に対してフォビアが生じたということに、筆者は納得している。これはつまり、女性セックスワーカーであるE氏は、男性健常者との性行為に対してはフォビアが生じないだろうが、知的障害のある成人男性との性行為に対してはフォビアが生じないだろうが、知的障害のある成人男性との性行為に対してはフォビアが生じても当然であるという社会規範が存在しており、この社会規範が筆者に合理性があると納得させたのだともいえる。では、フォビアが生じても当然だという社会規範とは一体何か。E氏の語りから、男性健常者と知的障害のある成人男性との間にあるフォビアが生じるか否かの差異は、女性セックスワーカーであるE氏が「私はお客さんに非日常を感じながら気もちよくなってもらうために、いろいろ考えて工夫するんだけど、その非日常はお客さんと一緒に創っていくんだよね」と語っていることが負える。

虚構性について検討する上では、日常性と非日常性との関係を述べておく必要はあるだろう。三重野(1991, p. 81)は「日常性空間とは、『生活の場』、『労働の場』をいみし、個人の生活経験、生活史の集積した『場』である。それに対して、非日常性空間は、様々に考えられるが、『遊びの場』とすると、自由、解放の機能を担うものである」と述べる。一般

的に虚構性はフィクションと訳されるが、そこには、三重野が述べる非日常性と分かち難く結びついているのではないか。つまり日常は、個人の具体的・実際的な生活経験や生活史の集積した「場」であることから、日常から虚構性をもち合わせることはできない。一方、非日常は個人の具体的・実際的な生活経験や生活史の集積した「場」から離れた世界であるからこそ、虚構性をもち合わせることが可能といえる。つまり虚構性とは、実際の日常生活から離れた事実ではない非日常生活の空間を創る作業を意味すると考えられる。

そもそもセックスワークは、そういった虚構性を前提としてもち合わせているからこそ成り立つということが考えられる。これは換言すれば、虚構性が機能しないセックスワークは、セックスワークではないということを意味する。では、セックスワークにおける虚構性は、どのような条件で成立するのか。フォビアが生じないことと、虚構性が分かち難く結ばれているのであれば、そのことについて考察することから始めなければならない。

ある行為主体が特定の役割を演じているとき、彼は自分を観察する人びとに、彼らを前にしてつくりだされた印象が真面目に受け容れられることを暗黙のうちに求めている(ゴッフマン,2020[1959], p. 19)。ゴッフマンが述べていることを用いると、セックスワーカーである E 氏がセックスワーカーとしての役割を担うことができるのは、客である男性にもプライベートの E 氏ではなく、あくまでもセックスワーカーとしての E 氏が、性行為をしているのだという認識をもたれることが必須となる。たしかに、セックスワークに限らず、役割というものが信頼を伴う安心に大きく機能している場面は日常的にある。

例えば、拾得物を届けに交番に行ったとする。その際、交番にいる警察官に、その旨を 伝えた時には、警察官が「届けていただきありがとうございます」といった挨拶を最初に するものだということを前提にしているのではないだろうか。これは、拾得者からすると、 まずは自分の時間と労力を消費してでも届け出たことに対する感謝の言葉が警察官から発 せられ、その後に続く警察官からの聞き取りといった相互のやりとりが拾得者にとって安 心したものにつながる。この相互のやりとりは、拾得者の立場からすると、拾得物を交番 に届けに行く前から想定されているのではないか。つまり、そこには自分の行為が単純に 相手に受け取られるだけではなく、自分の行為を受け取る相手が、自分の期待通りに応じ るものだということが、自分のなかで暗黙の前提としてあるからこそ、安心してその後に 続く聞き取りが実行可能となるのだ。もし、拾得者が拾得物を交番に届け出た際に、警察 官が何も言わずに睨んできたとすれば、拾得者は戸惑うであろうことは想像に容易い。こ れは、自分のなかで前提に設けていた相手とのやりとりに対する期待が覆ってしまったこ とから生じるのだといえる。

こういったことからすると、女性であるE氏が、プライベートな自分ではなく、セックスワーカーとしての役割を果たせているのは、あくまでもセックスワークにおける性行為は、セックスワーカーと客とで互いに創り出す虚構の空間で行われる行為であり、互いにそのことについてのコンセンサスがとれているという前提があり、それが客との性行為における安心感につながっているからだといえる。すなわち、セックスワーカーが想像力を駆使しながらあらゆる状況設定をしているからこそ、客に非日常性を提供できるのであるが、それはセックスワーカーが、あくまでも非連続的な空間の中でセックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを客は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身が思えるからこそ、セックスワーカーは安心してセックスワークができるのだ。つまり、たとえセックスワーカーであったとしても、セックスワーカーが互いの協働によって虚構性を創ることができないと判断してしまうと、そこにはフォビアが必然的に生じることになる。

E 氏が「知的障害のある人って、一緒に非日常を創って楽しむことはできないと思っていたの。それに、コンドームの存在も知らないだろうしね。最終的には、暴力を振るわれて、『ダメ』と言っても本番行為をされて妊娠するかもと思っていたかな。行為中は、とにかく怪我することなく無事に早く終わるようにと思った」と述べていることからも、知的障害のある成人男性とは、協働して虚構性を創ることができないという前提があり、そのことによってセックスワーカーとしての役割が機能せず、虚構性が後退したのだといえる。つまりセックスワークにおいては、そもそも知的障害者とは虚構性を互いの協働によって創ることができないという不信感があり、それによって、虚構性をもち合わせることができなかったからこそ、E 氏は知的障害のある成人男性の性的欲求に対してリアリティを感じ、フォビアが生じてしまったのだといえる。

本来、セックスワーカーであるE氏がセックスワーカーとしての役割を担い、男性と性行為をするのであれば、男性健常者にはフォビアが生じないが、知的障害のある成人男性に対してはフォビアが生じるというのは障害者差別であるといえる。しかし筆者は、E氏の語りを聞き、女性であるE氏が知的障害のある成人男性との性行為に対してフォビアが生じたということに合理性があると納得している。さらに言えば、たとえセックスワーカーであったとしても、知的障害のある成人男性に対しては、フォビアが生じてしまうことは当然であるという認識が健常者間において存在していることを示している。これは、男

性が女性に示す性的欲求において、男性/女性の間で単純化された加害性/被害性ではなく、 知的障害のある成人男性/女性健常者において生じる複雑で特殊な加害性/被害性という構 図があるからだろう。

では、知的障害のある成人男性/女性健常者において生じる複雑で特殊な加害性/被害性という構図は、どのような特徴をもつのだろうか。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求を監視することの無効化とその構造

そもそも、男性が男性という立場を確保するためには、それとは異なる立場を必要する。それが、女性なのであり、男性という表象を成立させるには、女性という表象が不可欠なのだ。つまり、男性/女性という非対称性が確保されているからこそ、男性は男性という立場を確保することが可能になる。男性/女性というジェンダーの立場から非対称性を考えた際、そこには男性による女性への支配性や暴力性が内在しているといえる。フェミニズム社会理論においては多くの場合、現代社会において男女間の利害対立や支配/被支配関係があるということは、前提とされている(江原, 2001, p. 53)ことや、男性は、幼少期の社会化の過程から、女性よりもダイナミックな身体の用い方を学習する機会を与えられており、暴力的な身体技法が、多くの男性の身体に沈殿し、加えて、さまざまな教育、メディアを通じて暴力的なスポーツへの参加を社会的に促されている(尾崎, 2017, p. 91)という視点から考えても、男性による女性への支配性や暴力性を棄却した視座から男性と女性の関係を捉えることはできない^{注3)}。これまでのフェミニズム社会理論や、幼少期の社会化の過程から男性に暴力性が内在化しているとの主張が理解され、社会変革が求められているからこそ、先に述べた満員電車の吊革の話を聞いたとしても違和感が生じないのだろう。

しかしセックスワークにおいては、女性と男性との間で了解された虚構性が機能するからこそ、男性が性的欲求をもちながら初対面の女性に触れたとしても、少なくとも当事者間においては、それが男性から女性に対する犯罪や暴力、そして支配/被支配関係にはならないのだといえる。だからこそE氏は、セックスワーカーとしての役割を担っている間は、初対面で名まえも知らない男性との性行為が可能なのだろう。しかしE氏は、知的障害のある成人男性の性的欲求に対してはフォビアが生じたのである。そのことは、知的障害のある成人男性の性的欲求には、男性健常者の性的欲求とは異なる特殊性があり、セックスワーカーとしての役割が機能しなかったのだろうか。男性の性的欲求に対しては、セックスワーカーとしての役割が機能しなかったのだろうか。

篠崎ら(1993, pp. 27-34)は、発達に遅れのある障害児の親117名を対象として問題行動を調査した結果、「自慰、好きな子に触る、異性へのこだわり」の三つが思春期特有の問題として挙げられ、親の悩みや不安のなかで一番多いのが異性や性に関する悩み・不安であったと報告し、家裁調査官である矢代(2009, p. 168)は、現代が性に関する情報が氾濫し、個々の性に対する考え方、そして価値観や多様性を呈している時代であることを認識した上で、「これまで思春期・青年期を経る中で自然と身につけてきた性の知識、行動についてもその確立が大変危うい状況の中、発達障害をもつ若者、そして彼(もしくは彼女)を取り巻く家族や支援者にとって性に関する問題行動を発現させないことは大きな課題であり、今後も一層精力を注がなければならない分野だと思います」と述べる。これらは、発達に遅れのある知的障害者の性をめぐっては、健常者にとって関心の対象になっているものの、その関心は肯定的なものではなく、知的障害者は自らの性的欲求について抑制するということが理解できない存在として捉えられ、健常者にとってフォビアの対象であり、監視の対象になっていることを示している。ではなぜ、知的障害のある成人男性の性的欲求は監視の対象になるのだろうか。換言すれば、なぜ、監視することが正当化されるのか。

一見したところ、監視はいわば「見る」ことに関係した行為のようだ。ある人が、不適切なまたは異常な行動をチェックするために他の人々を見張る。路上の柱に設置されたカメラが、犯罪行為から「望ましくない」活動まで、潜在的な逸脱行為を見張り続ける。だが、監視はまた、立ち聞きから電話の盗聴まで、「聞く」ことにも関係している(ライアン,2011[2007],pp. 24-25)。ライアンは監視について、「見る」や「聞く」という行為に着目しており、そこには見る/見られるという関係や、聞く/聞かれるという関係を前提としているようだ。しかし監視には、そういった関係性を越えたものが含意されているのではないか。

例えば、子どもに対する親の監視の関係性で考えてみよう。子どもが勉強しているか否かといったことや、寄り道をせずに帰宅しているか否かを確認するために、親が子どもの行動や居場所を監視することは珍しくない。この場合、GPSが子どもに付けられていたり、子ども部屋に監視カメラが設置されていたりするだろうが、親はそのことを子どもに知られずにいることを望んでいる場合もあるだろうが、そうではなく、直接的に親の視界には入っていないが、親の期待している行動に沿うよう子どもの規律性を促していることもある。逆に子どもの立場からすれば監視されているという事実が、親に叱られないようにするためや、親に褒められるためにするというように、親が期待していると思われる行動か

ら外れないよう自発的に従うことにつながる。つまり監視は、監視する側が求める規律性を監視される側が内面化し、監視される側がそれに従うだろうということが、監視する側が期待できるということに依拠して成立するのだといえる。そしてもちろん、そこには両者が社会規範に沿った規律性を準拠として呼応し合う関係性があり、監視される側が変容する可能性を監視する側がもつ。もし、子どもが GPS を付けられていたり、子ども部屋に監視カメラが設置されていたりしても、親が子どもに期待している規律性を子どもが内面化せずに無視して寄り道をしたり、部屋で勉強せずに遊び続けていれば、もはや監視は、監視としての機能を失うことになる。

また、監視については、フーコーの『監獄の誕生―監視と処罰―』(1984[1975])のなかでも述べられている。パノプティコンは、ベンサムが提唱した建築プランであり、効率的に囚人を監視する構造となっている。それを用いてフーコーは、もはや監視は、施設においてのみ効力を発揮するのではなく、現代社会においても、つまり、人びとの日常生活全般においても深く浸透し、行き渡っていることを述べている。

現代社会は見世物の社会ではなく監視の社会である。さまざまな形象の表面(うわべ)のかげで、われわれの身体は深部において攻囲されている。大規模な抽象作業たる交換(物品の、商品の、意見の、貿易による、通信による)の背後では、役に立つ力を求める、精密で具体的な訓育[=調教]が追及され、情報伝達の経路は、知の累積および集中化の支えであり、記号[=表徴]の働きは、権力の、投錨にも等しい固定化を決める(フーコー,1984[1975],p.217)。

再度、満員電車の吊革の話や、子どもに対する親の監視の話で考えてみても監視の性質が容易く理解できる。つまり監視は、他者の眼差しによって支えられているのであり、その眼差しは社会規範に沿った規律性を他者は内面化できるという期待を含意しているのだといえる。

しかしE氏は、筆者の「健常者にはないけど、知的障害者にはもってしまうイメージはあった?」に対し、正規教育場面や電車で見た知的障害者の様子から、知的障害者は他者から眼差しが向けられたとしても、自分自身の感情や行動を抑制できない存在として理解されたため、性行為においては、協働して虚構性を創ることが期待できず、妊娠につながる可能性が想像されたというフォビアについて語っている。この語りから、知的障害のあ

る成人男性には社会規範に沿った規律性の内面化を促す監視が機能しないことを意味し、 知的障害のある成人男性の性的欲求においては、女性に危害を加えるリスクがあるため、 フォビアの対象として容易に正当化されてしまうのだといえる。

セックスワークは密室の空間において交わされるため、社会規範に沿った規律性を内面化することが期待できないという健常者間で共有された知的障害のある成人男性の性的欲求は、妊娠や暴力被害といったリスクを女性に負わせることを想起させ、監視が機能せず、フォビアの対象として正当化される。筆者自身、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体のメンバーとして活動しており、その活動では、望まない妊娠がないように当事者に避妊具の紹介や使い方を説明したり、実際に本物の避妊具を触ってもらったりする学習の機会を設けているが、こういったことは男性から女性に対する暴力性や望まない妊娠につながる可能性を避けるだけでなく、そもそもの前提として、知的障害者は社会規範に沿った規律性を内面化できていないため、健常者によって内面化させなければならないという恣意的な認識があることは否定できない^{注4}。だからこそ、E氏の知的障害者のある成人男性の性的欲求に対するフォビアの語りを聞いた際、筆者は、E氏の説明には説得力があり、E氏にフォビアが生じてしまうことには合理性があると納得したのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。セックスワークにおいては、女性セックスワーカーがプライベートの自分ではなく、あくまでもセックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを男性客は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身が思えるからこそ、女性セックスワーカーは安心してセックスワークができる。つまりセックスワークは、虚構性を前提としてもち合わせているからこそ成り立つのであり、女性セックスワーカーは男性客との協働によって虚構性を創ることができるという安心感によって、男性客とのセックスワークが可能になるといえる。しかし知的障害のある成人男性は、社会規範に沿った規律性を内面化することが期待できないという前提があり、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、知的障害のある成人男性の性的欲求は、男性健常者がもつ性的欲求とは異なり、監視が機能せず、フォビアの対象として正当化される。筆者自身、健常者間において共有化されているそのような認識をもっているため、E氏の語りを聞いた際に、E氏の語りには説得力があり、たとえセックスワーカーであったとしても、知的障害のある成人男性の性的欲求に対してフォビアが生じることに合理性があると納得した

ということができるのではないか。

3-4 エピソード2

私は E 氏に「知的障害者と性行為をすることに対する恐怖心がなくなったキッカケは何?暴力を振るわれるかもしれないとか、妊娠するかもしれないとか、そんな悪いイメージって簡単には変わらないと思うんだけど」と質問をした。私自身、人に対してステレオタイプ化されたイメージをもつことがある。当然、否定的な意味を含むステレオタイプ化されたイメージをもつことは良くないと理解している。しかし、人に対してもってしまったステレオタイプ化されたイメージを解消することは容易ではないだろう。そういった意味でも、E 氏の話を聞きたかった。

E氏は「今でも忘れられない経験があるの」と言いながら私の顔を見つめた。私に向けられたE氏の視線は、まるで私を非日常の世界に誘っているかのように思わせた。そう思えてしまったのは、知的障害のある成人男性と性行為をすることに対するフォビアがなくなったという話は本当なのかという疑いがあったからだろう。私はE氏に「その経験を聞いていい?」と言うと、E氏は「もちろん。それが聞きたかったんでしょ?」と私を見て笑った。

E氏は事前に準備をしていたかのように「さっきとは別のお客さんなんだけど、知的障害者の対応をしたの。そのお客さんは何度か店に来ていたみたいで、他の従業員が『あの人、ヤバいよね』っていう話をしていたから、とうとう自分が対応するんだという諦めがあったね。もちろん、さっきの人と同じで、暴力を振るわれたり、本番行為をされたりしたらどうしようっていう恐怖はあったよ。けど、そのお客さんが私の顔を見て、『お母さんからお金を貰って来ました』って笑顔で言ったんだよね。その瞬間、そのお客さんの母親の顔が浮かんで、私たちと同じ世界を生きている人だったって気づいたの。お客さんが健常者の人だったら、決められた時間で性行為をするお客さんと従業員の関係で済むんだけど、『お母さんからお金を貰って来ました』を聞いた瞬間、お客さんと従業員の関係で考えられなくなったんだよね。それまで自分がもっていた知的障害者のイメージが、気づかないうちに本人を傷つけていたのかもしれないって考えさせられたの。だから行為中も、そろそろ終わりの時間という雰囲気が分からなさそうだったから、傷つけないように対応したよ。もし、『お父さんからお金を貰って来ました』って言われてたら、そんなことは考えなかったと思う。だって、お父さんも男だから性欲があるだろうし。その時の自分は子ど

もの対応をしているような感覚があったね」と、フォビアが解消されたキッカケを私の表情を窺いながら教えてくれた。私の表情を窺っていたのは、私にどのように思われてしまうのかを気にしているのではなく、私がその時の状況を可能な限り正確に描写できているのかを確認したいからだと思えた。それだけに、私にはE氏の知的障害のある成人男性との性行為に対する情熱が強く感じられた。

E氏は続けて「だから、知的障害者のセックスがしたいっていう性欲について、社会全体が認識を改める必要があると思ったの。昔の私は、自分の仕事に対してプライドがあったね。今もあるけど、今とは違うプライドがね。私の仕事って肉体的にも精神的にも疲れるし、誰でもできる仕事ではないから、プライドだけはもとうとしていた。だけど、友人から『何の仕事をしているのかは他の人には言わない方がいいよ』って言われて、傷ついたことがあったの。だから、私は他の女とは違うってことを表現するために、当時はブランド物しか身につけなかったね。正直、『お母さんからお金を貰って来ました』って言った人と会うまでは、知的障害者とエッチなことをしたら、自分の価値が下がると思ってたね。酷いことを言う人間だと思うかもしれないけど、これが当時の正直な私の気もちだよ。だけど今は、彼らと関わっていると、誰にどう思われているのかを気にせずに自分らしくいられる。それに、社会が彼らの性欲を許さないということが当然になっていることについて、この当然を変えたいと思う。だから、法人を立ち上げたの」と、話してくれた。

E氏は「酷いことを言う人間だと思うかもしれないけど」と言うが、酷い人間ではない。 E氏は、知的障害のある成人男性との性行為の意味を、フォビアが内在する性行為から、コミュニケーションとしての性行為に捉え直し、非日常における空間を越境した関係性のなかで、知的障害のある成人男性に対して安心感をもったのだ。私は、これまでE氏が語ってきた知的障害のある成人男性の性的欲求と、それに対して社会全体が認識を改める必要があるという意味が理解でき、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するタブー視を取り除くために一石を投じたいというE氏の思いに納得できた。

3-5 エピソード 2 のメタ考察―知的障害のある成人男性の性的欲求に対する健常者としての気づきと性的な自由の獲得―

1) 虚構におけるセックスワーカーとしての役割を越境した新たな関係性—「お母さんからお金を貰って来ました」は何を意味するのか—

次に、E 氏の「知的障害者のセックスがしたいっていう性欲について、社会全体が認識

を改める必要があると思ったの」を聞いた際、なぜ、筆者は「知的障害のある成人男性の性的欲求に対するタブー視を取り除くために一石を投じたいという E 氏の思いに納得できた」のかについて探ってみたい。

E 氏は、当事者から発せられた「お母さんからお金を貰って来ました」という発言によって、それまでの知的障害のある成人男性との関係性を省察している。つまり、客として来店した知的障害のある成人男性の「お母さんからお金を貰って来ました」という発言は、セックスワーカーである E 氏にとって印象的な発言であったことを示し、また、その発言が契機となり、知的障害のある成人男性の性的欲求が E 氏にとってフォビアの対象から、社会全体が認識を改めるべき必要があるという認識に変容したのだ。

さらにE氏は「もし、『お父さんからお金を貰って来ました』って言われてたら、そんなことは考えなかったと思う」と述べていることからも、当事者の父親ではなく母親だったからこそ、セックスワーカーとしての立場のE氏に影響を与えたのだということは明確である。要するに、このE氏の発言は、知的障害のある成人男性の性的欲求とその母親との関係は、知的障害のある成人男性の性的欲求とその父親との関係とは異なることを示す。ではなぜ、知的障害のある成人男性の性的欲求とその母親との関係が、セックスワーカーであるE氏のそれまでのフォビアの対象としての認識から、社会全体が認識を改めるべき必要があるという認識に変容させたと考えられるのか。

文化人類学者である小田 (1992, pp. 59-60) は「性行為が性器の体験として局所化され、ヴァキナへのペニスの挿入のみを絶対視されるとともに、近代以降において、男性の間で挿入=達成を互いに競い合う攻撃的・能動的な性の自由競争による『業績主義』が生まれる。この『男らしさ』を賭けた業績主義的競争においては、身体そのものを刺激し合うことによる性的快楽や、女性に気に入られるかどうかよりも、性器の体験としての挿入を達成したかどうかが重視される。たとえデート・レイプのような暴力的な性交であっても、それは『業績』として男性の間で評価され、羨みの対象となる」と述べる。これは、男女間における性行為が男性にとっては、女性に対する愛情表現や身体を通した相互コミュニケーションとしての行為ではなく、女性は性的に被害的・受動的な存在であるということ、そして、性行為における人びとがもつ共通認識の前提として、男女間の性行為が主体/客体の関係で捉えられているということを示す。

しかし小田が述べる視点で男女間における性行為を加害者/被害者の関係や、主体/客体 といった二項対立の関係で捉えてしまうことは、女性は性的主体者になれないことや、男 性は性的被害者にはならないということに加え、E 氏のように自らの意思でセックスワークをしているセックスワーカーは、社会常識という人びとが設けている枠組みから外れた性的逸脱者であるとの烙印が押されてしまうことにとどまらず、社会的な制裁を受けたり、社会から排除されたりしても仕方がないと社会的排除や抑圧が肯定化されてしまうことにつながる。これまでセックスワーカーとして働いてきた女性たちと関わり、実際に彼女たちが我が国においてどのように社会から排除されてきたのか、その仕組みを研究している社会学者の青山(2014, p. 229)の「セックスワークを規定する法によって無力化され排除される以前に受ける徹底した社会的排除は、労働者としての自己定義・権利をあらかじめ剥奪された状態に彼女たちをおき、セックスワークにたずさわってからの無力化と排除をのりこえることをますます難しくしている」という指摘は、女性セックスワーカーが、我が国の男性中心主義かつ自己責任を強いる新自由主義社会の社会構造によって貶価されている現状を看過してはならないということに気づかせる鋭い指摘であり、我々はそのことについて留意しなければならない。

ただ、知的障害のある成人男性に対する他の女性従業員の間で交わされたやりとりや、E 氏の知的障害のある成人男性との性行為に対するフォビアの語りから、E 氏自身も男女間の性行為に能動的・加害的/受動的・被害的な意味を付与させ、それが内面化していたといえる。このことは、E 氏の「もし、『お父さんからお金を貰って来ました』って言われてたら、そんなことは考えなかったと思う。だって、お父さんも男だから性欲があるだろうし」の発言からも十分に窺うことができる。ではなぜ、母親では E 氏の認識に変容が生じたものの、父親では E 氏の認識に変容が生じなかったのか。換言すれば、知的障害のある成人男性の母親や父親は、当事者の親という立場であり、先に引用した小田が述べる性行為における男性と女性の加害者/被害者や、主体/客体といった二項対立の関係で単純に結びつけ、捉えることはできない。

知的障害のある成人男性の性的欲求は、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、監視の対象として正当化されるものの、性行為における男女間の枠組みや「男だから性欲がある」という枠組みの視点から捉えた場合、同じ男性である男性健常者の父親には理解されるものであるという構造が成立する。

女性学の研究者である上野は、性経験が多ければ多いほど、男には勲章、女にはスティ グマになるという『性的二重基準』道徳があると述べる(2006, p. 249)が、この『性的二重 基準』道徳は、男女間の性行為には権力関係が存在するという構図でもある。この男女間 の権力関係の構図では、当事者の父親は知的障害のある成人男性の性的欲求を補強する存在となり、当事者の性的欲求を監視しているということが女性のE氏には期待できない。つまり、知的障害のある成人男性の親であったとしても、父親という存在では、女性であるE氏は当事者の性的欲求に対して安心することができず、当事者の性的欲求に対する認識が変容しなかったのだといえる。ではなぜ、父親とは異なり、母親という存在はE氏を安心させ、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するE氏の認識を変容させたと考えられるのだろうか。

春日(2001, pp. 106-111)は、近代社会は「愛情」を家族成員の義務として規範化し、それが制度の根幹になっているということに加え、現代社会に生きる母親たち自身にも、この「愛情規範」が深く内在化され、さらに、障害のある子どもの場合であれば、子どもが能力を発揮できない部分を母親が補完していると周囲が期待するという障害児・者とその母親の母子関係の特異性を説いている。これは、障害児・者の母親を除くマジョリティとなる健常者が、問題行動と規定されたあらゆる言動を障害児・者が発露しないよう母親が監視しているはずであると期待しているということである。E氏は「そのお客さんの母親の顔が浮かんで、私たちと同じ世界を生きている人だったって気づいたの」と語っているが、これは、E氏が知的障害のある成人男性の発言から母親の姿を感じとったことによって、当事者の性的欲求が健常者の性的欲求と何ら変わりなく、同質のものであると認識が変容されたのだと考えられる。

しかし春日(2001, p. 111)は、同時に「子どもの人間らしい生活と引き替えに、社会は母親を『モノ』化、『道具化』している」とも述べる。

たしかに、正規教育場面での保護者面談や、障害福祉サービス利用にともなう手続きでは、父母がともに面談を受けたり、各種手続きをしたりする場面もあるだろうが、母親が全てを一人で担っていることも珍しくない。知的障害者の場合、成人後も自らの意思で善悪を判断することや、社会生活上でのさまざまな各種手続きをすることは困難である。成人した健常者の場合であれば、「自己責任」という言葉によって、自分と親との関係が切り離されて捉えられることがあるものの、知的障害者の場合、「自己責任」という言葉ではなく、「母親の責任」として捉えられやすいといえるのではないだろうか。つまり社会には、知的障害児・者とその母親を同一化させ、知的障害児・者が社会生活上で被る困難は、母親によって解決されるものだという期待を母親に背負わせる構造もあるのだ。この社会によって設けられた疑われることのない巧妙な仕組みは、知的障害児・者が問題行動や逸脱

行動と判断される言動をした場合、その言動をした知的障害児・者に加え、その母親にも問題行動や逸脱行動の責任を背負わせる仕組みにつながる。つまり母親は、社会的な眼差しを無視することは困難となり、上野が述べる『性的二重基準』道徳からすると、母親は知的障害のある成人した息子を女性との性的行為から引き離そうとしたとしても合理性をもつことになる。

こういった知的障害のある成人男性と母親とが同一視されるという関係性の下では、知 的障害のある成人男性との性行為は、当事者に対するフォビアに加え、当事者の母親に社 会的逸脱行動を防ぐことができなかったという責任を背負わせることにもつながるという 問題点があるのだ。

これまで述べてきた規範意識が人びとに存在しているため、E 氏は、客として訪れた知的障害のある成人男性から「お母さんからお金を貰って来ました」と言われた瞬間、その発言はインパクトのある発言ということを超越し、その発言から男女間の性行為をめぐる構造に抗ってでも知的障害のある息子の性的欲求に理解を示す母親の存在を感じとり、それまでの性行為における男女間の能動的・加害的/受動的・被害的や、上野が述べる『性的二重基準』道徳である勲章を与える/スティグマを受けるという構図の枠組みが崩れ、当事者の性的欲求に対して安心したのだと考えられる。この認識の枠組みの崩壊が、E 氏のセックスワーカーとしての仕事の認識を非日常的な空間のなかで男性の性的欲求を解消させるものではなく、知的障害のある成人男性も健常者と同様に異質性をともなわない性的な存在なのだという認識に変容させ、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するフォビアを解消させたのだといえるのではないだろうか。

しかしE氏は、客として訪れた知的障害のある成人男性の「お母さんからお金を貰って来ました」という発言によって、当事者の性的欲求に対するフォビアが解消されたということにとどまらず、社会全体が認識を改める必要があるという考えにまで至り、現在は障害のある成人男性の性的欲求と社会をつなげる一般社団法人を立ち上げている。これは、タブーと扱われ、隠蔽される知的障害のある成人男性の性的欲求を社会に向けて解放するということでもある。これは何を意味するのか、そして、知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改めるということが成立するための条件は何か、ということを考察していくことが、本章の要諦ともいえる。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改めるということが 成立するには一脱規範・越境的連帯の創造へ一

E 氏が「友人から『何の仕事をしているのかは他の人には言わない方がいいよ』って言われて、傷ついたことがあったの」と語っている場面がある。これはセックスワークをしていない友人からセックスワークをしている E 氏に向けられた発言であり、この発言は、セックスワーカーは社会規範から外れた異質な存在であるという明確な宣言であり、同時に E 氏にとって、セックスワークをしていない者から恣意的かつ一方的にマジョリティ/マイノリティの非対称的な関係が創造された瞬間でもあるといえる。これは、マイノリティにとっては、マジョリティから差別をする側/差別を受ける側という関係性が正当化される(正当化されても仕方がない)と主張されているということでもある。さらに換言して敷衍すれば、友人の発言には、マイノリティであることを周囲に知られることは差別を受けるということを示すが、それに加え、マイノリティ自身がマイノリティ性を隠蔽するか、もしくはマジョリティがマイノリティのマイノリティ性を秘匿な事案として保持することによってのみマイノリティは差別という制裁から逃れることができるということが含意されているのだ。

つまりマイノリティは、差別を回避する有効な手段として、マイノリティとしての立ち 位置を他者に知られないために、自分自身もマジョリティであると立ち居振る舞うことが 必須となる。E 氏自身「知的障害者とエッチなことをしたら、自分の価値が下がると思っ てたね」と発言しており、E 氏はセックスワークをしていないマジョリティの女性とセッ クスワークをしているマイノリティの女性における差別/被差別関係のマイノリティ側を 経験しているものの、マジョリティである健常者とマイノリティである障害者における差 別/被差別関係を同時にもち、マジョリティ側になっていたのだ。

社会学者である塩原は、マイノリティとマジョリティの立ち位置は固定化されたものではないことを以下の通り述べる。

「マイノリティ」とは、その社会でネガティヴだとされる差異(マイノリティ性)を有しているがゆえに不利な立場に置かれた人びとのことをいう。それは単に人数が多いか少ないかの問題ではないし、外見や皮膚の色など遺伝的・生物学的な特権だけでその人がマイノリティかどうか決まるわけでもない。マイノリティであるということは(そしてマジョリティであるということも)、人間の属性そのものではなく、その人間が社会のな

かでどのような立場(ポジション)に置かれているのかを表す言葉だからだ。その人がもっている無数の差異のうちのどれかが、他者(社会)によって名指しされ、本質化されることで、その人はマイノリティの立場に置かれる。したがって同じ人であっても、自分を取り巻く社会が変わればマジョリティの立場に立つことも、マイノリティの立場に立つこともある(塩原, 2012, pp. 57-58)。

塩原が述べていることは、マジョリティ/マイノリティ関係において生じる差別/被差別の構造自体も固定化されたものではなく、マジョリティである自分自身もマイノリティになり、その逆もありえるということである。そして、その関係の構造の変化は、自分自身を取り巻く環境に依拠されているということでもある。

しかし塩原が述べる「自分を取り巻く社会」とは何か。それこそが社会規範であり、塩原の言葉を用いると、「自分を取り巻く社会規範」といえる。つまり、マジョリティ/マイノリティ関係は可変的なものであるが、それは周囲の状況や他者の表面的な振る舞いによって差別構造が変動し、差別を受けなくなるというものではなく、自分を取り巻く社会規範に従うことによってのみ、換言すれば、自らが積極的に社会規範の枠組みに収まることによってのみマジョリティとしての立ち位置を維持でき、他者からの差別を回避できるということになるのだ。

通常、社会規範に依らない差別には、抗議することができる。例えば、店で買い物をしていて、前に並んでいた客と同じ商品を購入したにも関わらず、自分の場合だけ多く支払いをしなければならないと命令されれば、周囲も巻き込みながら抗議することは可能だろう。しかし社会規範に依拠された差別の場合、抗議することは同時に自らのマイノリティ性を暴露することにもつながる。だからこそ、E氏は友人の発言に抗議できず「私は他の女とは違うってことを表現するために、当時はブランド物しか身につけなかったね」の発言から明らかなように、社会規範によって自らの性的な自由が差別を受け、抑圧されていることに対する怒りを友人に対して直接的な発言ではなく、マイノリティであると気づかれない立ち居振る舞いによって社会に対して表出していたのだと考えられる。

差別構造を研究している社会学者の山田は、権力について以下の通り述べる。

通常の権力現象であれば、権力の被害にあっている当事者は、何らかの抗議の手段を もっているはずである。しかし、自明視された常識を土台とした権力は、当事者たちか ら抗議の可能性を奪い、しかも、その状況から退出することもできない、まさに「出口なし」の状況を構築するのである。これは、自然な自明性が暴力に転化する事態である。そしてこれを自明性を土台として働く「権力」現象として捉えることができる。ところが、このような「権力」現象は従来の権力現象とかなり異なったものである。たとえばそれは、ある個人の利害を他者の反対を押さえつけて強制する権力でもないし、マクロな国家権力でもない。むしろ、メンバーが絶えず協働で産出しているにもかかわらず、それが自明であるために「自然な社会構造」として転倒して構築され、その結果、メンバーに対して道徳的拘束力を及ぼすような「権力」である(山田, 1999, p. 66)。

社会規範は、安全な社会秩序を維持するという側面もあるが、被差別者にとっては、抗議する相手が存在しないというだけでなく、無条件に抑圧的拘束力を人びとに内面化させるといえる。

E氏の「お客さんが私の顔を見て、『お母さんからお金を貰って来ました』って笑顔で言ったんだよね。その瞬間、そのお客さんの母親の顔が浮かんで、私たちと同じ世界を生きている人だったって気づいたの。お客さんが健常者の人だったら、決められた時間で性行為をするお客さんと従業員の関係で済むんだけど、『お母さんからお金を貰って来ました』を聞いた瞬間、お客さんと従業員の関係で考えられなくなったんだよね。その瞬間、それまで自分がもっていた知的障害者のイメージが、気づかないうちに本人を傷つけていたのかもしれないって考えさせられたの」という発言には、マイノリティであった自分が、知的障害のある成人男性の性的欲求にはフォビアが生じても仕方がないという社会規範に従い、知的障害のある成人男性の性的な自由に対する抑圧者であるマジョリティ側になっていたことに気づいたものだといえる。これは、女性セックスワーカーだから差別をされても仕方がないという立場に置かれているE氏が、知的障害のある成人男性の性的欲求はフォビアが生じ、差別につながっても仕方がないという立場に置かれている客として訪れた知的障害のある成人男性に対し、自分自身と同じマイノリティであり、被差別者としての同一性を見出したのだと考えられる。では、E氏が「お母さんからお金を貰って来ました」と言った知的障害のある成人男性に対して、被差別者として同一視したものは何か。

荒井(2020, pp. 93-94)は「マジョリティとは誰か」について、葛藤を伴うことなく、自分のことを「大きい主語」で語れる人であり、他人からの異議申し立てを受けずに済む人のことであり、社会のなかで「自分とは何者であるか」「なぜ自分がここにいるのか」を説明

する必要がなく、何らかの社会問題が生じた際にも、切実な当事者意識をもたずにやり過ごすことができる。そして、自分自身の価値観や考え方といった「個人的な見解」を、「大きな主語」に溶かし込むことができ、そうすることで、あたかも「一般的な見解」であるかのように語ることができる。逆に「マイノリティ」とは、そうした語り方ができない(許されない)人たちのことで、自分自身に関わる「小さな主語」で語ることを求められると述べる。

荒井の言葉を用いれば、E 氏は、プライドをもちながらセックスワークをしているものの、社会規範に沿った友人の発言によって、自分自身を「大きな主語」ではなく「小さな主語」で語ることを強いられている。知的障害のある成人男性も同様に自らの性的欲求について「大きな主語」で語ることが許されず、さらに母親を通しても「小さな主語」でしか語ることが許されないのだ。

これは、E 氏自身が対峙しているマイノリティであるセックスワーカーの性的な自由に 対する抑圧的拘束力をもつ社会規範を支えている社会と、知的障害のある成人男性の性的 欲求はフォビアの対象であると正当化し、当事者の性的欲求を不可視化させている社会規 範を支える社会において、セックスワーカーや障害者といった差異を越えた被差別者とし ての共通性を見出したのだといえる。

他人と交わることは、自分を発見し、自分を確立していく道程である。それなしには、私たちは社会的・職業的アイデンティティを築いていくことはできない(鑪,2010,p.15)。しかしこれは、あくまでもマジョリティ集団が前提とされており、女性セックスワーカーや知的障害のある成人男性の性的欲求のように社会規範から外れていると判断されている側の者にとっては、マジョリティである他者と交わる際には、社会規範の枠組みに沿うことによってでしか社会的・職業的アイデンティティを築くことができないということになる。これは、社会規範から外れていると判断されているマイノリティにとっては、マジョリティとつながることは自己を喪失することでもあり、容易でないことを示す。

E氏は「だけど今は、彼らと関わっていると、誰にどう思われているのかを気にせずに自分らしくいられる。それに、社会が彼らの性欲を許さないということが当然になっていることについて、この当然を当然でないことに変えていきたいと思う。だから、法人を立ち上げたの」と語っている。このE氏の語りは、排除や差別が正当化される装置としての社会規範により、マイノリティはマイノリティとしての役割を担うことが求められ、マジョリティはその仕組みによってマジョリティでいられることを示す。E氏にとって、知的

障害のある成人男性とつながることは、自分自身が社会から求められているマイノリティとしての役割を担うことから抜け出すことであり、それによって「自分らしくいられる」 という感覚を得ることができたのだと考えられる。

だからこそE氏は、同じマイノリティ側である知的障害のある成人男性の性的欲求に対して、自分と切り離した他人事ではなく自分事として捉え、同じ性的な自由を奪われている存在として、性的な自由の獲得のために一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったと考えられる。この連帯は、社会において抑圧や排除の状態に置かれている女性セックスワーカーと知的障害のある成人男性の性的欲求という不可視化され、タブー視されているものとの連帯であり、社会規範に沿いながら他者から評価されることを目的とした強者から弱者に対する慈善活動や利潤追求を思惑とした連帯ではない。反対にE氏は「自分らしくいられる」という感覚を得るために、積極的に社会規範から外れ、マジョリティから批判されることが想定される連帯を創造したのだ。

抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組み内での連帯を「規範的枠組み内連帯」とすれば、E氏のような自己のマジョリティ性に気づき、抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組みを越境した連帯は「脱規範・越境的連帯」と定義することが可能となる。この脱規範・越境的連帯は、マジョリティが維持しているマジョリティ/マイノリティという二項対立を覆すための、社会に対する闘争宣言であり、「自分らしくいられる」という感覚を得るための連帯であるということが、脱規範・越境的連帯の成立条件であるといえる。さらに、マジョリティを中心に構築されている社会常識というものが、社会規範から外れることのない規範的枠組み内連帯の構造によって維持されているのであれば、脱規範・越境的連帯は、そういった社会常識自体を疑う契機となり、社会規範を変容させる可能性をもつ。まさに、知的障害のある成人男性の性的欲求を社会に向けて解放するということは、社会的弱者の排除が前提とされた規範的枠組み内連帯に対する闘争宣言を意味する。そして、フォビアの対象とされ、不可視化されている知的障害のある成人男性の性的欲求に対する社会全体の認識が変容するためには、健常者が自己に内在しているマジョリティ性に気づき、脱規範・越境的連帯で他者とつながっていくことが必須であるといえるのではないか。

筆者自身、知的障害者の生活に関わる仕事をしていたことがある。当然、当事者が望む 生活が実現できるよう思考をめぐらせるが、同僚はどのように思うのかということにも意 識的になってしまっていた。この同僚に対する意識とは、職員によっても当事者の生活に ついて多様な捉え方があり、その話を聞くことによって当事者が望む生活の実現可能性が 高まるというものではなく、自分の考えや物事の捉え方が知られることによって、筆者が 異質な存在として扱われることにつながり、被差別者になってしまう可能性に対する恐怖 であった。この恐怖は、あくまでも職場における規範に依拠しているものの、その規範か ら外れてはならない、外れてしまうことは被差別者になるという意識である。だからこそ、 E 氏の社会全体が認識を改める必要があるという発言から、抑圧的拘束力が内在する社会 規範から外れてでも他者と連帯しながら自由を獲得するために行動している E 氏の姿に感 銘し、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するタブー視を取り除くために一石を投じ たいという E 氏の思いに納得できたのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。男女間における性 行為には男性には勲章や加害者、女性にはスティグマや被害者になるという権力関係の構 造があり、セックスワーカーであるE氏にも、この権力関係の構造が内面化していた。ま た、E 氏の「暴力を振るわれたり、本番行為をされたりしたらどうしようっていう恐怖は あったよ」の発言から窺えるように、知的障害のある成人男性の性的欲求は、妊娠や暴力 被害といったリスクを健常者であるセックスワーカーにも想起させる。しかし当事者の「お 母さんからお金を貰って来ました」の発言により、当事者の母親の顔が想起され、E 氏は 知的障害のある成人男性の性的欲求も男性健常者の性的欲求も同質のものであるという認 識に変容した。さらにその発言により、E 氏は差別につながっても仕方がないという立場 に置かれている知的障害のある成人男性の性的欲求と、セックスワーカーである自分自身 に同じマイノリティであり、被差別者としての同一性を見出した。マイノリティ/マジョリ ティという二項対立は、マジョリティによって維持されている抑圧的拘束力を人びとに内 面化させる社会規範であるため、E氏は抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組み内での「規 範的枠組み内連帯」ではなく、自己のマジョリティ性に気づき、抑圧的拘束力を帯びた社 会規範の枠組みを越境し、「自分らしくいられる」という感覚を得ることを成立条件とした 「脱規範・越境的連帯」で同じ性的な自由を奪われている存在として、知的障害のある成 人男性を他人事ではなく自分事として捉え、性的な自由の獲得のために一般社団法人を立 ち上げ、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったといえる。だからこそ筆者は、女 性セックスワーカーであるE氏が、知的障害のある成人男性の性的欲求をフォビアの対象 として捉えることなく、社会規範に従った人びとに内面化されているタブー視を取り除く ために一石を投じたいというE氏の思いに納得できた、ということができるのではないか。

第4節 本章のまとめ―知的障害のある成人男性との性行為に対して女性健常者がもつ内 面化されたフォビアから脱規範・越境的連帯への創造についての総合考察―

本章は、エピソード記述を用いて、女性セックスワーカーであるE氏の知的障害のある 成人男性の性的欲求に対する認識や、その認識について変容した場面に焦点を当てながら、 知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビアとその解消、そして、その解消が どのように変容したのか、ということについて考察を試みた。

結果として、まず、女性セックスワーカーが男性客とセックスワークをする際、女性セックスワーカーはプライベートの自分ではなく、あくまでも男性客と協働して虚構性を創ることによって、セックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを男性客は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身が思えるからこそ、安心してセックスワークが可能になる。しかし知的障害のある成人男性は、社会規範に沿った規律性を内面化することが期待できないという前提があり、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、知的障害のある成人男性の性的欲求は、男性健常者がもつ性的欲求とは異なり、監視が機能せず、フォビアの対象として正当化される。

次に、男女間における性行為には権力関係の構造があることに加え、知的障害のある成人男性の性的欲求は監視の対象とされるため、妊娠や暴力被害といったリスクを男性健常者以上に想起させる。しかしセックスワーカーであるE氏は、当事者の「お母さんからお金を貰って来ました」の発言により、当事者の母親の顔が想起され、知的障害のある成人男性の性的欲求も男性健常者の性的欲求も同質のものであるという認識に変容し、差別につながっても仕方がないという立場に置かれている知的障害のある成人男性の性的欲求と、セックスワーカーである自分自身に同じ被差別者としての同一性を見出した。また、マイノリティ/マジョリティという二項対立は、マジョリティによって維持されている抑圧的拘束力を人びとに内面化させる社会規範であるため、自分はマイノリティであると思っていたE氏は知的障害のある成人男性の性的欲求に対する自己のマジョリティ性に気づいた。そして「自分らしくいられる」という感覚を得ることを成立条件とした「脱規範・越境的連帯」で、同じ性的な自由を奪われている存在として、知的障害のある成人男性を他人事ではなく自分事として捉え、性的な自由の獲得のために一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったと示唆された。

これまで第1章から第5章では、個別具体的な事例を取り上げ、知的障害のある成人男

性の性的欲求について検討してきた。よって第6章以降では、それらから明らかになった ことを帰納法的な視点で理論化し、知的障害のある成人男性の性的欲求についてまとめて いく。

【注】

- 1)女性と性行為をする女性セックスワーカーも存在するだろうが、本章では、男性と性行為をする女性セックスワーカーに焦点を当てている。
- 2)性行為は、相手との合意に基づくことが不可欠である。女性の告発から逃れることができるならば、性的欲求が満たされてもよいということを述べているのではない。
- 3) ここでは、家父長制という概念によって男性と女性の関係を把握している。
- 4) 成人の健常者に対して、健常者が性行動に関するエチケットを教えるといった学習会が存在することは想像し難い。一方、知的障害のある成人に対して、そういった学習会が存在することは想像できる。そういったことからここでは、健常者の認識において、性をめぐる規範性の欠如と知的障害が分かち難く結びついているということを述べている。

【引用文献】

青山薫(2014)「グローバル化とセックスワーク」『社会学評論』65(2), pp. 224-238.

荒井裕樹(2020)『障害者差別を問いなおす』, 筑摩書房

ベッカー, H. (2006[1963])『新装 アウトサイダーズ―ラベリング理論とはなにか―』第 5 刷, 村上直之訳, 新泉社

江原由美子(2001)『フェミニズムのパラドックス―定着による拡散―』第4刷, 勁草書房 ゴッフマン, E. (2020[1959])『行為と演技―日常生活における自己呈示―』第16刷, 石黒毅 訳, 誠信書房

フーコー, M. (1984[1975]) 『監獄の誕生―監視と処罰―』第8刷, 田村俶訳, 新潮社 橋本紀子, 篠原久枝, 田代美江子, 鈴木幸子, 広瀬裕子, 池谷壽夫, 艮香織, 小宮明彦, 渡部真奈 美, 茂木輝順, 森岡真梨 (2011) 「日本の中学校における性教育の現状と課題」『教育学研究 室紀要:「教育とジェンダー」研究』9, pp. 3-20.

春日キスヨ (2001)『介護問題の社会学』, 岩波書店

古賀精治, 御手洗沙織 (2015) 「特別支援学校の性教育における指導内容と児童生徒に期待する姿」 『大分大学教育福祉科学部研究紀要』 37, pp. 115-128.

鯨岡峻(2010)『エピソード記述入門―実践と質的研究のために―』第 5 刷, 東京大学出版会

ライアン, D. (2011[2007]) 『監視スタディーズ―「見ること」「見られること」の社会理論』, 田島泰彦・小笠原みどり訳, 岩波書店

三重野卓(1991)「日常性と非日常性が交差するとき」『現代社会学研究』4, pp. 81-102. 中里見博(2007)「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買―性に関する人権の再定義」『社會科學研究』58(2), pp. 39-69.

西原博史(2013)「学習指導要領の解釈における教師の裁量権と『不当な支配』―七生養護学校事件を手がかりに―」『早稲田社会科学総合研究』13(3), pp. 41-61.

小田亮 (1992) 「ポルノグラフィの誕生―近代の性器的セクシュアリティ―」『国際文化論集』6, pp. 55-72.

尾崎俊也 (2017)「男性性実践としての男性の暴力行為―メッサーシュミットの構造化された行為理論によって何が明らかにされ得るか―」『フォーラム現代社会学』16、pp. 85-97. 篠崎麻利子, 古川宇一 (1993)「発達障害児の思春期における問題行動の調査研究」『情緒障害教育研究紀要』12, pp. 27-34.

塩原良和(2012)『共に生きる一多民族・多文化社会における対話』, 弘文堂

鑪幹八郎(2010)『アイデンティティの心理学』第27刷,講談社現代新書

上野千鶴子(2006)『女という快楽【新装版】』, 勁草書房

山田富秋 (1999)「エスノメソドロジーから見た『言語問題』」『社会言語科学』2, pp. 59-69. 柳原良江 (2001)「男性中心主義と性行為における女性のセクシュアリティ」『生命倫理』 11, pp. 48-55.

矢代龍雄(2009)「性にからむ触法行為」橋本和明編『発達障害と思春期・青年期―生きにくさへの理解と支援』,明石書店,pp. 152-168.

第3部

知的障害のある成人男性の性的欲求をどう捉えるか

第6章

商品化された支援関係のもとでの知的障害者の主体性 一関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ一

第1章から第5章は、筆者が研究協力者の「語り」を通し、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識が変容した筆者自身の体験を研究としてまとめたものであり、第1章から第5章の共通点として、「連帯」をキーワードとして挙げることができる。しかしこれまでの章における「連帯」は、話し合いと納得をもって形成される合意による連帯や、明らかな差別や排除のない対等な立場の者の間で形成されるような連帯ではなく、社会的な弱者/強者との連帯である。特に第5章では、これまで知的障害のある成人男性の性的欲求に対し、否定的な意味づけをしていた女性セックスワーカーの認識が、社会全体が知的障害のある成人男性の性的欲求について認識を改める必要があるのではないか、という認識に変容している。また、それにとどまらず、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐって他者と連帯し、一般社団法人を立ち上げ、当事者や支援者とともに、障害者の性的欲求をめぐる活動をするまでに至っている。ここには、連帯の関係がエンパワメントにもなるという重要な示唆がある。第5章では、連帯を脱規範・越境的連帯と定義したが、主体性に関しても同様、連帯をキーワードとした主体性概念を新たに創出することにより、知的障害のある成人男性の性的欲求について深化して検討していく上で、重要な視点を導き出すと考える。

よって本章では、一度、性的欲求という枠組みから外れ、主体性に焦点を絞ることとし、 健常者によって実行されている支援において「連帯」をキーワードにしながら、知的障害 者の主体性をどのような概念として捉えていくのか、ということについて論究を試みる。

第1節 問題と目的

近年、障害者が必要とする配慮のあり方は、当事者各人による志向性やライフスタイルを優先させながら、自身による存在価値を見出せるような支援が重要であるといえる。支援のプロセスとして、多様な事象を相互で共有しながら、その範囲で本人を中心として友

人や家族が願うものや期待するものを、知的障害者自身の意思決定に基づき行動を起こす ことが不可欠であると考える。そして、その行動が知的障害者自身を取り巻く全てのステ ークホルダーとの連携のなかで、知的障害者に対する支援が展開されていく環境が理想的 である。

障害者を取り巻く場面において、これまでの不変的な価値観の変化を求める声は、教育の現場をはじめ、臨床心理、社会福祉、医療などで、実践・研究の領域にも波及している。これについて、中野は、障害者福祉実践での不変的価値観の変化に対して、「『指導から支援へ』という援助活動に現れる『関わり』の視点転換」と言及している(中野,1998)が、特に「関わりの視点転換」は、施設から地域への移行を掲げることにも連携しており、さらに国の政策と共振することでこれまでの有様も姿を変えていくと考えられる。

一方で、支援費制度の導入に伴う障害者の支援を求める声の拡大から、これまでの入所 型施設の需要から地域移行支援システム活用のニーズが高まりを見せており、実践現場に おいても、「関わりの場の転換」の志向性が強く表れてきている。

実際的には支援者からの着目点、手段、趣旨に関連する意味合いが強い。これは「関わりの場の転換」を推進する国の政策動向が、これまでの入所型施設を軸としたサービス供給、しかも、治療教育体系としてのサービスの位置づけ(中野,2000)といった特異的な背景を有する障害福祉サービスに対して、「関わりの視点転換」を要請していることからも理解できる。換言すれば、仮に「関わりの場の転換」が(地域生活支援の資源充実という課題を包摂する)「関わりの視点転換」を欠如させる場合、無責任な施策と非難されることは必至である。

また、例えば、自閉症者における問題行動と扱われてしまう言動に対する改善を検証する研究では、実際的に対象者が暮らす生活現場を調査対象とするだけでなく、全国の福祉施設や学校に関しても行動分析に関するアンケート調査を実施し、その成果報告が言及されている。このほかにも、知的障害児・者や発達障害児・者が明示する問題行動に対する調査報告書(村田,2014)を概観すると、知的障害者などの問題行動の多様的な原因における研究を中心に、知的障害者などの問題行動における親のストレスに対する研究(坂口ら,2007)、そして、知的障害児の交渉プロセスと問題行動に対する研究(平澤ら,1995)などが散見できる。さらに近年においては、知的障害のある児童・生徒が通う特別支援学校に着目した問題行動の実態と教員の意識調査(小笠原ら,2015)が確認できる。ただし、知的障害者との関係性から生起する意識の変容と実行状況をはじめ、知的障害者との関わりと、

支援者たち自身の主体性の形成に着目した研究は、筆者が確認する限り見つけることができない。

これらを踏まえても、これまで示唆してきた障害者に対する「関わりの視点転換」に関する論点は、例えば、ノーマライゼーションをはじめ、エンパワメント、ストレングスの視点、そして障害者の社会モデル等のセオリーから、一定の方向性は構築されてきている。しかしこれらの視点やセオリーには、障害者の主体性から述べられたものであり、支援者の主体性については十分に述べられていない。

では知的障害者の主体性は、支援者の主体性を抜きに捉えることが可能だと言えるのだろうか。だとすると、知的障害者の主体性の意味は、支援者側の操作的・恣意的な扱いにより決定されてしまう。この非対称性の克服、つまり支援者の主体性にも眼差しを向けることが、知的障害者の主体性に眼差しを向けることにおける成立条件になるのではないか。本章の目的は、知的障害者の主体性を扱う上では、支援者の主体性も扱わなければならないということ。換言すれば、それが成立するための新たな主体性概念の創出を試みるところにある。そして、誰もが意義ある存在と感じられ、今、目の前にいる個人が尊重される社会文化の構築を目指していく。

第2節 これまでの主体性概念の考察

- 2-1 考察1-知的障害者を取り巻く個の視点での主体性の概念について-
- 1) 個の存在としての視点での主体性の検討―個人主義的主体性概念の検討―

自由な意思のもと他者からの干渉を受けず、自己選択・自己決定・参加の行為(岩本,2007、 久保,2004)や、他者の干渉や保護を受けずに自分の行動を自分で選び、生活をコントロー ルする意思をもつこと(孫,2006)など、個としてのありようを示している。これらは福祉的 視点から主体性が述べられたものであるが、当然、福祉的視点以外から述べられた主体性 も存在する。

例えば、学校教育においては、子どもを「主体的に学習する」「主体的に学級活動に参加する」ように指導していき、子どもが教員の望むようになった時、これは、子どもの人格や態度が主体性のあるものにまで高まったことを意味する。このような主体的態度は三つの性格をもつものであり、第一は積極的、意欲的であり、第二は自主的であり、第三は価値追及的である(福岡教育大学附属久留米小学校,1966)。また大賀(1968, p. 22)は、我が国において、子どもの将来を目指して、教育内容の再編成を真剣に考えなければならない時

期に来ていると述べた上で、「主体性とは結局、人間の人格や態度に関係した言葉である」 としている。つまり、学校教育における主体性の意味は、子どもを我が国が理想とする自 ら考え、意識決定をし、行動できるような人間像に近づけていくことを背景に理解されて いるということができる。

そして、市民社会においても主体性という言葉は扱われている。佐伯(2000, pp. 32-33)は「『市民』とは、もっぱら、反政府的、反権力的な立場にたった、ある種の政治的自覚をもった個人、将来においてわれわれが目指すべきプラス・イメージの自画像なのである」と述べる。その視点で社会に目を向けると、近年の薬害エイズや旧優生保護の訴訟問題に取り組んでいる当事者たちは、自分の意思をもつことに加え、それを示しながら、国や権力者と戦っていると表現することができるだろう。

つまり、これまで述べてきたものは、主体及び主体性を自己決定ができる意思をもった 存在として捉えたものであり、加えて、そこから生じる責任は個人が負うことを概念とし ている。このような主体性を、「個人主義的主体性概念」と操作的に定義する。

しかし、この個の存在としての視点から位置づけられている個人主義的主体性概念には 没却されてしまっている視点があり、この視点により不利益を被ってきた人びとの存在が ある。そのような不利益を被ってきた人びとの立ち位置を示し、個人主義的主体性概念で はない、別の主体性概念の必要性を主張していくことにつなげていく。

まず、上記で述べられている個人主義的主体性概念は、そもそも自律できる人間像を精髄とし、その視点が主体性を成立させるものとしての前提で述べられているのではないだろうか。思想のレベルで主体性論がかくも熱心に議論されたのは、敗戦後の物資不足のなかで、生活すること、生きることに追われながらも、個々人一人ひとりの主体的な生き方、生の意味が問われていたからである。他律的ではない主体的な生き方の要求が思想や哲学に関心を向かわせ、主体性の議論を自熱化させたものと思われるが、そのような背景には、戦後直後の特殊な状況があった(岩佐,1990, p. 178)。戦後から続く、この個人主義的主体性概念が寄って立つ成立条件は、現代では、社会的分業にもとづく等価交換にもとづいてこそ市民同士が共感できていた過去の自由主義社会ではなく、公正なルールを無視して、資本の側に一方的に都合のよい恣意的な雇用関係をルールにしようとしている新たな自由主義である新自由主義(友寄、2006, pp. 21-22)を主とする社会構造においてであるといえる。新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって

人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である。1970 年代以降、政治および経済の実践と思想の両方において新自由主義へのはっきりとした転換がいたるところで生じた。社会福祉の多くの領域からの国家の撤退、規制緩和、民営化といった現象があまりにも一般的なものになった(ハーヴェイ,2017[2007],pp. 10-11)。当然、この影響は、社会福祉の領域にとどまるものではない。教育学の分野において、教育内容のスリム化、学校選択制度と評価制度の導入、学校の民営化および学校教育と企業・地域の連携、競争原理に基づく大学の評価制度の導入などの現象は、これまで新自由主義的な教育改革として捉えられてきた。また、こうした新自由主義の色濃い教育改革は、格差社会や不平等な教育資源配分や教育における排除と差別などの問題と関連づけられ、論じられている(張,2018,p.52)。

この新自由主義を主とする現在の社会構造を用いて主体性を述べてしまえば、知的障害者だけでなく、低所得者や外国人労働者といった社会的に弱者である者たちまでもが不利益を被ってしまうことは明らかである。換言すれば、個人主義的主体性概念においては、新自由主義ともいわれる自己責任が強いられる社会のなかで生き抜ける恵まれた環境と能力、そして金銭を稼げる労働力が不可欠とされる。また、健常者と知的障害者といった関係から生起する社会的強者と社会的弱者という以上に、社会的弱者間における差異をもより具体的ではっきりした形で提示してしまうことにもつながる。そういったことから考えても、個人主義的主体性概念は、社会的弱者である知的障害者をさらに社会的な弱者にするだけでなく、孤立させながら潜在化させることにもつなげていく。

また、この個人主義的主体性概念では、当然、知的障害のある重度・重複障害者の場合、 自らの意志で言動することが困難な彼らには主体性が存在しないということにもなってしまう。この個人主義的主体性概念の最大の問題は、主体性は個人の問題であり、個人と他者との関係性を無視しながら、個々人において自然発生的に生起するものとして捉えてしまっていることである。つまり、個人主義的主体性概念における主体性は、個人は他者との関係から紡ぎ出されるものであるという視点を排斥してしまっているのである。

社会は多様な人びとが輻輳することによって成立しているにも関わらず、個人主義的主体性概念で主体性を述べることは、知的障害者を考慮しないということ以上に、主体性そのもの自体が成立しなくなってしまう。つまり、これまで述べたことから、個人主義的主体性概念は、一般化可能性としては成立しないということになる。

本章において検討していく知的障害者を取り巻く場面においても、知的障害のある重

度・重複障害者に対して主体性のない存在として注視されることはない。当然、知的障害のある重度・重複障害者においては、主体性を考慮に入れなくてもいいと主張する者も存在しないだろう。そのように考えると、主体性を他者との関係から捉えることが、主体性自体を成立させるための必須条件となる。つまり、個人主義的主体性概念とは違った別の主体性概念で主体性を捉えなければならなくなる。

谷口(2005)は、障害者に関して、教育や訓練の対象ではなく、一人の人間としての存在 意義や権利を最大限に保障する上で、「主体性・人権保障の時代」の必要性を論じている。 このような人権思想の高揚のなかで、障害者を権利の主体者と捉える傾向が拡大しつつ あり、支援者から提供される支援を積極的に選択する者という肯定的な被支援者観の下、 これまで障害者が主体としての軸であるとした支援が強く解釈されるようになった。

権利も支援も他者との関係性のなかで生起するものであり、加えて、知的障害があるか否かという判断さえも他者が語る文脈のなかで決定される。そうだとすれば、他者との関係から主体性を考察することが不可欠となるはずである。しかし現代においても主体性は、個人主義的主体性概念で語られてしまっている現状がある。では、現代ではどのような文脈で個人主義的主体性概念が語られており、そこには、どのような課題や限界が存在するのだろうか。

2) 現代社会において個人主義的主体性概念で主体性を捉えることの課題と限界

近年、障害者を取り巻く場面において、支援を求めて訪れる人のことをクライエントと呼ぶが、消費者の意味をもつ「コンシューマ」や、利用者の意味をもつ「ユーザー」と呼称する場面が生じている。これは、以前は支援する側と支援される側との立場がはっきりとしており、支援する側は社会的奉仕者で、支援される側は社会的弱者であるという視点が、本質的に対等な人間関係のなかで支援は展開されるべきであるという視点に強くシフトしていることの表れだろう。つまり、これまで知的障害者を取り巻く環境において"客体"として扱われていたものが"主体"として尊重されるようになったと言うことができる。

知的障害者自身やその家族、そして制度が、知的障害者を客体としてみることから主体 としてみることは、制度自体が、知的障害者やその家族のためのものであることや、対等 な人間関係であることから考えてみても適切であり、決して否定することはできない。

ただ、知的障害者のみに対する一方的な主体意識が強まりすぎると、支援者の「支援す

る」という意識が「支援しなければならない」という義務意識に変わってしまう危険性を 感じる。また、支援というものの義務意識が強まれば強まるほど、制度としての知的障害 者を取り巻く環境が機能的・合理的になり効率化していくだろう。しかしその一方で、支 援者は知的障害者それぞれに関心をもって個々のニーズに応じた支援が行いにくくなり、 国の施策に対して緊張や対立がもたらされ、生活困難に遭遇している人たちに対しての働 きかけに相応しくない支援が定着しても、その支援がそのまま継続されてしまったり、恣 意的に利用されたりすることが繰り返されてしまう危険がある。

つまり本来、知的障害者を客体から主体として捉えようとしていたものが、より知的障 害者を支援者にとって放縦として扱うことができる客体として捉えてしまう危険性が生じ るということである。例えば、本来、生活支援というものは切れ目のない連続的なもので ある。換言すれば、支援は、杓子定規に展開できないものである。しかし主体性を個別的 に述べることができ、加えて現代の新自由主義にみられる自己責任の視点からすると、知 的障害者が支援者に支援を要求した際、支援者側は要求された支援は契約上の支援対象外 として断ることができるし、目の前にいる知的障害者が困っていようが、要求している支 援を断ることが正当なものとして評価されることになる。つまり、現代の新自由主義社会 において、個の存在としての視点から位置づけられる個人主義的主体性概念で主体性を捉 えることは、結果として、知的障害者の不利益につながる。さらに、個人主義的主体性概 念のような個別的に主体性を述べることは、知的障害者が自己責任を強いられ、自律を求 める現代の社会構造のなかに潜在化させることにもつなげてしまう。このようなことが起 こらないようにするためにも、知的障害者と知的障害者から見たとき他者となる支援者は、 対等な存在であると十分にいえるようにする必要がある。そのためには、やはり知的障害 者だけでなく、他者となる支援者の主体性にも着目し、支援者の主体性も知的障害者と同 様に尊重していく必要がある。

先ほど述べたことを踏まえて、人間同士の対等な関係性を考えていく上でも、やはり他者となる支援者の主体性というものに配慮をしなければならないだろう。支援を受ける知的障害者や、その家族については、主体性を尊重したり、配慮したりする必要があることが頻繁に述べられていると理解できるが、知的障害者から見たときに他者となる支援者についてはどうだろうか。当然、何度も繰り返しになるが支援者も一人の人間として、主体性が尊重されたり、配慮されたりする必要がある。

障害者を取り巻く環境において支援者の主体性が、一般的にどのように捉えられている

のかを厚生労働省のHPにある「障害者の自立と社会参加を目指して」^{注1)}から調べてみた。 このHP上の文章のトップには、

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。

との記述があり、支援者の主体性に対する扱いもわずかに読み取れる。

また一方で、障害者ケアガイドライン^{注2)}を概観すると、まず障害者福祉に関する視点では、障害者が基本的人権をもつ一人の人間として、地域において市民として普通の生活を営むことができる社会を形成することが重要であり、このことから障害者福祉に必要とされる根源的な方向性としては「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」がある、とされている。その際、障害者が自身における課題を解消することに対して、自らが主体者であることを自覚できるような支援が不可欠であり、障害者を取り巻く支援者が自信をもてるように、障害者自身の長所や強さを育成していく、エンパワメントの考え方が大切である。

特に、現代の多様な社会環境において、自身の必要性を理解し、また充足させるために、 各人に対して、豊かな社会参加を実現する権利を行使する力、つまり社会生活力を高める 視点からの支援が不可欠であることが言及されている。

しかしながら、これらの記述からは、主に障害者に対する社会環境の保護や生活水準の充実化に関して言及されており、知的障害者から見たときに他者となる支援者の主体性も同様に尊重しているものと素直には読み取りにくい。たしかに、知的障害者を尊重し、そのための支援をしていくことが支援者の責務である。ただし、支援者の主体性も尊重しなければ、知的障害があるか否かに関わらず、平等に生活する社会を実現させるインクルーシブな視点を基盤とした関係性は、現代の新自由主義社会のもとでは実現できないことに加え、支援者は世間や社会に流されやすくもなってしまうだろう。なぜならば主体性を感じずに、他の人びとと同じようにしているほうが、そして数の一つとなって群集のなかに交じっているほうがはるかに気楽で安全だからである。これは制度に対して緊張や対立の状態を避けるとなれば、考えられる一つの方法でもあるだろう。つまり支援者が主体性を感じずに、ただ世間に埋没して流されて知的障害者を取り巻く場面で知的障害者を支援し

ているとしたら、支援者は果たして自分の意志で支援をしているのか、それとも、ただ支援をさせてもらっているだけなのかわからなくなってしまう。

支援者の主体性を尊重しなければ、また、支援者自身が自分の主体性を意識できるようにしなければ、知的障害者はもちろんのこと、他の障害のある人たちの主体性を尊重することも難しい。例えば、駅のホームで身体障害のある人が乗った車イスを押している支援者を見かける。駅員に電車の乗り換えといった尋ね事の場面で、支援者が駅員と直接話をしている場面をよくみかける。本来、駅員と直接、話をするべきなのは身体障害のある本人であり、また脳性麻痺などで上手く話ができない場合であっても、支援者は障害者本人に話を聞いたうえで駅員と話さなければならない。また、視覚障害者を手引き誘導する場合でも、支援者が視覚障害者を引っ張って目的地に連れて行っている場面をよくみかける。しかしそうではなく、あくまで支援者は視覚障害者にコントロールされた形で目的地まで誘導しなければならない。これらは多少、知識が必要なことかもしれない。しかしこれら大部分は、支援者が障害者を主体としてではなく、客体として見ていることから生じていると考えられる。

支援者が自分を意識的にみることができなければ、障害者を意識的にみることなど不可能である。つまり支援者となる者が、自分自身の主体性を意識できなければ知的障害者の主体性など意識することはできないし、これは両者にとって不幸なことである。そのようなことにならないためにも、社会や制度が支援者の主体性についても考え、支援者が知的障害者に向き合い、世間に流されずに自分自身の意志で関係性を創造していくことができるように見直す必要がある。つまり、これまで述べてきたことからも明らかなように、個人主義的主体性概念で主体性を捉えていくことには限界がある。個別的ではない、他者との関係性から主体性を捉えていく視点が必須となる。

- 2-2 考察 2-知的障害者を取り巻く関係の視点での主体性の概念について-
- 1) 他者との関係から生起する主体性の検討―関係論的主体性概念の検討―

林(2011)は、主体及び主体性の概念について、もう一方の見解を整理し、述べている。 それは、一方では「主体」を社会的存在(空閑,1999)、他者との間での認識された存在(松端,1997)、関係の中の存在(笹沼,1994)、他者や周囲とのつながりにおいて自分の存在を意味付け、安定させている存在(空閑,1999)など、他者との関係で捉える視点である。同様に主体性についても、個としての人間存在からの理解ではなく、連帯性・自己と他者の間に 介するもの・他者や周囲とのつながり、さらにその関係性をも含んだ存在として、その人間存在のあり方(人間観)から見出されてくるもの(空閑,1999)、他者との関係のなかで形成するもの(松端,1997)、関係のなかで自己を捉えること(小山,1999)など、関係性の視点から語られているものがある。このような主体性を「関係論的主体性概念」と操作的に定義する。この個と他者との関係から生起する関係論的主体性概念を用いると、先に述べた知的障害のある重度・重複障害者の主体性は、主体性をもつ存在として認められる。これは、個人主義的主体性概念にはなかった他者との関係性を考慮に入れたものであり、主体性が他者との関係性から紡ぎ出されるタペストリーとして捉えられているといえる。

しかしこの関係論的主体性概念では、他者の主体性をどのように扱うのかについてまでは具体的に述べられていない。では、他者の主体性について述べることなしに「主体性は他者や周囲との関係から形成されるもの」という立場に立つことの意味するところは、一体、何を示すのか。換言すれば、他者の主体性を考慮することなしに、主体性を他者との関係から述べることは可能なのであろうか。

まず「自己は他者にとって、あくまでも他者である」という大前提に立てば、他者にとって他者である自己は主体性をもたない存在として扱われてしまう。この場合、自己は主体性のない存在となってしまうため、林らの述べていることは成立しない。先に定義した関係論的主体性概念における自己の主体性は、他者の主体性との関係性で捉えなければならないとする。つまり、この関係論的主体性概念における主体性というものは、自己と他者の主体性が合わせ鏡として捉えられることで、初めて生起するものである。これは、他者との関係から主体性を述べる上で、これまで見落とされていた他者の主体性を考慮に入れたものであるともいえる。

では、他者との関係から知的障害者を見たとき、他者となる支援者の主体性については、どのように捉えていけばいいのだろうか。そして、関係論的主体性概念とは、具体的にはどういったものなのか。次に、筆者が定義した関係論的主体性概念について検討していく。

2) 「自己」と「他者」の関係の視点から

「主体」の反対の言葉と言えば、多くの人が思い浮かべるのが「客体」であろう。しかし 主体性とは言うが、客体性とはあまり言わないし、ほとんど使うことはない。主体性の意 味は何かと聞かれた時に、自分の意志や判断で行動しようとする態度と答えたり、自主性 や自発性と答えたりする人が多いと考えられる。たしかに、日常会話や職場でよく耳にす る「君はもっと『主体性』をもつべきだ」と上司が部下に発する時に使われている主体性は、そのような意味で使われているのだろう。しかし主体性をそのように捉えることは適切なのだろうか。

『ジョニーは戦争へ行った』という作品がある^{注3)}。これは、ドルトン・トランボが 1939 年に発表した反戦小説で、また、これを原作とする映画が 1971 年に公開された。主人公の ジョニーは、徴兵によって恋人に別れを告げて第一次世界大戦へと出征する。しかし戦場 で敵の砲弾を避けようと塹壕に飛び込むが、目(視覚)、鼻(嗅覚)、口(言葉)、耳(聴覚)を 失い、また壊疽をおこした両腕、両脚も切断されてしまう。生きた肉塊と化してしまうの である。つまり現代では重度・重複障害者である。この場合、ジョニーは主体性がないこ とになるのだろうか。また、目、鼻、口、耳、両腕、両脚が失われると主体性も同時に失 ってしまうことになるのだろうか。この物語では、重度・重複障害者となったジョニーを、 意識をもたない存在として扱い、404 号と名付け、実験道具としても使い、そして僅かに 動く首を使って必死にモールス信号を送り続けているジョニーに対して、ジョニーに意識 があることを信じずに、痙攣の発作と勘違いして麻酔を投与して抑え込んでしまう医師や 看護師が登場する。だが同時に、ジョニーの胸に指で「MERRY CHRISTMAS」と書いた時に、 一文字書かれるごとに頷くジョニーをみて、ジョニーに意識があることを知り、彼の首の 動きが何かを求めるサインではないかと試行錯誤し、ついにはそれ自体が何かの信号であ ることに気付くという新しくやってきた看護師も登場する。この両者のジョニーに対する 捉え方の違いは、ジョニーには意識が存在するか否かということ以上に、またそれより先 に、ジョニーの声なき声を聴こうとする姿勢の違いであると考えられる。そしてこのこと は、ジョニーには主体性があるか否かということにつながっているのである。

また、昔の日本では祭りに見世物小屋があり、身体障害児・者が公衆の前に引き出されて見世物にされていた歴史がある。そして、現代でも自閉症の子どもが大きな声を出す場面は見かける。こういった知的障害があると判断される大人や子どもが大きな声を張り上げた時、その様子を見た人は、凶暴な狂人のうなり声だと捉える人と、何かを訴えたくてメッセージを発信しているのだろうと捉える人に分かれる。おそらく後者の場合は、前者と違って声なき声を聴こうとする姿勢があり、大きな声を張り上げた知的障害があると判断される大人や子どもに対して主体性はあると答えることが多いだろう。逆に、前者は、主体性はないと答えることが多いだろう。

こうした「声なき声を聴こうとする姿勢」は、知的障害者の主体性に接近しようとする

際に不可欠であり、見過ごしてはならないものであろう。では「声なき声を聴こうとする 姿勢」とは何であり、「声なき声を聴こうとする姿勢」はどのような状況において生じるの だろうか。

3) 知的障害者の主体性を「その人らしさ」で捉えるということ

まず、先に述べた「声なき声を聴こうとする姿勢」とは、一体、何であるのかということを考えてみる。「声なき声を聴こうとする」とは、今、目の前にいる他者が言葉として表出していない思いや、意思そして感情などを我が事として一度置き換え、可能な限り、今、目の前にいる他者に接近していくことであるといえる。そして、そういった態度が「声なき声を聴こうとする姿勢」といえる。今、目の前にいる他者は唯一無二の存在であるため、その都度、我が事として捉えていく必要が生じる。特に、知的障害者は、自分の思いや、意思そして感情などを伝えることが困難であったり、伝えることが可能だとしても、伝えることによって生じる支援者とのこれまで構築してきた関係性の亀裂を避けるため、伝えなかったりする場合もあると考えられる。

そうすると、知的障害者と支援者の間において多くの場合、権力関係が存在していることを考えると、支援者は知的障害者の「声なき声を聴こうとする姿勢」を意識的にもたなければならない。さらに加えて述べるとすれば、今、目の前にいる知的障害者を知的障害者としての枠で十把一絡げに捉えるのではなく、唯一無二の存在として捉えるべきであろう。その際、不可欠な視点が「その人らしさ」である。

英国の老年心理学者であるキットウッド(2017[1997])は、認知症ケアの理念として、「その人らしさ」を認知症の人びとの立場に立った視点を重視した「パーソンセンタードケア」から生まれたものであることを述べる。そして、中川ら(2017)は、キットウッドが述べるパーソンセンタードケアの中心概念であるパーソンフッドの定義を関係や社会的存在の文脈のなかで、他人から一人の人間に与えられる立場や地位であり、それは人を認めること、尊重、信頼を意味していると述べ、2005年に、パーソンフッドが日本語訳で「その人らしさ」と訳されたと述べる。しかし、英国と日本の文化や歴史、そして制度は大きく違っており、キットウッドが述べる「その人らしさ」の意味合いは、我が国で使われているものとは同一ではないと考える。

清水(2009)は、重度心身障害者との施設での日々の関わりから、人は「私はここにいます」と生きていこうとしており、そのことを認め合うこと、一人ひとりのその存在の価値

を腹の底から互いに認め合っていくことの重要性を述べる。清水は「その人らしさ」という言葉は使用していないものの、清水の述べていることが「その人らしさ」であるといえ、 知的障害者の主体性に眼差しを向ける際、この「その人らしさ」の意識が不可欠になると 考えられる。

つまりこれまで述べてきたことから主体性とは、今、目の前にいる他者が言葉として表出していない思いや、意思そして感情などを我が事として一度置き換え、可能な限り、今、目の前にいる他者に接近していく態度である「声なき声を聴こうとする姿勢」が不可欠となる。そして「声なき声を聴こうとする姿勢」には、人は「私はここにいます」と生きていこうとしており、そのことを認め合うこと、一人ひとりのその存在の価値に気付く際に不可欠となる「その人らしさ」の視点が必要となる。

しかし知的障害者の主体性を捉える際の「声なき声を聴こうとする姿勢」をもちながら「その人らしさ」に眼差しを向けることの必要性とは、支援者にとっては強制的な義務として負わされるものだろうか。これまで述べた知的障害者の主体性に付随する義務について、どのように定立され得るのだろうか。

2-3 考察3-主体性において発生する義務とは一

フランス人権宣言では「人は生まれながらに自由と平等の権利をもっている」ことが謳われている。全ての人は社会から抑圧や差別を受けることなく、自分の意思を主張することの権利は、我が国においても正当化されるだろう。加えて、他者の権利を我々は背負っているともいえる。それどころか、この他者の権利を認めない、自分は他者の権利を負う義務を放棄すると公言すれば、そのように公言した者は社会から否定的な眼差しを向けられることは避けられない。つまり、社会は権利に基づいて動いているといえる。しかし、権利や権利に伴う義務の発生条件を他者が権利として主張した時に初めて生起し、その際に主張された側はその権利を意識し、権利を保障する義務を背負わなければならないと捉えてしまえば、知的障害のある重度・重複障害者は権利をもっている存在ではなくなってしまう。なぜなら、自らの権利を主張すること自体が困難だからである。では、権利をどのように理解すればいいのだろうか。

最首(1998, p. 391)は「最初に権利はむずかしい、子どもの権利はもっとむずかしいといいましたが、赤ん坊や子どもは自分に権利があるなどとはいわないということに着目すると、むしろ権利の特質がずばり表れているといえそうです。権利は社会的に成立している

のです」と述べる。これは換言すれば、権利は社会という外側から与えられていることに 疑問を呈しているといえる。であれば、権利は社会という外側から与えられているもので はなく、自己の内側から必然的に、つまり今、目の前にいる他者に対して背負っていく義 務として生起するものとしての捉え直しが必要になってくる。これは、権利の主張は常に ある程度、社会的に認知された者だけに許された行為であり、それは必ずや闘争を伴う、 そしてその主張は勝者とならなければ決して承認されないものである(鈴木,2012)ことか らしても、今、目の前にいる他者に対して背負っていく義務として生起するものとして捉 えなければならい。これは、義務を Duty ではなく Obligation として理解していくという ことである。

例えば、喉が渇いたので、持っている水を飲もうとする。しかし、目の前で喉が渇いた と叫び、泣いている子どもがいれば、持っている水を渡すという義務に駆られるはずであ る。これは、最首が上記で示した著書で使用している内発的義務ということができる。

つまり主体性に付随する義務を内発的義務として捉えることが、制度や義務として守らなければならない duty としての義務の枠を越え、知的障害者は当然のこと、知的障害があるか否かに関係なく他者の主体性を尊重することにつながる。他者の主体性を尊重するということは、先に述べた自分自身の主体性が他者からも尊重されることにもつながる。換言すれば、主体性は全ての人に存在しているので、他者を常に尊重することの成立条件とは、自分自身の主体性も常に尊重されなければならないということである。そのように考えると、知的障害者と関わり続けている支援者の主体性も同様に尊重されているということになるはずである。

しかし現代社会において、支援者の主体性が、これまで述べてきた関係論的主体性概念によって成立し、尊重されてきたといえるのだろうか。さらに言えば、現代社会において、支援者の主体性を関係論的主体性概念で述べることは可能なのだろうか。現在、支援者の主体性が十分に議論の俎上に載せられることなく伏在し、捨象されてしまっていることを考えると、これまで述べてきた関係論的主体性概念で、支援者の主体性を捉えることには限界があるのではないだろうか。次に、現代社会において、関係論的主体性概念では、支援者の主体性を述べることはできないこと、そして、その限界とそのようにさせている社会構造について述べる。

2-4 考察 4—関係論的主体性概念で、支援者の主体性を捉えることの限界と、その社会構造—

そもそも、関係論的主体性概念が成立するための条件は、自分を除く多様な人びとが輻輳していること、そして、自己が他者と何かしらの関係をもっていることが前提となる。さらにいえば、自己の周囲に複数の他者が存在しているだけであり、他者の影響を受けることなく自己が他者と遊離している限りにおいては、関係論的主体性概念は成立しないといえる。そのように考えれば、自己を含む多様な人びとが、自己の能力を発揮し、互いの影響を受け、支え合いながら全体として市民社会というものは形成されているといえる。人は社会に存在しており、他者の影響を受けながら生きていることからすると、これまで述べてきた関係論的主体性概念は成立し、この視点で本章のテーマである支援者の主体性について検討していくことが可能となるはずである。

しかし先にも述べたが、支援者の主体性が十分に議論の俎上に載せられることなく伏在 し、捨象されてしまっているということは、別の言い方をすれば、関係論的主体性概念で は、支援者の主体性を十分に述べることができない何かしらの課題があるということであ る。

市民社会において、個々の主体性が蔑ろにされることなく、尊重されているか否かということを知るには、結局、個別に聞き取りなどを通して確認などをしていくことは避けられない。いや、そういった方法をもってでしか、市民社会に存在する個人がどのように感じているのかを確認する方法はないだろう。つまり関係論的主体性概念で、他者との関係性から支援者の主体性を検討していくことも、先に述べた個人主義的主体性概念に帰結されてしまうのである。

そうすると、支援者の主体性も考慮に入れた新たな主体性概念を考えていく上では、近年の社会の動向に視点を移してみることが必須となる。人びとが輻輳することで成立している社会が、支援者の主体性の本質を捉える上で重要となるだろうし、その社会の構造に触れないわけにはいかない。その際、着目すべき重要なポイントとして、筆者は社会福祉基礎構造改革であると考えている。

社会福祉基礎構造改革の問題点について、浅井(2001, p. 84)は「社会福祉基礎構造改革で一貫していわれてきたことのひとつは、これまでの措置制度では利用者とサービス提供者との権利―義務関係が不明確であるから契約制度への変更が必要であるということであった。しかし、それは契約関係締結時における対等平等関係であって、権利保障過程(福祉実

践)での内容とはいえない」と指摘する。つまり浅井が指摘していることを用いれば、社会 福祉基礎構造改革によって、知的障害者の権利保障が当事者視点からして十分なものにな っていないということに加え、浅井は実践という言葉を用いているが、知的障害者に対す る支援者の関わりについて、この改革は考慮されていないということを示している。

そして社会福祉における実践という言葉について、尾崎(1999, pp. 8-9)は「『ゆらぎ』をまったく経験することのない実践、『ゆらぎ』をすべて許さないシステムやマニュアルがあるとすれば、それらは誤りである。いかなるシステム実践も、人を対象とするかぎり、つねに『ゆらぐことのできる』余地と幅をもたなければならない。システムの問題点を発見する視点も、実践の改善を指向する発想も、『これで良いのだろうか』『どこかに問題があるのではないだろうか』という『ゆらぎ』である」と述べる。社会福祉基礎構造改革の一環で成立した支援費制度は、障害者福祉等の領域に「措置から契約へ」と市場原理を導入した初めての制度であった。

つまり社会福祉基礎構造改革による市場原理の導入によって支援者は、知的障害者との 関わりから生じる「ゆらぎ」が、契約や金銭の視点をもち、組織として稼がなければなら ないといった状況に移行されたことによって、蔑ろにされてしまっているといえるのでは ないだろうか。社会福祉基礎構造改革による競争原理と民間企業の参入によって市場化が 進んだが、その結果、支援者は知的障害者との関わりに対して、思考しながら創造してい くような関わりではなく、国や自分が属している組織から批判されないよう他の者とも同 質化し、組織として標準化した支援が求められるのである。

支援者が市場の原理に絡めとられる以前であれば、目の前にいる他者の声なき声に義務の意識を感じ、関係論的主体性概念の視点で自己の主体性を感じながら支援はできていただろう。しかし社会福祉基礎構造改革以降、支援者は自己の主体性を感じながら知的障害者と関わらないことが求められるようになった。換言すれば、自己の主体性を反故にし、国や組織が求める支援者像に近づいていくことが、社会福祉基礎構造改革によって求められたということである。

そのように考えると、関係論的主体性概念を用いて、支援者の主体性を知的障害者の主体性との合わせ鏡として捉えていくことには無理がある。つまり、支援者の主体性を検討していく上では、二者関係の視点では検討不可能といえる。

第3節 現代社会における知的障害者に関わる支援者の主体性についての検討―中間考察 として―

前節までで述べてきた支援者の主体性は、個人主義的主体性概念に加え、現代社会においては、関係論的主体性概念からも検討不可能であることを指摘した。

しかし関係論的主体性概念の場合、支援者の主体性を容認させないよう強く働いている 社会における力が、社会福祉基礎構造改革を機に導入された市場原理というものが一つの 大きな要諦だとすれば、現代社会の問題として支援者の主体性を認めていくことを標榜す ることが、知的障害者を支援している支援者の主体性を検討していく上では必須となる。

さらに支援者の多くが、知的障害者を目の前にした際、国や自分が属している組織の命令に従うことのみを考慮し、恣意的に上記で述べた「ゆらぎ」を放棄せずにはいられない、また、支援者が「ゆらぎ」を放棄すること自体に違和感をもたないようになってしまっているということを前提とすれば、支援者自身の振舞いにも着目していくことは避けられない。なぜなら主体性というものは、これまで述べてきたことからも明らかな通り、他者との関係から成立するものであり、本来、国や組織の命令によって操作的に決定されるものではないからである。したがって、関係論的主体性概念で支援者の主体性を検討していく上では、支援者自身が市場原理に絡めとられた現代社会において、知的障害者を目の前にした際の支援者自身の振舞いについても考察することが不可欠となる。

以下では、関係論的主体性概念の視点から支援者の主体性をどのように実現していくか を検討するために、一歩踏み込んだ考察を試みる。

なお、支援者の主体性を関係論的主体性概念から論じるに当たって、留意しなければならない基本事項がある。

知的障害者に関わっている支援者が労働という状況下であれば、支援者自身の生活には 金銭を稼ぐという行為は不可欠なものである。本章における支援者の主体性についての考 察は、そういった支援者の生活状況にも直結するものであるということを反故にしないこ とを前提としている。

- 第4節 関係論的主体性概念で支援者の主体性が成立するための条件の検討
- 4-1 支援者の主体性を蔑ろにする現代社会の問題として一労働疎外の視点から―
- 1) 支援から疎外される支援者の主体性

マルクス (2018[1844], pp. 91-92) は 「労働者は、自分の生産する富が大きくなればなるほ

ど、自分の生産活動の力と規模が大きくなればなるほど、自らは貧しくなる。商品をたくさん作れば作るほど、かれ自身は安価な商品になる。物の世界の価値が高まるのに比例して、人間世界の価値が低下していく。労働は商品を生産するだけではない。労働と労働者とを商品として生産する。商品生産が盛んになるにつれて、労働と労働者の商品化の度合いも大きくなる」と述べる。マルクスが述べていることを市場原理が導入された新自由主義社会の視点から支援者の主体性に置き換えて考えてみれば、本来、支援者が目の前にいる知的障害者を合わせ鏡として、支援という行為を通して生起される自らの価値ある主体性が、支援者にとって疎遠な存在として、そして支援者から独立した力として登場してくる、ということにほかならない。

これは換言すれば「主体性の対象化」といえる。本来、支援者は、知的障害者との関わりを通して自らの主体性を感じとりながら支援という行為を継続していくと同時に、その行為を通して自分自身を省察しながら、そして先に述べた言葉を使用すれば「ゆらぎ」ながら、自らの主体性を変容させていくはずである。つまり支援者の知的障害者に対する支援というものは、支援者の主体性と表裏一体であり、知的障害者との関わりから、支援者は、その関係から創り出した支援者と知的障害者との世界のうちに自分の姿を見てとれていた。たしかに一方で、第3章で取り上げたC氏の「あくまでも仕事だから」という発言からも、自分を仕事から切り離すことができるからこそ、成立する支援もあると考えられる。つまり、問題なのは、労働を通して見出すことができていた他者とのコミュニケーションから生起する自己の主体性を見出すことが困難になったことだと考える。

そしてさらに、支援に市場原理の視点が導入され、利潤追求を求められるようになったことは、支援者は主体性を喪失ないし国や組織の奴隷として従事しなければならなくなり、支援者は自らの主体性をもって創造しながら知的障害者と関わることを求められるのではなく、国にとっては国が定めた制度の枠内で知的障害者の生活を支える者として、組織にとっては金銭を組織に運んでくる労働力として、知的障害者に関わるよう応じなければならなくなったことを意味すると考えられる。その際、支援者は自分の主体性を意識的に殺さなければならない。なぜならば、支援者はあくまでも組織に属しており、組織からすると、知的障害者は契約者であり、支援者が主体性をもちながら知的障害者に関わるということではなく、無難に事故なく、契約関係が消失しないようにということを組織は支援者に求めるからである。ここに、支援者自身が、知的障害者との関係性から感じとれるはずの自らの主体性が自分に帰属することなく、支援者から離れて、逆に支援者自身を縛り、

貶める。ここに主体性の疎外が発生しているといえる。

さらに支援者と知的障害者との間に市場原理が導入されたということは、支援という行為が直接的な営利労働ということに変換されることを意味する。営利労働であれば、営利目的を不可欠とする組織は、組織が定めた規則に忠実に従うことに加え、支援ではなく、あくまでも営利労働であるということも支援者に求める。そうすると当然、知的障害者に対する支援を自分の仕事としている支援者は、自分の生活に関わってくるため、組織の規則や命令に従わなければならない。先に使用した言葉を用いれば、奴隷化しなければならない。

原田(1990, p. 20)は「労働者の活動が彼自身のものではなく、他人に属しているということの結果にほかならない」と述べる。これは、市場原理が導入された現代社会の支援者の知的障害者に対する支援についても同様ではないだろうか。つまり、原田が述べていることを用いれば、知的障害者に対する支援というものがもはや、現代社会においては支援者自身のものではなく、国や支援者が所属している組織に属しているということの結果にほかならないということである。

声なき声を聴きながら、目の前にいる知的障害者に対して obligation の義務を感じながら支援をする支援者にとって自らの主体性は、支援の出発点であり、本質的なものでもあるはずである。しかしこれまで述べてきたことからも明らかな通り、現代の市場原理主義社会では支援者の主体性を含んだ支援が重要視されること以上に、もはや組織に従う労働意識が重要視されていると考えられる。

では、このような支援から疎外された支援者の主体性、つまり主体性なき支援者の支援は、 支援者自身に対してどのような影響を与えるのだろうか。換言すれば、現代の市場原理を 導入した社会において自分の主体性が外化した支援者は、支援に対してどのような捉え方 をするようになり、支援者自身が支援そのものからどのような影響を受けるのだろうか。

2) 支援者の支援に対するやりがいからの疎外

マルクス(2018[1844], p. 97)は、労働が労働者から離れて外化することで、労働者自身にどのように作用するのかについて、「労働が労働者にとって外的なもの、かれの本質とは別のものという形を取る。となると、かれは労働のなかで自分を肯定するのではなく否定し、心地よく感じるのではなく不仕合わせ(ママ)に感じ、肉体的・精神的エネルギーをのびのびと外に開くのではなく、肉体をすりへらし、精神を荒廃させる」と述べる。マルクスが述

べていることを市場原理が導入された新自由主義社会の視点から、支援者の主体性が疎外されている現状に置き換えて考えてみれば、主体性を疎外された支援者はもはや、支援を通じて自身の本質を確認することが困難になり、支援が強制的な苦痛へと変化する。つまり、支援が支援者の本質に属していないこと、その結果、支援者は自身の支援において肯定されずかえって否定され、幸福と感じず、逆に不幸を感じ、自身の肉体的及び精神的エネルギーを発展させることは不可能となり、支援者の肉体は疲弊し、精神は退廃することになる、ということにほかならない。そして、支援者の主体性が疎外されるということは、支援者自身、自分の支援の意味が理解できず、自分らしさを失っていくことに帰結するといえる。

また、ブラウナー(1978[1964], p. 58)は「疎外された活動は、自由で自発的な活動ではなくて、強制的で必要に迫られての活動である。非疎外的な活動にあっては、報酬は活動そのもののなかにあるが、疎外された状態にあっては、報酬は主として活動以外のところにある。そのため活動そのものは、主として目的のための手段となってしまっている」と述べる。知的障害者に関わっている支援者は、実情の職種と比較して鑑みたとしても、支援という手段を用いて金銭を稼ぐということを第一の目的にはしていないだろう。そこには、やはり、支援に対するやりがいが存在し、やりがいがあるからこそ、それを通じて、自身の本質を確認しているのではないだろうか。

そのように考えると、本来、支援者にとって支援とは、創造的・人間的なものであり、 自分が生きていることを証明できる楽しいものであるはずである。しかし、これまで述べ てきたことからも明らかな通り、現代社会は、知的障害者に対する支援者の支援に市場原 理の視点を導入した結果として、支援者から支援に対するやりがいを搾取しただけでなく、 加えて、支援者の知的障害者との関わりにおいて生起するやりがいや「ゆらぎ」に対して、 やりがいや「ゆらぎ」はもつべきものではないと強制的に導いたといえる。つまり、支援 者の支援において生じる感情を現代社会は蔑ろにしているといえる。

渡邉(2019, p. 80)は「介助者・介護者が丁寧に自分たちの足元を見つめ直すこと、自分たちの気持ちを丁寧に解きほぐしていくこと、介助に伴う痛みや重苦しさを、障害当事者も交えつつ丁寧に考えていくこと、そうしたことは、障害者の地域生活の発展のための条件、共生社会の実現のための条件にもなってくると思う」と述べ、前田(2009, p. 83)は「介助者は『ノーバディ』としての健常者などではなく、現に介助の現場において、アイデンティティやポジションをもった『何者か』として『障害者の自己決定』に介入してしまってい

る。そのことに自覚的であるなら、なおのこと『介助』をノーバディとして語ることはできない」と述べる。支援者は、知的障害者との関わりにおいて、それがボランティアという形であれ、組織に所属しての仕事という形であれ、支援者は知的障害者との関係からその時その時に生じる自分の感情と向き合っていくことについて不可避である。さらに、その感情を自覚的に意識し、省察しながら、知的障害者との関係を築いていくことこそが、知的障害者との共生社会につながっていくといえる。

つまり支援者の支援における感情を反故にし、蔑ろにしている現代社会は、結果として、 知的障害者を社会から孤立させ、知的障害者を異質な存在として扱うことによってでしか、 支援というものが成立できない構造を設けてしまっているのである。

現代社会の合法的支配の性格は、「形式的に正しい手続きで定められた制定規則によって、任意の法を創造し・変更しうる」ということ、この一点に集約される。合法的支配は服従者としての「市民」によって支配団体(大統領府ないし内閣)が「選挙」されるとしるされていることから明らかなように、紛れもない民主制の政治形態をとっている。しかし、そこにおける行政幹部の構成は近代官僚制であり、そこではザッハリッヒな官職義務が貫徹している。複雑に発達した専門性と分業の原理に支配されたこの官僚制において、それぞれの職務を担当する担い手はザッハリッヒな官職義務にもとづいて「怒りの興奮もなく」「個人的動機や感情的影響の作用も受けることもなく」「恣意や計算不可能性を排除」して形式的に事務を処理してゆく(山之内, 2000, p. 77)。

しかし知的障害者に対する支援というものは、ザッハリッヒにできるものではなく、当事者の日常生活に直結していることは当然のこと、命にも関わってくるものでもある。換言すれば、支援者は支援という形であれ、知的障害者のリアルな日常に入り込んでいるのであり、知的障害者からすれば支援者は、日常の一部ともいえる。そういったことからしても、支援者の支援から、支援者の知的障害者に対する感情というものを切り離すことはできない。支援者はそこに支援そのものにやりがいを感じていたのだとすれば、もはや、現代社会の構造からすると、支援にやりがいを感じることが困難になっている。

これまで述べてきたことから、知的障害者の支援に市場原理の視点が導入されたことによって、支援者の支援はもはや、支援者自身のものではなくなったと言っても過言ではない。つまり、現代社会における支援者の支援は、支援者が自らの感情を意識的に反故にし^{注4)}、組織が定めた規則や命令に機械的に従いながら障害者に対して労働していかない限り、知的障害者と関わっていくことを成立させることは困難であり、知的障害者との関わりに

おいて、やりがいを感じることは期待できなくなっている。

ここまで、労働疎外の視点から、支援者の主体性を蔑ろにしている現代社会の問題として、支援から疎外される支援者の主体性と、支援者の支援に対するやりがいからの疎外について二つの側面から論じてきた。しかし先にも述べたように、関係論的主体性概念で支援者の主体性が成立するための条件を検討していく上で、社会の問題として考察していくだけでは不十分であり、支援者自身が現代社会において、どのように振舞っていくべきかについても考えていかなければならない。なぜならば繰り返しになるが、支援者の主体性と、支援者が行う支援は表裏一体のものであり、そのことからしても支援者は自らの主体性を他人事として扱うことができないからである。つまり支援者自身が自らの主体性をどのように確保していくのか、ということについても検討しない限り、関係論的主体性概念で支援者の主体性が成立するための条件を検討することは不可能だと考えられるからである。そのことを念頭に置き、次に、支援者自身が自らの主体性をどのように確保していくのか、ということについて論じていく。

4-2 支援者の主体性をどのように確保していくのか

1) 支援者の主体性を確保する重要性

キテイ(2011[2010], p. 57)は、自己と他者との関係性について「私たちは例外なく、誰かのケアから利益を得た者です。つまり、成人へと成長するためには言うまでもなく、ただ生き延びるために、ケアと関心を注がれるに値する者とみなされ扱われてきたのです。もし、他の者が私のケアに値するものであれば、それは、私もまた、ケアに値する者だからなのです。これは、二者の対関係で公平に負担しあうという考え方ではなく、少なくとも第三者を含む、実際には私たちの過去から続き、未来へと投影される、らせん状に無限に続く人びとの間の公正な互酬の関係性なのです」と述べる。この指摘は、自己と他者との関係性は、他者からの支援を必要としない自律した者同士の二者関係によって成立しているというのではなく、無数の第三者である他者からの支援を不可欠とした、そして無数の他者に支援を提供していくという第三者の関係性をも含んだ者同士としての関係性から捉えていく必要があるということである。

しかし現代社会は、ロールズ(2010[1971])が正義論で示している自律的・合理的で利己 的な人間による自発的な選択によって構築されているといえる。我が国においては、自己 責任を強いる新自由主義が、そして、これまでにも述べたように社会的弱者である知的障 害者の日常生活支援において市場原理が導入されたことにより、知的障害者を支援している支援者は、自分の主体性を感じることが困難になっている。当然、支援者自身が、自分の主体性を感じながら知的障害者を支援できなくなっている要因は、これまで述べてきたことからしても、支援者が自分の主体性を感じながら知的障害者を支援することを許さない社会が存在していると捉えているためである、ということは明らかである。要するに、支援者は、現代社会が支援者の主体性に対して無関心であり、尊重してくれるとは期待していないだろう。しかし支援者は現代社会に対して怨嗟し、自らの主体性を放棄するのではなく、現代社会の捉え直しをすることが、支援者自身が自らの主体性を確保していく上で重要になると考えられる。

キテイ(2015[1999], pp. 154-155) は、人の平等は個々の契約によって成立しており、障害者などの社会的弱者は例外であると主張しているロールズを批判し、「私が提示するオルタナティヴな平等の概念は、私たちはみな誰かのお母さんの子どもであるとの宣言のなかに求められる平等であるが、それがまさにつながりにもとづく平等である。このオルタナティヴな平等は、そのものを基本的なニーズとみなし、そこから、独特の一連の要求が生まれる。つながりにもとづく平等によって生み出される数々の要求は、私たちが自立した個人として有している諸権利に由来するのではなく、私たちがケアや依存の関係をかつて結んでいたり、これから結びそうな人とのつながりが、私たちに与えてくれるものに由来する」と述べる。

つまりキテイは、人は個々独立的なものでも、利己的なものでもなく、人はつながり合っており、そのつながりによって社会が成立しているということを主張しているのだ。この視点に依拠すれば、人間の基本的な条件は依存であり、社会は依存によって成立しているとの捉え直しが可能になる。

人は依存的な存在であるとしての捉え直しをするということは、換言すれば、人はそもそも脆弱な存在であるということである。そのように考えると、支援者は自身の主体性に関しても、そもそも脆弱なものであるが、もはや現代社会においては支援者の主体性は抑圧され、確保することが困難になっているということを現代社会に向けて主張していくことが求められる。さらにいえば、先に述べた通り、支援者自身の主体性が社会によって蔑ろにされているという支援者の主体性の脆弱化を社会に訴えていくこと、そしてそういった主張は、本来、依存関係でつながっている社会では可能なはずであるとの捉え直しが、支援者の主体性を確保していく上では重要であり、不可欠になると考えられる。思い切っ

た言い方をすれば、支援者の主体性が社会によって脆弱化され、それによって知的障害者 の支援がもはや思考しながらできなくなっているということを主張していかなければなら ない。

現代社会は自己責任を強いることから、自己決定に対しても決定した者に責任を強いる。 しかし支援者の主体性を主張した場合、支援者に対して、支援しないという選択肢もあっ たのだから、支援者は自分の主体性を主張すべきではない、と社会は支援者を批判しない だろう。なぜならば、知的障害者の支援は誰かがしなければならないものであり、現に支 援している支援者が支援しなくなれば、知的障害者を支える基盤が崩壊するからである。

そのように考えると、支援者の主体性を確保していく上では、知的障害者の日常生活は、 支援者の主体性に大きく関わっており、支援者の主体性を蔑ろにしていては、支援自体が 成り立たないどころか、知的障害者の日常生活までもが崩壊につながるということを社会 に主張していかなくてはならない。

主張するということには、当然、主張することの対象が既に決定しているということでもある。例えば、暑い夏にアイスクリームが食べたいと主張するということは、主張している者のなかで、アイスクリームというものは既に決定されているということである。立岩(2000, p. 23)は「決定は存在の一部である。決定することが決定しないことよりも価値が高いのではない。このことと自己決定が、その人の存在価値を尊重することの一部に、しかし重要な一部として位置づくこととはまったく矛盾しない」と述べる。つまり主張するということ、支援者の主体性を社会に向けて主張することは、社会に対して支援者の主体性は支援者の一部であり、切り離すことのできないものであると認識させる行為でもある。つまり支援者の主体性を確保していくためには、支援者が現代社会に流されたり、操作されたり、奴隷化したりしながら知的障害者を支援し続けるのではなく、社会に向けて意識的に支援者としての主体性を訴えなければならない。

キテイ(2011[2010], p. 50)は「ケア提供者が、他者のために自分自身を犠牲にするならば、もはやそこには、それぞれに他者を必要とし、正当なニーズや要求をもち、ときにニーズと要求を共有しあうような関係を結ぶ、二つの自己はもはや存在しないことになります。しかし、たとえば赤ん坊のような完全に依存的な存在は、ケアに対してお返しをすることができません。ですから、依存する者をケアする人、つまりわたしが依存労働者と名づけた人たちには、依存労働者のニーズに配慮する第三者が必要です」と述べる。このキテイが述べていることからしても、支援者は知的障害者を支援しているが、支援しているから

といって強い存在なのではなく、脆弱な存在であるということを社会に向けて積極的に訴え、社会が支援者の主体性に配慮しなければ、もはや支援者が支援者として存在できないことに加え、知的障害者の日常生活にも影響するということを主張していかなければならない。

先にも述べたが、支援が商品化されることが全てマイナスに働くとは考えない。再度、取り上げると、第3章で取り上げたC氏の「あくまでも仕事だから」という発言からも、支援が商品化されたからこそ、支援者の主体性が守られ、当事者の生活も同様に守られるという状況はある。問題なのは、知的障害者の日常生活支援において市場原理が導入されたことにより、知的障害者を支援している支援者の主体性の脆弱性をいかに補うのか、という仕組みについて検討されていないことである。

2) 支援者の主体性を支える枠組み

知的障害のある子どもと親との親子関係と、知的障害児・者と支援者との関係を考えた場合、社会は親と支援者に対して同じような眼差しを向けているのではないだろうか。例えば、知的障害のある子どもがデパートで奇声を発し始めたとする。その際、そこに出くわした人たちが、奇声を発している子どもを大人しくさせるよう要求する眼差しを親や支援者に向けている場面をよく見かける。つまりこれは、知的障害のある子どもが起こしている行動に対する責任を親や支援者に求めているといえる。

しかし周囲からのそのような眼差しを感じとった親と支援者の振舞いは異なると考えられる。親は、瞬時に周囲からの眼差しを敏感に感じとり、子どもを静かにさせようとするのではないだろうか。その場に出くわしている見ず知らずの複数の人に対して、「すみません」と頭を下げて謝罪している場面をよく見かける。これは、親が自分と子どもを同一視し、自分の責任として感じとっていることから生じていると考えられる。つまり親は、自分と我が子を切り離して捉えることは困難であり、子どものことを我が事としながら振舞っているといえる。

一方、支援者の場合、親と同様に「すみません」と周囲に頭を下げて謝罪しながら、支援している知的障害児・者を静かにさせることはしないだろう。逆にそうではなく、実際のガイドヘルパーなどの場面では、支援者が周囲の求める眼差しには応えないと堂々と振舞っている場面をよく見かける。親と違い、支援者がこういった振舞いをすることが可能となるのは、支援者は親としてではなく、あくまでも他者としての一歩引いた関係性を築

くことができるからだと考えられる。

キテイ(2015[1999], p. 84)は「依存者を託される依存労働者は、仕事上の責任を果たすために必要な権力と権威をもたねばならない。依存状態にある人を被保護者と称することで、二つのことを強調したい。すなわち、依存労働者の役割には責任が伴うこと、依存者の福祉のために誰かが依存者の最善の利益のために行動することが必要だということである」と述べるが、キテイのこの視点を支援者が親とは違って、一歩引いた関係性を築くことができるからこそ、先に述べた親とは違う振舞いができるのだろう。

キテイが述べていることを用いれば、支援者の責任ある行動とは、周囲の期待に応え、 周囲と一体化していく責任ではなく、被支援者となる知的障害者を理解し、自分は支援者 として被支援者となる知的障害者のことを理解して振舞っているのだ、ということを周囲 に示すことだといえる。これは、支援者が親になりきるのではなく、あくまでも親ではな い者として存在できる支援者の主体性が支援者にはあるからだと考えられる。そのように 考えてみても、支援者の主体性を尊重することは、知的障害者の存在自体を尊重すること でもある。

しかし支援に市場原理が導入された現代社会では、支援が商品化されてしまい、もはや支援者は知的障害者との関係性から支援者としての主体性をもてず、組織や制度が求める画一的な支援者として振舞わなければならなくなった。これは、支援者が支援者としての存立基盤を失ってしまっているということであり、支援者が被抑圧者としての存在になっているともいえる。また、キテイ(2015[1999], p. 90)は、障害者も支援者もどちらも依存関係を支配関係に変えてしまう可能性があることを述べた上で、「自他の区別をなくすと、「依存者は」自分のために働いてくれているその人が個人として存在していることを認識することさえできなくなる。これは、依存労働者が特に蒙りやすい被害である。なぜなら、依存労働者に対する被保護者の依存、およびその関係を通じて作られるつながりによって、依存労働者は、自分というものをなくしてしまうような虐待にさらされやすいからである(① 内筆者)」と述べる。これは、支援に市場原理が導入され、支援が商品化された現代においては、支援者は知的障害者からも主体性をもった存在ではなく商品化され、もはや知的障害者とも対等な関係注がを築くことは困難となっており、支援者は知的障害者ともつながりをもつことが困難であり、そして誰からも排外的に扱われている社会的弱者となっているといっても過言ではないだろう。

そうであれば、支援者の主体性を支える仕組みを設けることこそが、知的障害者に加え

て、社会的に弱者である人たちの社会的支援を考えていく上での精髄となり、ヴァルネラブルな存在を生まない社会形成にもつながっていくと考えられる。キティ(2015[1999], p. 158)は「つながりにもとづく平等は入れ子状態になった一連の互酬的な関係と義務を生み出す。それは、この入り組んだ関係と義務によって支えられる社会的協働であり、私はこれをドゥーリア^{注6)}と呼びたい」と述べ、子育てをしている母親を支える公的な支援システムの必要性を主張している。

知的障害者の社会的な問題を考えていく際、人権思想や知見、そして自主的な研究活動が不可欠であると考えられる。しかし同時に、支援者が主体性をもてるからこそ、知的障害者との関係性のなかから、目の前にいる知的障害者の人権を意識し、親とは違う立場に立ちながら、周囲の眼差しに対して戦っていくことが可能になるといえるのではないだろうか。

そこで、キテイのドゥーリアをヒントに、これまでになかった支援者の主体性の新たな概念として、「連帯的主体性概念」というものを提案したい。これは、関係論的主体性概念が支援者と知的障害者の二者関係から捉えていた概念であったのに対し、連帯的主体性概念は支援者と知的障害者以外の第三者を含んだ三者関係から捉えた概念であり、主体性に脆弱性の視点をもたせることが、関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ移行させるための成立条件にもなる。

そして、この連帯的主体性概念における第三者は、知的障害者と支援者との関係を自分には関係のない二者間の問題(関係性)として捉え、他人事として眺める傍観者の立ち位置で理解し、振舞う存在ではない。そうではなく、知的障害者と支援者との間で生じる間主観性^{注7)}の理解が第三者である自分にも浸透し、知的障害者と支援者の間主観性に入り込み、両者の「今、ここ」でのやり取りを他人事ではなく、我が事でもあるとして捉え、知的障害者と支援者との間で生じる気もち(情動)が、自分にも直接的に伝わってくるという存在であるということを示している。

鯨岡(2010, p. 122)は、母親にあやされた乳児が笑顔になることが「あやす―笑顔になる」という行動科学的な連鎖にとどまるのではなく、同時に「嬉しい―可愛い」という気もちと気もち(情動)のつながりや重なりを子どもと養育者のそれぞれに喚起し、そこに居合わせた観察者をもその気もちのつながりに巻き込むと述べた上で、加えて「養育者は『いつも、すでに』子どもに向けていた関心を子どもの『そこ』に凝縮させ、情動の舌をそこに伸ばすという『成り込み』によって、子どもの『そこ』を生きることができる」と指摘す

る。連帯的主体性概念における第三者を、知的障害者と支援者との間で生起するさまざまな喜びや悲しみといった感情や、社会からの眼差しによって捉えられた知的障害者像や支援者像によって、知的障害者や支援者が被っている状況に成り込み、我が事として捉え、分かろうとする姿勢をもった存在と捉えていることから、連帯的主体性概念は、鯨岡の視点をもち合わせた概念ということができる。

当然、連帯的主体性概念を実体化していくためには、さまざまな仕組みを作っていく必要も出てくるだろう。例えば、公共的な仕組みの一つとして考えられるのが、支援者を含む全ての人たちのつながりを重視した主体性を保障するためのオンブズマン制度である。

オンブズマン制度は、高い識見と権威を備えた第三者が、国民の行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場からその原因を究明し、是正措置を勧告することにより、迅速に問題を解決するものであり、我が国においては総務省行政評価局、行政相談委員及び苦情救済推進会議の三者が一体となってオンブズマン機能を果たしている注80。例えば、支援者を含めた全ての人たちが、自分の主体性を保障していくために、主体性が蔑ろにされていると感じた時に相談ができる窓口のような、これまでにない新たなオンブズマン制度を設けることも考えられるだろう。その際、申し立てをしている当事者を除く障害者、支援者そして識見を備えた者などで構成されたメンバーにより、申し立てをした当事者の主体性の保障について取り組んでいくことが、他者の主体性を我が事として考えることになり、加えて、主体性は第三者を含めた連帯の視点で捉えなければ主体性自体が、もはや成立しないという視点にもつながっていくと考えられる。このような公共的な視点は、第三者からの主体性が保障されているか否かの視点が含まれるものであることから、必然的に支援者と知的障害者との関係性を考える際、二者関係ではなく、三者関係として捉えることになる。また、この視点によって、支援者の主体性も保障していくことになるため、関係論的主体性概念から連帯的主体性概念への移行にもつながっていくと考えられる。

また、支援者と知的障害者の関係における問題に対し、自発的に関わるボランティアの存在も考えられる。自発的に他者と関わろうとするボランティアの存在は、現状のみならず、未来を眺めながら社会の現状や、他者とのこれまでの関係性、そして、他者に対するそれまでの認識を変容させる力があるのではないか。まさにそのようなボランティアとして、本論の第1章のボランティア団体を挙げることができる。しかし、第1章のようなボランティア団体に限らず、自発的に支援者と知的障害者の関係に関わろうとするボランティアの存在は、支援者本人や知的障害者本人の主体性が蔑ろにされている状況を発見し、

それまでの関係性を変容させるような代弁者になることにとどまらず、社会問題として主 体性が蔑ろにされていることを気づかせる存在になることが期待できると考える。

ボランティア活動やボランティアの存在の意義については、松岡が述べる以下の指摘に 重要な示唆がある。

ボランティア活動とは、一定の専門性や職業をもった人々が、他の領域における活動を自発的に支援し、そこにおける問題性に触れながら解決に協力していく様態ということができる。「世の中の問題の数だけボランティアがある」といわれるように、ボランティア社会への参加は、個我としてふるまってきた近代人が、再び有機的な人間同士のつながりを得て、社会的問題の解決に随伴するようになるということである。仮に、地球上のあらゆる人々がボランティアとして自分の活動領域を自由に拡張したら、はるかに有機的に様々な問題解決の調和がとれるのではないだろうか(松岡, 2009, p. 20)。

松岡のこの指摘からも、自発的に他者と関わろうとするボランティアの存在は、知的障害者を支援している支援者の主体性の脆弱性を補う仕組みとしても意味をもつということにとどまらず、それまでの知的障害者と支援者との関係性を他人事ではなく、社会における問題として、そして我が事として人びとが思考することに導く契機にもなると考える。

これまでのことから、商品化された支援関係を構築している現代において、知的障害者は当然のこと、支援者も含めた誰もが主体性をもっている存在であるということが認められる仕組みが求められており、先に述べたオンブズマン制度や自発的に関わるボランティアの存在を確立していくことが、社会全体が支援者と知的障害者の関係性において、知的障害者の主体性を認めるためには、支援者の主体性も認め、保障していかなければならないものとして社会が努めることにつながると考えられる。

第5節 本章のまとめ―商品化された支援関係のもとでの知的障害者の主体性についての 総合考察―

本章は、世の中で扱われている主体性が、個人主義的主体性概念と関係論的主体性概念で捉えられていると整理した。その結果、そもそも個人主義的主体性概念では主体性概念自体が成立しないこと、そして社会福祉基礎構造改革を機に知的障害者に対する支援に市場原理が導入された自己責任を強いる現代社会においても、関係論的主体性概念が概念と

して成立することが困難である現状を示した。そして、知的障害者と支援者の関係から、 主体性概念を整理し、これまでの研究において知的障害者に関わる支援者の視点から、現 代社会が支援者の主体性を蔑ろにしていることから新たな主体性概念として、連帯的主体 性概念の捉え直しの必要性と、連帯的主体性概念を実体化していくための制度としてオン ブズマン制度や自発的に他者と関わろうとするボランティアの存在の確立を提案した。

では、知的障害のある成人男性の性は、ジェンダー秩序においてどのように位置づけられるのか、そして、健常者は、ジェンダー秩序において位置付けられる知的障害のある成人男性の性的欲求と当事者の性的主体をどのよう捉えていけばいいのか。

最後の第7章では、主体性を連帯的主体性概念で捉えながら、ジェンダー秩序における 男性の性の位置づけから知的障害のある成人男性の性的欲求をどのように捉えるか、とい うことについて深慮する。

【注】

1)厚生労働省「障害者の自立と社会参加を目指して」については、

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/idea01/

で閲覧可能(閲覧日:2017.8.1)

2) 厚生労働省「障害者ケアガイドライン」については、

https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html#1

で閲覧可能(閲覧日:2019.5.30)

- 3) 原題は『Johnny Got His Gun』であり、『ジョニーは戦場へ行った』は、映画版の邦題による。
- 4) 障害者に対する対人支援は、感情労働であるにも関わらず、もはや支援の際に生起する感情を捨て去ることが組織から評価されることがあるということを指摘している。
- 5)健常者が、障害者を異なる文化をもつ存在として認めることが必要であり、まず同じ地平に立つことが両者の共生のための第一歩となるという視点で両者の対等性を述べているのであり、経済的・能力的対等性を述べているのではない。
- 6)キテイは、出産し母として赤ん坊の子育てをする女性を支援する人を指すドゥーラ (doula)という言葉からドゥーリア(doulia)と名づけて提案している。しかし、キテイ (2015[1999], p. 167)は「強制は、世話をするように強制されている被保護者とは別の誰か の利益のために行使されており、それは支配の場合も同様だ」と、ドゥーリアが自発的な

ものでなく、強制的なものである場合には道徳的根拠を与えることはできないと指摘する。 本章では、ドゥーリアをヒントに「連帯的主体性概念」の創出を試みているが、強制による否定的結びつきは連帯的主体性概念に含まないこととする。

7)間主観性について、鯨岡(2010, p. 117)は「間主観性とは、まずもって、『あなた』の主観 のある状態が『あなた』と『私』の『あいだ』を通って『私』の主観のなかに伝わってく ることであるという基本的な理解があります」と説明している。

8)オンブズマン制度とその機能については、総務省「オンブズマン機能と行政相談制度」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kokusaikouryu.htmlで閲覧可能(閲覧日:2019.9.20)

【引用文献】

浅井春夫(2001)『新自由主義と非福祉国家への道―社会福祉基礎構造改革のねらいとゆく え』第2刷,あけび書房

ブラウナー, R. (1978[1964]) 『労働における疎外と自由』第4刷, 佐藤慶幸監訳, 新泉社 福岡教育大学附属久留米小学校編(1966) 『主体性を育てる学習過程』, 明治図書 原田実(1990) 『労働の疎外と市民社会』, 雄山閣出版

ハーヴェイ, D. (2017[2007])『新自由主義―その歴史的展開と現在―』, 渡辺治監訳, 作品 社

林眞帆 (2011)「ソーシャルワークにおける『主体性』に関する一考察―主体性概念に着目して―」『別府大学紀要』52, pp. 55-65.

平澤紀子, 藤原義博 (1995)「発達遅滞児の課題場面における問題行動への機能的コミュニケーション訓練―置換条件のもつ伝達性の検討―」『特殊教育学研究』33(2), pp. 11-19.

岩本華子 (2007)「社会福祉援助におけるクライエントの『主体性』概念に関する一考察—クライエントの『主体性』はどのように捉えられてきたか」『社會問題研究』 56(1・2), pp. 95-116.

岩佐茂(1990)「主体性論争の批判的検討」『一橋大学研究年報.人文科学研究』 28, pp. 177-227.

キテイ, E. (2015[1999]) 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』第3刷, 岡野八代・牟田和恵訳, 現代書館

キテイ, E. (2011[2010])『ケアの倫理からはじめる正義論』, 岡野八代・牟田和恵訳, 現代 書館

キットウッド, T. (2017[1997]) 『認知症のパーソンセンタードケア―新しいケアの文化へ ―』, 高橋誠一訳, クリエイツかもがわ

小山隆 (1999)「ソーシャルワーク関係における『自己決定』」嶋田啓一郎監修, 秋山智久・高田真治編著『社会福祉の思想と人間観』, ミネルヴァ書房, pp. 149-165.

久保紘章(2004)『ソーシャルワーク―利用者への眼差し―』,相川書房

空閑浩人 (1999)「日本人の文化とソーシャルワーク―受け身的な対人関係における主体性の把握―」『社会福祉学』 40, pp. 113-132.

鯨岡峻(2010)『ひとがひとをわかるということ─間主観性と相互主体性─』第4刷,ミネルヴァ書房

前田拓也(2009)『介護現場の社会学』,生活書院

マルクス, K. (2018[1844]) 『経済学・哲学草稿』第 4 刷, 長谷川宏訳, 光文社古典新訳文庫 松端克文 (1997)「ソーシャルワークにおける主体性概念の検討―『強度行動障害』とされ る人たちの援助をめぐって」『ソーシャルワーク研究』22(4), pp. 268-274.

松岡広路 (2009)「福祉教育・ボランティア学習と ESD の関係性―福祉教育から『福祉教育・ボランティア学習』・ESD へ―」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』 14, pp. 8-23.

村田泰弘 (2014)「我が国における知的障害者及び発達障害者の行動問題に関わる調査研究の動向と課題―支援体制や介入方法を中心に―」『日本福祉大学社会福祉論集』 130, pp. 209-218.

中川孝子,藤田あけみ,西沢義子(2017)「『その人らしさを尊重したケア』に関する文献研究―認知症高齢者への実践に向けて」『青森中央学院大学研究紀要』27,pp. 141-151.

中野敏子(1998)「知的障害のある人たちへの援助活動―ソーシャルワーク研究動向と課題―」『発達障害研究』20, pp. 45-52.

中野敏子(2000)「知的障害者福祉とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』 25(4),pp. 315-322.

小笠原恵, 湯川英貴, 加藤慎吾, 末永統, 原田晋吾, 五十嵐一徳 (2015) 「知的障害特別支援学校における行動問題の実態と教員の意識調査」『発達障害研究』37(2), pp. 160-173.

大賀一夫(1968)『主体性の心理と教育』,明治図書出版

尾崎新(1999)『「ゆらぐ」ことのできる力―ゆらぎと社会福祉実践―』,誠信書房ロールズ,J. (2010[1971])『正義論―改訂版―』,川本隆史・福間聡・神島裕子訳,紀伊國屋書店

佐伯啓思 (2000) 『「市民」とは誰か―戦後民主主義を問いなおす―』, PHP 新書 最首悟 (1998) 『星子が居る―言葉なく語りかける重複障害の娘との 20 年―』, 世織書房 坂口美幸, 別府哲 (2007) 「就学前の自閉症児をもつ母親のストレッサーの構造」 『特殊教育 学研究』 45(3), pp. 127-136.

笹沼弘志(1994)「権力と人権―人権批判または人権の普遍性の証明の試みについて―」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂, pp. 31-44.

清水明彦(2009)「『私はここに居ます』―ちえさんの自立物語―」特定非営利活動法人 PAS ネット編『権利擁護で暮らしを支える―地域をつないだネットワーク―』, ミネルヴァ書房, pp. 15-39.

孫良(2006)「イギリスの脱施設化にみられる知的障害者の主体性形成プロセス―修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを通して―」『ソーシャルワーク研究』 32(3), pp. 221-229.

鈴木順子(2012)『シモーヌ・ヴェイユ「犠牲」の思想』,藤原書房

谷口明広(2005)『障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメントーIL 概念とエンパワメントの視点からー』,ミネルヴァ書房

立岩真也 (2000) 『弱くあることの自由へ―自己決定・介護・生死の技術―』, 青土社 友寄英隆 (2006) 『「新自由主義」とは何か』, 新日本出版社

渡邉琢(2019)『障害者の傷、介助者の痛み』,青土社

山之内靖 (2000)「ヴェーバー社会学と『感情』のモーメント」『現代思想 8 [特集]感情 労働』,青土社

張林倩(2018)「新自由主義的統治に関する批判的考察 —フーコーの統治性理論を手がかりに—」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 教育科学』65, pp. 51-63.

第7章

ジェンダー秩序における知的障害のある成人男性の性の位置づけ 一性的欲求と性的主体の関係をどのように捉えるか—

これまで、第1章から第5章では個別具体的な事例を取り上げ、知的障害のある成人男性の性的欲求について検討してきた。そして第6章では、第1章から第5章において共通している「連帯」に着目し、主体性について述べた。また、第1章から第5章の個別具体的な事例からも知的障害のある成人男性の性的欲求は、男性/女性や健常者/知的障害者における非対称性に基づきながら抑圧されていることが示唆されている。つまり、知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者と同様の意味をもつものではなく、健常者には承認されない抑圧すべきものとして捉えられているのだと考えられる。よって第7章では、ジェンダー秩序における知的障害のある成人男性の性の位置づけから、当事者の性的欲求と性的主体の関係をどのように捉えるか、ということについて検討する。

第1節 問題と目的

本章の関心はジェンダー秩序において、知的障害のある成人男性の性欲を性的欲望ではなく性的欲求と捉えることが、なぜ必要なのか、そして、知的障害のある成人男性が、性的欲求の主体になるとはどういうことなのかを問い、深慮することにある。これらは、これまで性的主体として不可視化にされた性を掘り起こすことであり、多様な性の捉え直しの再考を性的マジョリティに迫る契機につながると考えられる。

性というものは、本質的に備わっているものであると理解していいのだろうか。赤川 (1996, p. 125)は「いまや諸個人の性的唯一性は相互に共訳不能な異質性・個別性をはぎとられて、性科学によって客体化され、特殊化され、分類された性の客観的真理、性的欲望の語彙のいずれかとして名前を与えられ、翻訳される」と述べ、性というものが本質的に備わったものとして捉えられてしまっていることを指摘する。この赤川の指摘は、知的障害のある成人男性の性的欲求に内在する特殊性について検討する上で、非常に重要であると考えられる。

既に規範化された日常生活において人びとは、性が本質的なものとして捉えられてしまっていることに疑問をもたなくなってしまっているのではないか。例えば「(男性である) 私は、(女性である)彼女を愛している」と告白すれば、異性愛者であるとコード化され、 「(男性である)私は、(男性である)彼を愛している」と告白すれば、同性愛者であるとコード化される。つまり「私」という主体は、自らの語りによって他者から本質的に備わったものだとコード化され、それを自己の性的主体と認識し、そして再び他者から認識されると考えることができる。

赤川(1996, p. 126)は「私たちは日々、『自分がなにものであるか』を意識しつつ生活しているが、セクシュアリティの装置は、諸個人を性的欲望の語彙によって同一化させ、究極的には『それでしかありえない私』としてアイデンティティの中核に性的特殊性の真理を配分するのである」と述べる。すなわち赤川が述べていることを用いると、性的欲望は、自己の性的主体性と自己の性的欲望に先行する他者によるカテゴライズ化が分かち難く結びついており、他者が使用する性的欲望の語彙によって『それでしかありえない私』は恣意的に規定されてしまうことになる。これは、本質的に『それでしかありえない私』が存在するのではなく、『それでしかありえない私』と思わせる社会について指摘したものであるともいえる。では、性的欲求も性的欲望と同様に理解され、性的主体との関連においても同様の意味をもつのだろうか。

そもそも、needs としての欲求と desire としての欲望には、どのような差異があると考えることができようか。まず"欲求"についてであるが、食欲や睡眠欲、そして性欲といった三大欲求や、承認欲求という際に欲求という言葉が使用される。これらは"欲望"が欲求に代わって、三大欲望や承認欲望と使用されることはない。相良(1973)は、空腹や飢餓欲のような、身体の維持とむすびついた欲求、あるいは生物としての存続にかかわる欲求は、人間にもいろいろ指摘されるが、それらは人間特有のものではなく、人間と本質的に同じ身体組織をもつ高等な動物とも、共有のものであることを指摘する。たしかに人間であろうが犬であろうが野生動物であろうが、食欲や睡眠欲、そして性欲といったものを満たさなければ、生きていくことができず、また子孫を残すことができずに絶滅することにもつながる。相良(1973)は、こういった人間や動物に生まれながらにして備わっている欲求を基本的欲求や一次的欲求と呼ぶ。

しかし承認欲求で考えてみた場合、それは人間にのみ使用される言葉であり、犬や野生動物が承認欲求をもつという言い方はしない。つまり承認欲求で使用されるような欲求は、基本的欲求とは質を異にするものであるといえる。こういった基本的欲求とは異なる欲求の例を挙げるとすれば、「昨日は魚を食べたから、今日は肉が食べたい」「都会ではなく、いつか田舎に住みたい」といった欲求であろう。これらは、生まれつき備わった欲求では

なく、社会との関係を通して形成される欲求であるといえる。相良(1973, p. 3)は「たとえば金銭が欲しいとか、自動車が欲しいなどという欲求は、生後の生活、経験を通じて生じてくるもので、生まれながらにもっているものではない。基本的な欲求に対していえば"派生的"な欲求で、前者を一次的欲求というなら、これは"二次的欲求"といえる。また、生後の生活から学習して生ずるようになったものであるから、生来的な欲求に対していえば"習得的"な欲求である」として、人間を含めた動物全体に備わっている基本的欲求とは異なり、人間にのみ特有に存在する生後の生活、経験を通じて形成される欲求があることを指摘する。

では相良は、人間の性的欲求をどのように捉えているのか。相良(1973, p. 28)は「性欲求が渇きや空腹などの欲求と較べて趣きが異なるとされる特色のひとつは、性欲求は生まれるとすぐには発現しないで、ある程度成長して後にはじめて出現してくるものではないか、という点である」と述べる。たしかに人間は他の動物とは異なり、性的欲求も他者を含む社会との関係を通して性的欲求が生起したり、逆に自分には性的欲求が生起しないということが確認されたりするといえる。例えば、社会との関係を通して性的欲求が生起するものとしては、家族や学校といった集団を通して生起することや、日常生活に波乱するメディアから得た情報を内面化することによって生起することを挙げることができる。

つまり人間は、生まれた時から社会の一員として存在することになるため、人間がもつあらゆる欲求は、社会との関係を通して成立することになり、人間は社会との関係を絶って生きていくことは不可能であることからも、欲求は社会と分かち難く結ばれているといえる。このことは、欲求は社会によって保障され、満たされるべき対象として存在することをも同時に意味する。これは、食欲を例にして考えると灼然たる事実として理解できよう。当然、生きていくためには食欲を満たすことが必要となるが、人間の場合、生命を維持していくために必要という理由によって、他者から食物を奪ったり、盗んだり、他者の命を奪ったりすることは許されない。つまり個々人の不充足状態に置かれている欲求は、社会が定める範囲において充足できるよう社会によって保障されているといえる。換言すれば、人間がもつ欲求は、他者と共に生を紡いでいくという関係に依拠しているため、社会は個々人の欲求を適切な範囲で保障の対象としなければならないのだ。この関係性に基づけば、個々人は生起する欲求をコントロールしながら、社会が求める欲求の形、換言すれば、社会から逸脱と判断されたり、排除されたりしない範囲でのみ自己の欲求を表出できるのであり、社会は人間の欲求をコントロールし、個々人の欲求を制限しているのだと

いえる。ことさら性的な事象に関しては、卑猥や猥褻という言葉が使用される。そのため、 個々人は自らの性的欲求に関しては、周囲から逸脱と判断されたり、社会から排除された りしないように他の欲求以上に表出することを意識しながらコントロールしているのだと 考えることができる。

では一方で、欲望はどのように理解することができようか。例えば、犬や野生動物に対し「(犬や野生動物が)欲望をもっている」という言い方はしない。そういったことから、欲望も人間がもつ欲求と同様に、人間についてのみ使用される言葉であると考えることができる。しかし人間がもつ欲求は、社会における他者との関係を通して保障され、社会によってコントロールされているということについては、妥当性をもつと考えられるものの、欲望も同様に、社会における他者との関係を通して保障され、社会によってコントロールされているということについては、違和感を生じさせる。なぜならば、欲求は社会における他者との関係を通してのみ成立するものであると同時に、社会における他者との関係によってのみ充足されるものであると理解できるが、一方で、承認欲望とは言われないことから考えても、社会における他者との関係ではないところで、欲望そのもの自体が形成されていると考えられるからである。言語哲学者の丸山は欲望の性質について、欲求の性質と比較しながら次のように述べる。

生物学的・生理的欲求は、充足/不充足の原理で働く。ライオンが空腹でない時には、すぐ近くをシマウマが通っても行動をおこそうとしない。しかし人間の場合はどうであろうか。ローマ市民の嘔吐部屋の話は象徴的である。食事を常に楽しむためには、満腹になったら嘔吐部屋に行って食物を吐き出し、食卓に戻って食べ続けるという。まことに欲望は欲求と異なって永久に充足することがない。すべての欲望の根源にはコトバの産物である〈自我〉があり、このエゴの欲望は個体の生命維持活動の基にある欲求とはまったく質の異なるものなのである(丸山, 1989, pp. 20-21)。

丸山は食事を例に挙げているが、承認欲求や性的欲求も含めたあらゆる欲求は、人間が他者と共に生を紡いでいく上で生起したり、生起しなかったりするものである。そしてそれらの欲求は、社会に保障されながら満たされることによって解消される。しかし一方で、ローマ市民の嘔吐部屋の話は、永久に充足されることがないものである。そして、他者と共に生を紡いでいくことに依存することなく満たすことが可能であることから、社会的に

保障されるべき対象から排除されやすいと考えられる。丸山は、ローマ市民の嘔吐部屋の ような社会における他者との関係を通したところではなく、自らが抱く快楽を追求するた めに駆り立てられる現象を欲求ではなく欲望であると捉えているのだといえる。こういっ た現象は例えば、各地で行列騒ぎや恐喝、強奪から放火にまで至る事件を引き起こした「ド ラクエ現象」^{注1)}にも見てとれたのではないか。「ドラクエ」が私たちに教えてくれること は、〈消費する動物〉としてのヒトの特性である。そして消費は生理的欲求にもとづくので はなく文化的欲望に支配されるものであり、しかもこの欲望は他者の欲望の模倣であると 同時に他者との差異を際だたせようとする欲望である(丸山, 1990, p. 23)。 さらに、そのゲ ームソフトは「ドラクエ」という言葉としての記号が付与されたソフトでなければ、「ドラ クエ現象」に見られた行列騒ぎや恐喝、強奪から放火が起こったとは考え難い。他にも「期 間限定」や「有名シェフ監修」、そして「閉店セール」といった言葉としての記号が付与さ れることによって、人間はそれまでにはなかった活動に駆り立てられるのだと考えられる。 欲求が充足/不充足の原理によって機能しており、不充足な状態の欲求は、 充足されれば 解消、すなわち消失するといえる。しかし「ドラクエ現象」「期間限定」「有名シェフ監修」 そして「閉店セール」といった文化的に意味をもつ言葉としての記号が付与されたものは、 充足/不充足の原理によって解消することなく、充足/不充足の解消を得るための手段が目 的化していると考えられはしないか。若狭(1994)は欲望について、行為者を行為へと駆り 立てる力であり、行為主体と社会的世界の両者を不断に構成する力であるものの、欲望は、 個々の主体に帰属するものではなく、多様な諸力が社会的集合的に錯綜する連関性の場と してあるものと定義する。これは、行為へと駆り立てる力、すなわち欲望は、他者と共に 生を紡いでいくという次元から独立し、社会的集団によって生み出されているのであり、 社会集団によって共有された尽きることのない言葉としての記号を消費しようとする欲な のだ、ということを示唆しているといえよう。

ここまで述べてきたことから、needs としての欲求は、社会において他者と共に生を紡いでいくという関係において成立するものであり、その関係によって充足されたり、逆に不充足な状態に置かれたりする。そのため、社会が定める範囲において不充足な状態に置かれた欲求は、充足できるよう社会は保障しなければならない。一方、desire としての欲望は、事前に人間が規定されてしまう言葉としての記号が付与されることによって生みだされるものであると考えられる。いかに言葉によって人間が規定され、それに従属しているのかということについては、性別や障害というものを例にしてみても明らかだろう。性

別や障害は予め存在しており、それから後に言葉が付与されるというよりむしろ、誕生した命に医師が男や女と区別する言葉を付与することによって男は男として存在し、健常者と規定された枠組みから外れる存在に対しては、医師が障害という言葉を付与することによって、その人に障害者としての意味が付与される。

しかし needs としての欲求と desire としての欲望は、明確に区別されているとは言い難い。例えば、待田(2006)は needs としての欲求と desire としての欲望について、desire としての欲望は、心理学の学問的文脈では使われていないか、あるいは異なる意味で使われていることが多く、内容の解説自体も needs としての欲求においてなされていることを指摘する。この指摘から、心理学に依らず、他の学問的文脈においても混在しながら使用されていることは珍しくないと考えられる。丸野(2007, p. 19)は「アリストテレスは、エーティケー・アレテー(性格が優れていること)を考察する場を欲望(ないし欲求)において、この問題を積極的にあつかっているようにみえる」と述べ、的場(1980, p. 772(p. 118))は「欲求という概念は、マルクスの場合(これは本文の検討を通して一層明らかになるであろうが)、かくまでも生産と交通とに結びつけられた概念である。そのため欲求は歴史的に現存する諸個人の欲求として問題にされ、革命への欲求(願望)であるとか異性に対する欲求(欲望)であるとかは、まったく問題にならない」と述べており、needs としての欲求と desire としての欲望が、明確に区別されることなく述べられている。

このようなことからも、needs としての欲求と desire としての欲望が明確に区別されることなく使用されているといえるが、これは同時に、needs としての欲求が desire としての欲望に回収されてしまう可能性をも示す。そのため、本来、欲求と理解されるべき事象が、言葉としての記号が付与されることによって駆り立てられる快楽追求としての欲望として理解される危険性を孕んでいると考えられる。

ことさら性をめぐる現象は、文化的な規範や社会の価値観によって語ること自体が制限されやすい。特に、知的障害者は、自己についての性を語ること自体が健常者によって制限され、加えて健常者によって抑圧されやすい存在であることが、第1章から第5章においても明らかになっている。これは、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象が、尽きることのない行為へと駆り立てる力としての性的な欲望として既定されており、知的障害者は、理性をコントロールできない存在であることから、健常者によって不可視化すべき対象として理解されていることが原因であると考えられる。換言すれば、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象は、他者と共に生を紡いでいく上で必要であり、社会的に保障

していくべき支援の対象としての欲求ではなく、言葉としての記号が付与され、快楽を追求するために駆り立てられた活動である欲望と捉えられてしまっているのだと考えられる。

しかし、第2章の相談支援専門員であるB氏は、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象を語ることの忌避感が解消され、当事者の性を承認し、支援の対象として捉えるようになり、第3章の女性職員C氏も同僚と連帯しながら、当事者の性を保障すべき支援の対象として捉えるようになっている。さらに、第5章の女性セックスワーカーE氏は、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象に対するフォビアの解消にとどまらず、社会全体が認識を改める必要があるのではないかと思うようになり、知的障害者の性と社会とをつなぐ一般社団法人を立ち上げるまでに至っている。これらは、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象が、尽きることのない行為へと駆り立てる力としての性的な欲望、すなわち性的欲望の認識から、他者と共に生を紡いでいく上で必要であり、社会的に保障していくべき支援の対象としての性的な欲求、すなわち性的欲求としての認識に変容したからであると考えられる。

そのようなことからも、性的主体性と分かち難く結ばれている性的欲求を性的欲望から切り離し、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象を性的欲望ではなく、性的欲求として承認され、支援の対象となるよう検討していくことは必要であると考える。このことは、性的欲望というコード化によって配置された存在の主体性を捉え直したり、マジョリティによるコード化を覆したりすることにもつながると考えられる。さらに、性的欲求の内実そのものを考察し、深化させていくことは、他者だけでなく自己のアイデンティティや、それ自体を構築する文化規範そのものに迫ることにもつながるといえる。そのため、性的欲望から性的欲求を切り離し、性的欲求に他者と共に生を紡ぐという関係性の意味をもたせるよう試みることは、多様な性をもつ人びととの共同体を創造していく上での契機になるだけでなく、他者の性を抑圧する可能性をもった自己のマジョリティとしての権力性に気づかせる契機にもなりえよう。

障害者権利条約の第 23 条において、障害者の性について記載されているものの、健常者の間において、知的障害のある成人男性の性に対する眼差しが肯定的なものになったとはいえない。そして、そもそも知的障害のある成人男性の性的欲求について、これまで十分に議論の俎上に載せられてきたといえるだろうか。換言すれば、健常者の場合であれば他者にカテゴライズされ、コード化された性的欲望の意味に抵抗し、その意味づけを転覆させながら新たな意味づけをしていくことは可能だと考えられる。一方で知的障害のある成

人男性の場合、既に健常者によって「知的障害」と劣位に配置されていることからも、健 常者によって意味づけられた性的欲望のコード化の配置に抵抗する術をもつことは容易で はないと考えられる。

加えて、これまで、性教育や文献研究の視点から知的障害者の性を扱った研究は散見されるようになってきたが、性的な事象をめぐるジェンダー秩序の視点から、知的障害のある成人男性の性的欲求がどのように捉えられているのか、ということについて考察している研究も十分にあるとはいえない。これまでの女性学や男性学が、性的な事象を含意したジェンダー秩序を解体し、その枠組みからの解放によって性差を理由に十把一絡げにできない個々人の生きやすい社会を目指すのであれば、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的に保障されるべき対象として扱われるよう検討することは十分に価値があるといえる。

以上のことから、知的障害のある成人男性の性的欲求について着目していくことは、個々人の性的な事象をめぐる性的欲求が、他者との関係性のなかでどのように意味づけられているのかということ、そして、女性に対して支配者・抑圧者とされる男性であることと、被支配者・被抑圧者とされる知的障害者という交差性のある性に対して、健常者から向けられる眼差しに含意される権力性について明らかにしながら、知的障害のある成人男性が性的欲求の主体者になるための一石につながると考える。

第2節 ジェンダー秩序における性的欲望概念に対する批判的検討―性的欲望を煽動する 文化規範と性的欲望を抑える文化規範―

2-1 本質主義的なものとしての性的欲望と構築主義的なものとしての性的欲望

性的欲求と性的欲望はどのように定義されると考えられるのかということについては先に述べたが、次に性的欲求ではなく、性的欲望の視座から性の位置づけを捉えることが、 いかに問題を孕んでいるのかついて考察する。

セクシュアリティの歴史社会学者で知られる赤川は、性的欲望という言葉を別の論稿に おいて以下のように用いている。

構築主義の認識論や存在論に関してはすでに言い尽くされた感があるが、筆者は現在 もなお、構築主義を社会学の「理論と方法」として鍛えていく必要があると考えている。 そのためには2つの構築主義を分けて考えることが有用であろう。 1 つは、性差や性が生得的であり、本能であり、自然であるという本質主義的な思考に対して、それらが社会的、歴史的、文化的、言説的に構築される側面を強調する構築主義である。いうまでもなく、セックス(生物学的性差)vs ジェンダー(社会文化的性差)という二項対立もここから生じている。これを性的欲望や性的指向、性的アイデンティティにも敷衍して、それらが生物学的に決定されているのではなく、社会的に構築されるという立場を取るならば、「セクシュアリティの社会構築主義に行き着くであろう(赤川, 2017, pp. 5-6)。

つまり赤川は、性的欲望が本質主義的なものと理解されたり、構築主義的なものと理解 されたりしていることを指摘しているが、例えば、中野(2013)はフロイトのいう欲動 (Trieb)は、外部からやってくる興奮によってつくりだされる刺激とは異なり、休むことな く流れている体内的刺激源の心的な代表であり、性欲動注?)は、一定数の部分欲動に分解さ れ、その大部分は特定の性感帯に結びつけられ、一部はその目標によって定義されるとし ている。これは、性的欲望は本能として備わっているものであり、他者との関係から生起 するものではなく、自己の内側から生起するものであることを示し、赤川が指摘する本質 主義的なものとしての性的欲望に該当する。同様に、心理学者の下坂(2018, p. 68)は「男性 は快楽を求めてのセックス(性行為)、女性は生殖という現実を踏まえつつ、相手とのふれ あいを求めてのセックス(性行為)という一貫した違いがみてとれる。また、男女関係でみ たとき、明らかな性欲の強さのアンバランスは1つの特徴であるといえる。女性に比べ男 性の性的欲求(Sexual Desire)の強さは生涯に渡って続くようである」と述べ、下坂が述べ る性的欲求も男性の場合であれば、本質主義的なものとしての性的欲望として捉えること ができる。これらは共通して、男性の性的欲望は、性的快楽や性的欲求不満の解消を含意 する性行為に直結しているといえる。本質主義的なものとしての性的欲望が男女間におけ る非対称性に基づいて捉えられていることからも、男性の本質主義的なものとしての性的 欲望には、加害性をともなうと理解することには妥当性をもつ。例えば、子どもが親に見 つからないよう隙をみて自慰行為をすることや、一般的に男性が性について語ったり、聞 いたりすることが忌避されるのは、性的欲望が本質主義的なものとしての性的欲望として 理解されていることに加え、女性を男性の性欲を受け入れる性として配置する暴力性が含 意されているからだと考えられる。

一方で赤川は、本質主義的なものとしての性的欲望には収斂されない性的欲望として構

築主義的なものとしての性的欲望を挙げる。これは、本質主義的なものとしての性的欲望が生得的であり、本能的なものである一方、構築主義的なものとしての性的欲望は社会的、歴史的、文化的、言説的な影響を受けたところで意味づけられた後に、個々人に割り当てられる文化的なものであると理解できよう。例えば、そのような文化的な影響を受けた性的欲望としては、ポルノを挙げることができる。なぜならポルノは、男性の性的興奮を喚起させるために女性を性の対象として利用したものであることから、ポルノを代表とする構築主義的なものとしての性的欲望は、本質主義的なものとしての性的欲望とは異なり、文化的なものとしての影響を受けた文脈の後に構築されており、男性の女性に対する性的興奮を煽動するものだと考えられる。換言すれば、性的欲望が文化としての規範を創るのではなく、文化としての規範によって性的欲望が創られるといえる。

たしかに赤川は、性的欲望が本質主義的なものと理解されたり、構築主義的なものと理解されたりしている状態を指摘しているものの、それによって男性の性的欲望が本質主義的なものであれ、構築主義的なものであれ、女性を被支配者・被抑圧者に配置しながら男性が眼差すものであるという認識枠組を崩すことはできないのではないか。ことさら交差性のある知的障害のある成人男性に着目し、その性の位置づけをイシューにすると、知的障害のある成人男性の性そのものが不可視化される危険があると考える。つまり性的欲望概念では、閑却し得ない問題が存在するのだ。そのことについて検討していく上で、まずは、男性の女性に対する権力性と男性性について触れることは不可欠である。なぜなら男性の性は、本質的なものであれ、構築的なものであれ「女性の性」との非対称性の関係に基づくことによって成立しているといえるからだ。そこで次に、女性を抑圧する男性権力に抗うフェミニズムと、そこから誕生した男性学について触れる。

2-2 男性権力に対するフェミニズムの抵抗と男性学

戦後の第二波フェミニズムの出現とその運動の発展は、国際社会に女性の人権を認識させていく契機となった。そして、そのエネルギー源となったのは、世界各地の草の根の女性たちが、自らの身の周りで取り組んできたそれぞれの地道な活動の積み重なりであった。そして、草の根の女性たちは、地域的、文化的、社会的な差異や経済格差、そして宗教的な違いと格闘しながら、女性の人権のために横断的につながり合って、共に取り組んできた(百瀬, 2017, p. 115)。

これは、第二波フェミニズム誕生までは、女性は社会の構造によって生成される巧妙な

仕掛けにより、男性から抑圧や支配を被り、人権を剥奪されていたことを示す。しかし第二波フェミニズム誕生により、男性による抑圧や支配を被っていた女性たちが、男性とは対照的な自己を相対化しながら、性差に基づく差別や搾取は正当化できるものではないということを理論立てながら主張し、男性によって奪われてきたさまざまな権利や人権を取り戻していったといえる。もちろん、それより以前の第一波フェミニズムが、女性の政治的権利の要求を求めたものであり、表面化している男女間の権力関係に一石を投じたが、第二波フェミニズムは、不可視化された女性の人権を抑圧する社会そのものを人びとに思考させたといえるだろう。

それにも関わらず、ここ数年においても、女性であることを理由にした差別や抑圧に抵抗するフェミニズムに反対する立場は存在する。その代表的なものとして、ジェンダー・フリーを挙げることができよう。中西(2016)は「『ジェンダー・フリー』という言葉が日本において使われるようになったのは1995年のことで、東京女性財団が『ジェンダー・フリーな教育のために』『あなたのクラスはジェンダー・フリー?』を発行したことにはじまります」(中西,2016, p. 107)と、正規教育場面においても固定化されている性役割からの解放をめざした運動が存在していたものの、「2002年から03年は学校で行われる性教育に対するバッシングが非常に高まった時期でしたが、こうした時代の流れのなかでジェンダー・フリー教育は、『男らしさ/女らしさを否定する』『行きすぎた教育』『フリー・セックスを信仰するもの』といった言説がバッシング派によって作りあげられていったのです」(中西,2016, p. 108)と述べ、フェミニズムが性差に基づかない抑圧や差別からの解放を目指しているにも関わらず、大人だけでなく、子どもにとっても危険な思想や運動なのだと理解されてしまっている現状を指摘している。

「ジェンダー」とは、我々を「男/女」の二項に強制的に割り振ろうとする知の力だとすれば、そこには、「セクシュアリティのジェンダー化 genderization of sexuality」あるいは「ジェンダー化されたセクシュアリティ genderde sexuality」という問題状況が見えてくる(植村,2014, p. 145)。未だに男性の女性に対するレイプ神話や、男性は不貞であっても女性は貞節でなければならないという認識が存在しているが、そのことが示すのは、男性/女性の間の権力関係の存在である。ジェンダーと性的な事象は分かち難く結ばれているといえる。つまりジェンダーによって生じる抑圧や差別からの解放を目指すには、性的な事象を扱うこと抜きには不可能だと考えられる。

こうしたフェミニズムの展開のなか、女性が被っている抑圧や差別に着目し、性差に関

わらず、誰もが生きやすい社会をめざす学問領域が女性学だとすれば、女性学に反応して 誕生した学問が男性学であるといえる。

男性学研究者で知られる伊藤は、男性学について次のように説明する。

もちろん、〈男性学〉は「女性学」の発達に対応して生まれたものだ。「女性学」とは、 女性たちが自分たちの能力を発揮し、自己実現を通してより豊かな生を送ることができ る社会を創り出すことを目的として、女性自身の手で生みだされたものである。

〈男性学〉とは、それにならえば、充実した人生を送っているとはとても言えない、先に述べたようなさまざまな「問題」をかかえている現代社会の"悩める男たち"が、より豊かな人生を送るために生みだされた、「男性の生き方を探るための研究」ということができるだろう(伊藤, 1999, p. 2)。

伊藤の説明に従えば、男性学は女性学に対立するものではなく、男性という存在を同定化することの問題性を指摘しながら男性の複数性や脆弱性に着目し、男性であることによって社会から向けられる否定的な眼差しについて研究する学問であるといえる。そのことからも、女性学も男性学もジェンダーという枠組みの解体を目指しているという点においては共通していると考えてよいだろう。

しかし女性学や男性学において、知的障害のある成人男性の性をどのように捉えているのか、といったことや、そこに差別構造があるとすれば、その構造の解体を目指しているという視点をもった研究が十分にあるとはいえない。ジェンダー秩序に基づいた知的障害のある成人男性の性についてさらに深化させていくため、次に「男らしさ」というものに焦点を当てる。

2-3 親密な空間領域における男性の性的欲望―「男らしさ」の内実と男性の性的主体性の関連―

性をめぐる男性/女性における抑圧者・支配者/被抑圧者・被支配者を前に、抑圧者・支配者側であると捉えられている男性という存在には、どのような認識において、人びとの間で共有されている男性特有の意味が付与され、男性としての役割を担っていると考えることができるのか。換言すれば、性をめぐっては、何が男性を生物学的な sex としての男性ではなく、社会的・文化的につくられる gender としての男性として成立させているのか、

ということである。

当然、男性という存在を構成する要素は無数にあり、ジェンダーの視点から男性がどの ように捉えられ、女性との非対称的な関係性で成立しているのかということについては、 個々人の意識や認識に依るところが大きい。しかしこれは一方で、意識や認識というもの は、自らの生を通してのみ具現化されるものであるという前提に立てば、女性と非対称的 な存在として捉えられている男性には、女性にはない特有の意味が付与されているのだと 理解することには妥当性があるといってもよい。こうした点に着目した際、ジェンダーに 基づく男性という存在を検討していく上で、「男らしさ」というものがキーワードになろう。 伊藤(1993)は「男らしさ」は状況に応じてさまざまな形で使い分けられているというこ とを前提にしながら、そこには力・権力・所有という3つの共通する要素が存在している とし、さらに、これらを優越志向・権力志向・所有志向の3つの志向性、3つの欲求とい う観点から再構成している^{注3)}。もっとも男性自身が、人びとの間において内面化され、規 範化されている 「男らしさ」の枠組みから外れていると周囲から判断されてしまうことは、 「男らしくない」という言葉が与えられるということにとどまらず、周囲から否定的な眼 差しを受けると考えられる。例えば、ショッピングモールから火災が発生した場合、男性 が女性や子どもより先に逃げ出せば、男性は「男らしくない」と批判されるだろうが、一 方で、死を顧みずに女性や子どもを先に避難させれば「男らしい」と評価されることは容 易に想像できる。その他、こういった公的な空間領域における「男らしさ」は枚挙に遑が ないものの、伊藤が示す優越志向・権力志向・所有志向によって、「男らしさ」=「男性は 強い存在」=「男性は女性・子どもを守るべき存在」としてのステレオタイプが形成されて いるといえるだろう。では一方で、性、とりわけ性的欲望をめぐる親密な空間領域におけ る「男らしさ」の場合であれば、そこにはどのような意味をもち合わせていると考えられ るのか。つまり、公的な空間領域における「男らしさ」は構築主義的なものであると理解 できるが、対照的に性的欲望をめぐる親密な空間領域における「男らしさ」は、本質主義 的なものと考えられるのか、ということである。

ギデンズ(2019[1992], p. 196)は「多くの男性は、親密な関係性という状況のもとで、他の人たちを対等な存在として愛していくことはできないが、権力の面で自分たちよりも下にいる人びと(女性、子ども)や、あるいは、はっきりとは表示できない親しい結びつきを共有しあう人たち(仕事仲間、社交クラブの成員)にたいしては、愛情や気遣いを示していくことが十分可能なのである」と述べる。このギデンズの指摘は、男性は女性を対等なパ

ートナーとして捉えることが困難であり、愛情や気遣いを与えるということを名目にしながら女性を劣位に配置し、男性/女性における関係性を抑圧者・支配者/被抑圧者・被支配者として再生産しているのだと換言することができる。これは、親密な空間領域における男女間の性的な関係性に置き換えた場合、男性が女性を性的に眼差していると認識されることが、文化的に構築された「男らしさ」の成立条件となり、同時に、そこには対等ではない権力関係が生起していると認識できなければならなくなる。このことは、対等ではない権力関係が生起していると認識させる社会が存在することを示唆する。

例えば、男女間における性的行為に焦点を当ててみると分かりやすい。男女間の性的行為においては、男性がリードしながら、女性に愛情や気遣いを感じさせながら射精することは「男らしい」とされることはあっても、「男らしくない」と烙印を押されることはないだろう。一方、女性にリードされたり、女性に愛情や気遣いを感じさせられないまま射精したりすることは「男らしさ」の枠組みから外れているとされるのではないか。さらにいえば、性的行為において、男性が女性をリードしていても、女性を妊娠させる能力がないと判断されることも「男らしさ」の枠組みから外れることになる^{注4)}。

男性学を専門としている社会学者の田中(2016, p. 154)は「女性を妊娠させる『生殖能力』は、女性に『産む性』の役割を担わせる根拠となっている。男性不妊はこの『生殖能力』喪失を意味するために、男性性のより根本的な位相での問題を引き起こすことになる。『異性愛』男性として位置づけが不確かなものになった男性不妊の当事者は、ジェンダー・アイデンティティの危機を経験するのである。このように、男性不妊の問題を分析していけば、女性を妊娠させる能力が『異性愛』男性の男性性の基盤を構成しているという事態が明らかになってくる」と述べる。

親密な空間領域における男女間の性的な関係性も、やはり先に引用した伊藤の優越志向・権力志向・所有志向の観点から理解できよう。つまり男性は、親密な空間領域での性的行為においても、女性に対して性的に優越し、権力をもってリードしながら女性を性的に扱うということが、「男らしさ」の枠組みに収まるということになる。つまり、男女間での性的行為において、男性が「男らしさ」を維持し、機能させることが可能なのは、生まれつき備わった本質的なものによって決定されるのではなく、文化的に構築された文脈に従うことによってのみ可能なのだと考えられる。これは、男性の性的主体性が「男らしさ」といった文化的に構築されたものによって支えられているのだといえる。

それにとどまらず「男らしさ」は対女性を越え、ジェンダー全体に影響を与える。

Connell (2001, p. 17) は「覇権的男性性は、他の男性性との関係だけでなく、全体としてのジェンダー秩序との関係においても覇権的である。それは、男性が女性に対して集合的に持つ特権の表現なのだ。男らしさのヒエラルキーは、男性のさまざまなグループによって保持されている特権の不平等なシェアの表現である」と、「男らしさ」は男性に存在する階層性をともなう特権であるものの、その特権は女性という存在によって維持され、女性という存在に対して権力をもつものであることを説明している。

「男らしさ」「女らしさ」等という時の「らしさ」は、社会的な概念である。社会の価値観であり、それが内面化されてその社会、その時代の人々の行動の規範となる。それに反した行動を取った場合、社会的な批判を受ける(藤崎, 2017, p. 132)。つまり、男性が女性に向ける性的欲望が「男らしさ」として成立し、周囲から批判されないためには、性的に、そして文化的に規範化され、創られた「男らしさ」の記号に従うことになる。したがって、性的欲望における「男らしさ」も覇権的なものであり、優越志向・権力志向・所有志向を内在しているといえよう。

以上、性的欲望をめぐる親密な空間領域における「男らしさ」も、本質主義的なものではなく、構築主義的なものであり、「男らしさ」=「男性は女性に対して権力をもつ存在」=「男性は女性を性的に扱う存在」という構造が存在し、男性の性的主体性も同様に、本質主義的なものではなく、構築主義的なものであるといえるのではないか。では具体的に、男性が優越志向・権力志向・所有志向を介在させながら女性を性的に眼差していると認識される事象はどのようなものがあるのか。

2-4 性的欲望を煽る文化と性的欲望に内在する暴力性—女性を眼差す男性性と眼差される男性性—

先に述べたように、男性が女性を性的に眼差す代表的なものとしては、ポルノグラフィを挙げることができる。米国の 18 歳から 29 歳の男子大学生 487 人を調査した Sun (2016) らは、男性はポルノを見れば見るほど、パートナーにポルノグラフィックな性行為を要求し、性的興奮を維持するために性行為中にもポルノの映像を意図的に想起することや、性行為のパフォーマンスと身体イメージに不安をもつこと、そしてポルノグラフィの使用率が高ければ、パートナーとの親密な性的態度に否定的な関係をもつことを発見した。また、ジェンダー法学の視座から性暴力を研究している中里見(2008, p. 18)は、ポルノグラフィを「性的に露骨で、かつ女性を従属的・差別的・見世物的に描き、現に女性に被害を与えて

いる表現物」と定義し、ポルノグラフィには男女間の権力構造が存在することを主張する は 50 。

ポルノが男性の性的興奮を促すことを目的に作成されていることに加え、男女間における性行為のあり方が、ポルノの影響を受けたへゲモニックな男性性によって規定されるという解釈がある限り、いかなる性行為であっても、男性はポルノを身体化し、性的にポルノを介在させながら女性を眼差しているという認識からは逃れられないといえる。男性が性的に女性を眼差すことは、女性が性的に眼差されることを望むか否かという私情の余地を排除しても成立可能であることから、そこには男女間における暴力性が内在した抑圧・支配/被抑圧・被支配の関係が成立しているといえる。

いまや日常生活において、電車の広告やコンビニの雑誌コーナー、そして音楽などを通して、ポルノから切り離された生活を送ることは困難である。そういったことを考えると、 人びとによって解釈される男性の女性に対する暴力性は、文化的な影響を受け、記号化された構築主義的なものとしての性的欲望の影響が強いといえる。性的欲望によって性的に、そして文化的に規範化された「男らしさ」、そして男性の性的主体性は、ポルノを代表とする文化的に記号化され、構築されたものと分かち難く結ばれていると解釈されることは不思議ではない。

しかしそれでも周囲が、男性が本質主義的なものとしての性的欲望を女性に抱いていないと判断する状況も存在するだろう。例えば、女性が「あの人(男性)、私に性的な視線を向けてくるの」と言ったとしても、男性が本当にそのような視線を向けているのかということについて疑う余地はあるだろう。では、女性を性的に眼差すと同時に、社会から眼差される男性の本質主義的なものとしての性的欲望と構築主義的なものとしての性的欲望の境界は何か。中里見は以下のようにも述べる。

一般に男性はポルノグラフィを「見る(観る)」「読む」といわれるが、この表現は婉曲表現であるといわねばならない。なるほど書店や電車、あるいは映画館などの公共の場では男性はポルノを「見る」だけである。だが男性がポルノグラフィを「使用」する主たる場所である自宅の自室では、ポルノグラフィを「見る」だけの男性はほとんどいない。未成年であれ成人であれ、男性がポルノグラフィを「使う」目的は自慰行為を行うことである。この事実は、ポルノグラフィをめぐる議論で一般に隠されているがゆえに明確にされる必要がある(中里見, 2008, pp. 24-25)。

中里見の解釈でポルノを捉えると、本質主義的なものとしての性的欲望には射精が不可欠になる一方、構築主義的なものとしての性的欲望には射精を想起しない(想起されない)ことによって成立するといえる。例に挙げた、女性が男性に性的な視線を向けられていると主張した場合において、周囲が疑う余地があると判断する状況になるのは、男性がその女性に対して性的興奮、つまり聞き手が射精を想起していないことによって成立しているからだと考えられる。

しかし中里見の解釈では、たとえ男性が性的欲望を構築主義的なものとしての性的欲望の意味として使用し、本質主義的なものとしての性的欲望ではないと主張しても、他者によって性的欲望が本質主義的なものとしての性的欲望として理解されてしまうことが十分にあるといえる。これは、男性が女性に対して抱く性的欲望は、女性を性的に眼差すものであると同時に、女性を性的に従属化させる暴力性があると社会から眼差されており、男性の性的欲望が射精と結びつく本質主義的なものとしての性的欲望なのか、それとも射精を排除した構築主義的なものとしての性的欲望なのかということについては、他者による文脈的解釈に委ねるしかないことになる。つまり、いかなる性的欲望の形態も、本質主義的なものとしての性的欲望に回収される可能性があるということになるのだ。そして、ポルノについて批判的な議論がある限り、男性が性的欲望をもつことに加害性が付与され続けると考えらえる。

2-5 ポルノの影響を受けた構築主義的なものとしての性的欲望と知的障害のある成人男性の性―性的欲望を抑制する文化と「男らしさ」―

もはやポルノが日常生活場面の至るところに存在し、インターネットを含む産業として も成立している社会においては、生活にポルノが存在しているというよりはむしろ、人び とはポルノと必然的に生活しているといえる。これは、人びとがポルノを扱っているので はなく、ポルノによって人びとが扱われてしまっているのだという表現ができる。そのよ うな意味では、もはや人びとはポルノというものを一種の媒体として操作的に扱うことは 困難であり、ポルノという文化に支配されながら生活しているのだと捉えることができる。 人びとがこのようなポルノ文化を内面化し、生活の規範となっている社会を「ポルノ文化 社会」と定義することは可能であろう。

先にも述べた通り、ポルノが女性を性的に従属化させる暴力性を含むという解釈がある

限り、いかなる性的欲望の形態も、本質主義的なものとしての性的欲望に回収される可能性があることから、男性は射精とつながる性的欲望を生起するのではないかと他者から想像される可能性のあるあらゆる状況から距離をとることは日常的にあるのではないか。例えば、コンビニのアダルト雑誌コーナー付近で立ち止まらないよう意識したり、レンタルビデオ店に借りたい DVD があったとしても、アダルトコーナー付近に女性がいるために借りることを諦めたり、周囲の視線を確認してから手に取ることは珍しくない。他にも男性が、自ら積極的に性的欲望から距離をとっていることを周囲にアピールする状況がある。その代表的なものとして、満員電車の吊革を両手で持つことを挙げることができる。

Belarmino ら(2019, p. 284)は、日本人女性へのインタビューから、日本の女性専用車両について、加害者の痴漢行為を思いとどまらせるのみであり、痴漢されないように女性に責任を負わせる構造があることを述べている。たしかに、Belarmino らが述べる通り、そもそも男性による性的加害性が車両内で発露されなければ、女性専用車両という女性のみの特別車両は必要ないことになる注60。また、Belarmino らは、日本の女性専用車両は、加害者の痴漢行為を思いとどまらせるのみであると述べるが、女性専用車両には女性のみが乗車できるということから、痴漢行為の加害者と眼差される男性の視点に立てば、女性に対する痴漢行為といった性的加害性を発露しないよう男性に向けて啓発しているというよりはむしろ、男性は加害性を含む性的欲望を女性に向けるのだという前提により成立し、構造的に男性を女性に近づけさせない環境を設けているのだと理解することができるのではないか。換言すれば、男性の性的加害性を「女性専用車両」という記号化によって可視化させているともいえる。

Connell は、覇権的男性性が全体としてのジェンダー秩序との関係において覇権的であり、男性が女性に対して集合的に持つ特権の表現であると指摘するが、男性自身が女性に向けたり、向けていると認識されたりする男性性について認識し、それによって成立している文化規範を内面化しているからこそ、ことさら中里見(2008)が述べるポルノは絶対悪であるという視座に立つポルノ文化社会の性的欲望をめぐる事象について、男性はコンビニのアダルト雑誌コーナー付近で立ち止まらないよう意識したり、女性専用車両が存在したり、満員電車内で女性が近くにいた場合には冤罪に巻き込まれないよう両手で吊革を掴むのだと考えられる。

文化というものについて、人類学者のギルモア(1997[1990], p. 270)は「人類学者が何十年間も論じてきたように、文化とは、人間が適用のために考案したものである。文化の道

徳的コードや規範というものが、(時には物質的賞罰よりも心理的賞罰によって)人々に、自分の個人的欲求に従うと同時に、社会的目的を追求するように促進させるのである。これこそ文化の神髄である、すなわち個人を集団の目標に順応させることなのである」と述べる。

ギルモアの指摘は、性的欲望をめぐる文化の性質を理解する上で重要であると考える。 欲望については、他者と共に生を紡いでいくという次元から独立し、社会的集団によって 生み出され、社会集団によって共有された尽きることのない言葉としての記号を消費しよ うとする欲なのだということを示唆していると述べたが、まさにギルモアが文化の神髄と 指摘する個人を集団の目標に順応させるという性質は、性的欲望にも重なると考えられる。 自己や他者に加害性が向けられないのであれば、つまり、想像の世界で済まされるのであ れば、欲望は問題として扱われない。性的欲望についても、自己や他者に性的加害性をも つことなく、想像として楽しむのであれば問題にはならない。換言すれば、性的欲望は、 記号として可視化されないという条件の下でのみ、他者の批判から逃れることができるの だ。だからこそ、女性が安心して男性と同じ空間にいることができるのは、男性が性的に、 そして文化的に規範化された「男らしさ」をコントロールできる理性に加え、そこでの道 徳的な規範に沿いながら、性的欲望と理解されるものを記号化させないことができるとい うことに依拠されているからであると考えられる。つまり、文化的な性的欲望に支配され ている社会においては、理性によって「男らしさ」を女性に向けて発露させないという規 範に沿うことが可能だという期待を周囲にもたせることが不可欠となるのだ。それに従え ば、知的障害のある成人男性の場合、男性健常者と同様の期待をもつことは困難だと考え られてしまうのではないか。

知的障害者支援では、理念としては個人の主体性を尊重した支援が当為命題となり、「処遇」ではなく「支援」へといい換えられはしたものの、旧来的な生活指導や職業指導と呼ばれる指導訓練が今も続けられ、それは指導する従事者側に承認されない限り終わることなく、たとえ施設から出たとしても生活上の細々とした指導が継続される(大野,2019,p.87)。ことさら一定の区切りをつけることが不可能な知的障害のある成人男性の性的な事象となれば、「支援」という名を基に、健常者による監視がより強力に働くことは想像に難くない。つまり、男性の女性に対する「男らしさ」の暴力性は、文化的に記号化された性的欲望の影響が強く、「男らしさ」の暴力性を発露してはならないということを、理性と道徳的な規範によって、男性は内面化している(内面化できる)と女性が期待できる

ということが必要になる。そのようなことから、知的障害のある成人男性の性的な事象に対して過剰に防衛することは、健常者/障害者における差別ではなく、健常者側からの必要不可欠な監視として成立することになる。要するに、文化的に記号化された「男らしさ」により、知的障害のある成人男性の性的な事象は、健常者によって事前に監視が不可欠な性的欲望として規定され、抑圧されてしまうといえるのではないか。そのようなことから、知的障害のある成人男性の性的被抑圧状況を説明するために、性的欲求と性的欲望を切り離す概念操作をしてみる。なぜなら、一般的に、知的障害者は理性による自己制御に困難を伴うと認識される傾向があり、性的な事象についても自己制御が困難な主体であると認識されがちであるからである。それゆえ、知的障害者は他者との関係が監視の下に置かれてしまいがちになると考えられる。

近代の人間観において、欲望と理性とは対極的に捉えられているのではないか。そして そもそも、欲望は他者による制御が不能なものとして概念化されてきたのであり、それは 知的障害があるか否かとは関わりがない。それにも関わらず、知的障害者の性的欲望への 嫌悪が、知的障害者と他者との関係全体を抑圧する論理につながっていることについて、 いったん性的欲望と性的欲求とを分けることを通して検討する。ただし、性的欲望と性的 欲求が本来不可分のものであること、またそれにも関わらず、二分法的に概念化すること による負の側面にも意識を向けておく必要があることついて留意する。

第3節 知的障害のある成人男性が性的主体になるとはどういうことか

3-1 性的欲求をめぐって

1) 性的欲求とは何か―性的欲求を性的欲望から切り離すには―

それでは、性的欲求が文化的に記号化された「男らしさ」による性的欲望と混在されることなく、他者と共に生を紡いでいくという関係の意味をもち、正当に社会から保障されるべき対象として定義されるためには、どのような認識として捉え直す必要があると考えられようか。すなわち、性的欲求にどのような意味を付帯させることができれば、性的欲求が性的欲望と混在されることなく切り離され、社会的に保障すべき支援の対象としての新しい輪郭をもつことができるのか、ということである。

そもそも知的障害のある成人男性の性的欲求が、他者から認識される成立条件を考えて みた場合、「知的障害のある成人男性から他者へ」という見方、つまり目の前にいる知的障 害のある成人男性の性的欲求を受け取る他者の存在が必要となることは当然だといえる。 しかし性的欲求が性的欲望と混在して理解されていることから、他者によって、知的障害 のある成人男性の性的欲求が性的欲望に置き換えられてしまうことも同時に示す。

まず性的欲望は、社会集団によって共有された尽きることのない言葉としての記号であり、男性による性的な記号としての暴力性を含む。そのようなことから、知的障害のある成人男性の性的欲求を性的欲望に置き換えた他者(知的障害のない者)は、女性に向けられる可能性のある暴力性を可視化させないためにも、社会集団によって共有された言葉、すなわち記号化された性的欲望に帰結させ、不可視化していくことは正当化される。なぜなら先にも述べたが、知的障害のある成人男性の場合、文化的に規範化された「男らしさ」をコントロールできる理性に加え、そこでの道徳的な規範に沿うことができるという期待をもつことは、男性健常者と比べて困難だと理解されているからである。結果として、性的欲望に置き換えられた知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者から正当に扱われることはない。

しかし一方で、知的障害のある成人男性の性的欲求が、「知的障害のある成人男性から他者へ」という見方、つまり目の前にいる知的障害のある成人男性の性的欲求を受け取る他者の存在が必要であるということは、性的欲求が記号化することはできない他者との関係性の視点と分かち難く結ばれていると理解することができる。知的障害のある成人男性の性的欲求を人と人との関係性から捉えるという視座、換言すれば、自己と他者との関係性は、言葉として記号化されたものではなく、生を共にしていくなかで常に変容するものであることから、知的障害のある成人男性の性的欲求を人と人との関係性に基づいて捉えるということが、性的欲求を性的欲望から切り離し、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉えるということの当為につがると考えられないか。

鯨岡(2016, pp. 243-244)は、自閉症であるドナ・ウィリアムズの著書『自閉症だったわたしへ』が、カナーやアスペルガー以来の一連の自閉症研究に対して、まさに「衝撃」とも言える強いインパクトを与えるものであったことに触れ、「それまで自閉症については、研究者が自閉症の子どもたちに出会い、その子どもたちを外側から観察してその特徴をあげつらい、『自閉症とはこういう障碍である』という一般的言説をまとめ上げる形で理解されてきました。つまり、自閉症を抱えた子どもや大人は、常に研究の対象、語られる対象であったということです」と述べる。鯨岡の指摘は、知的障害のある成人男性の性的欲求を性的欲望から切り離し、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉える際の要諦になるといえる。まさに、言葉としての記号が付与されるということは、付与する/

付与されるという関係が前提にあり、そこには常に権力関係が生起しながら語られる対象 が、語る側によって一方的に言説化されるということを意味する。そのように考えれば「『知 的障害のある成人男性から他者へ』と向けられる知的障害のある成人男性の性的欲求に対 し、記号化、すなわち語られる対象」と捉えるのではなく、「『知的障害のある成人男性か ら他者へ』と向けられる知的障害のある成人男性の性的欲求を自己と他者との共に生を紡 ぐ関係性において生起するもの」という視座から捉えるということが、性的欲求が性的欲 望と混在されることなく切り離され、社会的に保障すべき支援の対象としての新しい輪郭 をもつことにつながると考える。そして知的障害者を含む障害者の生にも関わる障害者支 援に焦点を移すと、それはより明確になる。障害者支援は、当事者の生活そのものに介入 しているのであって、当事者が支援者を含む他者と共に生を紡いでいくという関係に深く 関わっているといえる。要するに、障害者支援は当事者が、他者と共に生を紡いでいくと いう関係とは不可分であり、加えて単発ではなく継続した時間軸を基盤にしながら実行さ れることが求められるのだという視点を基に捉えれば、性的欲求についても記号化し、不 可視化しながら捉えていくことはできなくなると考えられる。そのようなことから性的欲 求は、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉えることを必須にすると 定義され、性的欲望から切り離すことが可能になると考える。

以上のことから、性的欲望から性的欲求を切り離すことの成立条件において、性的欲求に「自己と他者との関係性に基づき、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉える」という意味をもたせることを必須にすると定義する。では、「自己と他者との関係性に基づき、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉える」という意味を介在していない性的欲求は、どのような実態において抑圧されてきたのか。

2) 性的欲求の抑圧の実態―七生養護学校事件からの検討―

知的障害のある男性の性的欲求が、性的欲望と混在されながら抑圧されたことを示す代表的なものとして、七生養護学校事件を挙げることができよう。

知的障害のある児童・生徒に性教育をしていた七生養護学校^{注7)}に都議が新聞記者を同行し、視察という名目をもって性教育で使用していた教材の人形を裸にして性器を露出させ、写真を撮って教員を非難したことについて、当時の知事は七生養護学校での性教育を「あきれ果てる事態、異常な指導をする先生」、教育長は「きわめて不適切な教材」と即座に断定し、性教育に使用された教材が没収されたり、教員が大量に処分されたりした事件が七

生養護学校事件(金崎, 2005)である。七生養護学校事件によって、健常者の立場である教員が、知的障害者がどのような性を生きるのか、つまり性的欲求は他者と共に生を紡いでいくという関係の本質であるという視点をもった教育活動が、異常や不適切という言葉によって否定され、知的障害者の性そのものに否定的な意味づけがなされたといえる。

また性的欲求をめぐっては、知的障害児の性教育について、人間教育として捉えることのできる性教育観を養いつつも、学校教育における実際の指導場面に即した性教育指導法をも包含した性教育法を設置することの必要性がある(西田ら,2005)ということや、知的障害のある自閉症児・者の保護者に対して質問紙^{注8)}を配布し、結果を分析したところ「性交・避妊」と「結婚」の項目は、年齢にかかわらずニーズが低く、年齢が上がるにつれて「必要なし」と回答する保護者が著しく増加していた(大久保ら,2008)というものや、逆に保護者への質問紙調査^{注9)}から、保護者は知的障害のある子どもの性教育の必要性を認めているものの、結婚や出産、性行動に関しては戸惑っている(宮原ら,2001)という状況も存在することが述べられている研究がある。

しかしこれらは共通して、健常者によって当事者の性的欲求が当事者自身を抜きに検討されているものであり、知的障害児・者の性的欲求は指導の対象とされたり、健常者によって知的障害のある人の性的欲求が規定されたりする危険性を孕んでいると考えられる。また、知的障害児・者に対し、異性と関わる際の距離感にパーソナル・スペースの意識づけの指導が行われていることは珍しくない。これは知的障害児・者の性は、問題行動につながる可能性があるということが前提となっており、トラブルが起こらないようにするための事前対応として利用されており、記号化された性的欲望に置き換えられたものだと考えられる。

これら七生養護学校事件や、知的障害のある人を抜きにした健常者による性の意味づけ、 そして知的障害のある人の性的欲求が生起しないためのパーソナル・スペースといったものは、知的障害者の性が、性的欲望という意味づけに配置され、性的欲求が抑圧されたものだといえる。つまり七生養護学校事件における構造の本質は、知的障害のある人を性的欲求の主体であると捉える教員たちと、知的障害のある人のあらゆる性を性的欲望として捉える人たちとの対立によって生じたものであると理解できよう。そして教員を処分するという手段によって、知的障害のある人は性的欲求の主体ではなく、男性の暴力性を含む社会的に共有された記号としての性的欲望に置き換えることが試みられたものだといえる。そのことは当時の知事や教育長が、七生養護学校での性教育を「あきれ果てる事態、異常 な指導をする先生」「きわめて不適切な教材」等と発言し、性教育が共に生を紡いでいくという関係の視点から切り離され、関与した教員の処分を正当化する姿勢によっても十分に示されているといえる。

七生養護学校事件には、健常者が自らに内在する知的障害者の性に対する権力性に加え、知的障害者の性的欲求は、他者と共に生を紡いでいくという関係性を本質とするものであり、そのため保障することが不可欠であるという視点ではなく、常にどのように健常者が扱うのかということや、健常者から指導や対応としての枠組みで捉えられ、性的欲望として扱われたのか、ということが示されている。このことは、知的障害のある男性が、性的欲求をもつ主体として捉えられていないことを示していると考えられる。それでは、性的欲求をめぐって、知的障害のある成人男性が性的欲求の主体であるとはどういうことなのか。

3-2 性的主体をめぐって

1) 性的欲求の〈主体である〉とはどういうことか

これまで、男性健常者の性的欲求は、文化規範の枠組みから逸脱と判断されない範囲において、正常なものとして意味づけられ、むしろ健全な証であると捉えられているといえる。これは現在でも、出生率低下が社会問題として認識されていることや、児童手当や出産手当金、そして育児休業給付金といった社会保険制度や、男性の育児休業取得を促進させていくための出生時育休制度が新設されるといったことからも、男性健常者は、自己と他者との関係性に基づき、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉えられるという意味が含意された性的欲求をもつ存在としての認識が付帯されているといえる。このことは、男性健常者は、性的欲求の主体であることを示すことにつながると考えられる。一方、知的障害のある成人男性の場合、知的障害のある成人男性自身がケアされる立場として理解されていることに加え、健常者によってどのような性をもつべきかと規定されやすいことから、結婚して子育でをしたり、結婚せずに子育でをしたりするということも想定されていない(想定されにくい)と考えられる注100。つまり知的障害のある成人男性は、性をめぐる諸制度からも排除されているといえるのだ。

これまで同様に、例えば LGBTQ といった性的マイノリティも、性的マジョリティによって彼らがもつ性的欲求が忌避的対象であると否定的に捉えられ、抑圧されてきた歴史があった。そのことは、性的欲求を剥奪する/剥奪されるといった差別構造を維持する文化規範

があったことを示す。しかし LGBTQ は、他者と連帯しながら自らの性的欲求が剥奪されている構造に抵抗する声を上げてきたからこそ、社会における既存の価値観を変容させるさまざまな社会運動を起こすことができたのであり、今も起こし続けることができているのだと考えられる。すなわち社会において、性的マイノリティである LGBTQ は性的欲求をもつ存在として否定的な認識が付帯されているため、性的欲求の主体ではないと認識されてきたのだと考えられるのだが、性的マイノリティである LGBTQ は他者と連帯することで社会の認識を覆してきたのであり、今も覆し続けることができるのだと考えられる。その結果として、未だに性的マイノリティに対する差別は存在しているものの、性的マイノリティである LGBTQ が性的欲求の主体であるということに対する権利保障が、社会認識として醸成してきたのだといえるだろう。敷衍すれば、他者と連帯しながら社会運動を起こしてきたことが、それまで不可視化にされてきた性的欲求を可視化させ、性的欲求の〈主体でない〉としての認識が、性的欲求の〈主体である〉としての認識の変容につながったのだと考えられる。

しかし知的障害のある成人男性の性的欲求に焦点を当ててみると、未だに性的欲求の〈主体である〉と認識されている(認識されてきている)とはいえない。では、性的欲求の〈主体である〉とはどういうことであるのか。このことは、先に挙げたLGBTQの人びとが、性的欲求の〈主体である〉と認識される権利(否定されない権利)を獲得しつつある一方で、同じ性的マイノリティである知的障害のある成人男性の性的欲求は、〈主体である〉と認識されない差異は何か、ということにもつながる。

鯨岡が述べる以下の主体についての概念は、性的欲求の⟨主体である⟩ということを検討する上で重要な手がかりになると考える。

主体という概念は個人を周囲他者から切り分けて際立たせる意味合いをもつものでありながら、では当の個人だけで自己完結的に定義できるかと言えばそうではなく、常に他者たち(他の主体たち)との関係の中で初めて成り立つものであるという意味では、他の主体と深く結びつくかたちでしか定義できないという問題があります(鯨岡, 2016, p. 57)。

鯨岡は、主体の成立条件には、他者の存在が必要であると指摘する。

また、このことについて鯨岡は、自と他は共軛的関係(ママ)にあるという言い方でも表現

しており、その理由として、主体という個に定位した概念が他の主体との関係と切り離せないと考えられるからだと説明している(2016, p. 57)。

鯨岡が述べるように、自己という主体をもつ存在は、他者という主体をもつ存在との関係によってでしか成立しないということを前提とすれば、性行為につながる性的欲求だけではなく、他者をケアすることも含めたあらゆる性的欲求も同様に、他者の性的欲求と共軛的関係の基に成立しているのであり、それゆえ誰もが性的欲求をもつということになる。そして人が主体として生きるということ、すなわち自己と他者との関係性に基づきながら、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉えるという本質から主体は切り離すことができないことから、性的欲求の〈主体〉であるということは、他者と共に生きる主体であることと同義であるといえる。

ある人が主体となるのは、他の主体から主体として認められたときであり、また他者を 主体として認めることができたときだということになる(鯨岡,2016,p.67)ことから、ある 人が性的欲求の〈主体である〉とは、他者から性的欲求の〈主体である〉と認められ、また他 者も同様に性的欲求の〈主体である〉と認めるということになる。つまり性的欲求の〈主体で ある〉ということは、自己という存在は、他者の性的欲求と分かち難〈結ばれているのであ り、自己が性的欲求の〈主体〉として生きるということは、他者がもつ性的欲求の〈主体〉と 共に生きるということなのだ。

性的マイノリティである LGBTQ の当事者が、性的欲求の主体としての権利を獲得してきた(獲得してきている)のは、まさに性的マジョリティに対し、性的マイノリティがもつ性的欲求の主体を抑圧するということは、性的マジョリティ自身がもつ性的欲求の主体を抑圧することでもあるということを共軛的関係に基づきながら他者と連帯し、他者と共に生きるということ、そのものと深く関わっていると主張してきた結果であると理解することができる。換言すれば、性的欲求が剥奪されている存在に周囲が気づいた時に、性的欲求の主体は浮かび上がると考えられる。

2) 性的欲求の主体から性的主体へ

鯨岡が述べる主体の性質を用いながら、自己の性的欲求の主体と他者の性的欲求の主体は、共軛的関係であると理解できることを述べた。しかし性的欲求の主体が、共軛的関係において成立することを認めたとしても、共軛的関係をもつからといって、それによって両者に優劣のない対等な関係性が成立するとはいえない。なぜなら、とりわけ知的障害の

ある成人男性の性的欲求の主体に焦点を当てれば、知的障害があるということによって、 知的障害のある成人男性は自らの性的欲求の主体を他者に語るということが困難であるこ とからも、健常者が知的障害のある成人男性の性的欲求の主体そのものを、予め規定して しまうことが大いにあると考えられるからだ。

東京都心身障害者福祉センター精薄科長を務めていた室橋(1976, pp. 129-131)は、知的障害者の場合、①経済生活が確立されているかどうか、②生活処理能力、③性の問題、④出産・育児の問題といった4つの条件をクリアしなければ結婚を認めるべきではないと述べる。室橋が述べることは、知的障害者の結婚についてであるものの、結婚に限らず、知的障害のある成人男性の性的欲求の主体は、知的障害のない者による条件付きで成立し、既に性的欲求の主体そのものが事前に意味付けられ、規定されていることが示されている。

知的障害のある成人男性の性的欲求の主体が、共軛的関係において成り立つことを説明できたとしても、それはあくまでも形式的な共軛的関係において成立しているのであり、知的障害のある成人男性の性的欲求の主体が、保障すべき対象として理解されているとは言い難い。むしろそこには、健常者の差別的・抑圧的な眼差しが介在しているといえよう。

津田(1996, p. 34)は「障害者は、男女間の、いや同性間でさえ、生き生きとした人間関係を形成することが難しくさせられている。恋愛・結婚といった、まさに生き生きとした関係が問われる状況において、この困難は露わになる」と述べる。津田が指摘している人間関係の形成に関する障害者と健常者の差異は、知的障害者に限定したものではない。しかし知的障害者は、明らかに健常者によって、性をめぐって生き生きとした関係を問われること自体がない、もしくは問われにくい状況に配置されている存在といえよう。

先に、性的欲求に「自己と他者との関係性に基づき、共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉える」という意味をもたせると定義したが、当然、この意味における性的欲求には恋愛・結婚のみでなく、他者をケアすることに加え、他者も自己と同様に性をもつ存在として捉えたり、共に生きていく者と理解したりするということも含意されてくる。しかし知的障害のある成人男性の性的欲求の主体が、健常者によって事前に規定されるということは、知的障害のある成人男性が恋愛や結婚の対象から排除されるということにとどまらず、性をもつ存在として、また共に生きていくべき存在としても承認されないということを意味する。その結果、知的障害のある成人男性の性的欲求の主体は、社会において保障されるべき対象として理解されないことに帰結するといえる。

では、健常者による差別や排除の影響を受け、関係性のなかで不均衡な状態に配置され

た知的障害のある成人男性の性的欲求の主体をどのように深化し、捉え直していく必要があると考えられるのか。これについて、津田が述べる以下の指摘は、重要なヒントを提供しているように思われる。

健常者の優越意識、障害者の劣等意識がいったん固定してしまえば、健常者と障害者との「交流」などといっても何の役にも立たない。それどころか否定的な関係を再生産するばかりである。すなわち、表面的な「交流」は、優劣という価値に基づいた固定的関係の転換を引き起こさないばかりか、逆に相互に優越性・劣等性を再確認する機能を果してしまうわけだ(津田, 1996, p. 34)。

津田の指摘は、健常者と知的障害のある成人男性の間における優越意識/劣等意識に置き換えたとしても適用されよう。そして健常者の優越意識、知的障害のある成人男性の劣等意識が固定化され、相互に優越性・劣等性を再確認する否定的な関係が再生産される状況は、以下のようなものが挙げられる。

かつて各地で展開された養護学校や知的障害者施設(当時は精神薄弱者施設)に対する 近隣住民による建設反対運動は、福祉従事者のみならず多くの人々の反響を呼んだ。そ の代表的な例として、1974年に東京都の矢口養護学校、1977年の香川東部養護学校、1981 年に埼玉県に住む自閉症児の親たちが設立を目指した施設「けやきの里」などが挙げら れる。建設反対を訴える住民は知的障害者について、「気持ち悪い」・「性犯罪を起こす恐 れがある」・「とにかく異様」・「商店街をうろついて品物を盗まれる」・「若い娘が外へ出 られない」・「犯罪に結びつく」・「どうしようもない人間」などの声をあげたが、知的障 害者に対するこうした悪いイメージは、さまざまな障害者施設や養護学校の排斥運動に 大きな影響を及ぼしたと考えられる(松村ら、2002、p. 112)。

これは知的障害のある成人男性の性的欲求の主体のイメージが固定化されることにつながったり、固定化されたりしたものであるといえる。知的障害のある成人男性が、健常者から差別される環境で生活することになれば、互いに優越性・劣等性を再確認し、加えて知的障害のある成人男性の性的欲求の主体は差別や抑圧を被り、その差別や抑圧は再生産されていく。

しかし逆に、知的障害のある成人男性のイメージが固定化されない、つまり表面的ではなく、健常者に認識の変容を求めるような「交流」をともなう共軛的関係をもつことが可能になれば、知的障害のある成人男性の性的欲求の主体は、健常者から一方的に固定化されることなく、社会において保障すべき支援の対象として認識されることが期待できると考える。

そのような交流をともなう共軛的関係を成立させるものが、「語り」ではないかと考える。なぜなら「語り」は、他者が存在していることを前提に成立するものであり、他者の「語り」によって、自己のそれまでの認識が変容する契機につなげるからである。さらに、他者の「語り」は、自己の認識を見つめ直したり、自己を対象化しながら省察する契機につなげたりもする。ここでの「語り」とは、言語コミュニケーションや身体コミュニケーションだけでなく、間主観的に捉えられた声なき声さえも「語り」としている。それゆえに、知的障害のある成人男性と健常者の関係性が、健常者によって規定されるような形式的な共軛的関係ではなく、「語り」を介在する共軛的関係であることによって、健常者は知的障害のある成人男性の性的欲求の主体を社会的に保障すべき支援の対象として捉え直すことになると考えられる。

ほんま(2018, p. 98)は「ことばを聴くことは、何かを理解するその手前で、そのことばを通して相手の生、そしてじぶんの生をもみつめ直すことを要求する。そこには、ことばと探求の本質的なつながりがある。なにが話されているか、ということももちろん重要ではあるが、なによりそのひとの生に関するなにかが語られることで、語るそのひとの生がまさに目の前に立ち現れてくるさまを聴く人は目の当たりにする」と述べる。ほんまが述べる「何かを理解するその手前で、そのことばを通して相手の生、そしてじぶんの生をもみつめ直すことを要求する」ものこそが「語り」の本質であると理解することはできよう。つまり形式的な共軛的関係には「語り」が存在せず、相手の生やそこから立ち現れてくる自己の生を捉えることができない。そのため、「語り」の介在を必須とする共軛的関係を基に知的障害のある成人男性の性的欲求の主体を捉えることで、知的障害のある成人男性の性的欲求の主体は、聴き手になる健常者の前に立ち現れた知的障害のある成人男性の性的欲求の主体は、聴き手になる健常者に、知的障害のある成人男性の性的欲求について、自己を対象化しながら思考することを求める。それゆえ、性的欲求の主体そのものが、〈語る主体〉であると理解する必然性が生じる。よって健常者は、〈語る性的欲求の主体〉を、性的主体であると捉えなけ

ればならなくなると考える。

3-3 いかにして知的障害のある成人男性は性的主体となりえるのか―「語る」ということをめぐって―

けれども、これまで繰り返し述べてきたように、未だに知的障害のある成人男性は、性的加害性と分かち難く結ばれていることは否定できない。要するに、いかにして知的障害のある成人男性は、性的主体となりえるのか、ということについても触れておくことは避けられない。換言すれば「語り」の介在を必須とする共軛的関係を基盤に、健常者が知的障害のある成人男性を性的主体と捉える契機になるものは何か、ということである。

津田は、障害者に対する視線や言葉づかいに現れる差別意識は、多分に無知や偏見と密接に関連していると指摘した上で、以下の通り述べる。

相手を無知や偏見ゆえに畏怖し、なるべく自分から遠ざけておこうとする行為は、差別の基本的な要因となっているように思われる。それならば、障害者についての知識を一般に普及させ、障害をもつ者ともたない者との日常的な接触の機会を増やせば、差別はなくなるのか。もちろんそう簡単にはいかない。なぜなら、無知や偏見が一方的に差別を生むというわけではないからである。そうではなくて、人々が差別の対象者を遠ざけようとし、実際に遠ざけることで無知や偏見が生じ、逆にその無知や偏見によって差別が強化されるという循環関係として捉えられなければならないからだ(津田,1996,pp.32-33)。

津田が述べることに従えば、健常者の性的主体と知的障害のある成人男性の性的主体も同様に、差別する性的主体/差別される性的主体という非対称性をもつ限り、知識を一般に普及させたり、接触の機会を増やしたりしたとしても、知的障害のある成人男性の性的主体に対する差別は解消されず、むしろ、差別が強化されるという循環関係を生むことになる。加えてさらに、知的障害のある成人男性の性的主体に対する差別の循環関係において、看過してはならない大要がある。それは、知的障害のある成人男性が差別の循環関係を構築しているのではなく、健常者が差別の循環関係を構築しているという点である。換言すれば、知的障害のある成人男性の性的主体は異質であると認識させる社会は、健常者によって構築されているということである。この視点は、知的障害のある成人男性と性的加害

性とを結びつける差別社会は、あくまでも健常者によって構築されたものであるという認識を導く。

差別を関係性のなかで捉えていく上で、社会学者の好井は、以下の通り述べる。

では差別を考えるときの、今一つの基本とは何だろうか。

一つは私たちと他者との関係性のなかで、差別がどのようなかたちで現れてくるのか。 関係性のなかの差別という考え方をとることだ。道徳や倫理として差別しないというメッセージが日常的に安定し、「問題」として差別がどこかの棚に整理されるのではない。 常に、日常的な他者とのやりとりやさまざまな社会の出来事をめぐる私たちの情報収集 あるいは情報の取捨選択の営みのなかに、差別が息づいているという考え方である。これは実体としての差別者一被差別者という見方を否定するものではない。

それは、言い方を換えれば、私は常に、何らかのかたちで意識する、しないにかかわらず、"差別をしてしまう可能性のある存在"として、自らの語りや振る舞いを、他者や他の現実との繋がり方を反芻できるようにすることである(好井,2007, p. 49)。

「語り」の介在を必須とする共軛的関係には、相手の生、そして自分の生をもみつめ直すことを要求する(ほんま,2018)ことから、知的障害のある成人男性の性的主体をめぐっては、健常者が自己の性的主体と知的障害のある成人男性の性的主体における差異に気づく契機につなげるといえる。ここでの差異とは、自己と他者との性的主体は同一視できないということではない。そうではなく、差別する性的主体/差別されている性的主体という非対称性についてであり、健常者がもつ知的障害のある成人男性の性的主体に対する権力性の発露を指す。

第1章から第5章では、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる知的障害のある成人男性当事者や健常者の「語り」に焦点を当ててきた。そこには共通して、健常者がもつ知的障害のある成人男性の性的主体性に対する権力性の発露がみられたが、一方で、共通して当事者の「語り」や当事者の性的欲求に関わっている健常者の「語り」に向き合うことで、それまで不可視化されてきた健常者としての自己の権力性の発露が可視化され、それまで捉えていた知的障害のある成人男性の性的欲求に対する自己の認識そのものについて思考することにつながっている。すなわち健常者が、被差別の側に配置された知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる「語り」に眼差しを向けることが、健常者に知的障害

のある成人男性の性的主体に対する差別の権力性に気づかせるのであり、健常者が知的障害のある成人男性を性的主体と捉えることにつなげる契機になる展望をもつといえるのではないだろうか。

第4節 本章のまとめ―ジェンダー秩序における知的障害のある成人男性の性的欲求を性的主体との関係でどのように捉えるかについて―

本章は、ジェンダー秩序における男性の性の位置づけから知的障害のある成人男性の性的欲求をどのように捉えるか、ということについて深慮した。

結果として、まず、性的欲求は、性的欲望と明確に区別されていないため、知的障害のある成人男性の性的欲求は、健常者によって差別と抑圧の対象になる。そのため「文化的に記号化され、女性に対する暴力性を含む『男らしさ』」という意味をもつ性的欲望から、性的欲求を切り離し、性的欲求に「自己と他者との関係性に基づき、他者と共に生を紡いでいくという関係かつ長い時間軸で捉える」という意味をもたせると定義した。

次に、性的欲求の主体は、共軛的関係において成立するものの、知的障害のある成人男性の性的欲求の主体と健常者の性的欲求の主体は、対等な共軛的関係をもたない。そのため、性的欲求の主体は、「語る」主体であると捉え、それこそが性的主体であるとした。さらに性的主体は、「語り」を介在するため、健常者に知的障害のある成人男性の性的主体に対する差別の権力性に気づかせ、健常者が知的障害のある成人男性を性的主体と捉えることにつなげると考えられる。

本章は、健常者中心主義といえる社会において、知的障害のある成人男性の性的主体について、男性という性の位置づけと性的欲求の主体との関係から検討したものである。性についての議論は、本章の前半でも述べたように、未だに生まれつき備わった生物的・本質的なものとしての性と社会によって作られているとする社会的・構築的なものとしての性の二項対立の間で揺れ続けている。この両者の間の揺らぎにも焦点を当て、揺らぎ自体に積極的な意味をもたせること。これは、知的障害者の性的欲求や性そのものについての深慮を健常者に迫るものであると考える。それゆえ本章は、この揺らぎが介在したものであるため、十分に明確を期する結論に至ったとは言い切れない。しかしこの揺らぎこそが、知的障害のある成人男性の性的欲求についての生物的決定と社会的決定との二項対立を越える論理を探究する方向に進む必要があると健常者に気づかせるのではないか。

【注】

- 1)1998年に発売されたゲームソフト『ドラゴンクエストⅢ』によって起こった社会問題のことを指す。
- 2) 中野(2013, p. 23) は当該論文において、「生物にみられる性的欲求(sexual needs) は性欲動(Sexual trieb, sexual instinct) を想定することで表される」と述べているが、赤川が述べる本質的なものとしての性的欲望と同義であると理解できる。
- 3) 伊藤(1993, p. 167) は優越志向、権力志向、そして所有志向について「簡単にいえば、優越志向とは、他人に対して優越したいという欲求であり、権力志向とは、自分の意思を他者におしつけたいという欲求であり、所有志向とは、できるだけ多くのモノを所有したい、また所有したものを自分のモノとして確保したいという欲求である」と説明している。伊藤は、"志向"を欲求と置き換えているが、本章においては、伊藤が述べる"志向"は欲望であると理解する。まさに、性的欲求と性的欲望が区別されることなく、混在しながら使用されていると考えられるが、このことについては紙幅の都合上で別の論稿において論じる。
- 4)ここでは強制性交等罪で扱われる性的行為ではなく、両者の同意に基づいた性的行為を前提としている。
- 5) 中里見の定義では、男性が性的被害者になることは埒外に置かれてしまっており、ポルノグラフィは女性に対する暴力でしかないという前提をもっている。このことについては、議論の余地があると考える。
- 6)ここでは、男性/女性における非対称性に基づく抑圧・支配/被抑圧・被支配構造を前提として述べているため、女性から男性に対する性的加害性や、女性間で生じる性的加害性については対象としない。
- 7)七生養護学校(現在は「東京都立七生特別支援学校」)は、隣接する東京都七生福祉園との施設提携校として1971年に開校した知的障害のある児童・生徒を対象にした特別支援学校である。1997年の夏、七生福祉園入所者同士の性的な行動が表面化したことをキッカケに、七生養護学校の教員が児童・生徒の性的な行動を調べていくと、小学部から高等部まで全体に性に関する行動が存在していることが明らかになったため、教員たちは、保護者や福祉園の職員ときめ細かな連携をとって共通理解を図り、学校が一体となって常に性教育の実践を見直し、教材の開発や創作、指導内容や方法の創意工夫など試行錯誤を繰り返しながら、より適切な性教育の実践を追求していた(金崎, 2005)。

- 8)調査期間は2002年10月~12月であり、大阪府、兵庫県、岡山県の自閉症児・者の親の会に質問紙を配布して回収されたものである。回収された質問紙の自閉症児・者の保護者229名のうち、176名が知的障害のある自閉症児・者の保護者であった。
- 9)調査期間は1999年5月7日~7月3日であり、長崎県の知的障害養護学校であるK高等養護学校の保護者を対象に質問紙を配布し、実施されたものである。考察は、保護者61名の回答から分析されたものである。
- 10)知的障害のある成人男性は、知的障害のない成人男性が受けられる諸制度が受けられないということではない。ここでは知的障害のある成人男性は制度を受けないという前提が、知的障害のない人びとの間でもたれていることを述べたものである。

【引用文献】

赤川学(1996)『性への自由/性からの自由―ポルノグラフィの歴史社会学―』, 青弓社 赤川学(2017)「構築された性から構築する性へ―ジェフリー・ウィークスの理論的変容を 通して―」『現代社会学理論研究』11, pp. 4-13.

Belarmino, M., & Roberts, M. R. (2019) Japanese gender role expectations and attitudes: A qualitative analysis of gender inequality. *Journal of internations Women's Studies*, 20(7), pp. 272-288.

Connell, R. (2001) Understanding men: Gender sociology and the new international research on masculinities. Social Thought & Research, 24(1&2), pp. 13-31.

藤崎康彦(2017)「『男らしさ』と『自分らしさ』再考―男らしさの鎧を脱げば本来の『自分』が現れてくるのだろうか―」『跡見学園女子大学人文学フォーラム』15, pp. 128-141.

ギデンズ, A. (2019[1992])『親密性の変容―近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム―』第5刷, 松尾精文・松川昭子訳, 而立書房

ギルモア, D. (1997[1990])『「男らしさ」の人類学』第3刷,前田俊子訳,春秋社

ほんまなほ(2018)「語る主体になる―語り合いの活動と対話の経験を書くことについて―」 『臨床哲学』19, pp. 95-110.

伊藤公雄(1993)『〈男らしさ〉のゆくえ―男性文化の文化社会学―』, 新曜社

伊藤公雄(1999)『男性学入門』第6刷,作品社

金崎満(2005)『検証 七生養護学校事件―性教育攻撃と教員大量処分の真実』,群青社

鯨岡峻(2016)『関係の中で人は生きる―「面接」の人間学に向けて―』,ミネルヴァ書房

待田昌二 (2006)「心理学における欲求概念の再検討のための序説」『研究紀要. 人文科学・自然科学篇』47, pp. 79-96.

丸野三乗 (2007)「アリストテレス倫理学における欲望の問題」『早稲田大学大学院文学研究科紀要. 第1分冊, 哲学東洋哲学心理学社会学教育学』52, pp. 19-32.

丸山圭三郎(1989)『欲動』,弘文堂

丸山圭三郎(1990)『言葉・狂気・エロス―無意識の深みにうごめくもの―』,講談社現代 新書

的場昭弘 (1980)「初期マルクスにおける欲求概念(上)―個人的欲求と社会的欲求の弁証法―」『三田学会雑誌』73(5), pp. 771(117)-789(135).

松村孝雄,横川剛毅 (2002)「知的障害者のイメージとその規定要因」『東海大学紀要』 77, pp. 104-112.

宮原春美,相川勝代(2001)「知的障害児・者の家族のセクシュアリティに関する調査」『長崎大学医療技術短期大学部紀要』14, pp. 61-64.

百瀬圭吾(2017)「戦後の国際社会における『女性の人権』の発見とそれに対する認識の変遷」『ボランティア学研究』17, pp. 115-125.

室橋正明 (1976)「ちえ遅れの子の結婚について」小杉長平,大井清吉,河東田博共編『ちえ遅れの子の性と結婚の指導』,日本文化科学社,pp. 126-132.

中西祐子 (2016)「教育とジェンダー」『ジェンダー論をつかむ』第 4 刷, 有斐閣、pp. 89-112. 中野明徳 (2013)「S. フロイトの性欲論―幼児性欲と転移の発見―」『福島大学総合教育研究センター紀要』 14, pp. 23-32.

中里見博 (2008) 『ポルノグラフィと性暴力―新たな法規制を求めて―』, 明石書店 西田充潔, 田実潔 (2005) 「知的障害児に対する性教育について―養護学校における指導の 現状と教員養成カリキュラムの必要性の検討―『北星学園大学社会福祉学部北星論集』 42, pp. 75-86.

大久保賢一, 井上雅彦, 渡辺郁博(2008)「自閉症児・者の性教育に対する保護者のニーズに関する調査研究」『特殊教育学研究』46, pp. 29-38.

大野安彦(2019)「知的障害者に課せられる『自立の枠組み』―育成会の視点から見たその存続要因」『人間文化研究』32, pp. 85-105.

Romney, A. K., & Moore, C. C. (1998) Toward a Theory of Culture as Shared Cognitive Structures. *Ethos*, 26(3), pp. 314-337.

相良守次(1973)『欲求の心理』, 岩波新書

下坂剛 (2018)「セックス(性行為)を捉える研究の様々な視点―髙坂・澤村論文へのコメント―」『青年心理学研究』30, pp. 67-71.

Sun, C., Bridges, A. J., Johnason, J., & Ezzell, M. (2016) Pornography and the male sexual script: an analysis of consumption and sexual relations. *Archives of Sexual Behavior*, 45(4), pp. 983-994.

田中俊之(2016)『男性学の新展開』第5刷,青弓社

津田英二 (1996)「障害者差別解放過程の理論化のために」『生涯学習・社会教育学研究』 20, pp. 31-39.

植村恒一郎 (2014)「『ジェンダー化されたセクシュアリティ』について一あるいは『セクシュアリティのジェンダー化』とは一」『群馬県立女子大学紀要』35, pp. 143-153.

若狭清紀(1994)「『境界例』と現代社会における欲望」『人間科学研究』7, pp. 65-73.

好井裕明(2007)『差別原論―〈わたし〉のなかの権力とつきあう』,平凡社新書

第1節 本論の総括

本論は、知的障害のある成人男性の性的欲求について論研するために、知的障害のある成人男性と健常者との関係性に着目し、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的にも権利として認められ、保障すべき支援の対象となっていく際のプロセスを明らかにすることを試みるものであった。そこで、まずは第1章から第5章において、筆者が実施したインタビューに焦点を当て、筆者自身が間主観的に掴んだ理解や、その理解自体を成立させている文化規範や社会規範といった暗黙知について迫り、議論した。そして、第6章と第7章では、第1章から第5章までで取り上げてきたそれぞれの章を基にしながら帰納法的に、健常者を中心とする社会において、知的障害のある男性の性的欲求が被差別や被抑圧の状況にあるのか、ということについて触れ、どのように知的障害のある成人男性の性的欲求を主体と連帯の視点から捉えていけばいいのか、ということについて理論化しながら新たな概念構築を試み、知的障害のある成人男性の性的欲求について深慮した。

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、健常者によって問題行動や忌避すべき対象として扱われ、健常者によって当事者は性的欲求が生起しないよう行動の変容を求められたり、性的欲求そのものが不可視化の対象とされたりしている現状がある。しかし知的障害のある成人男性の性的欲求は、それ自体が知的障害のある成人男性本人の問題ではなく、知的障害のある成人男性の性的欲求を問題として捉える健常者中心主義に介在する権力性に内在する差別性や抑圧性の問題である、という捉え方ができる。

本論の研究主題は、知的障害のある成人男性の性的欲求をいかに不可視化していくのか、ということについて論じたり、健常者にとって望ましいカタチに変容させたりしていく方法論を探ることを目指したものではない。また、知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会に認識されるようになるための法律や制度の構築を目指したものでもない。これらとは逆に、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する健常者がもつ表面化していない権力性や差別性、そして抑圧性を顕在化させ、健常者に新たな捉え直しを求めることを目指すものであった。さらに、知的障害のある成人男性の性的欲求についての新たな捉え直しを基に、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐり人と人との関係性が変容し、人と人とがつながる、ということについて探ることも狙いであった。

結果として、まず、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、知的障害のある

成人男性と健常者との間で生起した当事者の性的欲求をめぐる語りや連帯が、聞き手であ る健常者としての自己に内在する知的障害のある成人男性の性的欲求に対する差別性や抑 圧性を自覚させ、また、当事者の性的欲求を不可視化すべき対象として捉えることを成立 させている社会規範や文化規範についても思考させ、それまでの自己が疑うことのなかっ た社会規範や文化規範についても批判的な視点で捉え直すことに導いた。この自己に内在 する知的障害のある成人男性の性的欲求に対する差別性や抑圧性への自覚、そして知的障 害のある成人男性の性的欲求を不可視すべき対象として捉えることを成立させている社会 規範や文化規範に対する批判的な視点をもち合わせることが、知的障害のある成人男性の 性的欲求を社会的な権利として保障すべき支援の対象として捉えることにつなげた。そし て、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りや連帯が契機となり、健常者が知的 障害のある成人男性の性的欲求を支援の対象として新たに捉え直すことに導き、それまで の知的障害のある成人男性と健常者の被差別者・被抑圧者/差別者・抑圧者としての非対称 的な関係性から、連帯を通した被支援者/支援者の関係性に変容させたことが明らかになっ た。また、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的な権利として獲得されていく道 筋としては、まず、目の前にいる主体を法律や制度で定められているため、保障しなけれ ばならないという義務によって捉えるのではなく、法律や制度の枠組みを越えた内発的義 務の対象として捉えなければならない。そして次に、内発的義務の対象として捉えられた 主体が、社会的に保障すべき支援の対象として認識されるためには、他者との連帯が不可 欠となる、というプロセスを経ることが明らかになった。この結論に至った経緯は以下の 通りである。

第1章では、知的障害のある成人男性の性的欲求を支えるボランティア団体でのフィールド調査に基づき、活動に参加する知的障害のある成人男性とその父親、ボランティアスタッフである筆者の語りのフィールドノーツを分析対象とした。その結果として、知的障害のある成人男性の性的欲求の保障に関しては、日本においては、未だ、学校教育において課題があることや、性的欲求に関する学習を支援するボランティア団体が存在し、知的障害のある成人男性の性的欲求の確立には、健常者や社会が知的障害のある成人男性に対してもっている意識の変革、加えて知的障害のある成人男性と社会成員との相互作用により、知的障害のある成人男性との連帯を生起する主体的変容学習やお互いの省察、そして性的欲求をめぐる学習の機会の保障につなげていく必要があると考えられることが示唆された。

第2章では、ナラティヴ分析を用いて、男性の相談支援専門員の語りに基づき、男性の相談支援専門員が知的障害のある成人男性の性的欲求が抑圧から解放された変容の過程を考察した。そり、知的障害のある成人男性の性的欲求が抑圧から解放された変容の過程を考察した。その結果として、相談支援専門員は、知的障害者本人との間で築かれた関係性を越え、契約当事者となる第三者に拘束され、制約を受けていることや、社会規範に存在する男性健常者中心主義に対する否定的な眼差しに拘束されている男性の相談支援専門員は、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して忌避感を抱えていることが明らかになった。しかし女性健常者が知的障害のある成人男性の性的欲求に理解を示しているということの表明が、男性の相談支援専門員が敏感になっていた男性健常者中心主義ともいえる社会規範の構造を変化させ、女性の前では知的障害のある成人男性から性的欲求を抜きにした人と人との関係性の視点で支援をせずにはいられないというものから、知的障害のある成人男性の性的欲求に関する事象は、男性支援者と男性当事者における男性の間での秘め事ではなく、女性支援者も含めた人と人との関係性の視点で連帯しながら支援をしていく必要性があるものへと変容したことが示唆された。

第3章では、社会福祉法人南高愛隣会にある「ぶ〜け」に関与する女性職員の知的障害 のある成人男性との性をめぐる関わりや、支援についての考え方が変容した語りの場面に 焦点を当てながら、支援の現場で知的障害のある成人男性の性的欲求はどのように理解さ れるべきか。他の障害者支援と比較して、性の支援にはどのような特殊性があるのか。支 援者は性の支援に対する否定的な眼差しをいかに乗り越えるのかについて考察を試みた。 その結果として、性は不潔なもの、賤しい動物的なものであり、公共圏では隠すべきもの とする文化がある。公共圏では性的な言動を慎み、親密圏ではそれが許されるという規範 のある社会において、「ぶ〜け」には、知的障害のある成人男性が示す性的な事象は当然の こととして捉え、実際に連帯しながら支援していく実践共同体としての組織文化があった。 加えて、性をめぐる支援は、障害福祉サービスで行われる支援とは異なり、他者からの批 判が容易に想像できることに加え、スタートからゴールまでの見通しはなく、支援者は当 事者の結婚や子育てといったライフスタイル全体に関わることから逃れることはできず、 知的障害のある成人男性の性をめぐる支援では、支援者自身、自らの性のエロスも用いる ことが不可欠になることや、そのことによって障害者支援をしている健常者からも否定的 な眼差しが向けられやすくなり、当事者への性的な親密圏に介入する性をめぐる支援は、< 支援>として成立し難くなる。だが、性を支援することが事業として成立するための、換言 すれば、支援者が他者からの否定的な眼差しを意識せず当事者に対し、性をめぐる支援が 実行できる条件は、〈個人的な私〉として当事者の親密圏に介入するのではなく、〈仕事とし ての私〉として当事者の親密圏に介入しているのだということを明言することが、聞き手に エロスとしての支援者を介在させているのではないと理解させることにつなげる。「ぶ〜 け」は、この〈仕事としての私〉の視点があるからこそ、性的な事象は〈支援〉のなかで扱う べきではないという文化的な影響を受けている他者からの否定的な眼差しが向けられたと しても、知的障害者の性をめぐる支援が実行できるということが示唆された。

第4章では、エピソード記述を用いて、知的障害のある成人男性の射精をめぐる語りに 基づき、知的障害のある成人男性と健常者との間で生じている差異のアクチュアリティに ついて、正常性と異常性の構造に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の射精に対 する希求性が異常であり、逸脱したものであると捉えられているのかということ。そして 知的障害のある成人男性の射精に対する希求性について、新たな意味を付与できるよう試 みた。結果として、トイレ介助や入浴介助といった一般的な介助は社会的に承認された行 為であることから、裸になるという非日常性を日常化する技術があるものの、射精介助は 裸になるという非日常性を伴う行為であることから恥ずかしさを感じさせる要素を含むこ とから、射精介助についての当事者の語りを聞くことには戸惑いが生じるが、それを回避 する最終的な手段として、被介助者の身体をモノとして認識しようとする規制が働くとい うことができる。そして、射精を述べる際の文化的な規範意識は、社会的・文化的に構成 された産物であることから、社会から不承認であると烙印を押されてしまう可能性のある あらゆる事象から、逃れることに常に意識的にならなければ、自らが被差別の対象となっ てしまうのだが、ここにはゲイアイデンティティと通底する社会や他者との関係性におけ る性の抑圧があり、そのような関係性のなかで「自分が出せるようになる」には、他者か らの否定的な眼差しを意識しながら状況に応じて自己を抑圧し、自分という存在を多様に 使い分けることを強いる「自分を出さない」ということを成立させる社会が存在するとい うことを含意する。しかし、これまで自分を出さない状況から解放され、自分が出せるよ うになった当事者から他者との関係性において、その「自分が出せるようになった」とい う抑圧からの解放の語りを聞くことが、聞き手である自分自身のアイデンティティを考え させる契機にもなるということが示唆された。

第5章では、エピソード記述を用いて、女性セックスワーカーの知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識や、その認識について変容した場面に焦点を当てながら、知的

障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビアとその解消、そして、その解消がどの ように変容したのか、ということについて考察を試みた。その結果として、女性セックス ワーカーはプライベートの自分ではなく、あくまでも男性客と協働して虚構性を創ること によって、セックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを男性客 は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身 が思えるからこそ、安心してセックスワークが可能になる。しかし知的障害のある成人男 性は、社会規範に沿った規律性を内面化することが期待できないという前提があり、妊娠 や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、知的障害のある成人男性の性的欲 求は、男性健常者がもつ性的欲求とは異なり、監視が機能せず、フォビアの対象として正 当化される。次に、男女間における性行為には権力関係の構造があることに加え、知的障 害のある成人男性の性的欲求は監視の対象とされるため、妊娠や暴力被害といったリスク を男性健常者以上に想起させる。しかし研究協力者であるセックスワーカーは、当事者の 「お母さんからお金を貰って来ました」の発言により、当事者の母親の顔が想起され、知 的障害のある成人男性の性的欲求も男性健常者の性的欲求も同質のものであるという認識 に変容し、差別につながっても仕方がないという立場に置かれている知的障害のある成人 男性の性的欲求と、セックスワーカーである自分自身に同じ被差別者としての同一性を見 出した。また、マイノリティ/マジョリティという二項対立は、マジョリティによって維持 されている抑圧的拘束力を人びとに内面化させる社会規範であるため、自分はマイノリテ ィであると思っていた女性セックスワーカーは、知的障害のある成人男性の性的欲求に対 する自己のマジョリティ性に気づいた。そして「自分らしくいられる」という感覚を得る ことを成立条件とした「脱規範・越境的連帯」で、同じ性的な自由を奪われている存在と して、知的障害のある成人男性を他人事ではなく自分事として捉え、性的な自由の獲得の ために一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったと示唆さ れた。

第6章以降は、これまでに取り上げてきたそれぞれの章を基にしながら帰納法的に、健 常者を中心とする社会において、知的障害のある成人男性の性的欲求が被差別や被抑圧の 状況にあるのか、ということについて触れ、どのように知的障害のある成人男性の性的欲 求を主体と連帯の視点から捉えていけばいいのか、ということについて述べた。

第6章では、世の中で扱われている主体性が、個人主義的主体性概念と関係論的主体性概念で捉えられていると整理し、そもそも個人主義的主体性概念では主体性概念自体が成

立しないこと、そして社会福祉基礎構造改革を機に知的障害者に対する支援に市場原理が導入された自己責任を強いる現代社会においても、関係論的主体性概念が概念として成立することが困難である現状を示した。そして、知的障害者と支援者の関係から、主体性概念を整理し、これまでの研究において知的障害者に関わる支援者の視点から、現代社会が支援者の主体性を蔑ろにしていることから新たな主体性概念として、連帯的主体性概念の捉え直しの必要性と、連帯的主体性概念を実体化していくための制度としてオンブズマン制度や自発的に関わるボランティアの存在の提案をした。

第7章では、ジェンダー秩序における男性の性の位置づけから知的障害のある成人男性 の性的欲求をどのように捉えるか、ということについて深慮した。結果として、まず、知 的障害のある成人男性の性をめぐる事象は、尽きることのない行為へと駆り立てる力とし ての性的な欲望として既定されており、知的障害者は、理性をコントロールできない存在 であることから、健常者によって不可視化すべき対象として理解されていると考えられる。 よって、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象を性的欲望ではなく、性的欲求として 捉え直す必要がある。しかし性的欲求は、性的欲望と明確に区別されていないため、知的 障害のある男性の性的欲求は、健常者によって差別と抑圧の対象になる。そのため「文化 的に記号化され、女性に対する暴力性を含む『男らしさ』」という意味をもつ性的欲望から、 性的欲求を切り離し、性的欲求に「自己と他者との関係性に基づき、他者と共に生を紡い でいくという関係かつ長い時間軸で捉える」という意味をもたせると定義した。次に、性 的欲求の主体は、共軛的関係において成立するものの、知的障害のある成人男性の性的欲 求の主体と健常者の性的欲求の主体は、対等な共軛的関係をもたない。そのため、性的欲 求の主体は、「語る」主体であると捉え、それこそが性的主体であるとした。さらに性的主 体は、「語り」を介在するため、健常者に知的障害のある成人男性の性的主体に対する差別 の権力性に気づかせ、健常者が知的障害のある成人男性を性的主体と捉えることにつなげ ると考えられる。

しかし、本論には課題も残されている。まず、知的障害のある成人男性の性的欲求について認識が変容し、そして知的障害のある成人男性の性的欲求を承認し、支援の対象として捉えるようになったインタビュー協力者の語りから、インタビュイーがもつ権力性や抑圧性について追及できていない点である。たとえ知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐり、人と人とが連帯するに至ったとしても、知的障害のない者は、知的障害者に対してもつ権力性からは完全に逃れることはできないと考えられる。よって、知的障害のある成

人男性の性的欲求について認識が変容し、それを契機に他者と連帯するに至った支援者に 内在する権力性について、目を向けることも大切だといえる。そして逆に、知的障害のあ る成人男性の性的欲求をめぐる語り自体が、聞き手に対する性暴力に転化する可能性があ る。そのことも残された課題として挙げられる。

本論は全体を通し、社会的側面に焦点を当ててきた。ICF の障害概念や障害者権利条約の理念など国際的な動向として、障害はその本人の欠陥や特性といった生まれつきの属性によるものではなく、社会システムの不備、社会と個人の相互作用によって生じるものとしての社会的側面によるものであると認識されるようになってきている。それに先立つ議論として、障害学がある。

「障害学」のアプローチは、「障害者」という一つのレッテルから脱却し、偏った理解を 是正する試みとして、大きな意義があると考える。「障害者」という言葉を聞いたとき、多 くの人が無意識のうちに、その人を特定のフレームにはめこみ、理解したつもりになって はいないだろうか。そこで、ある種の思考停止を起こしてはいないだろうか。このフレー ムを問い直すための、一種の起爆剤として、障害学は一つの有効な手段であるといえるだ ろう(池田, 2014, p. 95)。

石川は、編著者として携わった『障害学の主張』(2002)のなかで以下のように述べる。

要するに社会モデルは、インペアメントからディスアビリティへと問題をシフトさせた。社会モデルは、本人が障害の克服のための責任と負担の一切を負わなければならないとするのでなく、社会が「できない」という問題を解決するための責任と負担を負わない状態を問題にすべきだと主張した。ディスアビリティとは、作為的、不作為的な社会の障壁のことであり、それによって引き起こされる機会の喪失や排除のことであり、だからディスアビリティを削減するための負担を負おうとしない「できなくさせる社会disabling society」の変革が必要だと主張されたのである(石川, 2002, pp. 25-26)。

これは、障害の個人モデル(医療モデル)から障害の社会モデルへの移行といった概念 枠組みの提示を指す。こうした大きな流れのなかで、障害は社会の不備の問題だとする観 念を突き進めていったところに、再度、障害者の身体性を伴う個人的な体験をどう捉える べきかという問題が浮かび上がってくるといった過程がある。つまり、障害概念は、障害 の生物=医学的側面と、障害の社会的側面の間で揺れてきたのだといえる。 同様に、性に関しても、生物学的側面と社会的側面との間を揺れてきていると捉えることができる。筆者自身も、ジュディス・バトラーをはじめとする社会的決定論に大きな影響を受けつつも、性の本質主義的側面を全面否定することは難しく、その間を揺れてきた。 障害者の性についても、生物的決定と社会的決定との間で、筆者のなかで揺らぎを感じ続けてきている。そして当然、本論のなかでも、この揺らぎが表れてしまっている。

本論ではこの揺らぎを積極的に位置づけることができなかった。しかし、この揺らぎを一貫性のなさの次元にとどめるのではなく、揺らぐことを積極的に意味づけ、さらには障害と性に共通する生物的決定と社会的決定との二項対立を越える論理を探究する方向に進む必要があると感じる。

第2節 知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援が問いかけるもの

知的障害者の性的欲求に対し、健常者は「寝た子を起こすな」という言葉を使用しながら不可視化することにつなげるだけでなく、当事者に向ける権力性や抑圧性の発露を正当化していると考えられる。この「寝た子を起こすな」を用いて例えると、本論は「寝た子を起こすな」ではなく、「起きている子を強制的に寝かしつけるな」ということを読み手に気づかせたり、思考させたりすることを試みたものであるといえる。

本論は、知的障害のある成人男性の性的欲求に焦点を絞り、健常者から当事者に向けられる権力性や抑圧性の発露を抉り出すことにとどまらず、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りを通し、関係性の変容と連帯の生起について論じてきた。本論は開示されることで、本論に対する否定的な内容も含め、さまざまな意見が奔出することが予測される。ある読者は、学校や福祉などの現場で活用できないと考えるだろうし、ある読者は、知的障害のある成人男性に焦点を当てるのではなく、健常者に内在している権力性や抑圧性に着目すべきだ、という点に注目するかもしれない。

ここまで本論を執筆していくなかで、過去に筆者が関与したことのある知的障害のある 成人たちが暮らす入所施設での出来事を想起した。筆者が想起した施設での出来事には、 今後、本論における知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援についての研究を進 めていく上で、重要な示唆があると考える。

筆者が関与したことのある知的障害のある成人が暮らす入所施設のフロアの扉には、常に鍵がかかっていた。そのため、施設利用者である知的障害のある成人たちは、自由に外に出かけたり、別フロアの入所者たちと関わったりすることができない仕組みになってい

た。外に出ることが許可されるのは、支援者によって決められた散歩や買い物などの時間 のみであり、別フロアの入所者たちを自分の視界に入れる機会があるのも、散歩や買い物 などの時間が偶然重なった時だけだった。当然、入所者のみで外出することは許されず、 入所者の横には支援者が密着した状態で同行しており、別フロアの入所者とすれ違う時に は、支援者が入所者と入所者の間に入り、入所者同士が接触しないようにされていた。 それにとどまらず、入所者である知的障害のある成人男性と知的障害のある成人女性は、絶対に会うことがないよう、職員によって何時何分に施設の外に出るのか、ということついて緻密に計画されていた。

ある日、育児休暇から復帰した女性職員が、各フロアに挨拶に来てくれたことがあった。 彼女は、約2年の育児休暇を取得していたため、その入所施設に関与し始めて約1年だった筆者は、その時に初めて彼女を見た。その彼女が筆者に近づき、「はじめまして」と丁寧に挨拶をしてくれたため、筆者も「はじめまして」と挨拶し、軽く自己紹介をした。その時、入所している知的障害のある成人男性の一人が、フロアの奥から満面の笑みで彼女の名まえを叫び、手を振りながらこちらに向かって走ってきた。彼女も同様に、こちらに向かって走ってくる入所している知的障害のある成人男性の名まえを呼びながら両手を広げ、彼の気もちに応えようとその場に立ち続けていた。筆者は、その光景を見て、人と人との関係において生起する温かさを肌で感じ、不思議と感動で涙が出そうになった。筆者は、その時の光景をいわゆる感動の再会の場面として捉えたのだ。

しかし同時に、その光景に気づいた男性職員の一人が、入所している知的障害のある成人男性の名まえを叫び、「近づいたらだめ!」と連呼しながら、こちらに向かって走ってきたのだ。この男性職員にとっては、知的障害のある成人男性が、彼女に向かって走っていく光景は、感動の再会の場面でなく、看過できない行動として捉えたに違いないだろう。つまり、一つの場面において、彼女に久々に会えて嬉しい感情を全身で表現している知的障害のある成人男性と、その知的障害のある成人男性の感情を受け止めようと両手を広げて立ち続けている女性職員と、両者の接触を制止することに駆られている男性職員のそれぞれ異なる感情が交差する状況があったのだ。筆者は、その状況を見て、感動で涙が出そうになっていたものの、身体のどこかにある涙の蛇口を止められた感覚をもった。男性職員は制止に間に合わず、女性職員と入所している知的障害のある成人男性は向かい合って両手を繋ぎ、一緒に「久しぶり」と言いながら数回、ジャンプした後、軽くハグをした。しかし、男性職員は「触らない!」と知的障害のある成人男性を叱り、両者を強引に引き

離した。

男性職員にとって、入所者の女性支援者に対する行動は性的欲望の発露にすぎないかのようだった。これまで、この知的障害のある成人男性は、一度も女性に対して性加害を起こしたことはないものの、入所者である知的障害のある成人男性の行動が、女性支援者に危害をもたらす可能性に焦点が合っていた。しかし私の目には、入所者である知的障害のある成人男性の女性支援者に対する行動が、性を意識しつつも純粋に人と人との精神的な結びつきを表しているように感じられた。そして、女性と関わること自体を規制され、まして結婚や出産、子育てを含めて対で支え合っていく人生そのものを否定されている入所している知的障害のある成人男性の境遇を思った。この経験が、性的欲望と性的欲求を分けて捉えようとする本論の発想に結びついている。

本研究は、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的にも権利として認められ、保障すべき支援の対象となっていく際のプロセスを明らかにすることを目的としたものであり、第7章では性的欲求と性的欲望を分け、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象を性的欲望ではなく、性的欲求で捉えることに試みている。筆者が関与したことのある知的障害のある成人たちが暮らす入所施設での場面において、入所している知的障害のある成人男性が表現した感情を受け取る女性職員と、両者の接触を力で制止する男性職員との差異は、やはり、知的障害のある成人男性の性をめぐる事象を性的欲求で捉えるか、それとも性的欲望で捉えるか、という差異であると考えられる。

しかし、今も記憶として鮮明に残っているのは、入所している知的障害のある成人男性と女性職員がハグをした時、女性職員が、筆者に向けた笑顔の視線である。彼女は笑顔だったが、その筆者に向けた視線には、入所している知的障害のある成人男性に久々に会えたことや、入所している知的障害のある成人が喜んでくれていることを筆者に伝え、共感を求める意味があったのだろうか。それとも、実は、知的障害のある成人男性との接触には嫌悪があり、笑顔で筆者に助けを求める意味をもつメッセージだったのだろうか。後者の場合、筆者は彼女に対し、どのような言葉がけができたのか。彼女は知的障害のある成人男性とハグをした時、どのように思っていたのか。これらについては、彼女に確認ができていない。

知的障害者の性をめぐる事象は、本人が望んでいないにも関わらず、支援者が当事者の 親密圏に介入してしまうだけでなく、逆に当事者が支援者の親密圏に介入してしまうこと とも表裏一体の関係にあると考える。それゆえ、知的障害のある成人男性の性的欲求をめ ぐっては、プライバシーや性的合意の侵害になりかねない。そして、性暴力にもつながる 危険がある。知的障害のある成人男性が表出した言動に対して、女性側が「性暴力だ」「セ クハラだ」と言った時、女性側の言い分や被害はどのように捉えられ、どのような状況が 生み出されるのか。また、同性間における性暴力やセクハラも考えられるため、男性側が 「性暴力だ」「セクハラだ」と言った時、被害を主張する男性側の言い分や被害はどのよう に捉えられ、どのような状況が生み出されるのか。これらの点についても検討していく必 要はあると考える。しかし、これらの点についても、本論では明確に検討できておらず、 今後の残された課題であるといえる。ことさら、第5章を中心にテーマ化した「連帯」を めぐって、特に女性セックスワーカーと知的障害のある男性が、いかなる意味で「連帯」 が可能かということに、さらなる考察が必要だと感じている。当該ケースにおいては、た しかに「連帯」が成立していた。ある条件下での「連帯」だと推測できるが、「連帯」を阻 むコンフリクト状況は容易に想定される。そのコンフリクトを止揚する論理はいかにあり えるのか。その論理を検討することで「連帯」を確かなものとして構想することができる のではないか。性暴力やセクハラといった具体的なコンフリクト状況は、「連帯」の内実を さらに追究する契機となりえると考える。

林(2010, p. 115)は「女性運動にはリプロダクティブ・ライツの確立をめざしつつ、障害者運動からの問題提起を受け止めて理解し合う努力を続け、連帯を模索してきた潮流がある」と述べる。女性運動と障害者運動とが理解し合う努力を続け、連帯を模索することができたのは、両者の間に生じたコンフリクトを対立につなげるのではなく、相手の「語り」に共感し、他者との関係性を前向きに変容していくことのできる「連帯の契機」として捉えることができたからだと考えることはではないか。

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援が健常者に問いかけるものは、知的障害のある成人男性である当事者本人の支援にとどまらないと考える。知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる「語り」と「連帯」を通して生起した知的障害のある成人男性と健常者との関係性においても、潜在化した社会問題を顕在化させ、あくまでも個人の問題として解釈し、他人事としての立場にいる人びとの認識をも変容させる契機につなげることが期待できるのではないか。また、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、「支援」が他者を対象化し、その他者に対して実行されるものではなく、自己を含めた多様な人びとをも対象として実行されるものであることを気づかせる契機になり得るかもしれない。

研究者を含めた健常者は、これまで知的障害のある成人男性の性的欲求について、当事者の性の自己決定を抑圧する健常者の権力性や抑圧性に着目した議論を十分にしてきたと言えるだろうか。加えて、知的障害のある成人男性の性的欲求が、他者との連帯を生み出す可能性をもつという積極的意味があるということについて、検討してきたといえるだろうか。本論は、肯定的な意見であろうが、否定的な意見であろうが、読み手の思考を掻き立てたのであれば、一定、知的障害のある成人男性の性的欲求を議論や研究の俎上に載せることに成功したと考える。そのように理解しつつ、残された課題については取り組み、さまざまな意見についても積極的に耳を傾け、研究を続けていく所存であることを宣言し、筆をおきたい。

【引用文献】

林千章 (2010)「出生前診断という問題—女性運動と障害者運動の対立を解きほぐすために —」『日本女性学会学会誌』17, pp. 114-132.

池田法子 (2014)「〈研究ノート〉障害学の理論的展開」『京都大学生涯教育フィールド研究』 2, pp. 85-97.

石川准 (2002)「ディスアビリティの削減、インペアメントの変換」石川准・倉本智明編著 『障害学の主張』, 明石書店, pp. 17-46.